令和元年度 大学機関別認証評価 自 己 点 検 評 価 書 [日本高等教育評価機構]

> 令和元(2019)年6月 長崎国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 	•
Ⅱ. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
基準1 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
基準 2 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
基準3 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
基準 4 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基準 5 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
基準 6 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
基準 A 建学の理念であるホスピタリティを核とした初年次教育・・・・・	97
V. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
VI. 法令等遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
Ⅷ. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 1
エビデンス集(データ編)一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
エビデンス隹(咨判矩)―監・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

九州文化学園30周年記念誌「激動躍進の30年」で創設者安部芳雄は、建学に至るまでの心情を綴り、終戦の惨状の中から将来の日本のあるべき姿に思いを致し、道義を建直し文化を高める教育の場の必要性を強く思い、九州女子専門学校の設立を決意したと述べている。昭和26(1951)年に財団法人九州文化学院から変わった学校法人九州文化学園は、昭和31(1956)年「学園の教育理想」として「新しい女性が持たねばならない高い知性と豊かな教養と、近代生活の改善に耐え得るたくましい意志と健康な体を養い、更に日本女性の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につけさせようとする独特の人間教育を行う。」ことを明文化し、以来この教育理想が要約されて「高い知性と豊かな教養」「優れた徳性と品格」「たくましい意志と健康な身体」の備わった人材を育成することを建学の精神として学生、教職員に周知してきた。

平成12(2000)年の長崎国際大学(以下「本学」という)の設置に当たっては、設置者である九州文化学園の建学の精神に加えて、本学は建学の理念を「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」と定めて、社会の要請に応え、専門職業人と研究者の育成を行うこととした。

2. 使命と目的

本学の使命と目的は「長崎国際大学学則」の第1章 第1節 第1条に明確に定めている。 本学では、この目的を達成するために、建学の理念に加えて教育の目標を「1.専門的知識 と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成」「2.地域から愛され、地域社 会に貢献できる人材の育成」「3.異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成」のよう に定めて、学生各自の知的能力と人格の向上並びに将来の社会での活動に資する教育を実 施している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

◇ 学校法人の沿革

昭和 20(1945)年 12 月	九州文化学院創立
昭和 22(1947)年 2 月	財団法人九州文化学院設置認可
昭和 26(1951)年 2 月	学校法人九州文化学園へ組織変更認可
平成 7(1995)年	学校法人九州文化学園創立 50 周年
平成 18(2006)年	学校法人九州文化学園創立 60 周年
平成 27(2015)年	学校法人九州文化学園創立 70 周年

◇ 大学の沿革

平成 11(1999)年 12 月 22 日	長崎国際大学設置認可
	人間社会学部国際観光学科、社会福祉学科
平成 12(2000)年 4 月 1 日	長崎国際大学開学

長崎国際大学

平成 12(2000)年 4 月 1 日 人間社会学部国際観光学科、社会福祉学科開設 平成 12(2000)年 4 月 6 日 長崎国際大学 第1回入学式 平成 13(2001)年 12 月 20 日 健康管理学部健康栄養学科設置認可 平成 14(2002)年 4 月 1 日 健康管理学部健康栄養学科開設 平成 15(2003)年 11 月 27 日 大学院人間社会学研究科(修士課程)設置認可 観光学専攻、社会福祉学専攻 平成 16(2004)年 4 月 1 日 大学院人間社会学研究科 (修士課程) 観光学専攻、社会福祉学専攻開設 平成 17(2005)年 12 月 5 日 薬学部薬学科設置認可 平成 17(2005)年 12 月 5 日 大学院健康管理学研究科 (修士課程) 設置認可 健康栄養学専攻 平成 18(2006)年 1月 28 日 大学院人間社会学研究科(博士後期課程)設置認可 地域マネジメント専攻 平成 18(2006)年 4 月 1 日 薬学部薬学科開設 大学院健康管理学研究科 (修士課程) 健康栄養学専攻開設 大学院人間社会学研究科 (博士後期課程) 地域マネジメント専攻開設 大学院薬学研究科 (博士課程) 設置認可 平成 25(2013)年 10月 31 日 医療薬学専攻 平成 26(2014)年 4 月 1 日 大学院薬学研究科 (博士課程) 医療薬学専攻開設

2. 本学の現況

• 大学名

長崎国際大学

• 所在地

長崎県佐世保市ハウステンボス町 2825-7

• 学部構成

学部	学 科	入学定員	3年次編入学定員
人間社会学部	国際観光学科	180	20
八间任云子即	社会福祉学科	80	10
健康管理学部	健康栄養学科	80	10
薬学部	薬学科	120	_
	# <i>1</i>	修士課程	博士後期課程・博士課程
大学院	専 攻	入学定員	入学定員
	観光学専攻	10	_
人間社会学研究科	社会福祉学専攻	10	_
	地域マネジメント専攻		3
健康管理学研究科	健康栄養学専攻	4	_
薬学研究科	医療薬学専攻	_	3

• 学生数、教員数、職員数

学生数

学 部	学 科	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	計
	国際観光学科	229	238	246	267			980
人間社会学部	社会福祉学科	72	56	76	68	_	_	272
	計	301	294	322	335	_	_	1,252
健康管理学部	健康栄養学科	74	95	81	81	_	_	331
健康官 生子司	計	74	95	81	81			331
薬学部	薬学科	129	128	112	117	127	126	739
米十四	計	129	128	112	117	127	126	739
合	計	504	517	515	533	127	126	2,322

大学院	専 攻	1年次	2 年次	3年次	4年次	計
	観光学専攻	5	5	_	_	10
人間社会学研究科	社会福祉学専攻	3	1	_	_	4
	地域マネジメント専攻	1	2	1		4
人間社会学研究科計		9	8	1	_	18
健康管理学研究科	健康栄養学専攻	1	4	_	_	5
健康管理学研究科計		1	4			5
薬学研究科	医療薬学専攻	1	2	2	4	9
薬学研究科計		1	2	2	4	9
	合 計	11	14	3	4	32

教員数

学部・学科、その他の組織		専任教員数						非常勤
7 pp 7/1, C v.		教授	准教授	講師	助教	計	助手	7F ITT 35)
人間社会学部	国際観光学科	10	12	7	4	33	0	33
八间红云子部	社会福祉学科	4	4	9	2	19	2	25
人間社会学部計		14	16	16	6	52	2	58
健康管理学部	健康栄養学科	7	3	6	0	16	9	24
健康管理	里学部計	7	3	6	0	16	9	24
薬学部	薬学科	23	6	10	9	48	4	22
薬学部計		23	6	10	9	48	4	22
合	計	44	25	32	15	116	15	104

職員数

	正職員	パート	合計
人数	67	14	81

Ⅲ、評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命 · 目的等

- 1-1 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応
 - (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

● 学園の目的については、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第3条に、以下のとおり明確に定めている。

《学園の目的》

この法人は、教育基本法・学校教育法・就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行い、九州文化学園創設の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。

【資料 F-1】 寄附行為

● 大学の目的は、本学園の目的を受けて「長崎国際大学 学則」第 1 条に、学部の目的は 第 3 条の 2 に、学科の目的は第 3 条の 3 に、それぞれ以下のとおり明確に定めている。

《大学の目的》

長崎国際大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。

《学部の目的》

学部は、学部に設ける学科の専攻分野に関する専門的知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

《学科の目的》

- 第3条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
- (1) 国際観光学科は、観光及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、観光産業・事業、国際交流、まちづくりの各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (2) 社会福祉学科は、社会福祉及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、福祉行政・計画、福祉臨床、福祉経営の各分野で実践的に活動できる人材を育成する。

- (3) 健康栄養学科は、健康と栄養に関する領域の専門的知識・技能を修得し、健康と栄養の維持・管理の分野で実践的に活動できる栄養士・管理栄養士を育成する。
- (4) 薬学科は、薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師を育成する。

【資料 F-3】 学則

●長崎国際大学の建学の理念は、以下のとおり明確に定められ、「学生便覧」や大学ホームページ等に明記している。

《建学の理念》

人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究

【資料 F-5】「学生便覧」p.2、【資料 1-1-1】大学ホームページ: 理念と目標

● 大学院の目的は、「長崎国際大学大学院 学則」第2条に明確に定めている。人間社会学研究科の教育目的は「長崎国際大学大学院 人間社会学研究科規程」第2条に、健康管理学研究科の教育目的は「長崎国際大学大学院 健康管理学研究科規程」第2条に、薬学研究科の教育目的は「長崎国際大学大学院 薬学研究科規程」第2条に、それぞれ以下のとおり明確に定めている。

《大学院の目的》

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

《人間社会学研究科の教育目的》

人間社会学研究科は、地域に根ざした教育研究を基本とし、社会が求める高度専門職業人及び研究者の養成を行うとともに、観光、福祉及びそれらを基礎とした地域マネジメント領域における研究を行うことを目的とする。

観光学専攻は、観光と観光産業に関する高度な研究及び専門知識の教授によって、広く観光関連分野で社会に貢献しうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

社会福祉学専攻は、社会福祉の理論と実践に関する高度な研究及び専門知識の教授によって、広く社会福祉関連分野で社会に貢献しうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

地域マネジメント専攻は、人間尊重の精神に支えられた新たな概念の地域マネジメントに関する高度な研究及び専門知識の教授によって、特に観光学と社会福祉学を基礎としたまちづくりに関し広く地域社会に貢献し、指導者となりうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

《健康管理学研究科の教育目的》

本研究科は健康管理において指導的立場を担う高度専門職業人の育成を目的とする。 健康栄養学専攻は健康と栄養を中心とした健康管理において中核を担う高度専門職業人の育成を目的とする。

《薬学研究科の教育目的》

本研究科は、薬学の全ての分野において最高水準の教育・研究活動を行い、高度医療 を担う医療系薬学研究者、生命科学の発展に寄与する研究者及び医療行政に貢献する人 材を養成することを目的とする。

医療薬学専攻は医療薬学、社会薬学、育薬学を機軸に最高水準の教育・研究活動を行い、「医療社会薬学」、「薬物治療設計学」、「予防薬学」及び「医療基盤薬学」などの分野で実践的な研究能力を有する優れた先導的医療系薬学研究者(在宅医療研究者、がん・疼痛緩和研究者、処方設計研究者、予防薬学研究者、育薬研究者、医療行政研究者等)を養成することを目的とする。

【資料 F-3】大学院 学則、【資料 1-1-2】長崎国際大学大学院 人間社会学研究科規程、長崎国際大学大学院 健康管理学研究科規程、長崎国際大学大学院 薬学研究科規程

1-1-② 簡潔な文章化

● 前項で示したように、学園の使命・目的、大学・学部・学科の目的、大学院の目的・教育目的は「学校法人九州文化学園 寄附行為」「長崎国際大学 学則」「長崎国際大学大学院 学則」「長崎国際大学大学院 健康管理学研究科規程」及び「長崎国際大学大学院 薬学研究科規程」において明確かつ簡潔に文章化している。これらは簡潔で平易な文章により記述し、学生に向けては「学生便覧」に掲載し、加えて大学ホームページの大学総合における「理念と目標」「目的と 3 つのポリシー」のページにも掲載して、広く周知している。

【資料 F-5】「学生便覧」p.59、p.74、【資料 F-13】長崎国際大学のポリシー、【資料 1-1-3】 大学ホームページ:理念と目標、目的と3つのポリシー

1-1-3 個性・特色の明示

●本学の個性・特色は、「全人教育」を旨とする学校法人九州文化学園の建学の精神を基盤とし、一貫して「人間尊重」を理念に据えている点にあり、「建学の理念」「教育の目標」及び「モットー」に表している。建学の理念として、「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を掲げている。教育の目標は「1.専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成」「2.地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成」「3.異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成」としている。モットーは「いつも、人から。そして、心から。」である。これらの「建学の理念」「教育の目標」及び「モットー」は「学生便覧」、大学ホームページ等に掲載し内外に明示している。さらに、観光、福祉、健康、医療等の分野で地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成するため、「茶道文化 I A~IVB」「学際連携研究」「地域の理解と連携」等を独自の科目として開講している。中でも「茶道文化 I A~IVB」については、建学の理念にあるホスピタリティを具現化し、人間教育の実践、伝統文化理解・国際理解及び地域貢献に資する科目となっている。

【資料 F-5】「学生便覧」p.2、【資料 1-1-4】大学ホームページ: 理念と目標

1-1-4 変化への対応

●「長崎国際大学 運営会議規則」の審議事項を規定した第 5 条において、第 2 号「本学の組織、運営の基本方針に関する事項」、第 3 号「全学的な教育目標、計画の策定に関する事項」を明示し、必要に応じて組織・運営の方針の見直しや、見直しに応じた教育目標、計画の策定を行っており、時代の変化に対応できる体制となっている。

【資料 1-1-5】長崎国際大学 運営会議規則

● 年度ごとの事業計画において、「現状分析」「当該年度の大学全体の基本方針」「各組織の目標・方針等」を検討して明記することで、時代の変化に対応した大学運営を行っている。

【資料 F-6】平成 31(2019)年度事業計画

● 平成 22(2010)年には、改めて各学科の 3 ポリシーの制定を行った。さらに、平成 27(2015)年には、大学全体の 3 ポリシーを新たに制定した。現在の大学及び各学部・学科の 3 ポリシーは、平成 28(2016)年 3 月の学校教育法施行規則の改正に対応して、平成 28(2016)年中に新たに見直しを行い改訂した。以上のように、本学では、社会情勢等に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っている。

【資料 1-1-6】平成 22 年度第 5 回定例全学教授会議事録、平成 27 年度第 5 回定例全学教授会議事録、平成 28 年度第 10 回定例全学教授会議事録

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- 使命・目的及び教育目標の設定については、これまで行ってきた活動を持続、拡充して、 建学の精神・大学の基本理念が更に一層学内外に周知されることを目指す。広報専門の 組織を設置し、建学の精神・大学理念の学内外への周知を更に強化する。
- ◆本学学生に対しては、1年次必修科目「ホスピタリティ概論」等を通して、建学の精神が学部の教育にどのように生かされているのかを説明するとともに、ホスピタリティ・ルーブリックの自己評価を通じて建学の精神に基づいたディプロマ・ポリシーの修得を確認している。
- 新任者着任時の研修や FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)、教授会に おける理事長・学長の挨拶等を通して、各教員に建学の精神を周知徹底させるとともに、 学部における教育にそれを反映させるよう今後も努める。
- 学外には、建学の精神を本学がどのように捉え、教育に反映させているかを高校への出前講義、大学説明会、高校訪問等の機会を利用して説明するとともに、入学前においても、中・高校生やその保護者に建学の精神・大学の基本理念を知ってもらうために、オープンキャンパスや体験学習の機会等において説明する取組みを一層充実していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-4 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

● 建学の理念、教育の目標は、平成 12(2000)年の開学時に人間社会学部を設置するに当たり、認可申請資料中、設置の趣旨に関する項目に記載している。人間社会学部設置時に定められた建学の理念に対する考え方は、平成 14(2002)年の健康管理学部、平成 16(2004)年の大学院人間社会学研究科(修士課程)、平成 18(2006)年の薬学部、健康管理学研究科(修士課程)、人間社会学研究科(博士後期課程)、平成 26(2014)年の薬学研究科(博士課程)の設置を行う際に点検・確認し、各時点において普遍性のある内容と判断して踏襲しながら教授会や理事会に諮り認可申請を行ってきており、教職員や役員の理解を得ている。

【資料 1-2-1】各学部等の認可申請資料

● 3 ポリシーについては、平成 28(2016)年 10 月に開催した平成 28 年度第 7 回定例全学教授会において、大学全体の 3 ポリシーを審議して新たに制定するとともに、この全体ポリシーに基づいて、各学部・学科及び各研究科・専攻の 3 ポリシーについても社会情勢等を反映させた見直しを実施し、平成 29(2017)年 1 月に開催した平成 28 年度第 10 回定例全学教授会及び平成 28(2016)年12 月に開催した各研究科の教授会において審議し、改定を行った。以後、機会あるごとに確認し、理解を深めている。

【資料 1-2-2】平成 28 年度第 7 回定例全学教授会議事録、平成 28 年度第 10 回定例全学教授会議事録、平成 28 年 12 月開催の各研究科教授会議事録

●一方、建学の理念、教育の目標等に基づき策定している年度の事業計画に関しては、「年度事業計画 策定作業マニュアル (平成31年度版)」を、学長、副学長、学部長、学科長、研究科長、専攻長、事務局長、事務局次長、課長、室長及び法人事務局長に配付している。このマニュアルの「1.事業計画策定の目的」の中で、「各学部学科、各課等の責任者は、理事長示達を始めとする各種方針、中期計画、前年度の事業計画、中間報告などを再度確認、熟知の上、科・課内にも周知し、部署間とも協調・協働しながら、PDCAを意識して適切に検討する必要」があることを明示し、役員・教職員が関与・参画しながら事業計画の策定作業を行い、理解と支持を得ている。

【資料 1-2-3】年度事業計画 策定作業マニュアル (平成 31 年度版)

1-2-② 学内外への周知

● 「学生便覧」等に、建学の理念、教育の目標、モットーを明記し、毎年全学生及び教職員に配付して周知しているとともに、大学ホームページの大学総合における「理念と目標」及び「目的と3つのポリシー」のページに、これらを掲載し、学内外に周知している。学生に対しては、入学時のオリエンテーションの中で、「履修の手引」を使って建学の理念等について説明している。教職員に対しては、新任教職員に対するオリエンテーション FD・SD の中で、理事長、学長より、建学の理念等について説明している。

【資料 F-5】「学生便覧」p.2、p.59、p.74、【資料 F-12】「履修の手引」、【資料 F-13】長崎

国際大学のポリシー、【資料 1-2-4】大学ホームページ:理念と目標、目的と 3 つのポリシー、オリエンテーションスケジュール、新任教職員用 $FD \cdot SD$ 資料

1-2-③ 中長期的な計画への反映

● 平成 27(2015)年度に策定した「学校法人九州文化学園 中期計画 平成 28 年度~32 年度 (5 ヵ年)」の「現状」において、以下のとおり建学の理念を明示し、計画の策定に反映している。

(抜粋)

(2) 教学改革計画

≪長崎国際大学≫

① 設置校・学部の特徴

一現状—

長崎国際大学は、学校法人九州文化学園の建学の精神を基本理念とし、「人間尊重を基本理念に、より良い人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を実現することを建学の理念に定め、「いつも、人から。そして、心から。」をモットーに平成 12(2000)年に設置された。

【資料 1-2-5】学校法人九州文化学園 中期計画 平成 28 年度~32 年度(5 ヵ年)

1-2-4 三つのポリシーへの反映

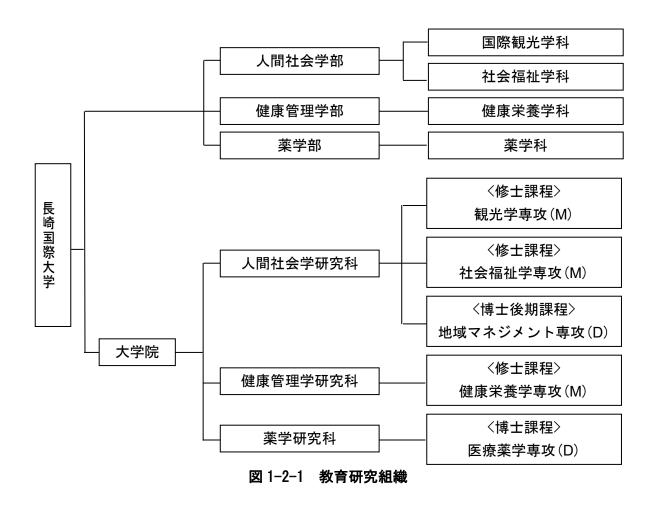
●「建学の理念」及び「教育の目標」を反映させて、三つのポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーでは、その前文において、「『人間尊重』を基本理念に、『ホスピタリティの獲得』をその具体像とし」及び「ホスピタリティを構成する次の諸能力を身に付け活用することができる人物に学位を授与」と明記している。カリキュラム・ポリシーでは、「A.教育内容」の「初年次教育」の項目において、「大学理念の理解」を明記している。アドミッション・ポリシーでは、その前文において、「理念に掲げる人物を育成するために、本学の教育方針を理解」と明記している。

【資料 F-5】「学生便覧」長崎国際大学のポリシー

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

●各学部・学科及び各研究科・専攻の教育目標を達成するため図 1-2-1 の教育研究組織を構成している。学士課程は 3 学部 4 学科から、大学院課程は 3 研究科 5 専攻からそれぞれ構成されている。人間社会学研究科では、観光学専攻と社会福祉学専攻では修士号、両専攻の教育内容を深化させた地域マネジメント専攻においては博士号の学位がそれぞれ取得できる。健康管理学研究科健康栄養学専攻では、修士号の学位が取得できる。薬学研究科医療薬学専攻においては、博士号の学位が取得できる。

【共通基礎】様式1:教育研究組織、教員組織



(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- 使命・目的及び教育目的の反映については、現在行われている大学の使命・目的を周知 する活動を継続していく。具体的には、教授会や研修会、教員に対する学部長個別面談 等を活用して更に周知を図る。
- 同窓会活動と大学が連携して、学内外に大学の使命・目的を更に周知していく。
- 上記活動を継続しつつ、自己点検・評価を定期的に行い、更に改善すべき点があれば、 改善策を策定、実施していくように努める。

[基準1の自己評価]

使命・目的及び教育目的は、学校法人九州文化学園の建学の精神を基盤として、長崎国際大学の建学の理念として具体的に明文化され、社会に広く表明している。また、大学・学部・学科の目的、研究科の教育目的が明確に設定され、個性・特色も明示されている。さらに、組織や運営方針の定期的な見直しにより、時代の変化に対応ができる体制となっている。使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ており、大学ホームページ等により学内外へ周知している。また、中期計画、3ポリシーへも反映しており、教育研究組織の構成との整合性も確保されている。

基準 2. 学生

- 2-1 学生の受入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
 - (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

● 平成 28(2016)年 3 月の学校教育法施行規則の改正に伴い、平成 28(2016)年度中に従来の 3 ポリシーを全学的に見直し、平成 29(2017)年度から新たな 3 ポリシーを施行した。アドミッション・ポリシーは、建学の理念及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ大学全体としてのアドミッション・ポリシーを策定し、それに従って各学部・学科のアドミッション・ポリシーをそれぞれ策定した。新しいポリシーは、各学部学科が求める入学者について、学力の 3 要素をよりわかりやすく具体的に表現したものであり、平成 30(2018)年度以降の入学志願者等に対して、大学ホームページ、募集に係る製作物(「大学案内」「入学試験 INFORMATION」「学生募集要項」)には必ず記載し、周知を図っている。また、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問、出張講義等においても直接説明し、本学が求める入学者像の周知を積極的に行っている。したがって、本学では教育目的を踏まえた、アドミッション・ポリシーを定め、周知に努めている。

【資料 F-2】大学案内、【資料 F-4】2019 入学試験 INFORMATION、【資料 2-1-1】2018 学生募集要項、平成 28 年度 5 月運営会議 5 号議案、2018 入学試験 INFORMATION

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

● 本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、AO 入試、推薦入試、社会人入試、英語 資格入試、一般学力入試、大学入試センター試験利用入試、編入学試験及び外国人留学 生入試等を実施し、多様な入学生を確保できるような選抜を行っている。

毎年4月の入試・募集委員会において、前年度入学試験を総括・分析した結果を踏ま えた当該年度の入試制度の変更を提案し、各学部教授会、全学教授会における承認を経 て「学生募集要項」を作成している。

【資料 2-1-2】2018 学生募集要項、アドミッション・ポリシーと入試区分、平成 30 年度 第 1 回入試・募集委員会議事録及び資料

● 入学試験問題については、本学で独自に作問している。入学試験作問者及び校閲者、作問スケジュールを作問委員会で決定し、適切に運営している。

【資料 2-1-3】平成 30 年度第1回作問委員会議事録及び資料

● アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を公正かつ妥当な方法で適切な体制のもとに運用し、各年度以下のように検証を行っている。

平成 29(2017)年度入試から、次の 3 点の制度変更及び新制度導入を行った。

①人間社会学部推薦入試の試験科目を小論文から基礎学力検査に変更し、「特待生及び減免奨学生」を選抜する。

理由は、従来の試験科目の小論文では成績考課者が複数でも合否判定には問題はなかったが、奨学生・減免奨学生の選抜は、基準の設定には困難な点があった。そのため、評価基準が明確で「知識・技能」をより公正かつ客観的に評価できる基礎学力を問う検査が妥当と判断した。この制度変更で、志願者は、公募制推薦 A 日程では平成28(2016)年度入学生入試9人から平成29(2017)年度入学生入試は21人に増加した。

②一般学力 B 日程において、面接を廃止し全学科 2 科目受験に変更する。

理由は、同時期に 3 期 AO 入試で面接を重視する試験の受験機会を保証できると判断したためである。一般学力 B 日程での面接を廃止して、人間社会学部及び健康管理学部は試験科目を 1 科目増やし、全学科試験科目を 2 科目とした。これにより、一般学力 B 日程は全学部で平成 28(2016)年度入学生入試 24 人から平成 29(2017)年度入学生入試 33 人へと志願者が増加した。

③健康管理学部一般学力入試の「理科」において、「生物基礎・化学基礎」を追加する。 理由は、既に大学入試センター利用入試で、「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」から2科目合算で1科目として選択可能としていたが、これを一般学力入試においても 適用することで志願者増が見込めると判断したためである。結果として、一般学力入 試において受験者47人中13人(28%)が選択した。

【資料 2-1-4】2017 学生募集要項、平成 28 年度第 2 回入試・募集委員会議事録

- 平成 30(2018)年度入試から、新しいアドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるために、次の3点の制度変更及び新制度導入を行った。
 - ①面接評価票を変更する。

理由は、新しく策定したアドミッション・ポリシーに沿った評価項目にしたためである。推薦入試及びAO入試においては、面接評価票を変更し、合わせて配点も見直した。

- ②一般学力 A 日程の英語の試験に外部試験のスコアを利用できる方法を採用する。 理由は、大学入試改革に謳われている「高等学校までの知識・技能を活用した学外 の活動取組み」を評価に入れたためである。一般学力 A 日程の英語の試験において、 全学部を対象に外部試験のスコアを利用できる方式を採用した。この場合においても 本学実施の英語を受験した上で、指定した外部試験のスコアに設定した換算得点と比 較して高い方の得点を合否判定に採用した。平成 30(2018)年度の入試では、外部試験 スコアを利用した志願者は延べ 50 人、合格者の 39 人中、特待生・減免奨学生に選抜 された者は 34 人(87.2%)であった。これは一般学力 A 日程合格者 (304 人) のうち、 選抜された者 (134 人) の割合(44.1%)を大きく上回り、外部試験のスコアを持つ受験 生の志願促進につながり、平成 31(2019)年度は志願者が延べ 91 人に増加した。
- ③アドミッション・オフィサーを設置する。

理由は、大学改革で求められる入学者選抜体制の充実・強化並びに高大接続の推進のためである。入試・募集センターにアドミッション・オフィサーを置き、入試・募集委員会の構成員とした。これにより、アドミッション・オフィサーが集計・分析したデータに基づき策定した入学者選抜の方針・施策等を入学者選抜要項により反映で

きるようになった。

【資料 2-1-5】2017・2018 年度面接評価表、2017 アドミッション・ポリシー、2018 学生 募集要項、平成 29 年度第 2 回入試・募集委員会議事録、長崎国際大学 入試・募集委員会 規程、長崎国際大学 アドミッション・オフィサーの設置に関する内規

- 平成 31(2019)年度入試から次の 3 点の制度変更及び新制度導入を行った。
 - ① スポーツ AO 入試を導入する。

理由は、これまでは推薦入試 A 日程の時期にスポーツ特別推薦入試を実施していたが、入試日に秋季大会や全国大会地方予選と重なり受験できない種目の志願者が少なからずいたためである。AO 入試が令和 3(2021)年度入試から新入試制度で総合型入試に変わることを踏まえ、AO 入試にスポーツ AO 入試を導入した。その結果前年度の人間社会学部のスポーツ推薦志願者 53 人からスポーツ AO 入試 41 人、スポーツ特別推薦入試 41 人の計 82 人に志願者が増加した。

②薬学部一般学力 A 日程の試験科目と試験配点を変更する。

理由は、アドミッション・ポリシーに沿って理科の基礎を学習している学生を確保する観点からである。これまでは、「英語」「数学」必須で「理科3科目(化学・生物・物理)」から1科目選択とし各科目100点合計300点満点で実施していた。

この変更で、「英語」必須、「数学」「理科3科目(化学・生物・物理)」から2科目選択とし、理科2科目受験を可能とした。「数理」2科目中得点が上位科目を200点満点換算し、400点満点で合否を判定することとした。その結果、全受験者中7.8%が理科2科目受験者で65%が合格し、「数理」受験者の64%が合格であった。

③薬学部大学入試センター利用入試試験選択科目と試験配点を変更する。

理由は、大学のアドミッション・ポリシーの「日本文化や書物から多くの学びを得た人」を確保する観点からである。これまでは「英語」「数学」「化学」必須で、理科2科目(生物・物理)から1科目選択とし、各科目100点合計400点満点で実施していた。この変更で、選択科目に「国語」を追加し、「数学」と「化学」を必須とし、理科2科目(生物・物理)から1科目選択、「英語」と「国語」から1科目選択とすることとした。

さらに、各科目 100 点で数理 3 科目中得点が上位科目を 200 点満点換算し、500 点満点で合否を判定することとした。その結果、大学入試センター試験利用入試(前期)では、平成 28(2016)年度志願者 92 人、平成 29(2017)年度志願者 92 人、平成 30(2018)年度志願者 92 人であったが、平成 31(2019)年度入試では、170%(+64 人)と急増し、志願者 156 人中 96 人(62%)が国語で、55 人(57%)が合格。英語は 60 人志願者で 48 人(80%)が合格した。

【資料 2-1-6】 2018 学生募集要項、平成 30 年度第 2 回入試・募集委員会議事録、【資料 F-4】 2019 入学試験 INFORMATION

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

● 平成 30(2018)年度春季入学者は大学全学部入学定員 455 人に対して 485 人(春季入学定員充足率106.6%)、平成31(2019)年度春季入学者492人(春季入学定員充足率108.1%)で、収容定員2,160人に対して平成30(2018)年度2,275人(収容定員充足率105.3%同

長崎国際大学

年 5 月 1 日現在)、平成 31(2019)年度 2,322 人(収容定員充足率 107.5%)と収容定員も満たしており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

人間社会学部国際観光学科の平成 30(2018)年度春季入学者は 235 人(春季入学定員充足率 134.3%)、平成 31(2019)年度 223 人(春季入学定員充足率 127.4%)で、平成 28(2016)年度以降定員を充足している。

人間社会学部社会福祉学科の平成 30(2018)年度入学者は 55 人 (入学定員充足率 68.8%)、平成 31(2019)年度入学者は 72 人 (入学定員充足率 90.0%) で、平成 18(2006)年度から定員未充足が続いている中、90%まで回復してきた。国際観光学科と社会福祉学科を併せた人間社会学部の平成 30(2018)年度春季入学定員充足率は 113.7%、平成 31(2019)年度では 115.7%となり、人間社会学部としては平成 28(2016)年度以降定員を充足し適切に管理されている。

健康管理学部健康栄養学科の平成 30(2018)年度入学者は 85 人 (入学定員充足率 106.3%) で、平成 31(2019)年度入学者は推薦試験の合格者の入学歩留率が前年の 94% から 92%、一般・センター利用試験の合格者の歩留率が前年の 53%から 43%に悪化したため 74 人 (入学定員充足率 92.5%) となった。ここ 5 年間の入学者平均は 80.8 人であり、定員を充足している。

薬学部薬学科の平成 30(2018)年度入学者は 110 人(入学定員充足率 91.7%) であったが、平成 31(2019)年度入学者は 123 人(入学定員充足率 102.5%) であり、定員を充足している。

【共通基礎】様式 2 p.5-12

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- 令和 3(2021)年度入学者選抜方法が変更されることに対応して、入試・募集委員会において「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するため、アドミッション・ポリシーの見直しを令和2(2020)年6月までに検討し、公表する。また、入試区分の変更と入試区分ごとの「学力の3要素」の評価方法について、令和元(2019)年7月までに変更し、公表する。
- 令和 2(2020)年度入試に向けての改善策として、①特待生制度・減免奨学生制度の変更及び②「地域創生支援リーダー育成入試」の実施を検討する。

2-2 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
 - (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

● 学修支援を行う組織として、全学教育会議、全学共通教育委員会、教務委員会、教育基盤センター運営委員会、自己点検・評価委員会があり、教員と事務職員がそれぞれのメ

ンバーとして運営している。

【資料 2-2-1】全学教育会議規程、全学共通教育委員会規程、教務委員会規程、教育基盤 センター規程、自己点検・評価委員会規程

● 全学教育会議は、長崎国際大学及び大学院の教育活動の総合的実施に係る事項について 審議する組織である。全学教育会議の構成員は学長、副学長、学部長、研究科長、学科 長、専攻長、教務委員長、大学院学務委員長、自己点検・評価委員会が選出した委員、 事務局長、事務局次長、教務課長及び大学評価・IR 室長としている。項目によっては、 構成員以外の者(外部評価員)を出席させ意見を聴取している。全学教育会議は以下の 項目について審議している。

①大学及び大学院の教育の基本方針及び実施体制に関する事項 ②大学及び大学院の教育の教育課程の編成方針に関する事項 ③大学と大学院の連接に関する事項 ④高等学校との連携及び連接に関する事項 ⑤地域等との連携に関する事項 ⑥その他教育に関し必要な事項ーとしている。

全学教育会議では、前年度の大学及び大学院の事業報告及び外部評価員からの評価報告を受け、教育活動の点検・評価も実施している。また、年度末の会議においては、次年度の学長の教育方針に基づいた大学及び大学院教育課程の編成について、各学科に関係する有識者等の外部評価員からの意見聴取も行っている。

【資料 2-2-2】平成 30 年度全学教育会議議事録、外部評価員一覧

● 全学共通教育委員会は、副学長、学部長、教務委員長、自己点検・評価委員会から選出された者、学長及び委員長が指名した者並びに事務職員(事務局長若しくは代務者、教務課長)で構成されており、全学共通教育を推進するため、以下の項目について審議している。

①全学共通教育の実施方針に関する事項 ②全学共通教育と専門教育との連携に関する事項 ③その他全学共通教育に関し、学長が必要と認めた事項

全学共通教育委員会での審議を経た教養教育の教育課程編成方針を受け、学部・学科及び教務委員会において、カリキュラムの編成及び具体的な学修支援等について審議している。特に、平成28(2016)年度の3ポリシーの策定に伴う全学共通科目の見直し、各学科の卒業要件、「教養セミナー」「ホスピタリティ概論」の内容及び開設方法等について教養教育の視点から審議した。

【資料 2-2-3】平成 28 年度第 1-3 回全学共通教育委員会議事録、平成 30 年度第 1 回全学共通教育委員会議事録

- 教務委員会は、運営会議において専任教員の中から指名された委員長、副委員長、学科 長、各学科から選出された専任教員及び事務職員(事務局長若しくは代務者、教務課長) で構成されている。委員会は、以下の項目について審議している。
 - ①教育課程の編成に関する事項 ②科目の履修に関する事項 ③教務に係る学則及び その他諸規程、諸規則の制定・改廃に関する事項 ④編入学に関する事項 ⑤その他教務 に関し、学長が必要と認めた事項
- 教育基盤センター運営委員会は、教学担当副学長をセンター長とし、本学の教員のうちからセンター長が推薦した副センター長、兼任教員、センター長が必要と認めた職員から構成されて、学生の学修支援を行うとともに、教育の質向上に向けた企画・立案し、

本学の教育の発展を担っている。

具体的には、①~④の各部門に部門長を置き次の事項について審議・運営している。 ①学修支援部門は、学生一人ひとりに応じた学修相談及び学修支援 ②初年次・共通 教育部門は、初年次教育及び全学共通教育の企画・運営 ③教職等支援部門は、教職課 程等の資格獲得教育の企画・運営 ④評価 IR・研修部門は、教育改善のための FD 及び 職員の資質向上のための SD 等の企画・運営並びに授業評価の実施

その他に、センターの目的を達成するために必要な事項として、ラーニング・コモンズの運営に関する事項、教育向上に係わる学会等の開催に関して審議している。

【資料 2-2-4】平成 30 年度 第1・2・3・7 回教育基盤センター運営委員会議事録

- 自己点検・評価委員会は、内部質保証の確実な履行を目的に、学長を委員長とし、副委員長、各学科長、各学部の学科から選出された教員若干名、事務局長若しくは事務局次長、大学評価・IR 室室長から構成され、本学の教育内容等の改善のための組織的な研修及び研究の実施及び点検・評価を行っている。この委員会が実施する PDCA サイクルは、授業改善及び学修支援につながっている。
- 全学共通科目の「ホスピタリティ概論」「教養セミナー」及び「茶道文化 I A・I B」は、本学において初年次教育科目と位置付けられており、本学の基本理念であるホスピタリティの獲得と自校心の育成にとって非常に重要な科目である。そのため、特に「ホスピタリティ概論」及び「茶道文化 I A・I B」では、教員と事務職員とが連携し、授業を実施している。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」p.11-16、p.1-2、p.35-40、【資料 2-2-5】「長崎国際大学教育基盤センター紀要」第 1 巻 p.15-27、p.55-80、平成 30、31 年度茶道文化時間割

● 学生が順調に学修をスタートできるように、教務委員会が核となり関係部署職員と連携 し、各学科・学年別のオリエンテーションの企画運営を行っている。特に、新入生につ いては、保護者も参加する形で、配付資料をもとに大学の全体像や学生生活等について 詳細なオリエンテーションを行っている。

【資料 2-2-6】2019 (平成 31) 年度オリエンテーション日程

● ポートフォリオシステムの活用に当たっては、学生が授業で作成したレポート等の成果だけでなく、そのプロセスで学んだ点や気付いた点を記録することが可能になっている。この結果、学修資料の蓄積だけでなく授業外学修の確保や確認テストによる理解度の把握もなされている。

一方、学生は、ホスピタリティ・ルーブリックをもとに自己の成長を記録することができる。教員は、この記録を活用して、担当学生との面談を年2回行っている。面談内容は、単位修得状況、出席状況、進級状況等及びディプロマ・ポリシーに掲げている100冊読書の状況等である。終了後、教員は、面談システムにその内容を記録する。これによって学生一人ひとりの長所を伸ばし、短所を修正する適切な助言・学修支援が可能となっている。なお、面談結果は、次年度以降の担当教員に引継がれ情報共有が図られている。

【資料 2-2-7】教務関係システム学生マニュアル 2019 年版

● 学内にラーニング・コモンズを 4 か所設けており、学生は自由に利用でき、自主学修の ための場所となっている。そのうち 1 か所には専任教員及び SA(Student Assistant)を 配置している。また、学生のプレゼンテーションやディスカッションのために、電子黒板や可動式の机や椅子を配置するとともにパソコンの貸出し等も行っている。

● 留学生に対しては、更なる日本語能力の向上のために、留学生対象科目を全学共通科目 及び国際観光学科の専門科目とするとともに、授業において日本語教員養成課程学生の SA 等を配置して、学修支援を実施している。

【資料 2-2-8】平成 29 年度第7回全学教授会資料 13

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、学生が専門的な学修をより深められるよう、そして資格取得や就職活動に早くから取組めるようにコース制を設けている。コースには、観光マネジメントコース、スポーツツーリズムコース、グローバルツーリズムコースの三つが設定されている。
- ◆上記の3コースに加えて、資格・免許取得を目指す六つの養成課程等を設置している。 それらは、旅行業務取扱管理者養成課程、博物館学芸員課程、ホテル経営管理者養成課程、公務員・教養課程、日本語教員養成課程、スポーツ指導者養成課程であり、取組みの詳細は、以下のとおりである。
- 旅行業務取扱管理者養成課程では、旅行業務取扱管理者の国家試験資格合格のため、前期に週2コマ、夏休みに1週間の補習授業を行っている。国内旅行業務取扱管理者試験は平成30(2018)年度は28人合格(合格率29.5%)、総合旅行業務取扱管理者試験は、平成30(2018)年度は7人合格(合格率38.9%)であった。

【資料 2-2-9】平成 30 年度第 9 回国際観光学科会議議事録及び資料

● 博物館学芸員課程では、TA(Teaching Assistant)を配置し、学生のサポートを行うなど 細やかな指導を実践している。また、留学生に対しては、履修留学生のほとんどが中国 人留学生であることから、中国語版の実習教本を作成して指導を実践している。平成 30(2018)年度は、26人が資格を取得した。

【資料 2-2-10】長崎国際大学博物館学芸員課程リーフレット、平成 30 年度第 12 回国際観光学科会議議事録及び資料

● ホテル経営管理者養成課程では、ホテル経営関連科目の履修、英語力の向上、ホテルビジネス検定の資格取得を目指している。ホテルビジネス実務検定試験の合格を目指す定期的な勉強会を実施したり、先進的なホテルの視察を行ったりして総合的なホテルリテラシーの向上を図っている。平成30(2018)年度の受講者は、50人であった。

【資料 2-2-11】平成 30 年度第 12 回国際観光学科会議議事録及び資料

● 公務員・教養課程では、一般教養や、話す力、計算する力の修得と公務員試験・一般企業等の採用試験の合格能力を養成することを目指し、授業外の講座を開設している。平成30(2018)年度の日本語検定認定者数は、準2級認定2人、3級11人、準3級3人である。日商簿記検定は3級を13人が受験した。サービス待遇検定は、3級4人、秘書検定については、2級2人合格、3級11人合格であった。

【資料 2-2-12】平成 30 年度第 12 回国際観光学科会議議事録及び資料

● 日本語教員養成課程では、毎年、国内外の日本語学校で実習を行っている。平成 29(2017) 年度は海外(韓国)で4人、国内では日本語学校で26人が実習を行った。平成30(2018) 年度は海外(韓国)で 4 人、国内の日本語学校及び大学で 18 人が実習を行った。平成 30(2018)年度日本語教員の資格取得者は 22 人であった。

【資料 2-2-13】平成 29・30 年度第 12 回国際観光学科会議議事録及び資料

● スポーツ指導者養成課程では、スポーツリーダー資格、健康運動実践指導者、教員免許等の取得者を増やす取組みとして授業以外での特別講座を実施している。これまでの実績は以下の表の通りである。

スポーツ関連資格取得状況	Я											
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
北吕东 苏华/伊牌伏玄\	中学·高校一種免許	1	5	7	8	3	6	11	7	6	6	10
教員免許状(保健体育)	高校一種免許	1	5	8	9	6	6	12	7	6	6	11
スポーツリー	-ダー		5	9	14	12	13	14	16	24	17	24
健康運動実践	指導者		0	0	0	4	0	0	4	4	0	0

表 2-2-1 スポーツ関連資格取得状況

● さらに、国際観光学科では、グローバル人材育成の観点から、TOEIC 等の英語資格取得にも力を入れており、授業以外でも TOEIC 対策講座等を実施し学生の学びをサポートしている。本講座には、グローバルツーリズムコース以外の学生も受講している。

【資料 2-2-14】平成 30 年度 TOEIC 対策講座のお知らせ、TOEIC 講座受講者リスト

【人間社会学部社会福祉学科】

● 国家試験合格支援委員会を設置し、三つの国家資格試験の合格に向けて支援に取組んでいる。4年次には「社会福祉総合演習」(社会福祉・精神保健・介護)を開講し、3年間の総括的な学修を通して学んだ知識の総点検を行っている。

平成 29(2017)年度には、下記の事項に取組んだが、平成 30(2018)年度には、更に進めて、修得科目の理解の定着を図るために既修得科目の聴講を認めたり、個々の学生の理解度の深まりをチェックするため、カルテを活用している。

平成 29(2017)年度の取組みとしては、次のとおりである。①年 4 回の外部業者模試、レベルチェックテストの実施とそのフィードバック ②夏季特別対策講座の実施 ③課外講座の実施 ④受験予定者への面談の実施 ⑤精神保健福祉士国家試験受験対策では、週に 1 度程度の学修会を実施。

平成 30(2018)年度の取組みとしては、①模擬試験の実施 ②既履修科目の聴講 ③カルテの作成を行った。

【資料 2-2-15】2017・2018 年度 第 11 回社会福祉学科会議議事録及び資料

● 社会福祉学科及び他学科の学生を対象として、6月から7月の水曜日6限に保育士試験 合格支援を行っている。保育士試験科目を8回に分けて学科の教員及び他学科の教員、 あるいは外部講師が講座を担当している。

【資料 2-2-16】2017・2018 年度第 2 回定例社会福祉学科会議議事録及び資料

【健康管理学部健康栄養学科】

● 新学期のオリエンテーションでは、必要な自覚を持たせるため次の内容で実施している。

1年次生は学生生活、履修指導及び学修指導、2年次生は学修指導と進級判定、3年次生は学修指導、臨地実習及び就職活動、4年次生は臨地実習に対する再指導、就職活動、卒業及び国家試験対策としている。

【資料 2-2-17】2019 年度健康管理学部オリエンテーション日程表

● 1 年次生は、入学後に実施する生物と化学の基礎学力試験の成績に基づいて、学科専門科目の「栄養の生物学」及び「栄養の化学演習」のクラス編成を行い、学生の学力に合わせた講義・演習を実施している。一方、化学では基礎学力試験の成績に基づいて、リメディアル教育を正課外で実施し基礎学力の向上に努めている。

【資料 2-2-18】2018 入学生「栄養の生物学」「栄養の化学」プレイスメントテスト問題、 平成 30 年度 化学プレイスメントテスト結果及び栄養の化学演習クラス分け

● 学修内容を定着させるため、国家試験の過去問を前期に 2 回配付して取組ませている。 さらに、後期には、国家試験対策として、1 時限に定着度を確認するための試験を実施 し、一定のレベルに達していない学生を対象として、5 時限に解説を含めた補習を実施 している。

【資料 2-2-19】平成 30 年度実施した確認試験問題と解答用紙

● 原級留置者については、担当教員が学修指導等を含めて対応している。また、原級留置者に対しては、学修状況を学部教授会で審議し、特別措置として上級学年の科目を 4 科目まで履修できるようにしている。

【資料 2-2-20】平成 31 年度上級年次配当科目の履修について

【薬学部薬学科】

● 講師以上は、1 学年当たり 3、4 人の担任となり、履修指導、学修指導、出席状況把握、各学期の定期試験後の個別面談等を行っている。担任は、入学時から 4 年次まで同じ学生を担当するため、単位修得状況や学修成績の推移を把握し、学生の個性や諸活動を理解した上での効果的な学修指導が可能となっている。

【資料 2-2-21】平成 31 年度担任名入り各学年名簿

● 薬学教育支援センターには、センター専任教員 2 人及び 20 人の兼務教員を配置している。本センターは、主に原級留置者の学修支援の場であるが、原級留置者の出席管理、個人カルテの作成、個人面談、保護者会等を実施し、学生、担任、保護者と情報を共有して支援に努めている。

【資料 2-2-22】長崎国際大学薬学部薬学教育支援センター内規、出席管理表、個人カルテ、 保護者会案内、平成 30 年度 第 2 回定例薬学部教授会議事録及び資料

● 1 年次の全学共通科目である「基礎の化学」「基礎の生物学」「基礎の物理学」「基礎の数学」、また、学科専門科目である「化学演習」「物理・数学演習」については、習熟度別に開講している。2 年次科目である「生物学演習」「薬品物理化学演習」も習熟度別に編成を行い学力向上を図っている。

【資料 F-12】平成 31 年度「講義概要(シラバス)」全学共通科目 p.289-294、p.299-306、p.309-312、薬学科専門科目 p.43-50、p.57-58、p.65-68、p.81-88、p.121-126

● 薬 学 科 で は 、 CBT(Computer Based Testing) に 関 係 す る 問 題 を 解 答 で き る CAI(Computer Aided Instruction)システムを平成 20(2008)年から導入し、学生が各自

でパソコン、タブレット、スマートフォン等を介して、時間や場所を問わず学修する環境を整えている。また、夏休み等休暇期間中の課題にも活用している。

【資料 2-2-23】平成 30 年度 総合演習・総合基礎学習 試験予定表、平成 30 年度 夏休み CAI 課題通知

【大学院】

- 大学院生には専門分野の研究を促進するために、特別研究費(人間社会学研究科・健康管理学研究科)、研究活動費(薬学研究科)を支給している。
- 研究のための専門書等を備えた図書館を有しており、21 時まで開館している。大学院生については貸出冊数・期間も 10 冊 4 週間とし、学部生より長く設定するなどの配慮を行っている。

【人間社会学研究科観光学専攻】【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 各専攻では、学生 1 人に対し主指導教員 1 人、副指導教員 2 人からなる論文指導体制を整備するとともに、教務課とも協働し、学生の履修相談に応じている。履修状況の確認を定期的に専攻会議において行い、所定の 2 年間での修了に向けた指導に万全を期している。

【資料 2-2-24】平成 30 年度人間社会学研究科教授会議事録:履修登録状況の確認 (第 1回)、単位修得状況の確認 (第 5 回)、論文指導体制 (第 2 回臨時・第 11 回)

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

● 地域マネジメント専攻では、主指導教員と 2 人の副指導教員の計 3 人体制で博士論文作成の指導を行い、3 年間での学位取得を目指している。

【資料 2-2-25】平成 30 年度第 11 回定例人間社会学研究科教授会議事録及び資料

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

●健康栄養学専攻では、特別研究指導担当教員との相談の上、研究テーマと履修する専門 科目の特論及び演習を決定している。1年次生に対しては、毎年3月に開催する健康栄 養研究報告会にて、特別研究の中間報告を義務付けている。

【資料 2-2-26】平成 30 年度 第 12 回 健康栄養研究報告会

【薬学研究科医療薬学専攻】

● 医療薬学専攻では、入学院生の希望を踏まえて研究指導体制を編成し、教授会において 確認している。

【資料 2-2-27】平成 31 年度第 1 回薬学研究科教授会資料(医療薬学専攻研究指導体制)

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

● 教員の教育活動を支援するために、TA・SA を適切に活用している。本学の TA は、大学院生が担うものであり、学部の演習科目、実習科目を中心に教育補助を行っている。 配置科目としては、平成 29(2017)・平成 30(2018)年度は、表 2-2-2 のとおりである。TA の採用に当たっては、授業科目を担当する専任教員からの申請を受け、教務委員会の議を経て、学長が決定している。TA の業務内容は、資料の配付や小テスト等の監督補助及び実習・演習の補助である。特に、TA は、学部生への学修方法のアドバイスを行うなど、教員とは異なる身近な支援者となっている。また、留学生に対しては授業の補助のみならず、大学生活を送る上での相談相手となるなど重要な役割を果たしている。

科目群	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度						
全学共通科目	「日本語 B」 「アカデミックジャパニーズⅡB」	「茶道文化IA・IB・ⅡA・ⅡB」 「哲学」「倫理学」 「生涯学習概論」 「コンピュータ基礎演習IA・IB」						
人間社会学部 学部共通科目	「キャリア開発 A・C」	「キャリア開発 I・B・C」						
国際観光学科 専門科目	「博物館実習 B」	「観光倫理」「日本史」 「博物館概論」「博物館資料論」 「博物館実習 B」						
社会福祉学科 専門科目	「相談援助実習指導ⅡA・ⅡB」	「相談援助実習指導ⅡA・ⅡB」 「社会福祉総合演習」						
健康栄養学科 専門科目	「栄養情報処理」	「栄養情報処理」						

表 2-2-2 TA による学修支援

【資料 2-2-28】ティーチング・アシスタント規程、平成 29 年第 3 回全学教授会資料、平成 29 年度第 7 回全学教授会資料、平成 30 年度第 3 回全学教授会資料、平成 30 年度第 7 回全学教授会資料

● 教育補助業務及び個別学修指導の支援を目的とし SA を配置している。SA は、その科目 の単位修得者又はそれと同等の資格を有する本学 2 年次以上の学生であり、当該授業科 目等を担当する専任教員が推薦し、学長が任命している。該当科目は、①茶道文化系科 目 ②スポーツ実習系科目 ③語学系科目 ④コンピュータ基礎演習系科目 ⑤実験・実習 系科目 ⑥その他、必要と認められる科目ーである。平成 29(2017)・平成 30(2018)年度 は、表 2・2・3 のとおりである。また、個別学修指導としては、履修学生の希望を踏まえ、薬学科及び社会福祉学科において、単位を修得した成績優秀者が下級年次生の指導を行っている。平成 30(2018)年度は、薬学科においては、1~3 年次科目において実施され、前後期で延べ 41 人の SA により延べ 68 人の学生が学修支援を受けた。被支援学生のアンケートの結果、極めて好評なことから、今後も継続すべき取組みと考えている。社会福祉学科では、前期 9 人の SA により 8 人の学生が学修支援を受けた。

【資料 2-2-29】 H30 年度 SA 被支援学生 (SA 支援を受けた人) へのアンケート集計結果 (薬学部支援センター)

科目群	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
	「茶道文化」	「ホスピタリティ概論」
全学共通科目	「キャンプ実習 C」	「茶道文化Ⅰ・Ⅱ」
	「コンピュータ基礎演習IA・IB」	「教養セミナーB」

長崎国際大学

	「教養セミナーA」	「日本事情Ⅱ」
	「比較文化論」	「コンピュータ基礎演習IA・IB」
	「日本語入門」	
人間社会学部	「キャリア開発 B・C」	「キャリア開発 I・B」
学部共通科目		
	「国際観光論」	
国際観光学科	「海外観光資源 B」	「陸上」「水泳」「武道」
専門科目	「陸上」「水泳」「武道」	「器械体操」
	「器械体操」	
薬学科 専門科目	「物理化学実習」 「衛生薬学実習」 「薬理学実習」 「分析化学・放射線化学実習」 「微生物学・免疫学実習」 「生薬学実習」「調剤Ⅰ・Ⅱ」	「衛生薬学実習」 「微生物学・免疫学実習」 「分析化学・放射線化学実習」 「薬理学実習」 「生薬学実習」
授業以外の 補助業務	・旅行業取扱管理者試験対策講座 ・社会福祉学科 1・2 年次生対象の 補講・自習活動・個別学修指導	・社会福祉学科 1・2 年次生対象の 補講・自習活動・個別学修指導

【資料 2-2-30】長崎国際大学 補助員に関する内規、平成 29 年度第 2・3・7 回全学教授会 資料、平成 30 年度第 3・7 回全学教授会資料

● 教員の教育活動の支援及び学生の主体的な授業への参加を促す目的で、学生の出席管理システムを導入している。このシステム導入により教員は、担当する科目の出席状況だけでなく、担任となっている学生の出席状況を把握することができる。さらに、リフレクション・カードやポートフォリオ、課題やレポートの提出を併用して学生の主体的な学びを確認している教員も多い。学生の出席状況は、保護者もスマートフォンやパソコン等を使用して確認できる。

【資料 2-2-31】教務関係システム学生マニュアル 2019 年版、出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ

● 学修支援を目的として、オフィスアワー制度を全学的に採用している。教員が対応できる曜日と時間帯を記載したものを掲示するとともに、オリエンテーション時に学生に配付している。また、ポートフォリオの掲示機能にアクセスすることで、学生は随時確認することができる。教員は、この時間以外でも在室中はできる限り学生に対応している。設定は、週に1コマの時間となっている。

【資料 2-2-32】オフィスアワー

● GPA(Grade Point Average)1.5 未満の学生については、必要に応じて、履修登録計画表を提出させ、学力向上を図るようにしている。平成 30(2018)年度入学生より、GPA が 1.0 未満の学期が 3 期連続し、学業に対する熱意を欠き成業の見込みがないと判断された学生に対して、退学勧告を行う制度を設けた。これによって、各学期開始時を大学生活及び学修状況を見つめ直す機会とし、GPA1.5 未満の学生に対して、教員が必要と認めた場合には、履修登録計画表を作成させている。これにより、中途退学、休学及び原級留置への早期対策を試みている。

【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.5、健康管理学部 p.10、薬学部 p.26

● 教務委員会において、各学科の退学、休学及び原級留置についての情報を共有し、修業年限内での卒業率向上に向けて一層の学修支援を要請している。その結果、原級留置者は、健康管理学部は、平成29(2017)年度10人に対して平成30(2018)年度9人、薬学部は100人に対して75人となった。さらに、卒業延期者は、健康管理学部は5人に対して4人、薬学部は14人に対して13人となった。

【資料 2-2-33】平成 29・30 年度第 2 回教務委員会議事録及び資料

● 薬学部の原級留置対策として、1~4 年次において、前年度に B 評価、C 評価となった 科目(薬学実習の事前学習を含む)を再度履修することができる仕組みを構築している。 なお、再度履修による評価は、既評価と比べて良い方を履修成績としている。

原級留置になった学生に対して、学力向上と学修の継続性の観点から前年度の履修成績に応じて、一学年上の年次に配当されている学科専門科目の履修を健康栄養学科では4科目まで、薬学科では平成26(2014)年度以前に入学した学生は5科目、平成27(2015)年度以降に入学した学生は3科目まで認めている。原級留置者の履修状況は、表2-2-4のとおりである。

学 科	年度	1年次	2 年次	3年次	4 年次	5年次
健康栄	平成 29 (2017) 年度	_	4 科目 1 人 2 科目 1 人	1科目 1人	_	
養 学 科	平成 30 (2018) 年度	-	2 科目 1 人 3 科目 1 人 4 科目 2 人	_	-	
薬	平成 29 (2017) 年度	-	1科目 3人 3科目 1人 4科目1人※ 5科目3人※	1科目 2人 3科目 3人 4科目 3人※ 5科目 4人※	1科目2人※	
科	平成 30 (2018) 年度	1科目 2人 2科目 1人 3科目 3人	1科目 1人 3科目 4人 5科目1人※	2科目 1人 3科目 5人 4科目 2人 5科目1人※	_	1科目 2人

表 2-2-4 原級留置者の上級年次配当科目の履修状況

※は平成 26(2014)年度以前の入学生

【資料 F-12】「履修の手引」薬学部 p.103、【資料 2-2-34】長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則、長崎国際大学 履修規程、平成 29 年度第 2 回全学教授会議事録及び資料、平成 30 年度第 2 回全学教授会議事録及び資料、平成 30 年度第 7 回全学教授会議事録及び資料

●障がいのある学生を含む修学上の配慮が必要な学生への様々な支援を行っている。全学生に対して入学前及び年間を通して、合理的配慮申請を受付け、合理的配慮の提供内容検討会議を経て、学長が配慮内容を決定している。その上で、修学上の配慮が必要な学生の情報について、守秘義務のもとに教職員間で情報共有し、非常勤講師を含む教職員が配慮提供を行っている。具体的には、授業中における座席位置の配慮や板書撮影許可のほか、支援機器や教材の配置、パソコン操作やノートテイク等の授業中のサポート、

長崎国際大学

学内移動や昼食介助等の大学生活面に関するサポートを行っている。令和元(2019)年度のピア・サポート利用学生は 12 人、登録したピア・サポーターは 65 人である。また、修学上の配慮が必要な学生のために、冊子「学生サポートブック~教職員ができるサポート~」、バリアフリーマップを配付するとともに、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)を実施し、全学的な合理的配慮についての理解を深めている。

【資料 2-2-35】長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領、平成 30 年度第 8 回・11 回、平成 31 年度第 1 回・2 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録、学生サポートブック、バリアフリーマップ

● この取組みの成果の一つとして、九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク Q-conference 2017 及び 2018 のポスターセッションにおいて、「長崎国際大学における ピア・サポート体制について」及び「長崎国際大学 NIU ピア・サポート学生組織の活動内容について」の発表をピア・サポーター及びサポート利用学生、教職員で行い、平成 30(2018)年度は第3位(銅賞)を受賞した。

【資料 2-2-36】平成 30 年度第 10 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録及び資料 2

● 障がい学生の実習が円滑に行われるよう、「長崎国際大学 修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼内規」に基づき、障がい学生本人の同意の上、実習先施設に配慮事項の情報提供を行い、実習を行っている。社会福祉学科では、日本学生支援機構の「平成 30 年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング」の対象校として選ばれ、合同ヒアリングの場で報告した。

【資料 2-2-37】修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼内規、日本学生支援機構「平成 30 年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング」事前質問票

● 障がいのある学生の対応については、独自基準参照。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- 国際観光学科では、卒業後のキャリア意識を明確にし、各種の資格取得について早期から取組めるように、資格認定内容の整理を行うなど、資格試験受験へのサポート体制を令和元(2019)年度から強化する。また、留学生に関しては、日本語能力レベルの更なる向上を図るために、レベルに応じた指導体制を令和元(2019)年度から強化する。
- 社会福祉学科では、前期のうちに学生の意識改革を図り、国家試験の受験者数を増やすとともに、合格率向上を図る。さらに、SA の活用によって学生間交流を深め離学防止にも取組む。
- 健康栄養学科では、正課外のリメディアル教育の実施に当たっては、成績下位学生への 基礎学力の向上のために、平成 30(2018)年度から少人数の演習形式に変更しているが、 今後もその方式を引継ぐ。また、オフィスアワーを拡大して、学生の質問に対応し学生 支援の充実を図る。
- 薬学科では、令和元(2019)年度は、複数科目で実施される随時試験の実施時間を工夫し、 学生の負担が過度にならないようにする。また、留学生の日本語向上に向けた支援を強 化する。
- 令和元(2019)年度中に、「コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ」UD トー

クを活用したサポートを充実させ、合理的配慮を必要とする学生の学修支援を強化する。

- 研究科においては、令和元(2019)年度より TA に従事する時間の上限を定め、院生の学修・研究時間の確保を行う。また、大学院生の研究の促進を図るために外部資金導入に向けた研究助成への応募を強力に勧める。
- 令和元(2019)年度より SA 及び TA の質向上を図るために、学修支援、ハラスメント、 合理的配慮等の内容を含んだ研修会を年度初めに開催する。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

● キャリア支援の全学的な体制としては、各学科から選出された専任教員と事務職員で就職委員会が組織され、毎月1回定例会議を開催している。定例会議で審議される事項は、①学生の就職・進学に係る企画立案に関する事項②学生に対する就職・進学の指導及び相談に関する事項③就職先企業・職場の開拓に関する事項④学生の就職・進学に係る情報収集及び公開に関する事項⑤就職・進学ガイダンスの開催に関する事項⑥就職に関する特別講座・講演会等の開催に関する事項⑦就職先名簿の作成及び就職に係る諸統計に関する事項⑧その他学生の就職・進学に関し、学長が必要と認めた事項ーについて審議している。また、委員会で審議し議決された事項は、教授会で審議又は報告され、学長に報告される。

【資料 2-3-1】就職委員会規程

● キャリア支援を実施する事務組織として、キャリアセンターを設置している。学生への個別指導・助言、各種セミナーの企画・実施、ガイダンスの開催、採用情報の提供等に関する各種キャリア支援に取組んでいる。また、学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接指導等の就職全般の相談・指導業務は、キャリアセンターで随時対応している。学生の利用状況は、表 2-3-1 のとおり、3,000 人を超えている。このように、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

【資料 2-3-2】就職委員会規程

表 2-3-1 キャリアセンター来室者統計表

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度
利用者数	3,548 人	3,620 人	3,730 人

● 平成 29(2017)年度の就職希望者数に対する就職率は 95.8%、平成 30(2018)年度は 98.1% と 90.0%以上の水準を維持している。また、学科別・業種別(本学独自分類)進路は表 2-3-2~表 2-3-5 のとおりである。平成 30(2018)年度は、国際観光学科は 15.4%が観光関連分野、社会福祉学科は 61.5%が福祉関連分野、健康栄養学科は 63.0%が栄養関連分野、薬学科は 100%が医療分野にそれぞれ就職している。

【資料 2-3-3】令和元(2019)年度第2回就職委員会議事録及び資料

表 2-3-2 人間社会学部国際観光学科就職状況

区	分	旅行・宿泊	テーマパーク ・娯楽	卸売・小売	教育・公務	その他	就職者 合計	進学
平成 29	年度	31 人	7人	43 人	14 人	66 人	161 人	8人
就職割る	合(%)	19.3	4.3	26.7	8.7	41.0	100	
平成 30	年度	20 人	3 人	42 人	20 人	64 人	149 人	6人
就職割る	合(%)	13.4	2.0	28.2	13.4	43.0	100	

表 2-3-3 人間社会学部社会福祉学科就職状況

区分	老人福祉 施設	病院	障害者福 祉施設	児童福祉 施設	社協	その他	就職者 合計	進学
平成 29 年度	15 人	8人	6人	6人	0人	21 人	56 人	0人
就職割合(%)	26.8	14.3	10.7	10.7	0.0	37.5	100.0	_
平成 30 年度	10 人	7人	4 人	3 人	0人	15 人	39 人	3 人
就職割合(%)	25.6	17.9	10.3	7.7	0.0	38.5	100.0	_

表 2-3-4 健康管理学部健康栄養学科就職状況

区	分	病院• 福祉施設	栄養士 委託業	食品 メーカー	教育	その他	就職者 合計	進学
平成 2	9年度	27 人	15 人	0人	2 人	19 人	63 人	4 人
就職割	合(%)	42.8	23.8	0.0	3.1	30.1	100.0	_
平成3	0 年度	25 人	16 人	2 人	3 人	27 人	73 人	2 人
就職割	合(%)	34.3	21.9	2.7	4.1	37.0	100.0	_

表 2-3-5 薬学部薬学科就職状況

	•				
区 分	病院薬局	調剤薬局	その他	就職者合計	進学
平成 29 年度	27 人	46 人	1人	74 人	1 人
就職割合(%)	36.5	62.2	1.3	100.0	_
平成 30 年度	41 人	47 人	1人	89 人	1 人
就職割合(%)	46.1	52.8	1.1	100.0	_

- キャリアセンターでは、教育課程外の取組みとして、企業団体等のパンフレット、求人情報等の就職や進学に関わる情報を収集・提供している。また、ガイダンス情報、各種特別講座の開講情報及び求人情報については、ポートフォリオやメールでも必要な情報を提供している。就職活動に役に立つセミナーも実施している。平成 29(2017)年度は、「身だしなみ(マナー)講座」「メイクアップセミナー」を実施し、平成 30(2018)年度は就職ガイダンスに取入れた。加えて、業界ごとの仕事の魅力・醍醐味を理解させるために、業界人を招き「仕事の魅力発見セミナー」を実施した。参加人数は、表 2-3-6 のとおりである。
- 学生の資格取得支援は、「サービス接遇検定準 1 級試験対策講座」を実施している。平成 29(2017)年度は 2 人、平成 30(2018)年度は 3 人の合格者であった。
- 学生の就業体験は、長崎県経営者協会と連携し教育課程外のインターンシップを実施し

ている。また、春休み・夏休みの合計 2 回募集を行い、将来のキャリアプランを考慮した最適なインターンシップ先の紹介を行っている。インターンシップの前後には、事前・事後指導を実施し、実務経験を通したキャリア意識の醸成を支援している。参加人数は、表 2-3-6 のとおりである。

● 就職支援として、学生と企業の接点を増やすことを目的に学内企業説明会を実施している。平成 29(2017)年度には 33 回実施し 32 社、平成 30(2018)年度は 22 回実施し 21 社が参加した。福岡地区で毎年開催される業者主催の合同企業説明会へは、キャリアセンター職員が引率して学生の参加促進を図っている。平成 29(2017)年度は合計 7 回 230人、平成 30(2018)年度は 8 回 201人が参加し就職支援に寄与した。また、福岡市内に個別相談やパソコンを利用しての情報収集ができるサテライトキャンパスを設置し学生の就職活動支援を継続している。そのほかにも、学生の就職に対する意識を高め、実際の就職活動に取組む上での必要事項を周知することを目的に、人間社会学部・健康管理学部の 3 年次生を対象に 11 月から 12 月の期間で学科ごとに就職ガイダンスを実施した。参加人数は、表 2・3・6 のとおりである。平成 30(2018)年度は「マナー講座」も取入れるとともに、「メイクアップ講座付き写真撮影会」や「強化指定部限定就活ガイダンス」を新規に開催した。学科ごとに実施することで参加者が大幅に増加した。また、薬学部 5 年次の就職ガイダンスを 2 月に実施し、5 年次の全学生が参加している。

区分	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
仕事の魅力発見セミナー	239 人	421 人
インターンシップ (課程外)	14 人	9 人
就職ガイダンス	630 人	1,248 人

表 2-3-6 就職支援に関わる各講座の参加人数の推移

【資料 2-3-4】インターンシップ参加者リスト、平成 29・30 年度就職ガイダンス開催一覧

● 毎年、10月に実施される保護者懇談会では、保護者の就職に対する意識改革や本学が取組んでいるキャリア教育への理解と学生の就職活動を支援してもらうため、「就職についての説明会」を実施している。

【資料 2-3-5】平成 30 年度保護者会資料 p.92-98

- 企業訪問は、キャリアセンター職員により、卒業生の受入れ企業、団体を中心に学科の 特性に合致する企業約 50 社をピックアップし実施している。併せて、企業が求める人 材像のヒアリングを実施している。
- 教員の学生との面談力の強化を目的に、これからの社会を見据えた大学教育の在り方を理解し、学生の自立心を高める支援者となるため、自らの在り方を明確にする「ビーイング研修」、傾聴・質問・承認等の各技法を用いて学生のやる気や能力を引き出す「コーチング研修」を実施している。また、学生の主体的な学びを支援する「アクティブ・ラーニング研修」を実施し、FDとしている。
- キャリアセンター内に就職活動に必要な書籍・資料やパソコンを設置して、就職関連情報を検索できる環境を整えている。また、図書館の一角に「就職活動」のコーナーを設け、200 冊以上の関連書籍を配架していつでも自由に利用できる環境を提供している。

- 留学生のキャリア支援に関しては、留学生担当職員を配置し、企業開拓、グローバル検 定の導入、留学生対象の就職ガイダンスの実施及び個別面談を強化した。その結果、留 学生の卒業生に対する国内就職率は平成 29(2017)年度は 57.8%、平成 30(2018)年度は 45.3%と高い水準で推移している。
- 教育課程内のキャリア支援は、全学科においては「教養セミナー」、国際観光学科及び社会福祉学科においては学部共通科目として「キャリア開発」、健康栄養学科においては「健康栄養入門」、薬学科においては「薬学入門」で、職業観の育成や社会人基礎力を身に付ける教育を行っており、キャリアデザインについての学修や早期体験学修等、各学科の特色に合わせた内容を実施している。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」全学共通科目 p.1、国際観光学科 p.1-6、社会福祉学科 p.1-6、健康栄養学科 p.15、薬学科 p.39

● 全学共通科目のキャリア支援科目と位置付けている「学際連携研究」「地域の理解と連携」「在宅医療概論」は、複数の学科の教員、ゲストスピーカーによるオムニバス等で実施し、本学の特色ある科目となっている。「学際連携研究」では、ほかの専門分野・他職種等との連携について学んでいる。「地域の理解と連携」では、テーマを「いのち」と「市民の一員としての地域との関わり」とし地域理解・地域連携を学んでいる。また、「在宅医療概論」では専門職種の役割とその連携の重要性について学んでいる。これらの授業を通して、他学科の学生と交流しながら、各学科の専門分野や考え方の多様性、専門職種の役割とその連携について学んでいる。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」全学共通科目 p.261、263、265

【人間社会学部国際観光学科】

● 4 月の学年別オリエンテーションで、就職に関する説明を行い、就職を考える上で必要なことを学年別に分けて段階的に説明している。さらに、学内で学んだ理論と実践の有機的結合を図り、観光を総合的に学ぶため、「インターンシップ A・B」「地域連携活動IA・IB・IIA・IIB」「国内観光研修 A・B・C・D」「海外観光研修 A・B・C・D」「語学研修 A・B」及び「海外留学」を開講している。また、インターンシップの運営は、実習委員会を設け、長期インターンシップ担当と短期インターンシップ担当に分けている。長期インターンシップは実習委員を中心に運営を行い、短期インターンシップは「インターンシップ A・B」を担当する実習委員が全体の調整を行い、各実習先に学科内の担当教員を決め、選考段階から連携し実施している。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」国際観光学科、【資料 2-3-6】平成 30 年度第 2 回国際観光学科会議議事録及び資料 8

【人間社会学部社会福祉学科】

● 学科内就職委員会を設けて、学生のキャリア教育に関する取組みを強化している。具体的には、4 月に実施するオリエンテーションで、1 年次生には「大学での学び、社会福祉学科での学び、取得可能資格等」の講話を通してキャリア教育を意識して行っている。
 2 年次生は「2 年生の学び」の中で「3 年生の進路選択を行う時期」の講話を通してキャリア教育を行っている。3・4 年次生には学科内就職委員による「就職について」の講話

等を通して就職支援を行っている。

- 全学共通科目である「教養セミナーB」において、1 年次生を対象に実際の福祉現場に 触れるフィールドワーク等を通して、社会福祉分野への関心を高め、自分のキャリアに ついてのイメージを高めることを目的とする授業を行っている。
- キャリア教育の一環として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験受験 資格の指定科目に応じて、表 2-3-7 のとおり 2~4 年次生を対象に学外実習を行っている。

実習名等	対象年次	実習期間	実習施設
相談援助実習	3年次	180 時間(23 日間)	老人福祉施設、病院・医療機関、社会福祉協 議会、児童福祉施設、障害福祉サービスを行 う施設
介護実習	2~4年 次	450 時間(2年次23日間、 3年次11日間、4年次23日間)	老人福祉施設、障害福祉サービスを行う施 設、在宅介護事業所
精神保健福祉援助実習	4年次	210 時間(27 日間) *「相談援助実習」を履修済み の学生は免除	病院・医療機関、障害福祉サービスを行う施 設

表 2-3-7 人間社会学部社会福祉学科 実習状況

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」社会福祉学科「教養セミナーB」、【資料 2-3-7】平成 30 年度社会福祉学科 1 年オリエンテーション(2 回目)資料 p.1-9、平成 30(2018)年度社会福祉学科 2 年オリエンテーション資料 p.3、平成 30(2018)年度社会福祉学科 3 年オリエンテーション資料 p.7

【健康管理学部健康栄養学科】

● 1 年次生は、基礎科目である「健康栄養入門」で、管理栄養士の業務内容、職業倫理について学び、さらに、ゲストスピーカーとして行政栄養士や病院の管理栄養士による管理栄養士の業務内容の説明を受けている。また、本学卒業生の就職先等を紹介し、管理栄養士の資格は医療職以外の分野でも活躍できる資格であることを学生に周知させている。その他、1・2 年次生では、在宅医療・福祉コンソーシアム長崎での体験学修を実施し、3 年次生には、長崎インターシップ協会主催のインターシップに参加を促し、夏季と春季に参加させている。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」健康栄養学科 p.15、【資料 2-3-8】インターンシップ参加者一覧、在宅医療・福祉コンソーシアム長崎参加者一覧

2,-00		HI- KTWA-1- DE	
実習名	対象年次	実習期間	実習施設
臨地実習 I (給食の運営)	9.4年版	4 医 吐 門	学校(小学校)、自衛隊、介護老人
端地夫百1 (和良の建名)	3・4 年次	45 時間	保健施設、病院、事業所
臨地実習Ⅱ(給食経営管理)	3・4 年次	45 時間	学校(小学校)、自衛隊、介護老人
端地美百 (和良胜呂官垤)	3・4 午次	49 时间	保健施設、病院、事業所
臨地実習Ⅲ(公衆栄養学)	3・4 年次	45 時間	保健所、市町村保健センター
臨地実習IV(臨床栄養学)	3・4 年次	45 時間	病院、介護老人保健施設

表 2-3-8 健康管理学部健康栄養学科 実習状況

【薬学部薬学科】

● 教育目的に掲げる「医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師」の育成に向け、薬学生の幅広い進路と各職業の社会的役割を理解するよう促している。また、薬剤師に求められる資質を向上し、薬剤師の職能を身に付けるため、1年次から医療教育プログラムを実施している。具体的には、表 2-3-9のとおりである。医療教育プログラムのレポート等を成果物として、平成 27(2015)年度入学生より「医療人育成のためのポートフォリオ」に保管して、学生自身の振返りと省察に活用している。

【資料 2-3-9】医療人育成のためのポートフォリオ

医療薬学プログラム名	対象 年次	実習・学習 期間	実習・学習施設
薬学入門	1年次	前 期	学内 (学外講師を含む)
早期体験学習	1年次	4日間	病院、保険薬局、行政機関、介護施設
臨床体験学習	2年次	1日間	病院
医療倫理教育	3年次	1日間	学内 (学外講師を含む)
参加型医療教育(寄付講座)	3年次	1日間	学内 (学外講師)
薬学実務実習事前学習	4年次	前期·後期	学内 (学外講師を含む)
地域の期待に応える実践活動	4年次	1日間	学内 (学外講師、同窓生、地域行政関係者)
薬学実務実習	5 年次	22 週間	病院(11 週間)、保険薬局(11 週間)
施設訪問研修 (寄付講座)	5年次	2日間	製薬企業、医薬品卸販売会社、調剤薬局

表 2-3-9 薬学部薬学科医療教育プログラム

● 医療教育プログラムとしては、1 年次は「薬学入門」において病院、薬局、製薬会社で活躍している医師、薬剤師等を講師に迎える授業を、また、「教養セミナーB」において薬局、病院、介護施設等を見学する早期体験学習を行っている。2 年次は、「総合基礎学習 I」において夏季休業中に病院で臨床体験学習を行っている。3 年次は、「総合基礎学習 II」で医療倫理教育と、東洋医学の観点から薬剤師の職能を考える参加型教育(寄附講座)を行っている。4 年次は、5 年次に実施される薬学実務実習に備え、基礎的な知識を整理し、臨床現場における理解力・判断力・問題解決能力を醸成するための事前学習科目「調剤 I・II」「生物薬剤」「処方箋解析」「総合実習」を開講している。5 年次生は、学外実習が必修となっており、医療の現場で病院薬剤師と薬局薬剤師から直接指導を受け、薬剤師の果たすべき職責の重要性を認識し、医療人としての職業倫理や責任感を身に付けることにしている。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」全学共通科目 p.9-10、薬学科専門科目 p.39-40、p.233-248、p.277-284

【大学院】

● 大学院においては、指導教員が大学院生の就職に対して相談等を受けるとともに、キャリアセンターにおいて、学生への個別指導・助言、採用情報の提供等を行っている。ま

長崎国際大学

た、学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接指導等の就職全般の相談・指導業務についても、キャリアセンターで随時対応している。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- キャリアセンターが主催して実施しているキャリア支援企画の一層の浸透を目指して、 学生のキャリア形成への参加促進及び就職支援施策への参加促進を図るため令和元 (2019)年度からキャリアポイント制度を整備する。
- 学科独自の専門性や取得資格が生かせる事業者が一同に会した合同企業説明会をキャリアセンターと連携して開催しているが、令和元(2019)年度からは、企業で活躍する卒業生によるガイダンスの実施や参加事業体を更に増やして充実させる。
- 国際観光学科では、令和元(2019)年度より、目的意識を明確にした資格取得の促進を図ると同時に、資格を生かせる職種の紹介及び資格の先につながる就職支援のシステムを各部署と連携し、構築していく。
- 薬学科では、令和 2(2020)年度からヒューマニティ教育に特化した専門科目を開講して、 卒業生を学外講師として参画させるなどして薬剤師としてのキャリア形成を支援する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- 学生サービス・厚生補導のための組織として学生委員会が設置されており、「長崎国際大学 学生委員会規程」に基づき原則月 1 回定例開催し、必要に応じて臨時開催するなど適切に機能している。また、事務組織として 8 人が配属される学生課が同委員会を所管し、日常の学生サービスや厚生補導に係る業務を行っている。入学時のオリエンテーションにおいて「学生便覧」を配付し、在学中の学生生活を送る上で必要な情報を提供している。
- 学生の海外留学や海外研修、留学生を支援するための組織として国際交流委員会が設置されており、「長崎国際大学 国際交流委員会規程」に基づき原則月1回、定例開催している。また、外国からの留学生の学修指導・生活相談や在留資格手続き等に関する事項及び国際交流事業推進のために、教職員が一体となって組織された国際交流・留学生支援センター及び事務組織である国際交流・留学生支援室が設置されている。
- 学生課が所管する委員会としては、学生委員会に加えて、ボランティアセンター運営委員会、ハラスメント対策委員会がある。ボランティアセンター運営委員会は、学生が自発的にボランティア活動へ参加する機会提供とリスクマネジメントを所掌している。また、ハラスメント対策委員会は、ハラスメントの防止と事案に対する適切な対応を所掌している。
- 学生委員会では、学生サービス向上のために、独自に小委員会を組織している。例えば、

駐輪場の増設、学食メニューの改善、タバコポイ捨てなどの禁煙対策、卒業アルバム制作を各小委員会で検討し、学生委員会において審議している。

【資料 F-5】「学生便覧」、【資料 2-4-1】長崎国際大学 学生委員会規程、長崎国際大学 国際交流委員会規程、長崎国際大学 国際交流・留学生支援センター規程、2019 年度 第 1 回定例学生委員会議事録、長崎国際大学 ボランティアセンター運営委員会規程、長崎国際大学 ハラスメント対策委員会規程

●居住面における学生支援として寮を設置している。女子学生の比率が約 53% (平成 30(2018)年5月現在)と比較的高いことから、大学女子寮1棟、近隣のマンションの指定女子学生寮1棟を設置している。さらに、既存の寮1棟を体育会指定専用寮及び留学生寮として設置している。その他、賃貸借契約しているアパートとして、日本人学生用を1棟、外国人留学生用を2棟設定している。

【資料 2-4-2】長崎国際大学 女子寮のご案内、長崎国際大学指定寮 BLOEMENDAAL MANSION、南風崎 MG レヂデンス

● 学生生活を安定させる支援として、「学生便覧」に則した学生生活上のルールや留意事項 に留まらず、「STOP harassment ハラスメントのない大学にするために」の冊子及び 「STOP harassment カード」を配付して、ハラスメントの説明やその予防・対策等を 解説している。また、一人暮らしを始めたばかりの学生に向け、防犯やゴミの出し方を 早岐警察署・佐世保市役所と共同で説明する時間を設け、かつ、留学生を対象として、 在留資格やアルバイトの時間制限、奨学金制度等を説明している。

【資料 2-4-3】2019 年度 オリエンテーション日程、「STOP harassment ハラスメントのない大学にするために」、STOP harassment カード

● 新入生に対しては、オリエンテーションのほか、学生間及び教員と学生間での交流促進を目的とした「フレッシュマンセミナー」を開催している(平成30(2018)年度参加率約92%)。学科ごとに異なるプログラムで実施しているが、参加者アンケートによれば、総合満足度が「満足」「やや満足」の合計で81%という高い評価を得ている。

【資料 2-4-4】平成 30 年度 第 4 回定例学生委員会議事録及び資料 2

● 交通安全に対する意識向上とマナー遵守並びに外国人留学生にも日本の交通マナーを啓発することを目的として、警察署と自動車学校の協力を得て交通安全教室を年2回開催し、交通安全や交通ルールの周知に努めている。

【資料 2-4-5】大学ホームページ 学生生活トピックス、平成 30 年度第 3 回・第 7 回学生 委員会議事録

- 留学生と日本人学生の日常的な交流の場の構築を目的に、グローカルトークを年間を通じて開催している(平成30(2018)年度6回開催、延べ参加人数235人)。様々な文化交流を通して、日本人学生と留学生の相互理解に努めている。
- ●本学国際化ビジョンの目標の一つとして掲げる「日本人学生の海外留学を促進」のため、「インターナショナルフェア in NIU」を開催するとともに、留学体験談、国際的マインドを持った方からのレクチャー等、海外留学の動機付けを行っている。また、国際交流スペースにおいて、短期留学プログラム募集期間中にミニ相談会を週に1回設けるなど、参加者増に努めている。
- 佐世保地域留学生支援交流推進協議会の事務局を置き、佐世保観光モニターツアー、地

域住民も交えたスポーツ交流、多国籍交流イベントを実施し、本学国際化ビジョン「地域と連携した国際化の推進」に努めている。

- 留学生ならではの発表が好評の留学生弁論大会は、16 年間継続している。平成 30(2018) 年度の大会では、各演者に日本人サポーターが付き、日本語指導、当日までの発表練習の支援を行った。共修・協働を意識し、相互に学びあえる環境づくり、多文化を理解する場への発展に努めている。
- タバコと健康に関して、喫煙者だけでなく受動喫煙による循環器系の病気やがんに対するリスクマネジメントと、大学構内の環境美化を目的として、平成 28(2016)年度より大学敷地内及び周辺エリアを全面禁煙とした。しかし、タバコポイ捨てが目立つ状況にあったため、平成 28(2016)年度より学生委員会と学生会が主催して、学生及び教職員協働のタバコポイ捨て撲滅運動を 5 月と 11 月の各 1 か月間実施し、構内美化を啓蒙する活動を続けている。さらに、クリーンキャンパス運動を年 2 回実施しており、学生及び教職員が協働して、大学敷地内及び周辺エリアの一斉清掃活動を行っている。

【資料 2-4-6】平成 30 年度 第 2 回・第 3 回・第 7 回・第 8 回定例学生委員会議事録

●長崎県内においても若年層の薬物乱用が問題になっていることを受け、長崎県警本部、 早岐警察署及び長崎税関佐世保税関支署と合同の「No!薬物乱用防止キャンペーン」を 開催し、学内でチラシを配付するなど違法薬物使用防止の啓蒙に努めている。

【資料 2-4-7】大学ホームページ 社会連携トピックス

● 学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構奨学金ほか、各財団及び企業・自治体等の団体からの奨学金制度を紹介、仲介、取次ぎ及び記入方法や申請手続き等のサポートを行っている(平成30(2018)年7月現在の日本学生支援機構奨学金の受給者1,151人、在学生比約50%)。なお、日本人学生は学生課が、外国人留学生は国際交流・留学生支援室が窓口となり、申請から貸与・給付終了までの諸手続きを行っている。

【資料 F-5】「学生便覧」 p.31-34

● 独自の授業料等減免制度は全学部全学科の学生を対象としており、入試・募集委員会、 全学教授会の議を経て入学試験時に選抜されるもの及び学生委員会、運営会議、全学教 授会の議を経て入学後の成績に応じて選抜されるものがある。学業、スポーツの成績等 が特に秀でている者に対しては、「特待生 A・B・C」の名称で授業料減免が実施されて いる。また、同条件の者のうち、家計基準が本学の定める基準以下の場合は「減免奨学 生」「減免奨学生九州文化学園高等学校」等の名称で授業料減免が実施されるほか、毎年 度家計基準の確認や単位修得状況に応じ学生委員会、全学教授会の議を経て継続の可否 が決定されている。

【資料 2-4-8】長崎国際大学 特待生に関する規程、長崎国際大学 授業料等免除規程、長崎国際大学 系列校からの内部進学者に対する授業料減免規程、平成 30 年度 第 11 回定例 学生委員会議事録、平成 30 年度 第 5 回臨時学生委員会議事録

● 留学生に対しては、私費外国人留学生の授業料減免規程に基づき、日本語能力のレベルに応じて、第一種、第二種の授業料減額を行っている。減額率については、各年度末に年間修得単位数及び年間履修登録科目の GPA 値をもとに見直しを行っている。

【資料 2-4-9】長崎国際大学 私費外国人留学生の授業料減免規程

● 上記の授業料減免制度のほか、実用英語技能検定、TOEIC 等の級やスコアで減免され

る「英語資格入試」、長崎県内に在住する児童養護施設入所者又は生活保護受給世帯の子等に受験料・入学金・授業料・教育充実費の全額を免除する「社会福祉学科特別奨学制度」、障がいのため修学上特別な負担を有する学生に対し修学支援費を支給する「障がい学生に対する修学支援費」、同窓会から在籍学生の就学の奨励及び学資に充てることを目的として奨励金を給付する「同窓会特別奨励金」、本学に同一期間に兄弟・姉妹が在籍している学生への経済的支援を目的として奨学金を支給する「兄弟・姉妹在籍者奨学金」が運用されている。また、自然災害の罹災者に対する授業料減免を実施している。

【資料 F-5】「学生便覧」p.34、【資料 2-4-10】 2019 (平成 31) 年度入学試験 INFOMATION

● 課外活動は平成 30(2018)年度現在、体育会強化指定部 12 団体、体育会運動部 8 団体、体育会サークル 10 団体、文化会文化部 4 団体、文化会サークル 4 団体、同好会 7 団体が大学公認の団体として認められており、全在学生の約 5 割がいずれかの団体に所属している。

【資料 2-4-11】大学ホームページ クラブ・サークル案内

● スポーツ活動のめざましい成果や文化活動の功労等に対しては、「表彰に関する内規」に基づき、該当する個人又は団体がある場合は学生委員会で審議の上「学長賞」「NIU賞」を決定する。賞の授与は、学長自らが卒業式当日又は前日に行い、その功績を称えている。平成29(2017)年度は個人に対し22人、団体については5団体、平成30(2018)年度は個人に対し21人、団体については5団体を表彰した。

【資料 2-4-12】表彰に関する内規、大学ホームページ 大学総合トピックス

- 平成 30(2018)年には、施設面における課外活動支援として、テニスコート (クレー) 4 面をハードコート 2 面、砂入り人工芝コート 2 面に改修し、練習環境を整備した。また、 部員数が約 180 人と最大規模に成長した硬式野球部に対して、サブグラウンドを設置し 部員一人当たりの練習量と練習時間を平均して維持できるようにした。
- ボランティア活動の促進のため、ボランティアセンター運営委員会が主管となり、年度 初めにボランティア人材バンクへの登録者を募り、平成 30(2018)年度は 51 人の学生から登録を得た。登録者全員を大学予算でボランティア活動保険に加入させ、リスクマネジメントを図っている。
- ハラスメント対策委員会は、本学の教職員、学生の個人の尊厳及び権利と自由を尊重し、 ハラスメントによる人権侵害のない快適な就労、就学上の環境を確保するために、「長崎 国際大学 ハラスメント防止ガイドライン」を設けて、ハラスメントの防止及び対応に努 めている。日頃からの活動として、各学科から 2 人、事務局から 2 人、計 10 人のハラ スメント相談員を選任し、また、学内の 2 か所に相談箱を設けて、相談しやすい環境を 整備している。また、教職員対象の FD・SD を毎年実施して「長崎国際大学 ハラスメ ント防止ガイドライン」に沿った意識の醸成に努めている。

【資料 2-4-13】長崎国際大学 ハラスメントの防止及び対応に関する規程、長崎国際大学 ハラスメント防止ガイドライン

● キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター(以下、CH サポートセンター)は、学生 及び教職員の心身の健康の保持・増進並びに学生生活における日常的な相談・支援及び 障がい学生支援を全学的立場から行うことを目的とし、学生及び教職員の心身に関する 健康相談、心的支援、生活支援等を適切に行っている。また、CH サポートセンターは

長崎国際大学

三つの相談窓口(保健室・学生相談室・学生生活サポート室)をコーディネートしながら運営しており、平成28(2016)年6月よりキャンパスソーシャルワーカー1人を配置し、平成30(2018)年4月より常勤カウンセラー1人の配置も行った。心身に関する相談・支援としては、保健室、学生相談室、学生生活サポート室の3室で、からだ・こころの健康、修学、大学生活等、役割分担しつつも連携し、相談・支援体制を整えている。新年度初めのオリエンテーションでは、CHサポートセンター3室の役割やその利用方法に関する説明、修学上の配慮に関する申請やピア・サポート、障がい学生に対する修学支援費に関する制度の説明を行っている。

【資料 2-4-14】長崎国際大学 キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター規程、オリエンテーション配付資料「CH サポートセンターについて」

● 保健室では、通常業務に加えて、次の①~⑤について取組んでいる。①学校保健安全法に基づき、学生の定期健康診断を実施している。受診率は、平成 24(2012)年度から平成 30(2018)年度まで 100%である。②学生の自己管理対策として、二つの講習会を実施している。一つは、運動系の部・サークル等に所属している学生を中心として「熱中症対策講習会」を、もう一つは全学部 1 年次生を対象に「AED 講習会」を実施している。③学内での危機管理の一環として、傷病者が発生した場合の緊急連絡先や方法を各教室、トイレ、エレベータ等に貼付し、緊急時の対応の表示をしている。④CH サポートセンター運営委員会で策定された、学生の自殺(企図・未遂)防止に関する教職員用マニュアルの作成及び配付を行っている。また、学生の自殺(未遂含む)が発生した際に、適切に対応できるよう ToDo リストを追加した改訂版を作成し、全学教授会で周知している。⑤定期的な「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターだより」を発行し、各所への掲示や全学生及び全教職員へ配信している。そのうちの、禁煙対策、熱中症予防、インフルエンザやノロウイルス等の感染予防の内容は、電光掲示板でも学内周知を行っている。

【資料 2-4-15】平成 30 年度第 11 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 8、大学ホームページ 2018.06.11 学生生活トピックス「熱中症対策講習会を開催しました」、2018.07.05 学生生活トピックス「AED 講習会を開催しました」、平成 30 年度第 6 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 2、平成 30 年度第 12 回定例全学教授会議事録及び資料 C、平成 30 年度第 6 回、第 8 回、第 9 回、第 12 回 CH サポートセンター運営委員会議事録、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターだより(平成 30 年度第 1~4 号、2019 年度第 1~2 号)

● 学生相談室は週 5 日開室し、カウンセラー(臨床心理士)による、学生の心理的支援及び人間関係形成が不得手な学生の支援を行っている。必要に応じて、保護者や担当教員、関係教職員との面接も行い連携を図っている。また、本人の承諾を得た上で、主治医と連携をとる場合もある。なお、学生相談室では、原則的に授業以外の時間に面接予約を入れているが、学生の精神的健康を保持するため、緊急を要する場合は授業中にもカウンセリングを受けることができるような環境を整えている。

【資料 F-5】「学生便覧」p.26、【資料 2-4-16】大学ホームページ 学生生活、平成 25 年度 第 8 回教務委員会議事録

● 学生生活サポート室では、CH サポートセンター学生生活サポート室室員対象の研修を

長崎国際大学

受けた各学科の教員と、大学院生が所定の時間帯に待機し、学業面や大学生活面、対人 関係等のサポートを行っている。

【資料 2-4-17】平成 30 年度第 11 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 2、研修会資料「教職員のための基本的な相談対応のポイント」、研修会資料「CH サポートセンター学生生活サポート室 室員研修」

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- 令和元(2019)年度も「健康増進法の一部を改正する法律」の履行のため、キャンパス内と周辺エリアの喫煙監視と全構成員に対する禁煙への啓蒙活動を強化する。また、行政機関との連絡体制を密にして学生が遭遇するトラブルやリスクの管理のための講習等を実施する。
- CH サポートセンターの学生生活サポート室と教育基盤センターとで個々に実施していた修学上の配慮を要する学生への支援について、令和元(2019)年度は連携した制度を構築して取組む。

2-5 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理
 - (1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

● 校地面積は150,863 ㎡、また、校舎面積26,973 ㎡を含む建物延面積は35,093 ㎡であり、設置基準上必要な面積を十分に確保している。設置している建物は、1号館、2号館、3号館、4号館、5号館、6号館、7号館、研究棟、薬学研究棟、食堂棟、図書館、体育館、茶道文化研修棟、野球部部室棟及び大学本部棟である。食堂棟1階には学食を整備している。また、平成31(2019)年3月に図書館の建物の1階には、コンビニエンスストアを開設した。運動施設として、体育館、グラウンド、アーチェリー場、野球場及び室内練習場、テニスコート、ゴルフ練習場、共用室、法人本部に空手練習場を設置し、課外活動の場所として提供している。野球場については室内練習場、サブグラウンド(内野練習場)も設置している。また、テニスコートについても、クレイコート4面を、ハードコート2面、砂入り人工芝2面に改修した。

【資料 F-5】「学生便覧」p.46「O.研究室・教室・施設について」、【資料 2-5-1】平成 31年度 学校基本調査 (学校施設調査票)

● 施設・設備の整備については、各学部・学科の要望、学長カフェ及び卒業生アンケート による学生の要望等に基づき、所掌する各課で検討し、財源を考慮しながら次年度の事 業計画「施設設備等」の項目に記載するなどして適切に整備を行っている。また、施設・ 設備の安全性については、全ての施設が昭和 56(1981)年の建築基準法(施行令)の改正 後に建築確認を受けた建物であるため、いわゆる新耐震基準が適用されている(開学は 平成 12(2000)年、竣工同年)。

【資料 2-5-2】平成 30・31 年度事業計画、「長崎国際大学の設置について(通知)(平成 11年12月22日付)」「建築確認済証」

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

● 講義室、演習室、実験室、実習室、メディアルームは目的に応じて整備している。また、アクティブ・ラーニングが行える講義室を平成 27(2015)年に新たに 4 教室整備して、各講義室には、視聴覚機器を整備している。コンピュータ等のパソコンを設置した IT 施設としては、「コンピュータ基礎演習」等の授業で使用可能な 155 台のパソコンを設置したメディアルームの他、学生が自由に予習・復習、課題レポート等に取組めるよう 32 台のパソコンを設置した教室を有している。また、ラーニング・コモンズ及び図書館においても、自由に学生が予習・復習を行えるようノートパソコン 20 台の貸し出しを行い、個々の学生が授業外学修に取組みやすい環境を整備している。

【資料 2-5-3】「長崎国際大学 自己点検・評価報告書 データ編」表 2-12

● 2304 教室は端末ノートパソコン 51 台と端末ノートパソコンを集約管理するサーバー・ クライアント型の施設を整備している。多種多様な利用が想定されるため、サーバーに は環境復元・管理システム (3+システム) を導入している。また、端末ノートパソコン を格納できる開閉式デスクとすることで、コンピュータ教室としてだけではなく、通常 講義とアクティブ・ラーニングの両方及び同時利用ができる多用途環境を整えている。

【資料 2-5-4】 2304 教室の写真

● 語学教育のための3302 教室にCALLシステム学生用パソコン48台が設置されている。 また、隣室の3301 教室は、アクティブ・ラーニング向けの教室となっており、可動式の 机、椅子、電子黒板、ミニ・ホワイトボード、iPad48台が授業で使えるように常備され ている。

【資料 2-5-5】3301・3302 教室の写真

● ラーニング・コモンズは、食堂棟2階、5号館1階、図書館2階及び7号館1階に設置している。個人又はグループによる学修、ゼミ活動における論文、レポート作成等の学修、プレゼンテーション等のスキル向上を目的とした、主体的学修活動の際に利用できる場として整備している。

【資料 F-5】「学生便覧」p.54、【資料 2-5-6】長崎国際大学 ラーニング・コモンズ利用申 し合わせ

● 茶道文化研修室として、「不息庵」と「自明堂」の二つの研修室を配置しており、全学共通科目である1年次必修科目の「茶道文化IA・IB」及び選択科目である「茶道文化II A~IVB」で実践的内容を重視した授業を行っている。

【資料 F-5】「学生便覧」p.51-52

● 図書館では、充実した学修環境としての学術情報基盤を整備しつつ、学術情報流通の変化に即応した大学図書館を目指して、姉妹校との学術情報ネットワークの整備と連携、書籍・雑誌・データベース等の電子コンテンツの積極的導入、機関リポジトリ構築やデ

ジタル・アーカイブスによる学内生産物の発信等、年々変化する状況に機敏に対応しながら、学生・利用者のニーズに応えるべく学修支援のための環境整備に努め、適切な規模の図書館運営と管理を行っている。

【資料 2-5-7】大学ホームページ (図書館)、平成 30 年度第 1 回図書館委員会議事録及び 資料 6、資料 7、長崎国際大学 図書館利用に関する細則

● 蔵書として、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書:83,058 冊、視聴覚資料: 2,722 点、冊子体雑誌:772 誌、オンラインジャーナル数は 5,000 タイトル以上で、学部・学科に関する専門書、学術雑誌等も十分確保している。また、学生と教職員が年 2 回大型書店に出向く「選書ツアー」を実施し、学修・研究活動に役立つ図書を選定している。

【資料 2-5-8】平成 30 年度第 1 回図書館委員会議事録及び資料 7、平成 30 年度第 2 回図書館委員会議事録及び資料 5

● 開館時間は、授業開講時の平日は8時30分~21時、土曜日は9時~18時、試験前の日曜日は9時~17時とし、図書館を十分に活用できる環境を整備している。

【資料 2-5-9】「長崎国際大学 自己点検・評価報告書 データ編」表 2-11、長崎国際大学 図書館利用に関する細則

● 図書館は、閲覧席数 306 席を配し、その他視聴覚機器 4 台、OPAC(Online Public Access Catalog)3 台、貸出用ノートパソコン 10 台、図書館専用 Wi-Fi の整備、USB によるプリントアウトサービス等を実施し、学生へのサービス向上に努めている。また、図書館ホームページを介し、利用者の要望に応え、蔵書検索、資料の予約、ILL(Inter Library Loan)申込等のサービス提供を行っている。

【資料 2-5-10】平成 30 年度第 1 回図書館委員会議事録及び資料 7、大学ホームページ (図書館)、長崎国際大学 図書館資料の学外図書館貸出に関する内規、長崎国際大学 図書館文献複写内規

●機関リポジトリについては、長崎国際大学学術機関リポジトリを JAIRO Cloud にて構築し、「長崎国際大学論叢」「長崎国際大学教育基盤センター紀要」を公表している。また、「長崎国際大学論叢」「長崎国際大学教育基盤センター紀要」のほか、科学研究費報告、学術研究報告会等の本文データを長崎国際大学デジタル・アーカイブスにて公表し学内外に情報発信している。

【資料 2-5-11】大学ホームページ (図書館)、長崎国際大学 学術機関リポジトリ運用指針、長崎国際大学 学術機関リポジトリ規程、長崎国際大学 研究センター委員会規程

● 図書館の活用推進のため、新入生に対してはオリエンテーション及び「教養セミナー」で、上級年次生に対してはゼミ等で、利用説明を行っている。また、大学施設の地域開放の一環として地域住民及び卒業生に図書館を開放し、閲覧のサービスを提供しているほか、一部のデータベースの利用開放も認めている。

【資料 2-5-12】図書館初級オリエンテーション(初級)資料、ライブラリーオリエンテーション(上級)資料、平成 30 年度第 1 回図書館委員会議事録及び資料 6、長崎国際大学 学外利用者の利用と貸出に関する内規

【人間社会学部国際観光学科】

● 国際観光学科では、博物館学芸員課程における博物館実習用機材の充実を目指して、掛軸・巻子本・刀剣・甲冑・拓本資料・装潢のための機材等を中心に、歴史系資料の取扱い方法を修得する実習室を整備している。

【資料 F-5】「学生便覧」p.51、【資料 2-5-13】平成 29・30 年度博物館学芸員養成課程委員会報告、長崎国際大学博物館学芸員課程リーフレット

【人間社会学部社会福祉学科】

● 入浴実習室、介護実習室、家政実習室を設けている。また、社会福祉学科専用の学修室 として 2204 教室を、年間を通じて準備し国家試験受験を控えた学生の学修環境の整備 を図っている。

【資料 F-5】「学生便覧」p.51、【資料 2-5-14】社会福祉学科国家試験合格支援委員会

【健康管理学部健康栄養学科】

●健康栄養学科では、「公衆栄養学実習」等で、管理栄養士の業務に必要な実習に栄養価の評価、献立作成に必要なソフトを使用している。また、「給食経営管理実習」に必須の大量調理機器として、最新の機器を購入し、学生の実習に使用している。なお、総合栄養学実習室、給食経営管理実習室、調理加工実習室、栄養教育実習室、栄養教育論実習室、臨床栄養学実習室、基礎医学実習室、基礎医学実験室及び化学実験室等を設けている。【資料 F-5】「学生便覧」p.52-53、【資料 2-5-15】PC の写真、新規大量調理機器の写真

【薬学部薬学科】

● 実習教室、薬学教育支援センター、模擬クリーンルーム、模擬病室、模擬薬局、動物実験室及び低温実験室等を設置している。また、付属施設として薬用植物園を設置しており、草木、草本性の薬用植物を植栽している。実習室は、学年全員を収容できる広さと実験台を持ち、視聴覚機器、排気装置付きフード、純水製造装置、電子天秤の他、基本的な設備を有している。また、生物系実習室は、上記基本設備に加えてクリーンベンチ、安全キャビネット、細胞培養装置、分光光度計、遠心分離器等の備品及び学生の人数に応じた光学顕微鏡を備えている。

【資料 F-5】「学生便覧」p.54-55、【資料 F-12】「履修の手引」薬学部 p.119、【資料 2-5-16】 実習室備品一覧(固定資産管理台帳)

【大学院】

● 大学院については、個人用のデスクとロッカーを整備し、Wi-Fi を完備したバリアフリー構造の院生室が整備されている。また、これらの学修施設は指導教員と同じ研究棟内にあり、効果的な学修・研究指導を実現している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

● キャンパスは全てバリアフリーであり、長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準にも適合している。地盤の性質から経年のため生じた段差部分は、補修やスロープ施工等を都

度行っている。視覚障がい者誘導用ブロック、点字付き案内板、スロープ及び点字付き エレベータを整備している。また、車イス利用者のために茶道室の車イス用リフト、屋 根付駐車場及び通学路の整備をしている。多目的トイレは全 18 か所設置しているが、 その中に介護用ベッド付1か所、温水ウォシュレット設備8か所がある。排泄後の処理 が困難な障がいのある学生には、介助者にも配慮し、トイレ内から合図が可能な表示器 を主要建物に設置している。図書館には、拡大読書器を設置している。

【資料 2-5-17】「長崎県福祉のまちづくり条例」適合証

● 危機管理の一環として、AED(自動体外式除細動器)を10台(学内9か所、法人本部の空手練習場へ1か所)設置し、大学ホームページにも設置場所を掲載している。また、学生及び教職員へは、ポートフォリオにより設置場所を周知している。

【資料 2-5-18】平成 31 年度第 1 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 6

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

● 授業内容や対象学年を踏まえ、教育効果に配慮したクラス編成を行っている。全学共通科目の「教養セミナー」は、初年次教育における重要科目と位置付け、1 クラス当たり10人以下の少人数教育を行っている。令和元(2019)年度の「教養セミナー」担当教員数は、国際観光学科は春季入学生担当23人と秋季入学生担当1人、社会福祉学科は9人、健康栄養学科は15人、薬学科は22人である。

【資料 2-5-19】平成 30 年度 第 11 回教務委員会資料、令和元年度前期開講科目数の割合

● 「英語演習 I A」は、入学時にプレイスメント・テストを実施し、1 クラス最大で 40 人の能力別クラス編成で開講している。国際観光学科は 6 クラス、社会福祉学科は 2 クラス、健康栄養学科は 2 クラス、薬学科は 3 クラスで実施している。また、薬学科では、専門科目につながる基礎科目の講義を 50 人程度で開講している。「基礎の化学」「基礎の物理学」は 3 クラス、「基礎の生物学」「基礎の数学」は 2 クラスで開講し、科目の特性に応じた人数でクラス編成を行っている。

【資料 F-12】「講義概要 (シラバス)」p.63-88、p.283-288、p.293-296、p.297-302、p.305-308

● その他、履修者数の多い演習科目や実習系科目においても、教育効果及び安全性の確保の観点から、少人数教育を実施している。全学共通科目の「スポーツ実習」は最大で35人、国際観光学科の「博物館実習」、薬学科の「物理・数学演習」は最大で50人で3クラス、健康栄養学科の「栄養の生物学」「栄養の化学演習」、薬学科の「薬学英語」「薬品物理化学演習」は最大で50人の2クラスで開講し、教育効果を上げる工夫をしている。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」薬学部 p.41-41、p.43-48、p.65-68

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

- 令和元(2019)年度も各校舎に AED の設置と、多目的トイレに温水ウォシュレット便座 の設置を計画的に増設して学内環境の向上を図る。
- 令和元(2019)年度は、学内で発生する学術研究報告や欧米の学術雑誌に掲載された本学教員が執筆した論文を、機関リポジトリへ取込む活動を行い、図書館機能の向上を図る。また、図書資料の貸出冊数等の利用頻度を上げるため、資料情報の発信を多角的に進め、全学で進める「目指せ 100 冊読書」への支援を拡大する。

● 薬学科では、基礎学力の向上のために、令和元(2019)年度には「基礎の物理学」の開講 クラスを2から3クラスに増やして実施しているが、今後もこの試みを拡大する。

2-6 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
 - (1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

● 学生の状況や意見を取入れるために、授業アンケート、在学生アンケート、卒業生アンケート、学長カフェを実施しているほか、学生意見箱を構内2か所に設置して意見聴取を行っている。学修に対する学生の意見をくみ上げるシステムとして、授業では、リフレクション・カードやクリッカー、ポートフォリオのレスポンを使用している。リフレクション・カードは、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等を記載させ講義終了時に回収し、次回の講義に生かすことができるようにしている。クリッカーやレスポンは、その場で、学生の理解度が確認でき学修支援のために利用している。

【資料 2-6-1】リフレクション・カード、教務関係システム学生マニュアル 2019 年版

●授業アンケート等の集計結果は、教員個人の授業改善に寄与している。アンケートによる低評価の科目担当者に対して、学部長面談(学科長、自己点検・評価委員同席)で改善に向けての指導助言が実施されている。教学事項において改善すべき事項は、学科会議、教務委員会、学部教授会で協議し改善に努めている。また、FD 活動として、教員相互の授業公開も実施し授業改善に取組み、その結果を報告している。

【資料 2-6-2】平成 30 年度第 6 回・第 7 回・第 10 回自己点検・評価委員会資料

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

● 入学・編入時に行う保健調査では、入学前に保健調査票を配付及び回収し、記載内容によって、確認が必要と思われる場合は、学生本人又は保護者と連絡を取り、電話にて詳細な聴き取りを行う。CH サポートセンターによって集約後、「保健調査票一覧」を作成している。さらに、本人及び保護者の同意を得た情報のみ、各学科長との情報共有を行っている。

【資料 2-6-3】平成 30 年度第8回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料2、平成31年度第1回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料7

● 修学上の配慮に関しては、全学生に対し、年度初めのオリエンテーションや大学ホームページで制度を周知している。

【資料 2-6-4】オリエンテーション配付資料「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターについて」、大学ホームページ「修学上の配慮に関する申請手続き」

● 毎年度始めに全学生対象(国内在住の休学者へは郵送)の「心の健康調査(60 項目からなる University Personality Inventory)」(日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の質問用紙準備)を実施している。その結果を学生相談室カウンセラー(臨床心理士)によって判定し、要支援該当の学生をリストアップする。要支援該当学生には CH サポートセンターより、個別に検査結果を説明し、深刻な状態の学生には学生相談室にて臨床心理士との面接を勧めるようにしている。

【資料 2-6-5】平成 30 年度第 9 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 5、平成 30 年度第 12 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 14

● 「学長カフェ」という名称で、各学科代表の学生 12 人と学長・事務局長が直接対談する中で、学生自らが大学へ要望等を出せる機会を年 2 回設けている。ここで出された要望の中で、短期間で実現できるものは実現させ、学生生活の改善に反映させている。ただし、長期計画や予算が必要なものは将来計画の中で実現されるよう検討されている。また、学長からの回答については、掲示板等を用いて全学生に公開している。なお、平成 30(2018)年度に実現したものとして、屋根付き駐輪場の増設(50 台分)、コンビニエンスストアの新築がある。その他、現在までにテニスコートの改修、学生駐車場の拡張、ATM の設置等が行われ、生活の利便性の向上が図られている。

【資料 2-6-6】平成 30 年 第 11 回学長カフェについて (報告)、大学ホームページ 学生生活トピックス

● 卒業生アンケート調査結果によれば、事務局の評価は満足とやや満足を合わせると 91.9%となっている。また、昨今では、配慮が必要な学生も一定数在籍していることに も鑑みて、窓口対応は単なる事務手続き対応だけに留まらないよう、学生に向き合う姿 勢を意識している。窓口で対応する際には、双方向コミュニケーションのきっかけとなる行動、例えば笑顔と挨拶に始まり、声かけやマナー欠如への注意等を心掛けて、学生 一人ひとりを認識した態度で臨んでいる。

【資料 2-6-7】卒業生アンケート調査結果(満足度経年の比較)

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ●施設・設備に対する学生の意見を取入れるために、在学生アンケート、卒業生アンケート、学長カフェを実施している。学生から出された意見については、事務局で集約し、優先事項及び財源等を考慮しながら、改善に努めている。
- 学生の意見・要望の検討の結果、授業外学修の施設をより多く確保するために、ラーニング・コモンズのほか、薬学棟の2階ラウンジの活用として自学用机と椅子を設置した。また、図書館の利用について、試験前の日曜・祝日における開館や、平日の開館時間の延長等も実施している。

【資料 F-5】「学生便覧」p.27、p.54

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

● 初年次教育の中でアンケート調査を行い、新入生の心身の不安等について把握しつつあるが、

令和 2(2020)年度にこれらのデータを分析し、全学で共有することによって学生の要望等に 早期に応えられるシステムの構築を目指す。

- 学力不振学生の減少を図るために、SA の活用、ラーニング・コモンズでの学修支援をより活性化する。その過程で、学生が相談しやすい相談窓口のあり方について検討し、その環境づくりを行う。
- 合理的配慮を希望する学生の増加に備えて、CH サポートセンターと教育基盤センター が協働する体制の構築を図る。
- 学修環境や学生生活に対する要望については、学長カフェや学内の相談箱等で把握し対応を行ってきたが、そのスピード及び内容の充実を図る。

[基準2の自己評価]

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って、各種の入学試験を実施して入学者を受入れている。入学者選抜は、入試ごとの入学者の追跡に基づいて、選抜方法等の検証を毎年行っている。学生数は、毎年全学の収容定員を維持している。入学試験問題については、本学独自に作問している。

学修支援は、教職協働で行っている。学修支援のための教務委員会、教育基盤センター及び教務課が中心となり、各学科と連携した支援体制を構築している。また、TA・SAの活用による学修支援も行っている。

キャリア支援は、留学生も含めて適切に実施されている。支援体制は、キャリアセンターが組織され、教職協働の委員会が支援の方針を決定している。教育課程外では、就職ガイダンス、キャリア形成支援等を実施している。教育課程内では、「教養セミナー」のキャリア関連及び各学科の実習科目等で行われ、就職内定率も全国レベルを維持している。

学生サービスは、学生委員会及び学生課が中心となって実施されている。授業料減免・ 奨学金等の経済支援、住居・交通ルール・生活支援、課外活動、ボランティア活動等の全 ての支援について、入学式後の保護者を交えてのオリエンテーションで学生便覧に基づい て周知している。学生サービス面での学生・保護者の評価は高いと考えている。

授業の学生数も、全学共通科目や専門科目を問わず 2~3 の習熟度別クラスを設けて実施している科目もあり、指導に効果を上げているが、今後も習熟度別クラスを増やすことが必要だと考えている。図書館についても、利用者数の増加を目指して設備や利用機器の整備に努めていて、その効果は少しずつ上がっている。

学生の意見・要望は、在学生アンケート、授業アンケート、学長カフェ、卒業生アンケート等を通して把握している。学修支援については、教務課が所掌している。授業に対する意見は、リフレクション・カードやポートフォリオ等でも把握し、教員が次回の授業に反映させている。心身の健康管理面では CH サポートセンターの3室の相談窓口で対応していて、学生に信頼感を与えている。学修環境については、総務課が大学施設全体の整備を、教務課が教室設備の整備を担当していて、施設設備ともに学生の意見等も検討した上で毎年更新をして十分な学修環境を与えていると考えている。

基準 3. 教育課程

- 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了 認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
 - (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

- (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 本学では、建学の理念、人材の育成に関する教育目標を踏まえて、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めた基本的な方針としてディプロマ・ポリシーを策定しており、これを達成することを学修の目標としている。
- 3 ポリシーについては、平成 28(2016)年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育 部会より出された「3 ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」により、策定と 公開が義務付けられ、本学でも 3 ポリシーの見直しを行うこととなった。全教員に対して「近年の中央教育審議会答申と 3 ポリシー改訂」と題した FD(Faculty Development) を実施した上で、全学的な見直しを行った。

【資料 3-1-1】平成 28 年度第 79 回教育向上研究会資料

● 新たな 3 ポリシーの策定に当たっては、全学教育会議で全学の 3 ポリシーが提案され、 教務委員会、学部教授会の議を経て全学教授会で審議し学長が決定した。その後、全学 のポリシーをもとに各学部・学科でそれぞれの特性を踏まえた 3 ポリシーが策定され、 全学教授会で審議され学長が決定した。

【資料 3-1-2】平成 28 年度第 1 回-3 回全学教育会議議事録、平成 28 年度第 3 回・第 4 回・第 1 回臨時教務委員会議事録、平成 28 年度第 7 回・第 10 回全学教授会議事録

●全学の3ポリシーは、学長を中心として「3ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に則って策定された。策定に当たっては、全学のポリシーから学科ごとのポリシーまで一貫性のあるものとするために、ポリシーの基本方針や内容等を整備した。学部・学科のディプロマ・ポリシーは、全学のポリシー及び学則第3条の3に示されている学部・学科の目的を踏まえて策定され、それを達成するためのカリキュラム・ポリシーも考案された。全学のディプロマ・ポリシーは、本学の建学の理念である「人間尊重」を基本理念に、「ホスピタリティの獲得」をその具体像としている。「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解力」の五つをホスピタリティを構成する能力と定め、それらの五つの能力獲得を確実に行うことによって、卒業時の質保証とした。

【資料 3-1-3】長崎国際大学 ディプロマ・ポリシー

● ディプロマ・ポリシーは、「履修の手引」「講義概要 (シラバス)」「学生便覧」等に記載されるとともに、年度初めの各学年のオリエンテーションでカリキュラム・マップとともに周知されている。また、大学ホームページ、ポートフォリオにも掲載し、学内外に

も広く周知している。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」全学共通科目・各学科、【資料 3-1-4】各学科オリエンテーション日程表、大学ホームページ(大学総合)、ポートフォリオ

【大学院】

● 大学院では、「長崎国際大学大学院 学則」第2条の目的に示されている「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」を達成するために、大学院においても3ポリシーを策定し、大学ホームページ、「履修要項」で周知している。各専攻のディプロマ・ポリシーは、四つの能力(「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」)を獲得することを基本としている。ディプロマ・ポリシーは「学生募集要項」、大学院「履修要項」、大学ホームページに掲載され周知している。

【資料 F-4】学生募集要項、【資料 F-12】大学院「履修要項」、【資料 3-1-5】大学ホームページ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了 認定基準等の策定と周知

- ディプロマ・ポリシーで示された五つの能力をもとにした単位認定は、「長崎国際大学 学則」第 24 条(単位の授与)、「長崎国際大学 試験に関する規程」第 3 条(試験の方法)、「長崎国際大学 学則」第 28 条(成績の評価)に基づいて行われている。具体的には、「長崎国際大学 学則」第 24 条(単位の授与)「学生が一つの授業科目を履修した場合には、試験を行い合格と認定されたものには単位を与える」としている。試験の方法については、「長崎国際大学 試験に関する規程」第 3 条(試験方法)で「試験は、筆記、論文(レポート)、口述、実技、その他の方法によって行う。」となっている。また、合格の認定については、「長崎国際大学 学則」第 28 条(成績の評価)「授業科目の履修成績は S、A、B、C、D、Fの6種類の標語をもって表示し、S、A、B、Cを合格、D、Fを不合格とする」となっている。なお、成績評価をどのように行うのかは各科目の担当者がディプロマ・ポリシーに示された五つの能力(「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解力」)の各項目の評価割合を決め、シラバスに明記している。
- 原級留置制度は、健康管理学部健康栄養学科及び薬学部薬学科で実施しており、「長崎国際大学履修規程」「長崎国際大学薬学部薬学科履修細則」で定めている。なお、人間社会学部国際観光学科及び社会福祉学科には原級留置制度は設けていない。

【資料 3-1-6】長崎国際大学 履修規程第 23 条、第 30 条

- 卒業認定基準は、「長崎国際大学 学則」第 36 条 (卒業) に規定し、「長崎国際大学 履 修規程」に定めるとともに「長崎国際大学 学則別表 1」に明記している。
- 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び教育課程や履修モデルは、学部・学科ごとに定めた「履修の手引」に掲載しており、学期初めの学年別オリエンテーションで説明・周知し、担当教員指導のもと履修登録を行っている。

【資料 F-3】学則第 36 条、【資料 F-12】「履修の手引」

【大学院】

● ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、また、「長崎国際大学大学院 学則」「長崎国際大学学位規程」に基づいて単位認定基準、課程修了要件を策定し、 年度初めのオリエンテーションで大学院「履修要項」を配付して周知している。

【資料 F-3】大学院 学則、【資料 F-12】大学院「履修要項」

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

● 教育課程は、学位授与の方針、教育研究上の目的を踏まえ、体系的に編成している。また、単位認定基準、進級及び卒業・修了認定基準は、「長崎国際大学 学則」「履修の手引」に学部・学科別に記載されている。大学院に関しては、「長崎国際大学大学院 学則」「履修要項」に研究科・専攻別に明示されている。進級、卒業・修了認定については、下の手順に従って、厳正・厳格に行われている。

(単位認定基準)

- シラバスには、ホスピタリティを構成する五つの能力(「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解力」)毎に到達目標を記載し、到達目標を達成したかどうかを判定する評価方法・手段、評価比率も記載している。
- 本学の1単位の授業時間は、「長崎国際大学 学則」第23条に定めたとおりである。 【資料 F-3】学則
- 卒業要件単位を満たすための学修計画の一歩は、担当教員指導のもとでの履修登録から 始まる。ゆとりある学修のために年間履修登録単位数の上限を 48 単位と定めている。 【資料 3-1-7】長崎国際大学 履修規程 第5条、第11条、第16条、第21条、第27条
- 試験を行い合格と認定された者に単位を授与することになっている。試験の種類は、「長崎国際大学 試験に関する規程」の第 2 条に定めているとおり、定期試験、随時試験、追試験、再試験である。また、試験方法は、筆記、論文 (レポート)、口述、実技、その他の方法によって行われている。なお、「長崎国際大学 試験に関する規程」第 6 条では受験資格について、受験者は、原則として当該科目の全授業回数の 3 分の 2 以上出席しなければならないと定めている。

【資料 F-3】学則 第 24 条、【資料 3-1-8】長崎国際大学 試験に関する規程

● 学修の評価については、定期試験のみならず、授業時間中に実施する小テストや授業における発言・発表内容、レポート等も含めた多様な評価が用いられている。これらの評価は、各授業科目の基準に従って行われている。ホスピタリティを構成する五つの能力に関する評価手段・方法及び評価比率は科目ごとのシラバスに記載されている。また、シラバスでは、授業の到達目標や予習・復習についても指示しており、第1回目の講義において担当教員が説明する。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」

● 学生の学修成果を明確にすることを目的として、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。半期ごとに学生に配付する成績通知書に GPA を明記することにより、学生

の学修への取組み状況が明確となる。学生は、自主的な学修をより一層進めるためにこの指標を活用し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めることができる。また、GPA制度を利用した退学勧告制度を導入し、平成30(2018)年度新入生から適用している。

【資料 3-1-9】長崎国際大学 GPA 制度運用に関する内規

● 単位の認定は、原則としてその科目の開設期の期末に行われる。評点と評価基準は、次のとおりである。

評 価		評 点	評価基準		
	S	100~90 点	到達目標を十分達成し、きわめて優秀な 成績を修めている。		
合 格	A	89~80 点	到達目標を十分に達成している。		
	В	79~70 点	到達目標を達成している。		
	C	69~60 点	到達目標を最低限達成している。		
	D	59 点以下	到達目標を達成していない。		
不合格	F	川安子白 巫殿投索	出席・試験(レポート等の提出)の評価		
	Г	出席不良・受験放棄	要件を欠格。		

表 3-1-1 単位認定の評価基準

【資料 3-1-10】長崎国際大学 試験に関する規程 第7条

【大学院】

● 大学院生については、考査(試験及び研究報告等)を行い、合格した者に対して単位認定を行う。大学院「履修要項」において、単位認定基準、修了認定基準を大学院生に示し、入学時オリエンテーションにおいて学生に周知を図り、厳正な単位認定を行っている。

(本学以外の大学等で修得した単位等の認定)

● 編入学生等の既修得単位の認定単位数は、学科ごとに定めている。各学部・学科において教育上有益と判断された場合に単位が認定される。同じ科目名の授業でも、既修得大学の授業内容、その位置付けが異なる場合、単位が認定されない。単位認定は、教務委員会で確認し、学部教授会で審議決定した後、全学教授会に報告される。

【資料 F-3】学則第 25 条~第 27 条【資料 3-1-11】平成 30 年度第 1 回定例健康管理学部 教授会議事録及び資料 1、平成 30 年度第 2 回定例全学教授会議事録及び資料 18

● 国際観光学科・社会福祉学科の 3 年次編入は、出身学校で修得した単位のうち 62 単位を本学で修得したものとして一括認定する。62 単位の内訳は、全学共通科目群の卒業要件単位として 32 単位、また、学部共通科目は、国際観光学科は 4 単位、社会福祉学科は 2 単位、さらに、学科専門科目群については、原則として 2 年次までに開講している専門教育科目を対象に、国際観光学科は 26 単位、社会福祉学科は 28 単位認定する。

【資料 F-3】学則第 25 条~第 27 条、【資料 3-1-12】平成 30 年度第 3 回定例全学教授会資料 3

● 健康栄養学科は、出身学校で修得した単位のうち全学共通科目群の卒業要件単位として

28 単位を一括認定する。学科専門科目群については、内容等を検討した後、60 単位を超えない範囲で単位を認定する。

【資料 F-3】学則第 25 条~第 27 条、【資料 3-1-13】平成 30 年度第 3 回定例全学教授会資料 3

 薬学科は、全学共通科目群として、30単位を一括認定する。学科専門科目群については、 履修内容を吟味した後、2年次編入学については、45単位を超えない範囲で、3年次編 入学は、62単位を超えない範囲で、4年次編入学は、94単位を超えない範囲で単位を認 定する。

【資料 F-3】学則第 25 条~第 27 条、【資料 3-1-14】平成 30 年度第 3 回定例全学教授会資料 3

● 短大及び高等専門学校の専修科における学修による単位認定、単位互換制度による単位 認定、文部科学大臣が定める学修等による単位認定等の本学以外で修得した単位の認定 については、「履修の手引」に記載し、単位認定を行っている。

【資料 F-3】学則第 25 条~第 27 条、【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.2、健康管理学部 p.7、薬学部 p.23

(進級基準)

● 人間社会学部を除いた、健康管理学部と薬学部においては、学部の特性を考慮し、進級制度を設けている。両学部ともに、進級要件については次に述べるように「長崎国際大学履修規程」に明記し、学生に周知している。さらに、「履修の手引」では、カリキュラムの概要を記載するとともに、修得すべき科目、配当年次、必要最低修得単位数及び修得科目数等を明らかにしている。

【資料 F-3】学則別表、【資料 F-12】「履修の手引」、【資料 3-1-15】長崎国際大学 履修規程 第 23 条、第 30 条

● 進級は、修得単位を記載した進級判定資料をもとに、教務委員会で規程に沿って確認が 行われ、当該学部教授会で審議された後、全学教授会に報告している。このように進級 判定については、厳格な手続きが踏まれている。

【資料 3-1-16】平成 30 年度第 11 回教務委員会議事録、平成 30 年度第 2 回臨時健康管理 学部教授会議事録、平成 30 年度第 12 回薬学部教授会議事録

【健康管理学部健康栄養学科】

● 進級については、その年次に修得しておかなければならない要件を明記しており、2 年次から3年次及び3年次から4年次への進級時に進級判定が行われている。

	及 0 1 2
学 年	進級要件
2→3 年	2年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、 必修科目(選択必修を含む)の修得単位が 90%に満たない者は原級留めとする。
3→4 年	3年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、 必修科目(選択必修を含む)の修得単位が90%に満たない者は原級留めとする。

表 3-1-2 健康管理学部健康栄養学科 進級要件

【資料 F-12】「履修の手引」健康栄養学科 p.26、【資料 3-1-17】 長崎国際大学 履修規程 第23条

【薬学部薬学科】

● 進級については、その年次に修得しておかなければならない科目数を次のように明記しており、それにより進級判定が行われる。

学年	進級要件	
子午	当該年度	前年次分
1→2 年	1年次専門科目のうち、未修得が2科目以下であること。 ^{注1)}	
2→3 年	2年次専門科目のうち、未修得が3科目以下であること。 ^{注1)} 2年次に配当された実習科目を全て修得すること。	1年次の必修専門科目を全て修得していること。
3→4 年	3年次専門科目のうち、未修得が4科目以下であること。 注1) 3年次に配当された実習科目を全て修得すること。	2年次の必修専門科目を全て修得していること。
4→5 年	総合演習 I を修得していること。 共用試験に合格すること。 総合演習 I 以外の 4 年次専門科目のうち、未修得が 2 科目以下 であること。 ^{注1)} 薬学専門科目選択科目および自由選択科目 ^{注2)} を併せて 4.5 単 位以上修得していること。 4 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	3年次の必修専門科 目を全て修得して いること。
5→6 年	5年次に配当された必修科目の全てを修得すること。	

表 3-1-3 薬学部薬学科 進級要件 平成 27(2015)年度~31(2019)年度入学者

- 注1) 必修科目、選択必修科目、選択科目の区別を問わない。
- 注 2) 進級・卒業要件として認定する自由選択科目 (NICE キャンパス長崎を含む) は 2 単位までとする。

【資料 F-12】「履修の手引」薬学科 p.41、【資料 3-1-18】長崎国際大学 履修規程第 30 条

(卒業認定基準)

● 学生の卒業認定については、教務委員会で規程に沿って卒業の可否を判定することができる卒業判定資料を作成し、その後、当該学部教授会で審議決定された後、全学教授会に報告される。それを受けて、学長が卒業を許可する。このように卒業認定については、教務委員会、学部教授会、全学教授会で厳格に行われている。

【資料 F-3】長崎国際大学 学則第 36条、【資料 3-1-19】平成 30 年度第 10 回教務委員会議事録、平成 30 年度第 2 回臨時教務委員会議事録、平成 30 年度第 10 回人間社会学部教授会議事録、平成 30 年度第 11 回健康管理学部教授会議事録、平成 30 年度第 6 回臨時薬学部教授会議事録

● 卒業要件は、表 3-1-4~表 3-1-9 に示すとおり、学則別表に定める所定の授業科目及び区分でとに設けられた単位数を修得した者について卒業を認定する。

表 3-1-4 人間社会学部国際観光学科 (平成 29(2017)年度入学者)

	全	学 共	通	科 目	群	学部	学科	中門科目郡	详	卒業に要
国際観光学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	共通 科目	学科	各コース及	専門演	する最低 修得単位
						111 1	共通	び全コース	習等	修行中位
必 修 単 位 (118 単位)	4	8	8	8	4	6	30	40	10	124
自由選択単位(6単位)	本学に	.開講され	ている全領	1域の科目	及び単位ユ	互換制度	度認定科目	目から 6 単	位選択	124

表 3-1-5 人間社会学部国際観光学科 (平成 30(2018) - 31(2019)年度入学者)

	全	学 共	通	科 目	群	学部	学和	中門科目郡	详	卒業に要
国際観光学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	共通 科目	学科 共通	各コース及 び全コース	専門演 習等	する最低 修得単位
必 修 単 位 (116 単位)	4	8	8	8	4	4	30	40	10	
自由選択単位(8単位)	本学に	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から8単位選択							124	

表 3-1-6 人間社会学部社会福祉学科 (平成 29(2017)年度入学者)

er internale in the contract of									
	全	学 共	通	科 目	群	₩ 	学科専	門科目群	卒業に要
社会福祉学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	学部共通科目	基幹	展開	する最低 修得単位
必修単位							50	20	
(118 単位)	4	6	8	10	4	6		専門科目) 単位選択	124
自由選択単位(6単位)	本学に	開講されて	いる全領地	或の科目及	び単位互担	與制度認知 (定科目から	6 単位選択	

表 3-1-7 人間社会学部社会福祉学科 (平成 30(2018) - 31(2019)年度入学者)

						,	,—		
社会福祉学科	全	学 共	通	科目	群	学部共	学科専	門科目群	卒業に要する最低
位 云 钿 仙 子 科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	通科目	基幹	展開	修得単位
必 修 単 位	4	6	8	10	4	4	50	20	
(118 単位)	4		O	10	4	4		專門科目) 単位選択	124
自由選択単位(8単位)	選択単位 木学に関議されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から8単位選択								

表 3-1-8 健康管理学部健康栄養学科 (平成 29(2017)~31(2019)年度入学者)

64 H W 74 W 71	全	学	共	通 科	Ħ	群	学系	斗 専 門 🤊	科目群	卒業に要
健康栄養学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	区分自由 (※1)	基礎	基幹	関連	する最低修得単位
必 修 単 位 (120 単位)	4	4	6	4	6	4	40	46	8	126
自由選択単位 (4 単位)	本学に	開講され	ている全	全領域の利	斗目及び草	单位互換制	度認定和	斗目から 4	1 単位選択	120

※1 全学共通科目群の中から分野に関わらず、自由に履修できる。

201		F14 (干)& 20(2017) 干) 区 分	必修	選択必修	選択
		· 入	4	0	0
全		人間理解	4	0	2
学		国際理解	0	4	2
共		社会理解	2	0	2
通		自然理解	2	6	2
科 目			12	10	8
P	全:	学共通科目計		30 単位	
	1	基本事項	2.5	0	0
		物理系薬学	17	0	
	薬学基礎	化学系薬学	13.5	1.5	
		生物系薬学	20	0	5.5
		衛生薬学	11.5	1.5 注 2)	注 1)
		医療薬学	29.5	0	
学			12	1.5 注 2)	
科	薬学臨床	事前学習	13	0	0
専		実務実習(病院・薬局)	20	0	0
門	総	合基礎学習 I	0.5	0	0
科	総	合基礎学習Ⅱ	0.5	0	0
目	統	合演習 I	3	0	0
		合演習Ⅱ	1.5	0	0
		合演習ⅢA	1.5	0	0
		合演習ⅢB	2	0	0
		卒業研究	6 154	3	0
	学	学科専門科目計			5.5
	1,	1 4 1 4 1 1 H H H		162.5 単位	
	卒業に要する員	具低胶组出片	166	13	13.5
				192.5 単位	

表 3-1-9 薬学部薬学科 (平成 29(2017)年度~31(2019)年度入学者)

- 注 1) 選択履修科目 5.5 単位のうち、2 単位まで単位互換制度 (NICE キャンパス長崎) において修得した単位を認定する。
- 注 2) 衛生薬学、臨床薬学の一般専門科目の中から修得する。

【資料 F-12】「履修の手引」(2~6 年次生用)

(修了認定基準)

● 大学院の修士課程は、当該課程に 2 年以上在学して 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、修士論文又は特定の課題についての成果の審査及び最終試験に合格することとしている。

【資料 F-3】大学院 学則第 32 条

- 大学院の博士後期課程は、当該課程に 3 年以上在学して 24 単位以上を修得し、かつ、 必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格することとしている。
- 【資料 F-3】大学院 学則第 32 条の 2
- 薬学の博士課程は、当該課程に 4 年以上在学して 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文審査及び試験に合格することとしている。

【資料 F-3】大学院 学則第 32 条の 3

● 修了認定は次の手順で行う。学長は、学位(請求)論文を受理したときは、研究科長に その審査を付託する。研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う ため、教授会の議を経て審査委員会を設け、論文審査並びに最終試験を行う。審査委員 会の報告を受け、研究科長は課程修了の可否について研究科教授会に諮り、結果を学長 に報告する。学長は報告に基づき課程修了を決定する。

【資料 3-1-20】長崎国際大学 学位規程

表 3-1-10 人間社会学研究科 修了要件

専攻 分類	必修科目	選択必修科目	選択科目	計
観光学専攻	8 単位	8 単位	14 単位	30 単位
社会福祉学専攻	8 単位	8 単位	14 単位	30 単位
地域マネジメント専攻	16 単位	_	8 単位	24 単位

表 3-1-11 健康管理学研究科 修了要件

専攻 分類	必修科目	選択必修科目	選択科目	計
健康栄養学専攻	10 単位	4 単位	16 単位	30 単位

表 3-1-12 薬学研究科 修了要件

専攻 分類	必修科目	選択科目	計
医療薬学専攻	12 単位	20 単位	32 単位

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- 国際観光学科では、多様化が進む国際社会で活躍する人材育成のために、カリキュラムの充実方策を模索している。その一つとして、他大学との単位互換がある。令和元(2019)年度には、九州管内の一つの大学と単位互換を始め、令和 2(2020)年度にはその大学数を増やす。
- 社会福祉学科においては、国家資格の取得を目指して授業内容を充実するとともに、学修支援のための SA を配置し、学修成果の向上を図っている。令和元(2019)年度には、社会福祉士の資格取得者数を 40 人にすることが目標である。
- 健康栄養学科では、令和元(2019)年度から研究マインドの育成・向上を目指して、GPA 制度を活用した卒業研究体制を構築する。
- 薬学科では、アクティブ・ラーニングの導入等によって、授業改善を図るとともに、習 熟度別クラスの編成及び SA による学修支援を強化する。さらに、原級留置生の保護者 会を充実させ、家庭と一体化した支援を行って、その後の進級を円滑にする。

- 3-2 教育課程及び教授方法
- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
 - (1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

● ディプロマ・ポリシー達成のための教育課程編成方針及び実施方針として、カリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーの策定に当たっては、教育課程の体系化を図るとともに、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化を行った。カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを改めて策定し、公表した。全学の3ポリシーが全学教授会で策定された後、各学部・学科の3ポリシーが作られ、教務委員会での確認後、学部教授会での審議を経て、全学教授会で審議され学長が決定した。

【資料 3-2-1】長崎国際大学カリキュラム・ポリシー

● 学生への周知としては、大学ホームページ、「学生便覧」「履修の手引」、ポートフォリオにより周知している。また、年度初めの各学年のオリエンテーションの中で、「講義概要(シラバス)」「履修の手引」等をもとに、ディプロマ・ポリシーの達成のためのカリキュラム編成の概要を述べ、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを使って具体的に説明している。また、大学院においても、大学ホームページ、「履修要項」等で周知している。

【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.(5)-(8)、健康管理学部 p.(5)-(6)、薬学部 p.iii $\sim iv$ 、「履修要項」観光学専攻 p.3、社会福祉学専攻 p.4、地域マネジメント専攻 p.5、健康栄養学専攻 p.1、医療薬学専攻 p.3、【資料 3-2-2】大学ホームページ(大学総合)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を前提として策定されている。 したがって、その達成のためにどのような教育内容・教育方法を取入れるかについて、 明確にしている。この点において、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。 ディプロマ・ポリシーに掲げた諸能力の獲得を可能とするために、初年次教育、教養教育、専門教育における、講義や演習、実習、実験等を効果的に組合わせて体系的なカリ キュラムを編成することを宣言している。
- シラバスは、ディプロマ・ポリシーに定めるホスピタリティを構成する五つの諸能力の うちどの能力を修得するかを示すとともに、授業科目の成績基準や評価について記載し ている。また、カリキュラム・マップは、五つの諸能力のうち、主にどの能力を修得す ることになるのかも明示している。

【資料 F-12】「講義概要 (シラバス)」

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

● 各学科のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに沿って編成されている。つまり、 円滑な高大接続と大学での学びの基盤を育てる初年次教育、人間性の涵養を図る教養教育、そして、専門性を獲得する専門教育を体系的に配置する形となっている。

カリキュラム・ポリシーは、A.教育内容、B.教育方法、C.評価の3項目からなっており、それぞれを具体的に述べると次のとおりである(平成30年度)。

- A.教育内容では、初年次教育、教養教育、専門教育のそれぞれで学修する内容について記載しており、大学の理念の理解、アクティブ・ラーニングの理解、大学の学修習慣の形成、省察の意味やポートフォリオについて理解することができる。
- B.教育方法では、次の事柄について述べている。
 - ①全授業科目でアクティブ・ラーニングを展開し、実習を組込むことなどでディプロマ・ポリシーに掲げた能力・態度の形成につなげること
 - ②学生一人ひとりに対して担任となる教員がポートフォリオを活用した面談を年 2 回行って学修支援を行うこと
 - ③伝統文化や書物からの学びによって、これからの変化の激しい社会の中で、人間性をより豊かにするために、読書管理システムを活用して「目指せ 100 冊読書」を遂行すること
- C.評価では、ディプロマ・ポリシーの達成が可能となるカリキュラムであるかどうか の評価を行うことを述べている。つまり、大学レベル、学科レベル、学生レベルご とに自己評価と外部評価を実施することにしている。

【資料 3-2-3】カリキュラム・ポリシー

• 平成 30(2018)年 10 月には、カリキュラム・ポリシーの C. 評価に、科目レベルの項目を新たに追加し 4 項目として充実させた。さらに、平成 31(2019)年 4 月より、カリキュラム・ポリシーの C.評価の部分を独立させアセスメント・ポリシーとして明示した。

【資料 3-2-4】アセスメント・ポリシー

● 全学共通科目、専門科目に関しては、体系性や難易度を考慮してナンバリングを実施している。ナンバリングの付与により、科目の分野や履修順序が明確になり、シラバスにも記載することで効果的な学修が可能となっている。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」

● シラバスは、科目ごとに、授業のねらい、学生の授業における到達目標、評価手段・方法、テーマ、授業の内容、準備学修(予習・復習等)の具体的な内容とそれに必要な時間、課題(試験やレポート等)に対するフィードバックの方法、さらに、受講学生に期待することを述べるとともに、授業で用いるアクティブ・ラーニングの類型を明示している。加えて、ホスピタリティを構成する五つの能力ごとに、授業における到達目標、評価手段・方法、評価比率を示すことによって、学生の成績評価基準や目標を明確にしている。これらについては、初回の授業で説明し周知している。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」

● シラバス作成後、第三者によるシラバスチェックを行っている。シラバスチェックでは、 要項に基づき、各科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方法等の確認を行っている。 【資料 3-2-5】長崎国際大学 シラバスチェック要項

- 単位制度の実質化の観点から履修登録単位数の上限制度(キャップ制)を設けている。 全学科でキャップ制を導入し、1年間の履修上限を48単位としている。履修登録単位数 の上限単位(48単位)を超えて単位を修得することが可能な学生は、次のとおりである。
 - ① 技能審査による文部科学大臣が定める学修等(英検・TOEIC・TOEFL)により単位 認定を受けた者
 - ② 留学に伴う単位認定を受けた者
 - ③ 教職課程履修者
 - ④ 社会福祉学科に所属する介護福祉クラス所属者
 - ⑤ 編入学生
 - ⑥ 年間の GPA 値が高い者 (GPA 値が 2.5 から 3.0 未満の学生は 2 単位まで、3.0 以上の学生は 4 単位まで)

【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.3、【資料 3-2-6】長崎国際大学 履修規程、GPA制度運用に関する内規

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科目、 学科専門科目で構成される体系的なカリキュラム編成としている。学科専門科目は、学 科共通科目、コース科目、「専門演習」等の三つの区分から構成されており、学生が専門 的な学修をより深められるよう、そして、資格取得の勉強や就職活動に早くから取組め るようにカリキュラム編成している。さらに、学生が所属する三つの専門コース(観光 マネジメント、スポーツツーリズム、グローバルツーリズム)においては、より高度な コース科目を配置し、専門的な知識・技能と分析能力の向上が図れるようにしている。
- 観光マネジメントコースでは、観光に関連する産業や経済、地理や歴史、文化や語学等の科目をバランス良く学ぶことで、幅広い視野を持った人材を育成できるようにカリキュラム編成をしている。スポーツツーリズムコースでは、教員免許(保健体育)の取得、スポーツ指導者、健康実践指導者といった資格の取得に力を入れており、学校現場、健康関連施設、レジャー産業等に就職できるような人材育成のためのカリキュラム編成をしている。グローバルツーリズムコースでは、1年次と2年次に、英語力をつけるための科目を集中的に設定するとともに、海外留学を必修としている。また、3年次、4年次には、観光に関する専門科目及び英語で行われる科目を履修することによって、観光の専門知識を持ったグローバル人材を育成することが可能である。

【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.21

● 「専門演習」「卒業研究」では、特定のテーマに関する調査・研究によって知識を深め、 様々な問題解決のための思考力・判断力の向上を図る。さらに、その成果を発表することにより表現力を身に付けることも可能である。

【資料 3-2-7】長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 カリキュラム・ポリシー

【人間社会学部社会福祉学科】

● 社会福祉学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科目、

学科専門科目(基幹科目・展開科目)で構成される体系的なカリキュラム編成を行っている。その中核には社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目を配置し、厚生労働省の指定科目の単位を修得することにより、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士(介護福祉クラス所属学生)の国家試験受験資格の取得が可能となる。また、健康・生きがいづくり財団の指定科目の単位を修得することにより「生きがい情報士」試験の受験資格が得られる。また、その他指定科目の単位を修得することにより「障がい者スポーツ指導員(初級)」「福祉心理士」「スクール(学校)ソーシャルワーカー」の資格がそれぞれ得られる。これらを体系的に配置し、履修モデルを明示している。

【資料 F-3】長崎国際大学 学則別表 第 5、第 6、第 7、【資料 F-12】「履修の手引」人間 社会学部 p.62、p.55-60

● 社会福祉学科の専門領域科目は、基幹科目と展開科目から構成されている。基幹科目では、必修 13 単位を含む 50 単位以上を選択履修する。基幹科目は、社会福祉、相談援助の基本となる理念、歴史・現状、法規を理解し関心を高めるための科目、その実践に当たって基礎となる医学や介護学に関する科目及び心理学、社会学に関する科目並びに高齢者、障がい者、児童の福祉、社会保障、公的扶助に関する科目、相談援助技術の講義、演習、実習科目を開講している。展開科目は、学生の資格取得希望に配慮して、社会福祉、医療・精神保健、介護の各分野の科目を配置している。これによって、各分野での重要事項について、関係する理論・技術、実習等についての理解を深め、実践に役立たせることが可能である。

【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.50-51、社会福祉学科履修モデル p.68-75

● 1~4 年生の間に、開講される「教養セミナー」(1年)、「専門基礎演習」(2年)、「専門演習」(3年)、「卒業研究」(4年)は、少人数での実施となっており、その中で、学生は社会福祉への問題意識を形成し、各自の問題を探求し深めていくことになる。4年次については、3年次の「専門演習」の担当教員が引続き指導し、中間発表を経て、4年間の学びの集大成として卒業研究をまとめる。

【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.50-51、【資料 3-2-8】卒業研究中間発表会資料

● 各資格の取得に関しては、社会福祉士養成カリキュラムを中心に据え、併せて精神保健福祉士国家試験受験資格、介護福祉士国家試験受験資格及びスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定(社会福祉士又は精神保健福祉士の国家資格を取得した場合)も希望に応じて取得できるような構成のカリキュラムとしている。また、各資格に応じて現場配属実習を行う。

【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.50-51、社会福祉学科履修モデル p.68-75

● 教員免許状取得に関しては、認定された科目を修得することにより、卒業と同時に「高等学校一種(福祉)」の教員免許状を取得できる教育課程を編成している。

【資料 F-12】「履修の手引」人間社会学部 p.66

【健康管理学部健康栄養学科】

● 健康栄養学科では、カリキュラム・ポリシーに基づくとともに、「管理栄養士養成課程に おけるモデルコアカリキュラム 2015」に準拠した教育課程を体系的に編成している。学 科専門科目群は、「基礎」「基幹」「関連」の3区分から構成されている。

モデルコアカリキュラムは、健康栄養学科が教育・研究の対象とする食物・栄養の領域で、専門家あるいは研究者として活動するのに必要な知識と技能を体系的に修得できるように科目を配置している。具体的には、「社会および環境と健康の関わりを理解する」「人体の構造と機能を理解する」「食べ物と健康の関連を理解する」「栄養素等のはたらきを理解する」「疾病の成り立ちについて理解する」、さらに、実践専門科目は、「栄養管理について学ぶ」「ライフステージ等における身体特性と栄養管理について学ぶ」「医療・介護・福祉における栄養管理について学ぶ」「健康・栄養教育の実践を理解する」「健康増進と疾病予防を目指す公衆栄養活動を理解する」「給食と経営管理を理解する」「臨地実習・校外実習へ向けて学習内容を統合する」の12分野で構成している。

- 基礎科目には、管理栄養士が果たすべき多様な専門領域に関する基本的な能力を養うことを基本とし、その職務遂行に必要な知識と技能を修得する基盤となる科目を配している。
- 基幹科目には、①管理栄養士に必要とされる知識、技能、態度及び考え方の総合的能力を養うこと ②チーム医療の重要性を理解し、多職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養うこと ③公衆衛生を理解し、保健・医療・福祉・介護システムの中で栄養・給食関連サービスのマネジメントを行うことができる能力を養うこと ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を養うことーを基本とし、「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の各分野を構成する科目を配している。
- 関連科目には、専門科目の中にあって、包括的、基礎的性格を有する科目と社会が求める特定専門領域の基礎知識を有する実践的管理栄養士の養成を目指す科目を配している。 【資料 F-12】「履修の手引」健康管理学部 p.16
- 健康栄養学科では、厚生労働省の指定科目の単位を修得することにより、食品衛生管理者、食品衛生監視員任用資格が得られる。これらを履修モデル、指定科目読替表として「履修の手引」に表示している。

【資料 F-12】「履修の手引」健康管理学部 p.27-30

● 教員免許状取得に関しては、認定された科目を修得することにより、卒業と同時に「栄養教諭 1 種免許状」を取得できる教育課程を編成している。

【資料 F-12】「履修の手引」健康管理学部 p.31-37

【薬学部薬学科】

●薬学科は、全学共通科目、学科専門科目でカリキュラムを編成している。特に、後者の学科専門科目においては、「基本事項」「薬学基礎」「衛生薬学」「医療薬学」「薬学臨床」「総合」「薬学研究」に区分し、必修、選択必修、選択の科目を設けている。また、単位数、配当年次、種別、区分ごとの修得単位数を履修の手引に記載されているカリキュラムに明示するとともに、卒業すると取得できる資格及び薬剤師免許を取得することで生じる任用資格と実践できる資格・業務にも言及している。

【資料 F-12】「履修の手引」薬学部 p.36-39、p.85-86

● 薬学科では、「薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学の分野で実践的に活動

できる薬剤師を育成する」ことを教育目的とし、「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成 25 年度改訂版)」に準拠した 6 年一貫の教育課程を体系的に編成している。薬学科専門科目は、基本事項、薬学基礎(物理系薬学・化学系薬学・生物系薬学)、衛生薬学、医療薬学、薬学臨床、総合及び薬学研究の 7 分野で構成している。

【資料 F-3】学則 第3条 第3項、【資料 F-12】「履修の手引」薬学部 p.29、p.32-35

● 薬学科では、薬学科専門科目の各シラバスに「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成 25 年度改訂版)」の SBO (到達目標)の番号を明記して、その科目の修得によって何が達成されるか、科目とカリキュラムの関係性がわかるようにしている。また、薬学部教務委員会では、全ての SBO (到達目標 1,073 個)が専門科目のシラバスに漏れなく記載されていることをチェックしている。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」薬学部 p.298-352

● 薬学科では、基礎薬学から薬学臨床までの専門教育に加え、地域医療、高齢者医療・福祉、介護、生活習慣病の予防改善・健康増進に貢献できる質の高い薬剤師を育成するために、人間社会学部との連携により、コミュニケーションやヒューマニティに関する教育(「在宅医療概論」「臨床心理学」等)、疾病予防・改善・健康増進に関する教育(「福祉と緩和ケア」)を導入している。

【資料 F-3】学則 第 3 条 第 3 項、【資料 F-12】「履修の手引」薬学部 p.29-30、「講義概要(シラバス)」

【大学院】

◆ 大学院では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し実施している。

【人間社会学研究科観光学専攻】

● 観光学専攻では、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程のもとで授業を行っている。 カリキュラムは、地域の自然や文化の観光活用を意識できる科目や、観光事業やまちづくりに必要な企画・経営・管理の能力を身に付けられる科目を開講している。

【資料 F-12】大学院「履修要項」人間社会学研究科

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 社会福祉学専攻では、ホスピタリティの体得・実現を通じて人間的資質を磨くことができる科目、被援助者の生活実態を理解し、真に必要な対人援助を把握できる科目、高度な福祉専門職者としての専門的な技能及び知識を修得できる科目等を開講している。

【資料 F-12】大学院「履修要項」人間社会学研究科

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

●地域マネジメント専攻では、3年間の学位論文作成指導を効率よく行うために、主指導教員と2人の副指導教員の指導体制を整えている。開講科目は、人間尊重の精神に支えられた地域マネジメント理論の構築を目指すことができる科目、地域の観光、社会福祉、経済・経営、文化、行政の課題に幅広く考えることができる科目、まちづくりの実践・運営と経営管理に関する高度な専門技術や知識を修得することができる科目等である。

【資料 F-12】大学院「履修要項」人間社会学研究科

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

●健康栄養学専攻では、二つの研究分野「栄養科学」と「健康科学」を配置している。健康科学分野では、健康の維持・増進並びに生活習慣病の改善・予防についての基礎理論と実践技術に関わる科目を、栄養科学分野では、栄養学に基づく応用性の高い研究を行うとともに栄養学的知識の普及・啓蒙に関わる科目を開講している。

【資料 F-12】大学院「履修要項」健康管理学研究科

【薬学研究科医療薬学専攻】

● 医療薬学専攻では、カリキュラム・ポリシーに沿った科目を開講し、4 年間で確実に学 修成果があげられるように標準的な教育研究スケジュールで実施している。医療の高度 化、複雑化、高齢社会の状況下、高度な薬物療法が立案実行できる専門職としての医療 系薬学研究者の養成を目的に四つの大講座による授業を開講している。

【資料 F-12】大学院「履修要項」薬学研究科 p.13

3-2-④ 教養教育の実施

● 教養教育である全学共通科目は、本学の建学の理念である「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を人材育成の目的としており、導入、人間理解、国際理解、社会理解、自然理解に区分し、学生が幅広い教養を修得できるようにしている。また、各学部・学科で学修を行うに当たっての基礎基盤となる科目を開講している。

【資料 3-2-9】全学共通科目カリキュラム

- 導入では、初年次教育としての科目である「教養セミナーA・B」「ホスピタリティ概論」 を開講している。高校までの受け身の学習から脱却して主体性をもって学修しなければ ならない大学での教育を自覚し、それを着実に実行できる能力を身に付けることを目標 としている。また、「ホスピタリティ概論」では、自校教育についても学んでいる。
- 人間理解では、人間、文化、芸術についての教養・知識を深める科目のほか、心身の健康保持増進、ボランティア精神・ホスピタリティの精神を養う科目で構成されている。また、本学の建学の理念を体現する「茶道文化 I A・I B」を開講しており、1 年次生は、全員必修科目としている。
- ■国際理解では、国際社会の中で、外国語を介したコミュニケーション技能に配慮した外 国語科目、国際感覚と理解を深めるための科目、外国人留学生のための日本語科目を開 講している。具体的には、英語、中国語、コリア語及びフランス語の言語科目、「国際関 係論」等である。
- 社会理解では、社会人として必要とされる社会科学分野及び人文科学分野、地域理解分野の科目を開講している。具体的には、「社会学」「法学」「政治学」「統計学」「地域の理解と連携」等である。また、留学生を対象とした「日本事情 I・Ⅱ」等、日本の文化や社会について学ぶ科目も配置している。
- 自然理解では、広く自然を理解し、科学的なものの見方や考え方を身に付けるための自

然科学関連科目を開講している。具体的には、「基礎の物理」「基礎の生物」「基礎の数学」「基礎の化学」「地球環境論」「コンピュータ基礎演習」等である。

- 初年次教育として開講している「教養セミナーA・B」は、少人数のクラス編成により大学の学びに必要なスタディスキルを身に付ける。「茶道文化IA・IB」は、心を込めた行動やコミュニケーション力の獲得を目指す。「ホスピタリティ概論」は、学科を超えたクラス編成による建学の理念やディプロマ・ポリシーを意識した自己研磨の科目である。 【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」、【資料 3-2-10】「教養セミナーA」冊子
- 教養教育において、学科独自に必修又は選択必修を設け、教養科目の履修に特徴を持たせている。社会理解の区分で、社会福祉学科では「社会学」を、薬学科では「統計学」を必修にしている。また、薬学科では人間理解の区分で「生命倫理」を必修にしているほか、自然理解の区分で、「基礎の化学」「基礎の物理学」「基礎の生物学」「基礎の数学」の4科目から3科目を選択必修としている。

【資料 F-12】「講義概要 (シラバス)」p.245-246、p.257-258、p.17-18、p.283-288、p.293-296、p.297-302、p.305-308

● 3 ポリシーを起点とした内部質保証の一つとして「目指せ 100 冊読書」を掲げ、読書管理システムを導入し運用している。伝統文化や書物からの学びによって、これからの変化の激しい社会の中で、人間性をより豊かにするとの考えから、学生に、大学が学びの場であり、読書という知的作業が不可欠であることを理解させ、教養教育のみならず専門分野においても重要であることを周知している。学生は、読んだ本を読書管理システムへ入力することにより、読んだ冊数がグラフで表示されるようになっている。担当教員は、学生の状況を随時確認し、教員からの推薦本も提示することができるようになっている。また、学生は他学生の推薦書が確認できるようにしている。教員は、教養セミナー、ゼミ活動、年2回の面談の際においても、100 冊読書を推奨している。

【資料 3-2-11】長崎国際大学第 85 回教育向上研究会、長崎国際大学平成 28 年度第 13 回 SD 研修会

● 平成 29(2017)年 4 月に教育基盤センターを新設した。教育基盤センターは、①学修支援教育部門 ②初年次・共通教育部門 ③教職等支援部門 ④評価 IR・研修部門ーからなり、初年次・共通教育部門において、共通教育の企画・運営、初年次教育の企画・運営等を行っている。平成 29(2017)年度の「教養セミナー」及び「ホスピタリティ概論」における実施内容やアンケートをもとに、平成 30(2018)年度の授業内容及びシラバスの検討を行った。SA に対する研修会等も実施している。

【資料 3-2-12】長崎国際大学 教育基盤センター規程、TA・SA への研修会資料

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

● 学修者の主体性を引き出し、学修を自分にとって意義あるものと認識させた上で、能動的な授業への参加を促すため、アクティブ・ラーニングを全授業科目で展開しており、カリキュラム・ポリシーとシラバスに記載している。具体的には、アクティブ・ラーニングを 12 の類型に分け、単独又は複数を組合わせた授業展開を行っている。全授業科目で取入れられているアクティブ・ラーニングは、教授法の質的転換に向けた取組みを行うなど、授業内容・方法を工夫している。また、その類型は全授業について、シラバ

スに明記することにより、学生への周知を行っている。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」

● 授業方法の改善を意図し、教育基盤センターにおいて、平成 30(2018)年度より新任教員 対象の FD として「新任教員のための授業研修会」を行っている。①新任教員の学生理 解の促進と円滑な授業実施に向けた研修及び支援 ②教員同士の授業に関する熟議の場の提供ーを目的とし、本学の教育システムを理解するとともに、本学のディプロマ・ポリシーの達成に貢献する授業を可能にする授業論や授業方法等に関する研修を行っている。また、新任教員は、授業評価が高い教員の授業を参観している。

【資料 3-2-13】平成 30 年度第 2 回教育基盤センター運営委員会議事録

● 授業方法の改善を進めるために、大学全体で実施される授業公開に全教員の出席を義務付けている。授業公開後には、アンケートを実施し、全教員による振返りの意見交換を実施してアンケート結果をフィードバックするとともに、効果的な授業方法の共有を図っている。さらに、学生による授業アンケートの結果、理解度や満足度に関する評価が低い科目の担当教員に対して、学部長、学科長、自己点検・評価委員等が個別面談を実施して、授業方法の具体的な改善策を検討させる機会を設けている。

【資料 3-2-14】平成 30 年度第 7 回自己点検・評価委員会 資料 各学科 授業アンケート 結果に基づく面談の記録

【人間社会学部国際観光学科】

● 国際観光学科では、理論だけにとらわれない実学重視のカリキュラムを特徴としており、ハイ・インパクト・プラクティスとして設定した「国内観光研修」「海外観光研修」「語学研修」「海外留学」「インターンシップ」「長期インターンシップ」「地域連携活動」等の学外での学びを通して、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けるとともに、現場で学んだことを生かし成長することを可能にしている。

【資料 F-12】シラバス p.81-92

● 教員の教授法の改善を進める対策として、教員が担当する科目の授業を公開し、学科の 教員が授業を参観している。授業参観後は、担当教員の教授法等についてアンケートを 実施し、集計した意見等を担当教員へフィードバックしている。

【資料 3-2-15】平成 30 年度自己点検・評価委員会資料(平成 30 年度授業公開実施状況)

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、専任教員に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、医師、看護師、臨床心理士等の有資格者を配し、専門的知識のみならず現場における実務経験を踏まえた授業を展開している。また、現在、施設等で勤務している方をゲストスピーカーとして迎えることで、現場経験を生かした授業を展開している。2年次配当科目の「相談援助実習の理解」「相談援助実習指導Ⅰ」は、3年次配当科目の「相談援助実習指導Ⅱ A・ⅡB」の前段をなす実習事前学習の入門と位置付けている。また、見学実習や3年次生の「相談援助実習」終了後に実施する実習報告会へ参加させることで、発表者の実習体験を学ぶことにより、実習の重要性を理解させている。
- 授業方法の改善を進めるための組織体制については、大学全体で実施される授業公開に

全教員の出席を義務付けるとともに、授業公開後は人間社会学部教授会終了後に開催される意見交換会で、成果のフィードバックと共有を図っている。

【資料 3-2-16】社会福祉学科 2018 年度授業公開実施状況、授業公開意見交換会資料

【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、チーム医療の重要性を理解し、他学科との連携を通して他者とのコミュニケーション能力を身に付け、食物・栄養の領域で専門家あるいは研究者として活動できる実践的な管理栄養士を養成するようカリキュラム編成を行っている。
- 「臨地実習」では、講義内容にとどまらず、卒業生や各施設の専門家による管理栄養士の業務内容及び社会人としての職業倫理についても理解を深め、栄養・給食関連サービスのマネジメント能力を身に付けている。
- 教員の教授法の改善を進める対策として、助教以上の教員が担当する科目の授業を公開 し、助手を含めた学科の全教員が授業を参観し、担当教員の教授法等についてアンケー トに意見等を記載し、集計した意見等を担当教員へフィードバックしている。

【資料 F-3】長崎国際大学 学則、【資料 3-2-17】平成 30 年度第 6 回·第 10 回自己点檢·評価委員会資料(平成 30 年度授業公開実施状況)

【薬学部薬学科】

- 薬学科では、専門科目の演習や実習で改善や工夫をしている。特に、演習の「分子細胞生化学演習」では、ポートフォリオのレスポン機能を利用した双方向型授業を、「臨床生理学演習」では、グループ演習で SGD (スモールグループディスカッション)による課題解決型の授業を実施している。また、実習の「機能形態学実習」「薬理学実習」では、実験結果のレポート提出で終わることなく実験データから得られる情報をもとに、データ解析を主体的に行い、プレゼンテーションやディスカッションを通して、データに基づく適切な判断と理論的な解釈ができるようにしている。
- ●薬学科では、授業公開終了後に、全教員による振返りの意見交換会を開催して、アンケート結果をフィードバックするとともに、授業を公開した教員からの教授方法の特徴等に関する報告と質疑応答を実施するなどして、効果的な教授方法の共有を図っている。

【資料 3-2-18】「授業改善協議会(仮称)」記録、授業アンケートに基づく面談の記録(薬学部)

【人間社会学研究科観光学専攻】【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 学生が学修期間の2年間で確実に学修成果が上げられるように、履修単位登録時にシラバスや学生の研究課題を踏まえて、主指導教員が履修指導を行っている。修士論文作成においては、中間発表会を実施するなど丁寧な指導を行っている。

【資料 F-12】「履修要項」、【資料 3-2-19】平成 30 年度第 11 回定例大学院人間社会学研究 科教授会議事録

● グローバル化に対応して、英語で授業を行う科目として、観光学専攻においては、3 科目(「Information Technology」「Cultural Heritage Studies」「Case Study (Cultural Heritage Studies)」)を開講している。社会福祉学専攻においては、1 科目(「Information

Technology」)を開講している。

【資料 F-12】「履修要項」p.49-50、p.61-62、p.93-94、p.119-120

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

● 特講・事例研究の科目を対象に学生による授業アンケートを実施し、教育・研究内容の 質保証に努めている。また、学生の修学状況及び学位論文作成進捗状況については、専 攻会議等において指導教授による報告を行っている。

【資料 3-2-20】平成 30 年度第 3 回定例人間社会学研究科教授会資料(資料 6)、平成 30 年度第 1 回定例人間社会学研究科地域マネジメント専攻会議議事録

● グローバル化に対応して、英語で授業を行う科目(「International Communication and Regional Communities of West Kyushu」)を開講している。

【資料 F-12】「履修要項」p.191-192

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 1 年次における特論・演習の履修は、特別研究指導教員と相談の上、履修する特論・演習を決定し、さらに、特論・演習の開講は、特論担当の教員と相談の上、学生と教員に時間的不都合が起こらないように配慮している。
- グローバル化に対応して、英語で授業を行う科目(「Exercise Physiology」)を開講している。

【資料 F-12】「履修要項」p.37-38

● 1 年次生は、3 月に実施する健康栄養研究報告会において、研究成果の報告を義務付けている。

【資料 3-2-21】健康栄養研究報告会のプログラム(第 12 回健康栄養研究会プログラム)

【薬学研究科医療薬学専攻】

● 1-3 年次生は、9 月実施の「研究進捗状況報告会」で報告することを義務付けている。これによって、得られたデータから導かれた結論の妥当性を議論し、論文作成のための資料整理につなげている。

【資料 3-2-22】平成 30 年度「研究進捗状況報告会」要旨

● 4 年次生は、学術雑誌への投稿、予備審査、博士論文審査請求、本審査が適切に行われるように研究・教育指導を行っている。

【資料 3-2-23】平成 29 年度第 1 回臨時薬学研究科教授会議事録、平成 29 年度第 9 回薬学研究科教授会議事録

● 平成 30(2018)年度よりグローバル化に対応して、英語で授業を行う科目(「Basic and Advanced Sciences of Drug Discovery」)を開講している。

【資料 F-12】「履修要項」p.71

● プレゼンテーション能力の醸成のため、テーマを選んで発表・討議を行い、それを評価 している(「プライマリ・ケア演習」)。

【資料 F-12】「履修要項」p.52-53

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- 開設して 2 年を経た初年次教育に関しては、令和元(2019)年度の実践終了後、3 年間の 総括を行い、令和 2(2020)年度から授業改善を行い、その充実に努める。
- 国際観光学科では、ハウステンボス近隣で開業が構想されている特定複合観光施設 (IR) に従事する人材育成に本格的に取組むこととしており、令和 2(2020)年度中を目途に教材・カリキュラム等の確定作業を進める。
- 社会福祉学科では、国により進められている社会福祉関係人材養成課程のカリキュラム 改変を想定し、現行カリキュラムの改善を図った上で、より質の高い福祉関係人材の育 成に当たる。
- ●健康栄養学科では、平成30(2018)年度に策定された「管理栄養士・栄養士養成の栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」及び平成31(2019)年度3月に改訂された「管理栄養士国家試験出願基準(ガイドライン)」に準拠したカリキュラム編成に向け令和元(2019)年度中に現行のカリキュラムを見直し改善を進める。
- 薬学科では、人間性の涵養をより充実するために、全学共通科目を幅広く選択できるようにする。この改善は、令和 2(2020)年度からの実施を目指す。

3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
 - (1) 3-3 の自己判定 基準項目 3-3 を満たしている。
 - (2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- 学部・学科ごとの「教育の目標」及び大学院における「教育目的」を踏まえた3ポリシーを策定しており、これらの達成度を判断することで4年間又は6年間の学びの成果を評価している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査等により、学修成果を点検・評価している。
- 本学では、学生の学修状況の把握及び意識調査には在学生アンケート(一年生調査、上級生調査)を、自己点検・評価委員会と IR センターが主体となり実施している。また、資格取得状況の把握、就職状況の調査はキャリアセンターが実施している。その集計結果は、IR センター会議、就職委員会で報告書として作成された後、各学科に提示して学修成果を分析・評価している。その分析結果は、自己点検・評価委員会に報告され、全学教授会に報告し、一部は大学ホームページで公開している。

【資料3-3-1】平成30年度第5回全学教授会 資料27 (平成29(2017)年度卒業生アンケートの課題と改善策)、資料28 (平成29(2017)年IR コンソーシアム1年生・上級生調査 (学修時間) に見る学科の課題と解決方策)

● 学修状況については、学生は、ポートフォリオを通して、学修の成果物であるレポート、 学修に活用した資料、教員からの配付物等、学生自身が学びのプロセスや成果を示す資 料・コンテンツ等を継続的に蓄積している。学生は、継続的かつ定期的に学びを振返ることを通じて学修の到達度を確認し、取組むべき課題を発見することができる。また、教員から個別指導を受けることで適切な学修支援を獲得して学びを深化させ、さまざまな知識と技能を自主的に修得することができる。

【資料 3-3-2】ポートフォリオ

● 学修成果を総合的に判断する指標として GPA 制度を導入しており、半期ごとに配付される成績通知表に履修登録した全科目の成績評価を GPA 値で表している。学生は、自主的な学修が一層進められるようこの指標をもとに学修成果を確認し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めている。また、教員は、GPA 値を履修指導及び学修指導に役立ている。

【資料 3-3-3】平成 31 年度 平成 30 年度の GPA による履修指導について

- 教員は、ポートフォリオを活用することで、学びと教育のプロセスを可視化し、そのプロセスを学生と共有することができ、学生の学修行動を把握できる。教員は、学修行動の記録を活用して授業の点検・評価を行うことで、課題を発見するツールとしても活用できる。また、教員によっては、学生の理解度を把握するためにリフレクション・カードも活用している。カードには、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等が記載でき、教員は、内容等を確認し、次回の講義でフィードバックすることができ、学修の効果を測ることができるようになっている。
- 教育目的の達成状況の点検・評価に関しては、各学部・学科はディプロマ・ポリシー、 カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが達成されていることを基本とし ている。ディプロマ・ポリシーは観点別に明示してあり、ディプロマ・ポリシーをもと にカリキュラム・ポリシーが策定されており、それらを達成するために個々の科目が設 定され、シラバスが作成されている。よって、シラバスに基づき個々の科目が適切に実 施されれば、ディプロマ・ポリシーが達成されるという仕組みを構築している。ディプ ロマ・ポリシーの達成に当たり、ホスピタリティの獲得を具体像としており、学生は、 所定の単位数を修得し、ホスピタリティを構成する五つの諸能力を身に付け活用するこ とを目標としている。また、ディプロマ・ポリシーで求められている能力の獲得状況を 卒業ポートフォリオに記録し、五つの諸能力の獲得も含め、外部の専門家、あるいはス テークホルダーが参加した委員会等で評価を行う。学生のディプロマ・ポリシーに掲げ るホスピタリティを構成する五つの諸能力の獲得については、ホスピタリティを構成す る五つの諸能力である「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・ 課題解決力」「多様性理解力」について、ホスピタリティ・ルーブリックを使用して確認 している。具体的には、年2回、学期ごとに学生が行ったホスピタリティ・ルーブリッ クを用いて省察と自己評価をもとに、担任の教員が点検評価し改善に向けた助言を行い、 学生はポートフォリオに記載している。

【資料 3-3-4】教務関係システム学生マニュアル 2019 年版

● 免許・資格取得状況については教育目的に基づいて、各学科において点検・評価を行っている。本学は、学芸員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、栄養士、管理栄養士、薬剤師、教育職員免許状等多くの資格を取得できる教育課程を編成していることから、資格の取得状況を教育目的の達成状況の指標の一つとしている。平成 30(2018)

年度の免許・資格取得状況は、以下のとおりである。

表 3-3-1 社会福祉学科免許。資格取得状況

資格名	受験者数	合格者数 取得者数	備考
社会福祉士	35 人	16 人	合格率 45.7%
精神保健福祉士	6 人	6 人	合格率 100%
介護福祉士	3 人	3 人	合格率 100%
生きがい情報士	17 人	17 人	合格率 100%
保育士(全科目合格)	10 人	1人	
教育職員一種免許状	_	0人	高等学校教諭一種免許状

表 3-3-2 健康栄養学科免許。資格取得状況

資格名	区分	受験者数	合格者数 取得者数	備考
管理栄養士	第 32 回	74 人	74 人	合格率 100.0%
	第 33 回	76 人	75 人	合格率 98.7%
栄養士	平成 29 年度	_	74 人	
	平成 30 年度	_	78 人	
教育職員一種免許状	平成 29 年度	_	1人	栄養教諭一種
	平成 30 年度	_	6 人	栄養教諭一種

表 3-3-3 薬学科免許取得・共用試験合格状況

資格名	受験者数	合格者数	備考
薬剤師(新卒)	90 人	78 人	合格率 86.7%。加えて既卒 22 人が合格
共用試験(OSCE)	134 人	134 人	合格率 100%、4 年次実施
共用試験(CBT)	130 人	126 人	合格率 96.9%、4 年次実施

● 就職状況については、キャリアセンターが定期的に調査しており、全学の就職委員会で報告された後、全学教授会で報告されている。このことで教職員全員が学生の就職状況を把握できるようになっている。

【資料 3-3-5】平成 30 年度全学教授会資料 (就職委員会)

● 在学生調査は、在学生アンケートを「大学 IR コンソーシアム」に加盟して行っており、「一年生調査」及び「上級生調査」を実施している。調査結果に基づいて IR センター会議において客観的なデータの解析から問題点が抽出され、自己点検・評価委員会の議を経て各学部・学科に対して改善策を提案することができる体制になっている。多角的な解析を経て PDCA サイクルを実施して学修の改善に反映させている。

【資料 3-3-6】平成 27 年度~平成 29 年度在学生調査

【人間社会学部国際観光学科】

● 1~3 年次生で修得単位数の少ない学生については、単位修得状況をイエローゾーンと レッドゾーンに分け、教員間で情報を共有するとともに、ゼミ担当教員が個別に指導を するように工夫している。

【資料 3-3-7】平成 30 年度第 3 回国際観光学科会議議事録及び資料

● 旅行業務取扱管理者養成課程では、平成 30(2018)年度までの成果を踏まえて、国家試験対策を考慮した1科目を、平成 31(2019)年度からカリキュラムに新設し、改善を図っている。

【資料 3-3-8】平成 30(2018)年度第8回国際観光学科会議議事録及び資料

● 博物館学芸員課程における学芸員資格及びスポーツ指導者養成課程におけるスポーツリーダー資格は指定科目を修得することにより取得できる。資格の取得状況は次のとおりである。学芸員資格取得者は、平成 29(2017)年度は 43 人、平成 30(2018)年度は 26 人であった。スポーツリーダー資格取得者は、平成 29(2017)年度は 17 人、平成 30(2018)年度は 24 人であった。

【資料 3-3-9】平成 29・30 年度第 12 回国際観光学科会議議事録及び資料

● 日本語教員養成課程では、定められた科目の単位修得者には修了証が授与され、平成 29(2017)年度は28人、平成30(2018)年度は22人の修了者であった。

【資料 3-3-10】平成 29・30 年度第 12 回国際観光学科会議議事録及び資料

● グローバルツーリズムコースでは、各学年において英語力の到達目標を設定していることから、英語試験「CASEC」を使用し到達目標に達しているかを測定し、指導に活用している。

【資料 3-3-11】平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録及び資料

● 平成 29(2017)年度のグローバルツーリズムコースの学生の CASEC の TOEIC 換算得点の入学時と比較して伸びた得点の平均は、1年次生の後期終了時に+116.3点、2年次生は留学前の前期終了時点で+148.1点、3年次生の後期終了時には+289.0、4年次生は、在学中のベストスコアの平均が666.5点、入学時とベストスコアの伸びの差の平均は+321.0点となった。平成30(2018)年度の同換算得点平均は1年次生の後期終了時に+88.9点、2年次生は留学前の前期終了時点で+130.5点、3年次生の後期終了時には+190.0点、4年次生は、在学中のベストスコアの平均が717.0点、入学時とベストスコアの伸びの差の平均は+257.2点となった。

【資料 3-3-12】平成 30 年度 グローバルツーリズムコース委員会 活動報告書(修正版)

- グローバル社会に適応する知識・技能を修得するために、日本人と留学生の共修による グローバル人材育成を目的とした「長崎発グローバル人材育成プログラム」(文部科学省 GP事業)を活用して、国際感覚を身に付けた学生の輩出を促した。なお、GP事業は平 成 29(2017)年 3 月末をもって終了したが、取組みは継続して実施している。
- 留学生については、授業内容を十分に理解して留学の目的が達成できるように、国際交流・留学生支援センターと協力して日本語能力試験の N1・N2 取得者を増やすよう努めている。
- 平成 31(2019)年度の公務員・教養課程受講生の各種検定試験の合格状況は、次のとおりである。

検定 級 2級 準認定 2人 日本語検定 3級 認定 11 人 準認定 3 人 思考力検定 準2級 0人(受験者0人) 2級 人 0 日商簿記検定 3級 4 人 4 人 サービス接遇検定 3級 2級 2 人 秘書検定 3級 11 人

表 3-3-4 国際観光学科公務員・教養課程の各種検定試験合格状況

(サービス接遇検定は、当課程で出願を受け付けた学生のみ)

【資料 F-7】平成 30 年度学校法人九州文化学園事業報告 3 頁

● ホテル経営管理者養成課程では、ホテルビジネス検定の資格取得を目指して学科教員による勉強会を実施している。平成 29(2017)年度のホテルビジネス検定 2 級の合格者は、前年度の 4 人から 10 人に増加した。

【資料 3-3-13】平成 30 年度第 12 回国際観光学科会議議事録及び資料

● 4年間の学修成果は、各ゼミの担当教員の指導により卒業研究に取組んで卒業研究要旨集として発表している。なお、来年度からディプロマ・ポリシーの達成をより確実なものとするために、卒業研究については令和 2(2020)年度から外部評価を実施する。

【人間社会学部社会福祉学科】

● 4 年次に「社会福祉総合演習(福祉共通)」「社会福祉総合演習(福祉専門)」「社会福祉総合演習(精神)」「社会福祉総合演習(介護)」の各科目を開講し、各専門領域における学修事項の総合的・体系的な理解を図るとともに、国家試験受験対策のための学修へとつなげている。また、社会福祉士国家試験受験対策のための「夏季特別対策講座」や時間外の「課外講座」を実施し、学修内容の理解の補強を図っている。また、受験予定者への面談を実施している。社会福祉士国家試験受験対策とは別途に、精神保健福祉士国家試験受験対策では週に1度程度の学習会を実施、介護福祉士国家試験受験対策としての勉強会を定期的に実施している。これらの学修の成果を把握し、今後の学修内容に反映させていくために、年4回の外部業者の模試を実施し、レベルのチェックをしている。その結果については、一覧表にしたものを全教員に配信し、学生の学修状況の共有を図るとともに、学科長をはじめとする教員による受験学生との面談を実施し、学修成果のフィードバックを行っている。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」、【資料 3-3-14】夏季集中講座のお知らせ、模擬試験・レベルチェックテスト結果一覧表、個別面談リスト

● 学生の日常の学修状況については、各ゼミの担当教員が把握するとともに、前・後期の 終了時にはゼミ担当教員が個人面談を実施し、学修指導を行っている。その上で、日常 の学修に不安や課題のある学生については、学科内に独自に設置した社会福祉学科学生 支援委員会におけるカンファレンスを定期的又は随時実施し、学科全体で課題の共有を 図るとともに、それに基づく学修指導を行っている。

【資料 3-3-15】平成 30 年度第 1 回·第 5 回社会福祉学科学生支援委員会議事録

● 学修上特に支援の必要のある学生のために、SA 制度を活用している。これは、SA として登録された 3・4 年次生が、対象となる 1・2 年次生の学修指導を 1 対 1 で行うというものである。指導学生と受講学生のマッチングをはじめとする制度の運営は社会福祉学科学生支援委員会が行い、SA による学修支援の状況については、ゼミ担当教員が行う。これにより、学修習慣の確立や日常の学修状況の把握を行っている。

【資料 3-3-16】 2018 年度前期 SA 制度運営のスケジュール及びフローチャート

● 4年間の学修の成果は、各ゼミの担当教員の指導により卒業研究に取組んで発表している。7月に中間発表を行い、12月に卒業研究論文として発表している。なお、ディプロマ・ポリシーの達成をより確実なものとするために、令和 2(2020)年度から卒業研究論文の外部評価を実施する。

【健康管理学部健康栄養学科】

● 1 年次生は入学後に化学と生物の基礎学力試験を実施して、基礎学力の評価を行っている。その評価に基づいて、学科専門科目群の関連科目の「栄養の化学演習」「栄養の生物学」において、習熟度別クラス編成を行うことにより、学生の基礎学力に対応した授業を実施している。

【資料 3-3-17】2018 入学生「栄養の生物学」「栄養の化学」プレイスメントテスト問題、 平成 30 年度 化学プレイスメントテスト結果及び栄養の化学演習クラス分け

● 各学年ともに前・後期定期試験終了後に、全学生が受けた定期試験の科目担当教員より 定期試験の合否を集約し、一覧にして教員に配付している。それを学生の学修指導の資料として活用しながら、担当教員が面談を実施している。

【資料 3-3-18】平成 30 年度単位取得状況表

● 4 年次生は、国家試験対策模擬試験の成績の推移を科目ごとに分析を行い、現状での学生の科目ごとの実力を評価したものを、教員に配付している。それを学修指導の資料及び各科目担当教員の国家試験対策における資料としている。

【資料 3-3-19】平成 30 年度管理栄養士国家試験模擬試験成績表、試験結果分析表(抜粋)

● 学修の評価については、各科目担当教員がシラバスに記載した到達目標、評価手段・方法、評価基準に従って、学生の学修評価を適切に実施している。

【資料 F-12】「講義概要(シラバス)」、【資料 3-3-20】全学生の成績一覧、模擬試験成績

● 4年間の学修成果は、卒業年次に管理栄養士としての総合的な知識を確認している。また、卒業研究に対する取組みを評価し、10月に中間発表を実施し、12月に卒業研究論文を提出している。平成29(2017)年度入学生より、卒業研究を選択科目から必修科目に変更し、単位数も2単位から4単位に増やした。さらに、令和2(2020)年度からは、外部評価を実施する。

【薬学部薬学科】

● 定期試験終了後、担任が担当学生の成績をいち早く Web システム上で確認できるようになっており、個別面談において試験結果に関する学修指導を速やかに行っている。担任

は学生の学修状況や生活態度等に問題がある場合は、随時面談を行い、保護者との情報を共有し対応している。また、1年次の「教養セミナーA・B」の各担当教員は、担当学生が大学生活に適応しているかを把握するよう努めている。

【資料 3-3-21】サイボウズシステム、平成 30 年度 第 5 回定例薬学部教授会議事録及び前期定期試験後の面談スケジュール

● 1~4 年次の各学年に配置された学年主任(各3人)が、学年全体の学修状況を把握する とともに、夏休み CAI(Computer Aided Instruction)課題の実施等、学年単位での修学 対策を講じている。

【資料 3-3-22】平成 30 年度 第 1 回定例薬学部教授会議事録及び薬学部各種委員会構成員一覧表、平成 30 年度 夏休み CAI 課題通知

● 演習関連の試験や国家試験対策試験については、試験結果(学内順位、正答率等)を分析して担任教員に配信し、担当学生の迅速な学修指導に供するとともに、総合演習科目やそれに付随する科目担当教員へフィードバックする。

【資料 3-3-23】ポートフォリオ(薬学部教授会)

● 各専門分野で学修した知識・技能に関する事項の整理と総合的理解を目的として、全分野を網羅した「総合演習 I・II・IIIA・IIIB」を 4~6 年次に実施している。また、1 週間の演習内容に関する随時テストを翌週に実施するなどして、学生に平素からの学修を促すとともに、知識の定着を図っている。

【資料 3-3-24】平成 30 年度総合演習計画、総合演習時間割

● 国試・CBT 対策委員会が中心となって実力試験を行い、その結果を踏まえ必要に応じて、 弱点補強や成績不振者を対象とした講義・演習を実施するなど、毎年学修指導に努めて いる。平成 28(2016)年度より、6 年次前期開講の「総合演習ⅢA」の不合格者を対象と して 3 日間の夏期勉強合宿を開催し、同科目の再試験に向けた学修支援を行っている。 また、同科目の不合格者の保護者に保護者懇談会を開催することで、教員と保護者間に おいても学修進捗度や苦手分野等の情報を共有している。

【資料 3-3-25】平成 30 年度 第 5 回定例薬学部教授会議事録及び資料 17、平成 30 年度薬学部 6 年次生保護者懇談会開催通知

● 6年間の学修成果は、各ゼミの担当教員の指導による卒業研究により発表する。5年次及び6年次の2年間に渡って卒業研究に取組み、6年次において中間発表(6月:研究室単位)及び卒業研究発表会(9月:学部全体)を行う。卒業研究論文は12月末までに作成する。

【大学院】

- 論文作成の段階において、修士課程においては中間発表会を、博士後期課程の地域マネジメント専攻では中間発表会、博士課程の医療薬学専攻では研究進捗報告会を実施している。専任教員が点検・評価を行い、学位論文の作成の指導及び評価を行っている。
- 観光学専攻、社会福祉学専攻では、2 年次 8 月上旬に中間発表会を行い、翌年 1 月に修士論文の提出、2 月下旬の論文審査及び最終試験を行い、学修成果を評価している。健康栄養学専攻では、1 年次の 3 月に中間発表を行い、2 年次の 2 月上旬の修士論文の提出、2 月中旬の最終試験公開審査会での修論発表を経て、論文審査を行い、学修成果を

評価している。

- 博士後期課程の地域マネジメント専攻では、2年次の11月、3年次の8月に中間発表を行い、3年次の10月の博士論文の仮提出、予備審査、12月の博士論文の提出、翌年2月の最終試験公開諮問会を経て、学修成果を評価している。
- 健康栄養学専攻では、2 年次の 2 月上旬に修士論文を提出し、2 月中旬に修士論文の発表で公開審査を行い、2 月下旬に修了判定し、学修の成果を評価している。
- 博士課程の医療薬学専攻では、3 年次前期に 2 年次の研究進捗状況の報告会を行い、4 年次の前期に博士論文の提出を経て、後期に本審査を受け 4 年間の学修成果を評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

● 各学期1回、学生による授業アンケートを実施している。集計結果は、授業に対する感想・要望(自由記述欄)も含めてウェブサイトを使ったハイブリッド授業評価システムにより担当教員に返却しており、アンケート結果に対して、どのように改善するのかをまとめたアクションプランシートを作成している。アクションプランシートでは、授業の省察を行うとともに、次の授業ではどう改善していくのかを記載することになっており、PDCAサイクルが適切に行われるシステムを構築している。また、アンケートの結果とアクションプランシートをまとめて「学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書」として学内ポートフォリオと大学ホームページで公開している。

【資料 3-3-26】「平成 30(2018)年度 学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価報告書」、「平成 30(2018)年度 学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」

●授業アンケート実施後は、各担当教員がその結果を自分の授業に生かすとともに、自己 点検・評価委員会で全体の結果を分析し、教員だけでなく、学生にもフィードバックし ている。また、ベストティーチャー賞を設けてアンケートの結果をもとに顕彰し、教育 評価を実施している。

【資料 3-3-27】「平成 30 年度学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書」

● 教育内容の充実、改善のために、教員相互間の授業公開を実施し、全教員が必ず授業参 観を行うように義務付けており、授業公開後は、教員間で情報を共有し授業改善に生か している。

【資料 3-3-28】平成 30 年度第 6 回・第 10 回自己点検・評価委員会資料

● 全ての教員は年度末に「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」において教育活動、研究活動、社会活動の自己点検・自己評価を行い、教育内容・方法及び学修指導、研究活動等を報告するとともに改善策を記述し、諸活動の向上に努めている。

【資料 3-3-29】「平成 30(2018)年度 教員個人による諸活動について自己点検・評価報告書」

● 在学生調査、保護者懇談会アンケート、卒業生アンケート、学長カフェで出された意見は、自己点検・評価委員会等でアンケート調査をまとめ、全学教授会で報告しており、学生からの要望等や改善が必要な点については、該当部署で対応策を検討することとしている。今までに、教学面では、全学無線 LAN、CALL システムの導入、アクティブ・ラーニングができるような机・椅子の入替え、ホワイトボートの設置及び各教室のプロ

ジェクターの入替え等が実施された。また、施設面においては、駐輪場の整備、テレビカメラの設置等を行った。

【資料 3-3-30】平成 27 年度~平成 29 年度在学生調査、保護者懇談会アンケート、卒業生アンケート

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- 生涯に渡って使用可能なメールアドレスを全学生に付与し、令和元(2019)年度卒業生から、そのメールアドレスを活用した卒業後アンケートを実施し、学修成果の点検とカリキュラム改善を行う。
- ステークホルダーである就職先を対象として、アンケート調査を実施し、学修成果の点検とカリキュラム改善に向けた意見を聴取する。令和元(2019)年度中に検討し、次年度からの実施としたい。
- 令和 2(2020)年度を目途に、入試・募集センター、教務課、学生課、IR センターで収集 したデータを関連させ、学生一人ひとりの支援に活用できるシステムの構築に向けた検 討に入る。
- 大学院地域マネジメント専攻では、令和元(2019)年度中に博士号取得者の学位論文を著書出版することを大学院教授会において審議し、出版を促進する。

[基準3の自己評価]

新しく策定したディプロマ・ポリシーは以前に比べて、獲得すべき能力を具体的に示しているため、学生の主体的な学修の促進に貢献している。例えば、シラバスにディプロマ・ポリシーを実現するための諸能力の獲得に必要な、達成目標、評価手段・方法、評価比率等を記載することによって、単位修得を支援している。

国家試験に関係する学科では、厳格な進級基準を設定して、進級判定を行っており、学科や教育基盤センターを中心に学力不振学生への支援によって、原級留置学生の増加阻止を図っている。

各学科のカリキュラムは、初年次教育、教養教育、専門教育の科目を順次体系的に配置し、ディプロマ・ポリシー達成に向けた授業実践を行っている。この観点から、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性は担保されていると考えている。

教育方法としては、全ての授業科目で 12 の類型に区分けしたアクティブ・ラーニング を単独又は複数組合わせることによって、授業効果の向上を図っており、一部は、実習と 組合わせることによってディプロマ・ポリシーに掲げた能力・態度の育成につなげている。

また、学生一人ひとりに担任となる教員を決め、ホスピタリティ・ルーブリックをもとに学生が行った省察と自己評価を教員が点検評価し改善に向けた助言を行っている。このようにポートフォリオを利用した読書管理や面談によって、教員が学生の4年間あるいは6年間の成長に関わっている。ただ、取組みが始まって2年経過したが、その実施状況に差が出ていることもあり、各教員への浸透が必要となっている。

学修成果については、全国的に行われている在学生アンケートを IR センターが経年的に分析し、各学科に提供している。各学科は、その中の問題点を抽出し、学生支援に活用している。

授業アンケートに関しては、前期と後期の年2回実施し、その結果を各教員にフィードバックしている。授業アンケートの評点の高い教員にはベストティーチャー賞を授与する。一方、評点の低い教員に対しては、学部長等による授業改善のための面談指導を行っている。全教員は、年度末に作成する「教員個人による諸活動について自己点検・評価報告書」にて改善策の記載が義務付けられており、教員個々の授業改善に対する意識向上に努めている。

基準4 教員・職員

- 4-1 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
 - (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

- (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 円滑な大学運営を遂行する上で、学長のリーダーシップを支え職務を助けるために副学長を置くことができることを、「副学長の設置及び選考に関する規則」に定めている。現在、副学長は3人任命しており、1人は教育基盤センター長、全学共通教育委員会委員長、自己点検・評価委員会副委員長(委員長は学長)、IR センター長、教職課程委員会委員長を担っている。もう1人は国際交流・留学生支援センター長、人事委員会委員長、輸出管理委員会委員長、産学連携総括責任者、他の1人は CH サポートセンター長を担っている。

【資料 4-1-1】長崎国際大学 副学長の設置及び選考に関する規則、辞令簿

●学長を議長とし、副学長、学部長及び研究科長、事務局長、事務局次長、理事長、法人本部長、法人本部次長及び法人事務局長により構成されている運営会議を設置している。 運営会議の役割としては、学校法人九州文化学園と本学が情報や課題を共有し、連絡調整を行っている。具体的には、全学的な教育目標・計画の策定、予算、教員人事、学則・規則等の制定・改廃に関する事項を審議事項として、原則毎月1回開催し、法人・大学間の情報共有を行いながら、学長の意思決定を円滑化している。

【資料 4-1-2】長崎国際大学 運営会議規則、運営会議議事録(当日配置)

- 学長、副学長、学部長、事務局長による部局長会及び部局長会のメンバーに理事長、法 人本部長を含めた幹部懇談会を、原則として水曜日の昼食時に交互に開催し、情報共有 と意思疎通を行っている。
- 事務局の事務局長、事務局次長、各課長・室長・センター長により構成される責任者連絡会(原則、毎週水曜日開催)に理事長とともに学長が参加し、事務局各課における連絡・課題事項、学生からの要望等について情報共有と意思疎通を行っている。
- 学長の意思決定を支援することを目的として、教学に関する IR を実施する IR センター を設置している。また、IR センターの事務を所掌するため大学評価・IR 室を設置し専 任職員を配置している。

【資料 4-1-3】長崎国際大学 事務組織規程、辞令簿

● 学長の教学運営の方針については、全学教授会、学部教授会等でも自ら又は副学長を通 して周知し、教学運営への反映に努めており、大学の意思決定と業務執行における学長 の適切なリーダーシップを発揮する体制を整備している。 【資料 4-1-4】全学教授会議事録(当日配置)、学部教授会議事録(当日配置)

● 学長の意思決定に際し、学生のニーズを把握するため様々なアンケートを実施するとともに、年2回学長カフェを開催し、学生の意見を直接聞く機会を設けている。このように、大学の意思決定と教学マネジメントのために整備したサポート体制を活用しながら、学長は適切にリーダーシップを発揮している。

【資料 4-1-5】卒業生アンケート、在学生調査、学長カフェ資料

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

● 学校教育法に基づき、教学面で学長が意思決定を行うために審議し意見を述べるための機関である教授会について、全学に関する事項を審議する全学教授会と、学部に関する事項を審議する学部教授会を置くことを定めている。全学教授会、学部教授会は、「長崎国際大学教授会規程(以下「教授会規程」という。)」において教授会の組織、審議内容、議決方針、運営等に関して必要な事項を定め、適切に機能している。

【資料 4-1-6】長崎国際大学 教授会規程

- ●全学教授会は、3 学部に所属する教員で構成される学部合同の教授会で、①教育課程に関する事項 ②学則その他諸規程諸規則等の制定、改廃に関する事項 ③学生の入学に関する事項 ④学生の賞罰に関する事項 ⑤学長が諮問する事項 ⑥その他教育・研究上必要と認められる事項ーを審議事項としている。その他、各学部教授会、各委員会、各研究科教授会の報告等を行い、全学における情報等の共有に努めるなど適正に運営している。【資料 4-1-7】長崎国際大学 教授会規程、全学教授会議事録(当日配置)
- ●学部教授会は、各学部の所属教員で構成され、①学部の教育課程の立案 ②学部の授業に関する事項 ③学部に在籍する学生の卒業に関する事項 ④学部に在籍する学生の学位の授与 ⑤学部に在籍する学生の指導及び支援に関する事項 ⑥学長及び学部長が諮問する事項 ⑦その他、学部における教育・研究上必要と認められる事項ーを審議し、全学教授会に報告するなど適正に運営している。

【資料 4-1-8】各学部教授会議事録(当日配置)

● 大学院については、3 研究科にそれぞれ教授会を置き、教学面で学長が意思決定を行う ために審議し意見を述べるための機関として、適切に機能している。

【資料 4-1-9】長崎国際大学大学院 研究科教授会規程

●1 学部 2 学科で構成される人間社会学部では、各学科に設置する学科会議において、人間社会学部教授会の前に、①各学科運営の基本方針に関する事項 ②各学科の授業科目の編成及び担当者の配置に関する事項 ③学長又は人間社会学部長が諮問する事項 ④その他、各学科の教育研究及び運営に関し、各学科の学科長が必要と認めた事項ーを審議し、学部教授会に報告・提案するなど適正に運営している。

【資料 4-1-10】長崎国際大学 学科会議規程

● 全学の教育課程や学生補導等の各分野において、学部間で横断的に協議すべき諸事項については、全学の委員会及びセンター等を配し、原則毎月1回開催するもの、必要に応じ開催するものと規定して、教授会の議案の事前協議等を適正に行っている。全学の委員会として、全学教育会議、教務委員会、学生委員会、入試・募集委員会、就職委員会、図書館委員会、国際交流委員会、自己点検・評価委員会、IR センター会議、ハラスメン

ト対策委員会等 34 の委員会があり、教学や学生補導等の円滑な大学運営と大学改革の更なる推進のため協議している。

【資料 4-1-11】各委員会規程一覧(規程は規程集として当日配置)

◆大学及び大学院の教育活動の総合的実施に係る事項について審議を行うために全学教育会議を設置し、また、本学のグローバル化を推進することを目的としてグローバル推進協議会を設置している。

【資料 4-1-12】長崎国際大学 全学教育会議規程、長崎国際大学 グローバル推進協議会規程

- 各委員会は、教職協働で開催されており、構成員として教員はもとより、事務所管の責任者及び事務局長又は事務局次長が委員となり、学長の基本方針をもとに協議を進め推進している。
- 学長は、全学教授会及び学部教授会の審議開始前に挨拶として、本学教育の充実や大学 運営のための方策等について基本的な方針を示し、本学のガバナンスに努めている。

【資料 4-1-13】全学教授会学長挨拶資料

● 学部教授会及び全学委員会の後、全学教授会の前に、全学教授会で審議又は報告する案件を事前に協議して、調整するために学務協議会を開催している。

【資料 4-1-14】長崎国際大学 学務協議会規程

● このように、学科、学部、全学の組織と、学部横断的な委員会、センターにおける協議 を重ねることにより、学内の意思決定は組織的に行われ、適切に機能している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

● 「学校法人九州文化学園 組織規則」第7条及び「長崎国際大学 学則」第8条第3項により、学長は、理事長の命を受け大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督・統督し、大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどると定め、大学の意思決定を行う学長の権限と責任を明確にしている。

【資料 4-1-15】学校法人九州文化学園 組織規則

●「長崎国際大学 学則」第8条第4項により、副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園 組織規則」第12条及び学則第8条第5項、「長崎国際大学大学院 学則」第8条第1項により、学部長及び研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどり、必要に応じ学生の教育をつかさどることを定め、権限と責任を明確にしている。

【資料 F-3】学則、大学院 学則、【資料 4-1-16】学校法人九州文化学園 組織規則

● 「学校法人九州文化学園 組織規則」第 11 条及び「長崎国際大学 事務組織規程」第 4 条により、大学事務局長は、学長及び法人事務局長の命を受けて事務を統轄し、所属職員を指揮監督すると定め、権限と責任を明確にしている。

【資料 4-1-17】学校法人九州文化学園 組織規則、長崎国際大学 事務組織規程

● 学生の懲戒については「長崎国際大学 学則」第 46 条及び「長崎国際大学 賞罰規程」 により、全学教授会の意見を求めた上で、学長が行うことを明記し、意思決定の権限と 責任を明確にしている。

【資料 F-3】学則、【資料 4-1-18】長崎国際大学 賞罰規程

●使命・目的を達成する教学マネジメント体制を構築する基本組織として、「長崎国際大学学則」第3条により本学に学部及び学科を、第5条により研究科を、第6条で図書館を、第6条の2でセンターを、第7条で事務局を置くことを定めている。また、「長崎国際大学学則」第5節運営組織により、運営会議、教授会、全学教育会議、グローバル推進協議会を置くことを、「長崎国際大学大学院学則」第8条第2項に研究科教授会を置くことを明記して定め、教学マネジメントを構築している。

【資料 F-3】学則、大学院 学則

● 教学マネジメントを行う構成員である教職員に関して、「長崎国際大学 学則」第8条第1項により本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置くことを、また、第2項により副学長を置くことができることを定めている。また、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条で、教育職員の教授、准教授、講師、助教、助手の一般職務を、第17条で事務職員の一般職務を定めている。前述の運営会議、全学教育会議、グローバル推進協議会及び「長崎国際大学教授会規程」第12条の定めにより、設けている各全学委員会の関連規則・規程において、事務局長や代務者、関連する事務局職員を構成員とすることを定め、職員の経営・教学組織への参加を明記し、教職協働を適切に実施している。

【資料 F-3】学則、【資料 4-1-19】学校法人九州文化学園 組織規則、長崎国際大学 教授会規程、各委員会規程(規程集として当日配置)

● 「長崎国際大学 学長選考規則」第 2 条により、学長候補者の資格として、学校法人九州文化学園の建学の精神、長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解するものであることを明記しており、学長による大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って適切に行われるようにしている。

【資料 4-1-20】長崎国際大学 学長選考規則

● 「長崎国際大学 事務組織規程」を整備して、事務及び厚生補導を含む教学マネジメント の遂行に必要な部署を明示して設置し、各課等の分掌事項も明記の上、必要な人員を適 切に配置している。

【資料 4-1-21】長崎国際大学 事務組織規程、平成 31 年度事務組織表

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

● 教学マネジメントを機能的に遂行するため、現在の学長の補佐体制、権限分散、職員配置、役割の明確化を維持する。今後も関連する法令や社会情勢の変化に対応するとともに、使命・目的の達成に向けた継続的な大学改革を推進する。

4-2 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
 - (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

● 全ての学部・学科、研究科・専攻及び大学全体において、大学設置基準及び大学院設置 基準で定める教員数を満たす教員を確保し、教育課程に即して適切に配置している。

【資料 4-2-1】平成 31 年度教育職員一覧(第 1 回全学教授会資料)

● 教員の採用については、「長崎国際大学 教員選考規程」により選考方針、職位ごとの資格基準を定めており、大学ホームページや専門機関を通して広く公募している。また、教員の昇任については、「長崎国際大学教員の昇任審査に関する運用内規」「昇任人事の審査基準」を定め、基準に従って適切に運用している。採用・昇任の方針については、学長の諮問委員会である人事委員会で学部の要望等も考慮しながら審議事項として定め、委員会で議決された事項は、委員長が学長に答申する。また、教員の採用・昇任については、教員資格審査委員会においてその資格を審議し、結果については運営会議に報告し、適切に運用している。

【資料 4-2-2】長崎国際大学 教員選考規程、長崎国際大学教員の昇任審査に関する運用内規、昇任人事の審査基準、長崎国際大学 人事委員会規程、長崎国際大学 教員資格審査委員会規程、教員資格審査委員会議事録(当日配置)

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

● FD(Faculty Development)に関しては、毎年度目的、目標及び実施計画を、自己点検・評価委員会で定め全学教授会で審議している。本学では、FDを大学設置基準第25条の3及び「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」第2条5に基づき、学部及び大学院の教育内容等の改善のための組織的な研修及び研究と位置付け、教育力の向上を目的としている。全学 FD 活動として、公開授業の推進、授業アンケートの実施、教育向上研究会(各種講演会等)、大学間連携の FD 活動(九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム及び包括連携協定校との合同 FD 等)を実施している。FD は、全学教授会終了後に開催するなどして、参加しやすい実施計画としている。平成30(2018)年度の実施は13回で、内容は資料のとおりである。

【資料 4-2-3】長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程、FD の目的、目標及び実施計画、 平成 30 年度 FD 一覧

● 平成 30(2018)年度からは、新任教員を対象とした「授業研修会」を開催している。授業に対する意見交換や授業参観、外部講師を招いての講演会、また、授業公開等を計画し、授業改善を行うとともに、報告書をまとめている。さらに、専任教員に対しては、FDの効果や教育内容・方法等の改善が見られているかを確認するため、教員個人の諸活動の報告書を印刷・刊行しているほか、教員の人事考課を平成 27(2015)年より実施している。優れた取組みについてはベストティーチャー賞の顕彰等、教育活動の評価を積極的に行っている。

【資料 4-2-4】授業研修会資料、「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」 CD 版

- (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)
- ◆本学は教育目的及び教育課程に即し、大学設置基準に定められた教員数を配置しており、 引続き適切に配置していく。
- FD 活動については、自己点検・評価委員会を中心に、その目的・目標を毎年度見直し FD の実施計画を策定する。このことにより教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施を行い、本学の教育目的達成のための、教育力を更に向上させていく。また、 教員の人事考課等の教育評価も継続して実施することにより、質保証の実質化を推進する。

4-3 職員の研修

- 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み
 - (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

- (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み
- ●本学における SD(Staff Development)に関しては、大学設置基準第 42 条の 3 及び「長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程」第 2 条 6 に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修と位置付けている。SD の目的、目標及び実施計画は、自己点検・評価委員会で策定し教授会で審議し決定している。全学 SD 活動として、幹部教職員等(学長、副学長、学部長等)を対象とした研修(高等教育政策に関する外部研修を含む)や、一般職員を対象とした外部団体等の研修参加等を実施している。その他、事務職員を対象として、事務職員職階別研修(初任者研修、中堅職員研修)、グローバル化に対応するための語学研修、職務別研修(外部団体等の研修参加を含む)等を実施している。平成 30(2018)年度の実施は 11 回で、内容は資料のとおりである。実施形態は、学長、副学長、学部長、学科長、課長以上の職員を対象としたもの、事務職員だけを対象としたもの、FD と共催のもの等がある。

【資料 4-3-1】長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程、FD の目的、目標及び実施計画、平成 30 年度 SD 一覧

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

● SD 活動については、引続き自己点検・評価委員会を中心にその目的、目標及び実施計画を策定し、大学運営に関わる職員の資質・能力向上のための研修等の実施を継続していく。九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム等を活用し、単独で開催している SD 研修を見直し、内容の充実、費用の削減等を行う。

4-4 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分
 - (1) 4-4の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

● 教授、准教授、講師、助教について個室の研究室を付与している。また、着任時にすぐ に職務に従事できるように、机・椅子等の什器、パソコンを大学より貸与している。助 手については、合同助手室やラボを整備し、机・椅子等の什器、パソコンは同様に着任 時に貸与し、また、各研究室にはインターネット環境を整備している。

【資料 F-5】「学生便覧」、【資料 4-4-1】研究室配置図

●薬学部については、分野ごとに必要に応じてラボを整備し、有効に活用している。また、 大学院生については、各研究科とも大学院生研究室を整備し、有効に活用している。

【資料 F-5】「学生便覧」、【資料 4-4-2】平成 31 年度薬学部薬学科研究分野別教員配置

● 研究環境に関して、教員については図書の選書希望を学部・学科に調査したり、学生については卒業生アンケートにおいて施設・設備や図書館に関して調査を行ったり、選書ツアーの開催やラーニング・コモンズを整備するなどし、満足度の向上に努めている。

【資料 4-4-3】図書選定調査資料、卒業生アンケート、選書ツアー開催資料

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

● 研究者の知的財産を公正に取扱い、利益を守り、動機付けを行うことで研究活動を活性 化できるように、「長崎国際大学 知的財産ポリシー」「長崎国際大学 技術移転に伴う知 的財産権取扱規程」「長崎国際大学 発明等規程」「長崎国際大学 発明等規程取扱細則」 を整備し、運用している。

【資料 4-4-4】長崎国際大学 知的財産ポリシー等関係規程一式

●研究倫理に関して、「長崎国際大学 研究倫理指針」「長崎国際大学 研究倫理委員会規程」「長崎国際大学 研究者等の行動規範に関する規程」を整備し、さらに、研究活動の不正防止や研究費の不正使用防止に関する 18 の規程を整備し、運用している。「長崎国際大学 研究倫理指針」に基づき、大学の研究者、大学院生、訪問研究員、客員教授を対象に、日本学術振興会の研究倫理 e・ラーニングコースの受講を義務付けて実施している。また、学部学生に対する研究倫理教育の一層の推進を図るため、新たに全学年共通の研究倫理に関するリーフレットを作成し、配付を引続き行う。なお、科学研究費助成事業(以下「科研費」)等の公的研究費不正使用防止に関しては、専門知識を有する外部講師により、教職員を対象として科研費の使用に係るコンプライアンス研修を実施している。

【資料 4-4-5】長崎国際大学 研究倫理指針等関係規程一式、長崎国際大学 利益相反に関する規程等関係規程一式、e-ラーニングコース受講資料、研究倫理に関するリーフレット、コンプライアンス研修

● 生命倫理に関して、動物実験を伴う生命科学研究を行うに当たっては、各種の法令・基準を踏まえ、「長崎国際大学 動物実験に関する規程」を整備し、運用している。

【資料 4-4-6】長崎国際大学 動物実験に関する規程

● 「長崎国際大学 安全保障輸出管理規程」を整備し、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、 国際的な平和及び安全の維持に寄与する体制を整備し、運用している。

【資料 4-4-7】長崎国際大学 安全保障輸出管理規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

● 「長崎国際大学 教員研究費取扱規程」により、全ての専任教員については、研究費を毎年適切に配分している。さらに、この個人研究費とは別に、人間社会学部国際観光学科、人間社会学部社会福祉学科、健康管理学部健康栄養学科については学科共同研究費を、薬学部薬学科については研究室研究費を毎年配分している。また、必要に応じて学部・学科や研究者によりアルバイトやパートを雇用するなど研究の人的支援に努めている。

【資料 4-4-8】長崎国際大学 教員研究費取扱規程、平成 31 年度予算書

●年次の事業計画策定時に学部・学科ごとに科研費等に関する数値目標を設定し、外部資金の導入の努力を行っている。外部資金の導入に関し、「長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画」を制定し、その推進を図るため「長崎国際大学 共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程」の制定、直接研究費、間接研究費の透明性を確保するための積算方式の導入及び外部との共同研究、受託研究への一定額の支援を行っている。

【資料 F-6】事業計画書、【資料 4-4-9】長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画、長崎国際大学 共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程

● 科研費に関する学内の説明会や科研費申請書作成テクニック講習会を開催し、外部資金 の獲得に努めている。さらに、学内公募型の学長裁量経費において、地域研究、科研費 チャレンジの区分を設け、地域と連携した研究や科研費採択に向けた研究に支援を行う ことで、外部資金の導入に向けた努力を行っている。

【資料 4-4-10】科研費説明会資料、科研費申請書作成テクニック講習会資料、学長裁量経費資料

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

● 研究環境の整備を今後も継続して行い、研究倫理、知財管理、研究費の適切な使用については、法令改正や社会情勢の変化に対応して適切に体制や規程の整備を行うとともに、研修等による研究者や関係職員の啓発を継続する。今後も研究費は適切に配分するとともに、外部資金の獲得、学内公募型の研究支援制度を継続して実施する。

[基準4の自己評価]

教学マネジメント、教員、職員の配置は適切であり、学長のリーダーシップが発揮できる環境が整備されている。FD・SD 研修も組織的、計画的に十分実施され、参加率も高く、内容も多岐にわたり、充実している。その成果として、教職協働も機能的に運用され、適材適所の配置により大学改革も順調に進んでいる。特に私立大学等改革総合支援事業でその効果が評価されており、申請したタイプにおいては3年連続で全て選定されている。

基準5 経営・管理と財務

- 5-1 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
- (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- 学校法人九州文化学園は「学校法人九州文化学園 寄附行為」の第3条で、「この法人は、教育基本法・学校教育法・就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行い…」と定めている。第6条で理事の選任、第7条で監事の選任、第11条で理事長の職務、第15条で監事の職務、第16条で理事会、第19条で評議員会を定め、理事の職務内容を明確にするなど、理事会及び評議員会は私立学校法及び「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り、適切に運営されている。
- 「学校法人九州文化学園 就業規則」第3条及び「長崎国際大学 就業規則」第3条において、教職員は学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに、その公共的使命を認識し、この規則及び諸規定を遵守し、自己の職責を全うすることを定めている。「学校法人九州文化学園 行動規範」により組織や役員・教職員が守らなければならない倫理的な判断基準・行動規範をより明確にして、周知共有するなど組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行い経営の規律性と誠実性の維持に努めている。
- 学校教育法施行規則第172条の2に規定する9項目の教育情報については大学ホームページに公表している。財務情報については大学ホームページに公表し、事務局に備付けを行い、閲覧に供している。また、これらは保護者懇談会において説明するなど丁寧な情報公開を行っている。

【資料 F-1】寄附行為、【資料 5-1-1】理事会規則、就業規則、行動規範、長崎国際大学 就業規則

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

●使命・目的の実現のため、法人の最高意思決定機関である理事会と、諮問機関である評議員会において、経営面における審議・諮問が適切に行われている。

【資料 F-1】寄附行為、【資料 5-1-2】学校法人九州文化学園 理事会規則

●学校教育法第93条第2項第1号~第3号に定める事項については、学長が決定を行う に当たり意見を述べるため、全学教授会、学部教授会、研究科教授会を原則として毎月 開催し、審議を行っている。各教授会では学長及び学部長・研究科長がつかさどる教育 研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ意見を述べている。

【資料 5-1-3】長崎国際大学 教授会規程、研究科教授会規程、各学部教授会議事録

●法人側(理事長、法人本部長、法人事務局長)と大学側(学長、副学長、学部長・研究 科長、事務局長、事務局次長)の役員・執行部による運営会議を設置し、原則として毎 月開催し、「長崎国際大学 運営会議規則」に則り、①学則その他諸規程、諸規則の制定、改廃に関する事項 ②本学の組織、運営の基本方針に関する事項 ③全学的な教育目標、計画の策定に関する事項 ④本学の予算に関する事項 ⑤教員の人事に関する事項 ⑥その他、学長が必要と認める事項ーについて審議し、法人と大学の円滑な意思疎通を行っている。このように理事会、運営会議、各教授会において、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。

【資料 5-1-4】長崎国際大学 運営会議規則、運営会議議事録

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

●環境への配慮については、デマンドコントローラーの導入、照明の適宜 LED 化による電力消費の抑制及び閉鎖性海域である大村湾の環境保全のための下水処理水の再利用システム(中水利用)を導入した水資源の有効利用を行っている。また、「長崎国際大学 廃棄物管理及び処理規程」に基づく薬品類及び科学実験によって生ずる各種廃棄物の管理・処理・環境影響分析等適切に行っている。全学教授会や学部教授会、委員会等においては会議資料のペーパーレス化を実現し、紙資源の節約にも努めている。

【資料 5-1-5】デマンドコントローラー画面、長崎国際大学 廃棄物管理及び処理規程、全学教授会開催案内メール(マナバアップロードの通知)

● 人権への配慮に関して、ハラスメントについては、「長崎国際大学 ハラスメントの防止 及び対応に関する規程」「長崎国際大学 ハラスメント対策委員会規程」「長崎国際大学 ハラスメント防止ガイドライン」「長崎国際大学 ハラスメント外部諮問員内規」を整備し、 適切に運用している。平成 29(2017)年 5 月には「大学におけるハラスメントの実際と対 応について〜学生とよりよい関係を築くために〜」、平成 30(2018)年 5 月には「大学におけるハラスメントの多様化とその対応について」と題して外部講師を招くなど、毎年 5 月に FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)を開催して教職員のハラスメント防止に対する啓発を行っている。加えて学生、教職員へ更なる周知のためハラスメントとは何か、ハラスメントの具体的な事例、ハラスメントにあった際の対応策をまとめた「STOP harassment ハラスメントのない大学にするために」と題した冊子を作成、配付している。冊子には、相談箱の受付設置場所 2 か所、教職員のハラスメント相談員名簿を明記し、相談内容等についてはハラスメント対策委員会で審議し、被害者を守るようにしている。また、相手に対してはっきり意思表示するために学生・教職員へ「STOP ハラスメント」カードを配付している。

【資料 5-1-6】ハラスメントの防止及び対応に関する規程等関係資料一式、「STOP harassment ハラスメントのない大学にするために」

●個人情報については、「学校法人九州文化学園 個人情報の保護に関する規則」「長崎国際大学 個人情報保護規程」を整備し、個人情報の収集、利用、情報記録の開示、保存等について適切に取扱い運用している。個人情報の取扱いに関しては、「学生便覧」にその利用目的や個人情報を集める目的と目的外使用をしないこと等を明記した上で、丁寧な周知を行うなど、個人情報に関する規則、規程を遵守している。

【資料 F-5】「学生便覧」、【資料 5-1-7】学校法人九州文化学園 個人情報の保護に関する規則、長崎国際大学 個人情報保護規程

●公益通報については、「学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則」「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針」「内部通報に関する要領(公益通報者の保護に係る通報のフロー図)」を整備し、適切に運用している。また、毎年外部講師を招いて長崎国際大学公的研究費コンプライアンス研修を行い、教職員への公的研究費の不正使用防止に対する啓発を行っている。

【資料 5-1-8】学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則、長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針、内部通報に関する要領(公益通報者の保護に係る通報のフロー図)、平成 30 年度長崎国際大学公的研究費コンプライアンス研修資料

● 男女共同参画については、「長崎国際大学 男女共同参画推進委員会規程」を整備するとともに、定期的に委員会を開催している。平成 30(2018)年7月には「男女共同参画推進セミナー〜先端企業の取組から学ぶ〜」と題して、先端的な取組みを行っている企業から外部講師を招いてセミナーを開催し、また、11月には佐世保市主催による「働く女性と学生の交流会」を開催するなど地域と一緒になって推進している。

【資料 5-1-9】長崎国際大学 男女共同参画推進委員会規程、セミナー資料

●障がい者に対する配慮については、CH サポートセンターを中心に、障がいのある学生を含む修学上の配慮が必要な学生への支援を行っている。関係規程を整備し大学ホームページにも掲載し周知を行っている。また、「学生サポートブック」「修学上の配慮が必要な学生に関する情報提供シート」を作成して全教職員へ配付するなど、情報の共有と必要な支援を行っている。

【資料 5-1-10】長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領等関係資料一式

●平成 28(2016)年度より大学キャンパス内を全面禁煙とし、入学時には学生から誓約書を提出させるなど、学生及び教職員の健康増進と受動喫煙の防止に努めている。学生委員会と学生会が主催して、学生・教職員のタバコポイ捨て撲滅運動を実施したり、禁煙の幟を掲げたり、ポスター掲示を行うなど学内美化と喫煙の防止に努めている。

【資料 5-1-11】平成 30 年度第 2 回学生委員会資料

●安全への配慮については、昭和 56(1981)年に改正された建築基準法による新耐震基準に適合している。また、点字ブロックやエレベータ、車椅子に対応したスロープ・トイレ・駐車場、屋根付き駐車場、多目的トイレ(一部は温水シャワー付き)を整備するなど学内施設のバリアフリー化を図っており身体に障がいを持つ人に配慮した整備を進めてきている。また、学内 9 か所への AED (自動体外式除細動器)設置、熱中症対策講習や交通安全教室を開催するなど安全対策を行っている。学生には、毎年度 1 年次生を対象にAED 講習会を消防署の協力のもと開催している。また、運動系の学生を中心とした熱中症対策講習会を開催している。さらに、自動車やバイク、自転車通学している学生を対象に警察、自動車学校の協力のもと交通安全教室を年 2 回開催している。

【資料 5-1-12】建築確認済証、平成 30 年度熱中症対策講習資料、平成 30 年度交通安全教室資料

●安全・衛生及び危機管理に関しては、「長崎国際大学 就業規則」「長崎国際大学 安全衛生管理規程」「長崎国際大学 安全衛生委員会規程」「長崎国際大学 防火・防災管理規程」

「長崎国際大学 危機管理規程」「長崎国際大学 危機管理委員会規程」「長崎国際大学 毒 劇物管理規程」「長崎国際大学 放射線障害予防規程」「長崎国際大学 放射線障害予防委 員会規程」及び「長崎国際大学 安全保障輸出管理規程」を整備し、学長のガバナンスの もと危機管理に取組んでいる。

【資料 5-1-13】長崎国際大学 就業規則等関係資料一式、平成 30 年度各委員会議事録(当日配置)

●危機管理への対応については、消防計画、危機管理基本マニュアル、学生の自殺(企図・ 未遂)に関する対応マニュアルの整備、また、消火訓練・避難訓練、防災訓練の実施、 日常監視カメラの設置、さす又の配備、弾道ミサイル発射に伴い J アラートが鳴動した 場合の対応等を行うなど適切に行っている。また、学生を対象に毎年1回消防訓練、防 災避難訓練を実施し、あり方を見直し検討している。

【資料 5-1-14】消防計画等関係資料、防災避難訓練実施関係資料

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- 使命・目的の実現のため、理事会、評議員会、教授会、運営会議における連絡を密に行い、組織の相互理解を高めていく。
- ●人権への配慮のため、ハラスメントに対する体制、個人情報の保護、男女共同参画、障がい者支援に関する体制や規程の整備を行い、研修回数を増やすなど、時代に応じた対策のあり方を見直す。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- 理事会は「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 16 条でこの法人に理事をもって組織する理事会を置くことを定め、「学校法人九州文化学園 理事会規則」第 8 条において審議・決定事項を定めて開催しており、事業計画及び予算・決算の承認、学則をはじめとした諸規則の審議・決定、学長、副学長、学部長、大学院研究科長の選任等、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。
- 「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 3 章の条項に則り、役員、理事会及び理事の職務内容を明確に定め、適切に組織している。理事の選任については、長崎国際大学学長、長崎短期大学学長を職指定理事と定め、3 号理事は評議員のうちから評議員会において選任した者、4 号理事である学識経験者は高い見識と豊富な経営経験を持つ者から選任し、外部からの幅広い意見を取入れながら、中期計画に沿った事業計画の確実な執行等、理事会の運営は適切に行っている。
- 平成 29(2017)年度において理事会は7回開催されており、理事の実質出席率は92%(委任状を含む出席率は100%)となっている。平成30(2018)年度は6回開催しており、

理事の実質出席率は83%(委任状を含む出席率は100%)である。またやむを得ず委任 状出席の理事については委任状による議案の賛否、意見の確認を確実に行うなど欠席時 の委任状の取扱いは適切に行っている。

【資料 F-1】 寄附行為、【資料 5-2-1】 学校法人九州文化学園 理事会規則、平成 29 年度理事会・評議員会議事録、平成 30 年度理事会・評議員会議事録

- (3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)
- ●理事会は適切に機能しているが、使命・目的の達成に向けて社会的な変化への対応に対 する機動的な運営を行うのに必要な速やかな意思決定のため担当理事の役割を強化する。
- 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック
- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
- (1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

- (2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- ●本学では、学長の教学運営と理事長による大学経営の接点として、学長が全学的な意見を集約し、学長の意思決定を円滑に行うために、法人と大学が情報や課題を共有し、連絡調整を行うことを目的とした運営会議を開催している。構成メンバーは学長、理事長に法人本部長、法人事務局長及び大学事務局長等を加え、法人全体の経営方針との調整を図っている。また、各学部長・研究科長も同会議の構成メンバーであり、法人及び部門間のコミュニケーションによる学長の意思決定を円滑に行っている。

【資料 5-3-1】長崎国際大学 運営会議規則

- ●「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 11 条により、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理すること、また同第 16 条第 7 項において、理事会に議長を置き、理事長をもって充てること、さらに、同第 21 条において、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことを明記している。加えて、「学校法人九州文化学園 就業規則」第 4 条、「長崎国際大学 就業規則」第 4 条において、教職員の採用、異動、休職、復職、退職及び解雇に関する人事は、理事長が行うことを明記しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。
- ●理事長は、評議員会を招集し、予算や借入金、事業計画及び「学校法人九州文化学園 寄附行為」の変更等について、評議員会に議案を提出し意見を聴く。また、評議員会に対し決算報告をして意見を求めるほか、学校法人としての意思決定がより機動的に行えるようにしている。

【資料 F-1】寄附行為、【資料 5-3-2】学校法人九州文化学園 就業規則、長崎国際大学 就業規則

●年度計画・予算策定に当たっては、各学部学科や事務局各課等による案件・提案等を勘 案した事業計画書及び予算申請書を通じて行っており、予算協議の場を通じて執行部と の共有が図られている。また決算については、毎年度教授会終了後等において報告している。

【資料 5-3-3】各学部学科・課等による平成 31 年度申請書及び事業計画書の作成について

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

●理事会は法人経営における意思決定の最高機関として「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り開催され、事業計画及び予算・決算の承認学則等諸規則の審議・決定を適正に行っており、大学と理事会の相互チェックによるガバナンス機能は十分発揮されている。また、理事の選任や理事会の運営は「学校法人九州文化学園 寄附行為」第3章役員及び理事会に定める事項に則り、適切に行っている。

【資料 5-3-4】学校法人九州文化学園 理事会規則、平成 29 年度・平成 30 年度理事会議事録

●本学の予算策定等は法人及び大学の幹部が構成員となっている運営会議において審議し、 学長の決定を経て最終意思決定機関である理事会で審議・決定を行っており、法人及び 大学の管理運営機関の相互チェックを行っている。

【資料 5-3-5】長崎国際大学 運営会議規則、平成 29 年度・平成 30 年度運営会議議事録

● 大学内においては、事務局長または事務局次長もしくは代務者及び所管課課長が各委員会に構成メンバーとして参画し、また全学教授会に各課課長等が陪席することで教学運営状況を共有している。

【資料 5-3-6】各委員会規程一覧(規程は規程集として当日配置)、長崎国際大学 教授会 規程

● 監事の選任に関しては、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第7条において理事会で選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任することを規定し、適切に運用している。監事は2人で、平成29(2017)年度の理事会への出席率は93%(延べ14回中13回出席)、平成30(2018)年度の理事会出席率は92%、評議員会出席率は100%であった。監事は非常勤で、業務としては、監査計画表を策定し、計画に沿って業務等(教学監査含む)の監査を行うとともに、理事会・評議員会へ出席して業務又は財産の状況について意見を述べている。また、監査法人による会計監査に同席している。さらに、監事による職員への業務状況のヒアリングを実施し、業務上の課題を抽出している。

【資料 F-1】寄附行為、【資料 5-3-7】平成 29 年度・平成 30 年度監事の理事会・評議員会 出席状況資料、平成 29 年度監査計画表、平成 29 年度理事会・評議員会資料及び監査資料、 平成 30 年度監査計画表、平成 30 年度理事会・評議員会資料及び監査資料

●評議員の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」第 23 条により適切に運用している。評議員は 19 人で構成されている。平成 29(2017)年度において、評議員会は 7 回開催しており、評議員の実質出席率は 90% (委任状を含む出席率は 100%)であった。平成 30 (2018)年度評議員会は 4 回開催され、評議員の実質出席率は 87% (委任状を含む出席率は 100%)となっており、適切な助言を行うなど、理事会に対するチェック機能を果たしている。

【資料 5-3-8】平成 29 年度・平成 30 年度評議員会議事録(出欠状況のわかる資料)

- (3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)
- ●法人と本学が情報や課題を共有し、連絡調整をする運営会議を有効に活用し、各管理運営機関の意思決定の円滑化を更に進める。

5-4 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
- (1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- 本学は、平成 27(2015)年 9 月 25 日開催の理事会において承認された学校法人九州文化学園中期計画(平成 28 年度~平成 32 年度 5 か年)に基づき財務上の数値目標を設定して、適切な財務運営が確立している。
- 平成 29(2017)年度法人全体の基本金組入前当年度収支差額は 5 億 9 千 7 百万円となり、 単年度における事業活動全体の収支差額が確保され、基本金組入れ後の当年度収支差額 の均衡を図ることができた。平成 30(2018)年度は法人全体の基本金組入前当年度収支差 額は 6 億円となり、学校法人九州文化学園中期計画の数値目標を達成している。

【資料 5-4-1】平成 29 年度理事会·評議員会議事録、学校法人九州文化学園中期計画(平成 28 年度~平成 32 年度 5 か年)、平成 29 年度事業計画・事業報告書、平成 29 年度予算書・計算書類・財産目録、平成 29 年度監査法人監査報告書、平成 29 年度監事監査報告書、平成 30 年度理事会・評議員会議事録、平成 30 年度事業計画・事業報告書、平成 30 年度 予算書・計算書類・財産目録、平成 30 年度監査法人監査報告書、平成 30 年度監事監査報告書

●本法人は学校法人九州文化学園中期計画を達成するために各部門の事務局長による会議 を毎月開催し、各部門の財務計画の月次数値目標管理を徹底することで法人全体の中期 計画における財務上の数値目標達成を図るなど適切な財務運営を行っている。

【資料 5-4-2】学校法人九州文化学園 事務局長会規定、平成 29 年度·平成 30 年度事務局長会議事録

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

●本法人は、中期計画や各年度の事業計画目標に基づく適切な予算執行に努めてきた結果、 平成 24(2012)年度決算以降、基本組入前当年度収支差額は収支均衡状態を継続しており、 平成 29(2017)年度は法人全体で基本金組入前当年度収支差額は5億9千7百万円を確保 し、事業活動収支差額比率 10.1%、経常収支差額比率 9.1% (大学単独では基本金組入前 当年度収支差額5億8百万円、経常収支差額比率 12.6%)となり、経常的な収支バラン スはとれている。また、平成 30(2018)年度は法人全体で基本金組入前当年度収支差額 6億円を確保し、事業活動収支差額比率 10.1%、経常収支差額比率 8.4% (大学単独では 基本金組入前当年度収支差額6億2千万円、経常収支差額比率 15.1%)となり、使命・

目的及び教育目的の達成のための事業活動や教育活動の収支バランスを確保しており、 安定した財務基盤が確立している。

【資料 5-4-3】平成 29 年度予算書・計算書類・事業計画書・事業報告書、平成 30 年度予算書・計算書類・事業計画書・事業報告書

● 資産運用については、「学校法人九州文化学園 資金運用規則」に則り、安全性と流動性 を重視した運用に努めている。資産運用状況については年度当初の理事会に報告するこ とを義務付けている。

【資料 5-4-4】学校法人九州文化学園 資金運用規則、金融資産の運用状況、平成 29 年度 第1回理事会議事録、平成 30 年度第1回理事会議事録

● 平成 30(2018)年度は私立大学等改革総合支援事業 4 タイプに選定され、6 千 6 百 90 万円獲得した。(平成 29(2017)年度は私立大学等改革総合支援事業 5 タイプ全てに選定された。)また、私立大学等研究整備費補助金にも選定され 5 百 84 万 7 千円の助成を受けた。研究費外部資金(科研費、受託事業)については研究活動の促進に努めた結果、合計 46 件 7 千 3 百 21 万 2 千円獲得した。

【資料 5-4-5】平成 29 年度・平成 30 年度事業報告書、平成 29 年・平成 30 年度補助金交付決定通知書

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ●安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保のために事業活動収支ベースでの収入、 支出の増減分析に基づき次期中期計画における財務上の具体的数値目標を策定する。
- 今後も研究活動の促進に努め、使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の獲得 件数増加に努める。

5-5 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
 - (1) 5-5の自己判定基準項目 5-5 を満たしている。
 - (2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

●本学では、理事長による予算編成方針、法人事務局長による事業計画及び予算策定示達並びに学長の教育活動方針に基づく予算編成スケジュールに沿って予算原案を作成する。立案された予算原案は運営会議の承認を経て予算案として具体化され評議員会に諮問し、理事会で議決している。

【資料 5-5-1】平成 29 年度第 7 回理事会・第 7 回評議員会議事録、平成 30 年度第 6 回理事会・第 4 回評議員会議事録、学校法人九州文化学園 予算編成要領平成 31 年度~

● 予算編成については、学校法人九州文化学園中期計画(平成 28 年度~32 年度 5 か年) 及び当該年度の事業計画を踏まえ、学部学科や事務局各課との協議・調整を行い、運営 会議で審議し、学長が決定を行い、法人事務局財務課を経て法人事務局長へ提出する。 法人事務局では法人全体の事業計画及び予算案を勘案し優先度による予算書の具体案を 決定する。

【資料 5-5-2】学校法人九州文化学園中期計画(平成 28 年度~平成 32 年度 5 か年)、平成 29 年度事業計画書・事業報告書・予算書、平成 30 年度事業計画書・事業報報告書・予算書

● 予算執行においては、学校法人会計基準、「学校法人九州文化学園 経理規則」「学校法人 九州文化学園 予算規定」「学校法人九州文化学園 予算執行事務取扱要領」等の関係規則 に基づく会計処理を適正に行っている。予算の管理については、Web 予算管理システム による運用を行っており、予算の執行事務については全教職員に対し毎年度予算執行の ための勘定科目基準書を明示し、会計事務処理を適正に行っている。

【資料 5-5-3】学校法人会計基準、学校法人九州文化学園 経理規則、学校法人九州文化学園 予算規定、学校法人九州文化学園 予算執行事務取扱要領、長崎国際大学 出張命令の委任に関する規程、長崎国際大学 予算執行の委任に関する規程、勘定科目基準書(第9版)、Web 管理システムの手順書

◆ 法人事務局財務課が主催する原則月1回開催される会計担当者会議において、会計事務の効率化や適切な事務処理の統一化を図っている。

【資料 5-5-4】学校法人九州文化学園会計担当者会議内規、平成 29 年度・平成 30 年度会計担当者会議議事録

● 予算と著しくかい離がある決算額の科目についてはその原因を分析し、補正予算を編成している。決算は理事会で議決し、評議員会に報告している。

【資料 5-5-5】平成 29 年度第 1 回理事会、第 1 回評議員会議事録・監査報告書、平成 30 年度第 1 回理事会、第 1 回評議員会議事録・監査報告書

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

●本法人は監査法人による会計監査及び監事による業務監査(教学監査を含む)と会計監査を受けている。監査法人による会計監査は、平成29(2017)年度は延べ83日、平成30(2018)年度は延べ80日行われ、会計帳簿類及び決算書類等による監査を厳正に行っている。一方、監事による監査は会計帳簿書類を閲覧・照合による財産状況を監査する会計監査と各部門における事業計画の進捗状況や職員面接実施による業務執行上の課題抽出による業務監査(教学監査を含む)を実施している。監査結果については、監事が原則として年4回開催される理事会及び評議員会に出席して報告を行っている。

【資料 5-5-6】平成 29 年度理事会・評議員会議事録・監査報告書、学校法人九州文化学園理事会規則、平成 29 年度監査計画表・監事活動報告書、平成 30 年度理事会・評議員会議事録、平成 30 年度監査計画表・監事活動報告書

● 監事は監査法人との意見交換や事務局長会よる内部監査との連携を行っており、実効性 ある三様監査及び会計監査体制の整備により、会計監査を厳格に実施している。

【資料 5-5-7】平成 29 年度・平成 30 年度監事監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

● 会計処理を適正に行うため毎年度更新した勘定科目基準書を全教職員に明示し、会計事

務処理の向上を図る。

[基準5の自己評価]

理事会及び評議員会は私立学校法並びに「学校法人九州文化学園寄附行為」「学校法人九州文化学園理事会規則」に則り、適切に運営している。教職員は長崎国際大学就業規則において学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに「学校法人九州文化学園行動規範」に基づき、適切な運営を行い経営の規律性と誠実性の維持に努めている。また、照明の LED 化やハラスメント防止対策や危機管理への対応マニュアル策定、障がい者支援、個人情報の保護、防火・防災訓練を実施するなど環境保全、人権、安全に配慮し、社会情勢の変化に即した対応への見直しを行っている。

理事会、評議員会は「学校法人九州文化学園寄附行為」「学校法人九州文化学園理事会規則」に則り、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。また、理事の選任及び事業計画の確実な執行等、理事会、評議員会の運営は適切に行っている。

学長の教学運営と理事長による大学経営の接点として、法人と大学が情報や課題を共有 し、連携調整を行うことを役割とした運営会議を開催し、法人と大学の意思疎通と連携に よる意思決定を迅速に行っている。

学校法人九州文化学園中期計画(平成28年度~平成32年度5か年)では平成29(2017)年度、平成30(2018)年度ともに法人全体における基本金組入前当年度収支差額の目標数値を達成し、使命・目的及び教育目的の達成のための経常的な収支バランスは保たれており、安定した財務基盤が確立している。

学校法人会計基準等に基づき会計処理を適正に実施しており、全教職員に対し予算執行のための勘定科目基準書を明示し、会計事務処理の向上を図っている。 上記の理由により基準5の自己評価については各項目を満たしている。

基準 6 内部質保証

- 6-1 内部質保証の組織体制
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
 - (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

- (2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
- ●本学においては、内部質保証の推進のために、平成30(2018)年2月に「長崎国際大学内部質保証の基本方針」を定め、継続的な改善活動の循環プロセスを構築し、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進している。内部質保証のための組織としては、自己点検・評価委員会が中心となり、大学及び学部等の点検・評価を推進しており、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証を実現している。内部質保証の責任体制としては、「長崎国際大学内部質保証の基本方針」に明示しているように、全学的な内部質保証は、学長の責任のもと、大学執行部と全ての構成員が連携・協力して推進する。学部・研究科、その他部局の内部質保証は、当該構成員の責任に基づいて行い、推進することとしている。具体的には、学部であれば学部長の責任のもと、学部で内部質保証を推進している。

【資料 6-1-1】長崎国際大学 内部質保証の基本方針、自己点検・評価委員会規程

● 自己点検・評価委員会は、委員長を職指定の学長として、学長の責任において、「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」に基づき、適切に PDCA サイクルを実行するため、2 年に一度の周期で総括的な自己点検・評価を行い、恒常的に点検・評価を実施している。委員会は毎月1回開催され、内部質保証の検証を行うとともに「自己点検・評価報告書」を刊行して、改革・改善、計画につなげる役割を担っている。

【資料 6-1-2】長崎国際大学における点検及び評価に関する規程、自己点検・評価委員会規程、大学ホームページ:情報公開「2017-2018 自己点検・評価報告書」

● IR センターは、大学、学生及びステークホルダー等の現状や要望の把握のため、機関調査(在学生調査、学生による授業アンケート、卒業生アンケート、保護者懇談会アンケート等)や学生課と協力して実施する「学長カフェ」等により、現状や要望・課題を把握・抽出し、自己点検・評価委員会等へ報告している。IR センターは、①評価及びマネジメントに資する基礎情報の調査・収集・分析に関する事項②自己点検・評価活動への支援に関する事項③教員の教育力向上の支援及び推進に関する事項―等を所掌している。IR センター長は、自己点検・評価委員会副委員長である副学長を職指定で充て、IR センターでの集計・分析の結果は、自己点検・評価委員会や各学部等へ報告し連携を図っている。自己点検・評価委員会へ報告された内容については、課題の抽出、確認を行った上で全学の教授会で報告を行い、改善を促している。

【資料 6-1-3】IR センター規程、「『一年生調査』・『上級生調査』集計結果集」及び各学科における課題と解決方策、「学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価報告書」、平成 30 年度卒業生アンケート集計結果、平成 30 年度保護者懇談会アンケート

● 事務組織である大学評価・IR 室は、自己点検・評価、IR に関する事項を所掌し、在学

生調査、学生による授業アンケート、卒業生調査、保護者懇談会アンケート等の各種調査を実施、大学や学生、ステークホルダーの現状等を調査し、データを蓄積するとともに IR センター、自己点検・評価委員会を通じて全学教授会で報告している。

【資料 6-1-4】長崎国際大学 事務組織規程

● このように大学・大学院の現状を自己点検・評価委員会、IR センターがエビデンスに基づき把握し、改善に向けた施策が実施されるよう、委員会、学部及び全学教授会において現状を報告することにより、PDCAサイクルの循環を促し、内部質保証の改善・充実のための実施体制を組織している。

【資料 6-1-5】自己点検・評価委員会議事録、IR センター会議議事録(当日配置)

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

●本学の内部質保証のための組織は、規程に基づき適切に整備されている。「長崎国際大学内部質保証の基本方針」を定め全学に周知するとともに、IR センターが機関調査を実施、データを収集・分析後に、自己点検・評価委員会に報告して、課題と改善策を検討、教授会を通じて各学部等に改善を促す PDCA サイクルを循環させている。その結果、機関一体となって学長を中心とする責任体制を明確にして内部質保証に取組んでいることは評価できる。今後も継続して内部質保証のための組織整備を推進して更なる質の充実を図っていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-(1) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析
 - (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

●本学では「長崎国際大学 学則」第 2 条で自己点検・評価等について「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定している。さらに、「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」に従い、内部質保証のための自己点検・評価を公表している。具体的には、適切に PDCA サイクルを循環させるため、2 年に一度のサイクルで自己点検・評価を恒常的に実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として大学ホームページで公開している。教職員、学生にはポートフォリオシステムに掲載し結果を共有している。内部質保証のための自己点検・評価は、大学設置基準等の関係法令及び公益財団法人日本高等教育評価機構で設定されている基準を活用し、大学の教育研究から財務を含む管理運営まで網羅している。

【資料 F-3】学則、【資料 6-2-1】長崎国際大学における点検及び評価に関する規程、大学ホームページ:情報公開「2017-2018 自己点検・評価報告書」

● 毎月定例で開催される運営会議において教学事項、入試募集及び就職等に関すること、

さらに、人事、財務に関して適宜報告等がなされ、法人と共有することによってその対応等を協議し、PDCAサイクルを循環させている。事務局では毎週、事務局長及び各課長等を構成員とした事務局責任者連絡会において、現状の報告、課題等を確認し、事業等の実施状況について連絡・共有している。その連絡会には理事長、学長、法人事務局長が出席し、必要に応じて意見を述べており、改善・充実が必要な事項については、事務局より各部局や各委員会等へ提起し、PDCAサイクルを日常的に循環させている。

【資料 6-2-2】長崎国際大学 運営会議規則、運営会議議事録(当日配置)

- ホスピタリティ・ルーブリックの学生自己評価の状況、教員による学生面談の実施状況、 100 冊読書の状況等を IR センターで定期的に調査し、教育基盤センター、自己点検・ 評価委員会に報告することにより、3 ポリシーを起点とした内部質保証を点検・評価し ている。その後、調査結果を全学教授会に報告し、必要な場合は各学部に改善を求め、 PDCA サイクルを循環させている。
- ●授業改善に関しては、学生による授業アンケートを実施し、ハイブリッド授業評価システムにおいて教員個人ごとに集計・分析が行われ、経年比較、科目、学科、学部、学年等で集計、さらに、設問を組合わせたクロス集計を行い、その結果をホームページで公開している。また、学生の自由記述に関してはテキストマイニング集計により、6カテゴリー30項目別に肯定、否定、中立、改善要望の意見が分析され、学生の自由記述をデータ化して検証している。教員はその結果をもとに点検・評価を行い、それらを「学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書(アクションプランシート)」にまとめ、改善・向上策を明確にしている。学生に対しては、授業アンケートの結果は自由記述も含めて、ポートフォリオシステム上で公開し、フィードバックしている。
- ●授業アンケートによる評価の高い授業は、授業公開を依頼するとともに、ベストティーチャー賞として表彰している。授業評価の低い授業に関しては、各学部長の判断により、学部長面談(学科長、自己点検・評価委員陪席)を実施し、課題等を確認して改善を求めている。また、面談の結果は自己点検・評価委員会に報告している。さらに、全ての専任教員を対象に順次授業公開を実施し、教員は互いに参観しており、終了後には各学部で意見交換会を開催して問題点を抽出し、改善に資するようにしている。

【資料 6-2-3】平成 30 年度第 5 回 IR センター会議議事録・資料、授業評価マニュアル、「授業アンケート集計結果」、平成 30 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録・資料

● 毎年度、教員個人の諸活動の自己点検・評価として、学部及び大学院での①教育活動 ② 研究活動 ③大学運営活動 ④社会活動 ⑤国際交流活動 ⑥受賞等 ⑦活動全般ーの 7 項目について、全専任教員を対象に実施し、報告書を取りまとめている。報告書は、全教員に公開されるとともに、人事考課の参考資料とされ、昇任昇格等の検討材料として活用している。平成 30(2018)年度から、この項目に教育理念が追加され 8 項目となりティーチング・ポートフォリオとして活用している。

【資料 6-2-4】「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

● 授業アンケートに関しては、自己点検・評価委員会で実施方法・内容を決定し、全体集計、学部・学科集計、授業形態別集計等を点検・評価し、各学部教授会及び全学教授会

で報告している。また、報告書として全教職員に公表し、大学ホームページで公開している。在学生調査として、大学 IR コンソーシアムに加盟し、一年生調査、上級生調査を毎年実施している。調査項目は、入学前の学習経験、授業経験、学修行動、受講態度、正課内外の活動時間、知識・能力の獲得状況、英語運用能力のレベル、大学生活、大学教育に対する満足度等である。一年生調査は1年次生を対象に、上級生調査は2~6年次生までの全学生を対象に調査している。調査結果は、加盟大学の同一分野での比較等により本学の現状を確認している。また、経年変化を確認することにより、教育改善の効果を可視化している。卒業生アンケートとして、卒業時に在学期間の満足度調査を実施している。さらに、卒業生調査として、平成30(2018)年度はキャリアセンターと協力して、卒業後1年目の調査を実施した。

【資料 6-2-5】「学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価報告書」、「大学 IR コンソーシアム会員校共通『一年生調査』・『上級生調査』集計結果集」、平成 30 年度卒業生アンケート集計結果、卒業生調査集計結果

● IR センターでは、必要に応じて学生の属性(性別・出身県、高校等)と成績データ、各種アンケートの結果を結合して分析を行い、自己点検・評価委員会に報告している。課題等は各委員を通じ各学部・学科へフィードバックし、改善策の検討を求めている。また、全学教授会で報告し、全教職員で在学生の状況を共有している。

【資料 6-2-6】平成 30 年度第 2 回・第 5 回 IR センター会議議事録

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

●本学ではエビデンスに基づいた自主的、自律的な自己点検・評価を実施し、IR センターがデータを収集・分析した上で、それをもとに自己点検・評価委員会が中心となり学部・学科へフィードバックを行い、改善・向上を求めている。このように、全学的な自己点検・評価を実施して学修時間の増加等の内部質保証の成果を上げており、今後も継続した機関調査をもとにした自己点検・評価を実施する。

6-3 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性
 - (1) 6-3 の自己判定 基準項目 6-3 を満たしている。
 - (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性
- 平成 29(2017)年度に 3 ポリシーを改訂し、ディプロマ・ポリシー評価のため、ホスピタリティ・ルーブリックの学生自己評価、それをもとにした面談結果、100 冊読書の状況報告を記録している。その実施状況を点検・評価し、必要に応じ改善を求め 3 ポリシーを起点とした内部質保証を循環させている。ホスピタリティ・ルーブリックは、本学がディプロマ・ポリシーに掲げたホスピタリティを身に付けた人材育成のために、ホスピ

タリティを 5 項目(小項目は 45 分類)に分類定義し、各学年の前・後期に学生が振返りを行い、教員との面談を通し再度評価を見直して最終評価を確定させている。教員は、学生面談により学生の成長と課題を確認、その内容を面談記録として保存して、次年度の担当教員へ引継ぎ、継続した学生指導とルーブリック指標による成長を確認している。【資料 6-3-1】平成 30 年度第8回自己点検・評価委員会議事録

●授業アンケート、在学生調査、卒業生調査等に関しては、自己点検・評価委員会及びIR センターで調査結果を集計後、当該部局に課題抽出の検討を依頼している。その後、当 該部局は検討結果を課題とし改善策を明確にして改善に努めている。授業については、 前述したように教員個人がアクションプランを作成し、学部長面談を実施するなど、 PDCA サイクルを循環させている。各種調査の結果を全教職員が共有し、学生の学修時 間の実態等を把握、各学部で検証し課題の抽出・改善策を協議して、改善のための PDCA サイクルの循環を促している。

【資料 6-3-2】平成 30 年度第 7 回自己点検・評価委員会議事録、「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」、平成 30 年度第 3 回 IR センター会議議事録

● 全学教育会議を定期的に開催し、大学及び大学院の教育の基本方針及び実施体制、教育 課程の編成方針等について、学外関係者を外部評価者として招聘して意見を求め、それ を受けて内部質保証の機能性を担保している。外部評価者は各学部に関係する団体の代 表者、高等学校の代表者等である。また、学生代表を招聘し意見を聞くこともある。さ らに、監事は事務職員全員に面談を行い、事業計画に基づいた業務が実施されているか 確認し意見を聴取している。また、自己点検・評価委員会の総括や自己点検・評価委員 会議事録等を確認するなど、教学監査を実施し内部質保証の機能性を高めている。

【資料 6-3-3】全学教育会議規程、平成 30 年度第 3 回全学教育会議議事録、平成 31 年度 第 1 回自己点検・評価委員会議事録、自己点検・評価委員会総括

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

● 内部質保証のために大学、各学部、教員個人のレベルにおいて PDCA サイクルが循環する仕組みを構築している。3 ポリシーを起点とした内部質保証制度については、平成29(2017)年度より実施し、今後も教員や学生への定着を徹底していく。ホスピタリティ・ルーブリックに関しては、教務委員会で評価項目の見直しを行い、教員や学生がより実質的な項目に見直し改善することにより内部質保証の精度を高めていく。

[基準6の自己評価]

本学は、「長崎国際大学内部質保証の基本方針」を定め、内部質保証のための組織として、学長を中心に自己点検・評価委員会、IRセンター、全学教育会議を設置し大学、学部・学科・研究科、教員の各レベルでPDCAサイクルを循環させ、内部質保証に取組んでいる。

本学は、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定するため、ホスピタリティ・ルーブリック評価、在学生調査、授業アンケート、卒業生アンケート等を実施し、集計・分析を行い、さらに、学修成果や教育情報、教育成果を可視化し公表するとともに、外部評価も受け教育活動の見直しに適切に活用している。上記の理由により、基準6「内部質保証」を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の理念であるホスピタリティを核とした初年次教育

- A-1 初年次教育を効果的に実施するための科目の設定と教育支援組織の構築
- A-1-① 複数科目からなる初年次教育
- A-1-② 教職協働を実現した教育支援組織
- (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 複数科目からなる初年次教育

- ユニバーサル時代を迎えて、大学にはアドミッション・ポリシーに沿った多様な学生が 受験する。これらの学生が入学後、ディプロマ・ポリシーにかなう人材となって社会に 出て行くためには、学生たちができるだけ早く大学に馴染み、主体的な学修を行う態勢 を整えるための仕掛けが必要となる。つまり、従来のような「溺れたくなかったら、泳 げ」というような学生一人ひとりの適応力に任せた教育は通用しなくなっている。
- この考え方を踏まえ、本学のディプロマ・ポリシーに掲げたホスピタリティ獲得に向けての基盤形成を目標として、本学の初年次教育を構想している。ディプロマ・ポリシーに掲げたホスピタリティの五つの能力育成の基盤を培うためには、複数科目を組合わせる必要がある。それは、ホスピタリティの意味を認識するだけではなく態度や行動で表すことで、その基盤の形成が強化されるとの考えからである。そこで、従来の授業科目を見直し、目的に沿った三つの科目(「教養セミナーA」「ホスピタリティ概論」「茶道文化 I A」)を選び、平成 29(2017)年度から初年次教育科目(必修)に位置付けた。この 3 科目の有機的な連携が本学の特徴である。以下に、本学特有の「茶道文化 I A」と「ホスピタリティ概論」を紹介する。

● 「茶道文化 I A」

本学の建学の理念を具現化した科目として開学時から開設されてきた。茶道には様々な流派があるが、本学においては、地元の平戸藩主・松浦鎮信が起こした武家茶道である鎮信流を取入れ、「もてなし」「禅の教え」「日本の伝統文化」を学んでいる。このために本学内には、自明堂と不息庵の二つの茶室がある。この授業では、茶道の基本となる茶室での立ち居振る舞い(礼の仕方、歩き方、襖の開け閉め等)を学び、それらを日常生活で実践できることを目標としている。また、薄茶のお点前を通して、心身を一体化させた客へのもてなしを学ぶことになる。このことは、「ホスピタリティ概論」を通して学んだホスピタリティの考え方を、普段の暮らしの中で体現していくという、理論と実践の一体化にも通じる。これを踏まえて、「茶道文化 I A」は平成 29(2017)年度から初年次教育に組入れ、1年次の必修科目とした。

本学の茶道文化の活動は、正課内だけに止まらず、地域の学校教育の充実にも貢献している。一つは、「ハイスクール茶会 in ハウステンボス」である。これは、県下の高等学校の各流派の茶道部が一堂に会してお茶席を設け、ハウステンボスに来られた人々に日ごろ鍛えたお点前を披露し、一服のお茶でお客様をもてなそうという催しであり、今

年で9年目となる。今年度は、18の高等学校がお茶席を設け、一般の参加者は、2,700人に上った。各高等学校の茶道部員は、この催しに参加することを楽しみにしており、高等学校における日本文化の継承にも役立っている。二つ目は、地域の小学校を対象とした催しである「小学校茶道体験」も実践している。これは、小学校の総合的学習の時間を利用したものであり、小学生が大学生の助けを借りながら、もてなしの心の話を聞き、お茶を頂くことになっている。このように、学校教育で育てるべき「他者への思いやり」が自然と身につくように配慮した行事も重視している。

● 「ホスピタリティ概論」

ホスピタリティは、一般にはもてなしやもてなしの心を指す言葉として使われている。 ただ、ホスピタリティを建学の精神としている本学は、なぜそれが建学の精神として成 り立つのか、また、その獲得によってどのような人間になるかを明確にする必要がある。 そこで、ホスピタリティの獲得は豊かな人間性を意味し、五つの能力を備えている必要 があるとして、ディプロマ・ポリシーに明記した。

さらに、「ホスピタリティ概論」を通してホスピタリティの起源や経緯を学ぶとともに、 生活の中でのホスピタリティの発揮に向けた力を蓄えることにしている。本授業は、理 事長、学長、副学長等の講義があり、大学挙げての取組みとなっている。また、学生が 主体となってオープンキャンパス等の企画に取組むことによって、本学への愛着と学生 間でのホスピタリティの体得につながっている。

また、全学の1年次生が一堂に会して受ける数少ない授業でもあり、学生たちの「今」 を把握するための調査も行い、それを経年的に分析して学生支援に生かそうという試み も行っている。

【資料 A-1-1】長崎国際大学のポリシー、「講義概要 (シラバス)」、茶道文化学外活動資料、ホスピタリティ概論の班別担当者一覧、「ホスピタリティ概論」授業運営概要

A-1-② 教職協働を実現した教育支援組織

●全学の1年次生が一堂に会して授業を受けることはインパクトが強く、授業は魅力的で大学の意気込みを感じるものでなければならない。そこで、教育基盤センターに初年次教育部門を置き、全体を統括するとともに初年次教育の意義や目的を FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)を通して浸透させて教育の充実を図っている。特に、事務職員にも授業のファシリテータ等をお願いして、「ホスピタリティ概論」と「茶道文化IA」で教職協働を実現している。中央教育審議会答申にも述べられているように、大学の改革に当たっては、事務職員と教員が対等の立場で大学の運営に参画するという教職協働が実現されなければならない。以前から、本学においては入試・広報や就職等、教職協働による業務が推進されてきたが、それを一歩進めて、教育の場面での教職協働を初年次教育で実現した。

【資料 A-1-2】長崎国際大学 教育基盤センター規程、教育基盤センター運営委員会規程、教育基盤センター紀要第2巻(抜粋)、ホスピタリティ概論担当者SD資料

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

●3 科目の初年次教育に関しては、それぞれの授業期間中及び授業終了時にアンケート調

査を行い、学生たちの授業に対する意見を収集して、改善に向けた方策を考え、実行している。平成 30(2018)年度までの 2 年間を分析した結果では、学生たちの活動が活発になっている部分やそうでない部分が明らかになった。ここに示された課題を解決することによって初年次教育の改善を図っていく。

- ●「茶道文化 I A」においては、開設当初から SA(Student Assistant)を用いて授業を展開してきた。また、「ホスピタリティ概論」においては、平成 30(2018)年度から SA を採用した授業進行となっているが、この授業改善を更に進めるために、令和元(2019)年度から SA の質の向上を図るための SD を実施した。この SD は、全学の SA を対象にして行い、「学修支援」「ハラスメント」「合理的配慮」という 3 観点から行った。令和 2(2020)年度は、更にこの SD を充実させる。
- 主体的な授業への取組みが本格的になるためには、授業内容や方法が学生たちの納得が得られるものでなければならない。このために、2年間にわたり学生の反応を調査してきた。その結果は、教育基盤センターの教員を中心として分析し、論文にまとめ、教育基盤センター紀要で発表してきた。この中にも述べられているが、浮かび上がった課題を解決することによって、授業における活動が活発になりつつある。もちろん、課題が全て解決できたわけではないが、着実に前に進めていきたい。
 - A-2 ホスピタリティに基づいたキャンパスにおける共生社会の構築 A-2-① ホスピタリティに基づいた学生支援体制の構築
 - A-2-② 学生のホスピタリティを育むユニバーサルキャンパスづくり
 - (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

- (2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価) A-2-(1) ホスピタリティに基づいた学生支援体制の構築
- ●本学は「ホスピタリティの探求・実現」の理念に基づき、障がいの有無に関わらず、全ての学生が高等教育を受ける機会を保障するため、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター(以下、CH サポートセンター)を中心に多様な学生への支援を行っている。CH サポートセンターは、3 室(保健室・学生相談室・学生生活サポート室)から成り教職員28人、大学院生(学生生活サポート室室員)4人による学生支援体制を整備し、全学的な理解のもと、修学上の配慮が必要な学生に対して合理的配慮の提供を行っている。令和元(2019)年度5月1日現在の申請学生は67人で、各自の希望に沿ったサポートを行っている。また、障がい学生支援の合理的配慮の提供の一環として、ピア・サポート制度を取入れており、ピア・サポート担当教員4人と研修を受けたピア・サポーター(令和元(2019)年度5月現在の登録65人)学生がサポートを必要とする学生12人に対しサポートを行っている。

【資料 A-2-1】平成 31 年度第 1 回 CH サポーセンター運営委員会議事録及び資料 1、オリエンテーション配付資料「CH サポートセンターについて」、令和元年度第 2 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 3、令和元年度第 1 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 4-1

A-2-② 学生のホスピタリティを育むユニバーサルキャンパスづくり

- CH サポートセンターは、①障がいの有無や国籍の違いを越えて全ての学生が学ぶことのできるユニバーサルキャンパスの実現のために、ピア・サポート活動の継続的な実施と、更なる発展のための体制整備を行うこと ②学生の主体性を重視したピア・サポート活動の推進と、組織の充実によって、学生のホスピタリティの育成に寄与することーの2 点を目的として学生のホスピタリティを育むユニバーサルキャンパスづくりに取組んでいる。取組みの具体的内容は以下の5点である。
 - ①NIUピア・サポート学生組織(以下 NPS)の立ち上げと体制整備
 - ②先進校視察と他大学研修会への参加
 - ③Q-Conference2018 (九州地域 FD・SD ネットワーク年次総会) での発表
 - ④NPS 執行部(学生)を中心とする学内のバリアフリーマップの作成・発行
 - ⑤学生企画による研修会の実施

このうち、Q-Conference2018ではNPSの活動についてポスター発表し、44 発表中3位という成果を得た。また、これらの取組みを通したピア・サポーター学生のホスピタリティの深化を捉えるため、本学において実施しているホスピタリティ・ルーブリックに準拠したアンケート調査を行った。解析の結果、ピア・サポート活動に参加している学生の自己評価は、全ての項目において本学全体の学生の平均値を上回り、ピア・サポート活動が、ピア・サポーターのホスピタリティの育成に寄与していることが示された。【資料 A-2-2】平成30年度第1回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料5-1、長崎国際大学NIUピア・サポート学生組織細則、2018年度学長裁量経費・実績報告書及び

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

● 令和元(2019)年度は「コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ」UD トークを 活用したサポートの導入と先進校視察や他大学との共同研修等を取入れ、情報保障に関 する支援内容の充実に取組む。さらに、学生が自主的に活動を展開していくために、学 生が活動するための拠点の整備が必要であり、教育基盤センターと連携して実現したい。

[基準 A の自己評価]

添付資料

各授業期間中に、学生の意見を集約・分析し、課題等を明らかにして、次の年度では必ず改善の試みを加えている。このように、PDCAサイクルを循環させることで初年次教育の充実を着実に図っている。

本学では、学生同士又は学生と教職員との協力体制を構築し、全学的にホスピタリティを基盤とした学生支援の取組みを行うことにより、学生の意識の向上が図られ、「ホスピタリティの探求・実現」の力を醸成させる機会が増えている。

共生という観点から、全ての学生の学びが保証されるユニバーサルキャンパスの実現の ため、学生支援体制であるピア・サポート体制を整備・充実していく。

V. 特記事項

1. 九州西部地域大学・短期大学連合産官学連携プラットフォーム事業の展開

- 九州西部に位置する佐賀県と長崎県は、少子高齢化が進むとともに人口の流出に歯止めがきかない状況にある。この地域で大学及び短期大学を維持し、発展させていくためには、地域社会の発展に寄与する大学・短期大学として認知され、大切にされる存在にならなければならない。そこで、本学が両県の大学と短期大学に呼び掛け、地域社会の発展に貢献するプラットフォーム事業を展開している。この事業には、両県の国・公立大学を含め、全ての大学(10大学)と短期大学(5短期大学)が参加するとともに、福岡県の2短期大学も加わっている。さらに、佐賀県と長崎県の地方公共団体、経済団体及び佐世保市が参画している。
- これらの参加団体は連携協定を結ぶとともに、学長等が出席する年4回の協議会を開催し、事業推進のかじ取りを行っている。この協議会のもとに、A高等教育の質の向上、B健康・医療・福祉、C子ども育成、D国際交流・観光・まちづくり、E地域産業の活性化及び中期計画策定・点検評価の六つの専門委員会を置き、事業の展開を図っている。また、個別の案件に対応する作業班も設置し、地域社会への浸透を図っている。従来は、このようなプラットフォームの形成は、国立大学が核となり進行されてきたが、本学がリードする形で進めている。ただ、プラットフォーム構成大学が多く、両県にまたがるために事業の推進に加速度がつきにくい点はあるが、令和元(2019)年度には共同FD(Faculty Development)や協働授業の実施、観光振興のための学生提案、そして、認知症予防の事業等が行われている。このプラットフォーム事業を更に進め、地方の中小大学の存在価値を高め、将来社会の中でなくてはならない大学として存在するよう推進する。

社会・地域との連携・協力について

- ●本学における社会・地域との連携・協力に関しては、「地域・産学官連携活動の基本方針」「地域・産学官連携に関する実施計画」「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム(QSP)中期計画」をベースに佐世保市他との近隣地方公共団体、企業・団体(病院含)との連携協定を締結し、本学のステークホルダーとの連携強化、産学官や他の教育機関との連携事業の具体化、一般市民対象企画の充実等、多分野にわたり様々な事業を実施している。
- 主な活動実績として、今年度で第9回目の開催となる「ハイスクール茶会」や本学並びに本法人と締結している連携協定先と連携し実施した公開講座などがある。学内開催の講座には約1,500人、学外との共催企画による講座には約450人、小学生対象講座の「NIUキッズキャンパス」には約400人、「NIUチャレンジスポーツ」には延べ参加者が約600人の受講者となった。
- これらの実績は、本学支援者であるステークホルダーの理解を得るだけでなく、本学への入学者の増加、さらに、本学が所在する長崎県は昭和 25(1950)年から平成 27(2015) 年の間の生産年齢人口の減少率が九州 7 県中ワースト 1 位、全国ワースト 5 位という現状や人口流出に歯止めをかける一翼を担うと考えている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守	** 中北コの芸田	該当	
	状況	遵守状況の説明	基準項目	
		長崎国際大学 学則に第1章総則第1節目的第1条に「長崎国際大	1-1	
		学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づ		
		き、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授		
第 83 条	0	研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、		
		高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健		
		康な身体の備わった人間を育成することを目的とする」と定めて		
		いる。		
		長崎国際大学 学則に以下を記載第1章総則第3節構成学部及び学		
the of the		科第3条に「本学に、次の学部及び学科を置く。人間社会学部国		
第 85 条	O	際観光学科、社会福祉学科、健康管理学部健康栄養学科、 薬学	1-2	
		部薬学科」と定めている。		
tete o = ta		修業年限は学則第14条に「学部の修業年限は、4年とする。ただ		
第 87 条		し、薬学部にあっては、6年とする」と定めている。	3-1	
		長崎国際大学 学則に第2章通則第1節修業年限及び在学年限に第		
		14条に「学部の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部にあっ		
		ては、6年とする」と定め、さらに、第15条で「本学における在		
		学期間は、修業年限の 2 倍を超えることができない」と定めてい		
		る。第2項で「前項の規定にかかわらず、第21条第1項及び第2		
	0	項の規定により入学した者は、同条第4項により定められた在学		
		すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができな		
		い」と定めている。		
		編入学、転入学及び再入学については、第21条で「次の各号のい		
		ずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者には、第4条		
第 88 条		に基づき第3年次に編入学を許可する」として「(1)大学若しくは	3-1	
		短期大学又は高等専門学校を卒業した者、(2)学校教育法第 104 条		
		第4項の規定により学士の学位を授与された者、(3)大学に2年以		
		上在学し退学した者で、所定の単位を修得した者、(4)他の大学に		
		2年間以上在学中の者で、現に在学する大学の学部長又は学長の転		
		学の承認を得た者、(5)外国において学校教育における 14 年の課		
		程を修了した者、(6)外国の学校が行う通信教育における授業科目		
		を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育にお		
		ける 14 年の課程を修了した者、(7)我が国において、外国の短期		
		大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課		
		程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国		

			ı
		の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部	
		科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、(8)専修学	
		校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学	
		大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者」としてい	
		る。	
		第2項では、「前項のほか、本学への入学を志望する者には、選考	
		のうえ、相当年次に編入学、転入学又は再入学を許可することが	
		ある」第3項で「第1項、第2項の入学志願者に対する取扱いに	
		ついては、第18条から第20条までの規定を準用する」と定めて	
		いる。第4項では、「第1項、第2項の規定により入学を許可され	
		た者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学	
		すべき年数については、入学を許可された当該学部教授会の議を	
		経て、学長が決定する」と定めている。	
第 89 条	_	該当なし(早期卒業制度の定めはない)	3-1
		入学資格は、学則第 17 条に「本学に入学することができる者は、	
		次の各号のいずれかに該当する者とする。(1)高等学校若しくは中	
		等教育学校を卒業した者、(2)通常の課程による 12 年の学校教育	
		を修了した者、(3)外国において学校教育における 12 年の課程を	
		修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、	
		(4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとし	
		て認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、(5)専修学校の	
		高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣	
第 90 条	\circ	が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定す	2-1
		るものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、(6)文部科学	
		大臣の指定した者、(7)高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17	
		年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格	
		した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検	
		定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に	
		合格した者を含む。)、(8)本学において、個別の入学資格審査によ	
		り、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた	
		者で、18歳に達したもの」と定めている。	
	0	教職員組織(学長、教授等必要な職員)は、学則第8条に「本学	
第 92 条		に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員	
		その他必要な職員を置く」と定め、第2項で「前項のほか、副学	
		長を置くことができる」第 3 項で「学長は、公務をつかさどり、	3-2
		所属職員を統督する」第4項で「副学長は、学長を助け、命を受	4-1
		けて校務をつかさどる」第5項で「学部長は、学部に関する校務	4-2
		をつかさどる」と定めている。	
		職務については、専任教員規程第3条に「教員は本学の学風を重	
<u> </u>	L	1	<u>i </u>

		んじ、本学の行政事務に従事する場合のほか研究と教育に専念し	
		 なければならない」第 2 項で「本規程に定める事項以外について	
		 は、長崎国際大学 就業規則の定めによる」と定めている。	
		 就業規則では、目的として第 1 条に「この規則は、学校法人九州	
		 文化学園(以下「学園」という。)が設置する長崎国際大学(以下	
		 「本学」という。)に勤務する教職員の就業に関して、必要な事項	
		 を定めることを目的とする」とし、第 2 項で「この規則に定めの	
		 ない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところに	
		よる」と定めている。	
		 職務としては、学校法人九州文化学園 組織規則第7条に「大学長・	
		 短期大学長は、理事長(法人本部長含む)の命を受け大学・短期	
		 大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学・短期大	
		学を代表する」と定めている。	
		研究科長・学部長・教学部長・学科長の職務については、第12条	
		で「研究科長・学部長・教学部長・学科長は、学長を助け、学務	
		を整理し、必要に応じ学生の教育をつかさどる」と定めている。	
		第 2 項で「研究科長・学部長・教学部長・学科長は、学長に事故	
		があるときは、理事長の承認の上、その職務を代理し、学長が欠	
		けたときはその職務を行う」と定めている。	
		職員については、第16条に「大学及び短期大学教育職員の一般職	
		務を次のとおり定める」として、「(1)教授は、学生を教授し、その	
		研究を指導し、又は研究に従事する。(2)准教授は、教授の職務に	
		準じ、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。	
		(3)講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。(4)助教は、	
		教授又は准教授の職務に準じ、学生を教授し、その研究を指導し、	
		又は研究に従事する。(5)助手は、所属組織における教育研究の円	
		滑な実施に必要な業務に従事する」と定めている。	
		教授会については、学則第 10 条に「本学に、学校教育法に基づき、	
		次の教授会を置く」とし、「(1)全学に関する事項を審議する全学教	
		授会、(2)学部に関する事項を審議する学部教授会」と定め、第 2	
	0	項で「前項各号の教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別	
		に定める」としている。	
笠02冬		教授会は学長の意思を決定するに当たり意見を述べる機関であ	4-1
第 93 条		り、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研	4-1
		究に関する重要な事項について審議し、学長に報告している。し	
		たがって、教授会、学部教授会の審議事項を教授会規程第7条に	
		おいて以下のように定めている。	
		第7条 全学教授会は、次の事項を審議する。	
		(1)教育課程に関する事項、(2)学則その他諸規程、諸規則等の	

	1	T				
		制定、改廃に関する	事項、(3)学生の入学に関する事項	、(4)学		
		の他教				
		育・研究上必要と認				
		2 学部教授会は、次の				
		(1)学部の教育課程の	(3) 学			
		部に在籍する学生の	する学			
		生の学位の授与、(5)	支援に			
		関する事項、(6)学長	その他、			
		学部における教育・				
		学位の授与については、	、学位			
		規程第3条に学士、修士	:、博士の学位授与について規定し	、教授		
		会の意見を聞き、学長が				
		学則第37条 学長は、前	i条の規定により卒業を認定した者	に対し		
		て、次の区分に従い、学	士の学位を授与する。			
		学部・学科	学位の種類			
		人間社会学部				
		国際観光学科	学士 (観 光 学)			
		社会福祉学科	学士(社会福祉学)			
		健康管理学部				
		健康栄養学科	学士 (栄養学)			
		薬学部				
		薬学科	学士 (薬学)			
第 104 条	0		3-1			
第104 未		大学院 学則		9-1		
		第33条 学長は、研究科	了した			
		者には、修士の学位を、	薬学の			
		博士課程を修了した者に				
		第34条 前条の学位の技	長崎国			
		際大学学位規程の定めるところによる。				
		学位規程				
		第12条 学長は、本学等	業した			
		者及び前条の決定により課程を修了した者に対し、学位記により				
		学位を授与するものとする。 2 学長は、前条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。				
(専攻分野の名称) 第13条 学長は、学位を授与するに当っては、別表により専攻を						
				専攻分		

		m = k d > 11 = 1					
		野の名称を付記す		る。			
		別表(第 13 条	関係)				
		学位及び専攻	分野の名称				
		1 学部	T				
		学部	学科	ŀ	学位及	び専攻分野の名称	
		 人間社会学部	国際観光	学科	学士(観	光学)	
		八间任云子部	社会福祉	:学科	学士(社	会福祉学)	
		健康管理学部	健康栄養	学科	学士(栄	養学)	
		薬学部	薬学	科	学士(薬	学)	
		2 研究科	·I				
						学位及び専攻分野	
		研究科	課程	Ę		の名称	
				観光	学専攻	修士 (観光学)	
			修士課程		福祉学	修士(社会福祉	
		人間社会学		Ę		学)	
		研究科		地域マ	ネジメン	博士(地域マネジ	
			博士課程	-	専攻	メント)	
		健康管理学			栄養学	修士(健康管理	
		研究科	修士課程		 事攻	学)	
		薬学研究科	博士課程		東学専攻	博士 (薬学)	
		JR 1 917211	14 #KIL	L-//402	K 1 1 7 X	11,12 ()(1)	
		履修証明書の交付	については	、学則第	547条の	3 に履修証明プログ	
		ラムについて規定	とし、長崎国	際大学	覆修証明 :	プログラムに関する	
		規程第8条で、値	* 了要件、修	了認定	及び履修	証明書の授与につい	
		て定めている。					
第 105 条	\cap	学則第 47 条の 3	で、「学校教	育法に	基づき本質	学が設置する履修証	3-1
33 100 %		明を行うプログラ	ム(以下、	「履修訂	E明プログ	ラム」という。) に	01
		履修を志願する者	rがあるとき	は、選	考のうえ、	履修証明プログラ	
		ム履修生として学	長が入学を	許可する	る」と定め	っている。	
		また、関連して履	修証明プロ	グラム	に関する対	規程、履修証明プロ	
		グラムの取扱いに	関する内規	を定めて	ている。		
		短期大学に関する	規定のため	非該当			
第 108 条	_	編入学できるもの	については	、学則第	至21 条第	1項において規定し	2-1
		ている。					
第 100 夕		自己点検・評価及	び認証評価	について	ては、学貝	川第 2 条、点検及び	0.0
第 109 条	0	評価に関する規程	!、自己点検	評価委	員会規程	を定め、自己点検・	6-2
	<u> </u>	<u>l</u>					1

		自己評価を実施するとともにその結果を公表している。大学は、認証評価機関に置いて定められた期間内に認証評価を受審している。 学則第2条では、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表	
		する」と定め、第 2 項に「前項の自己点検・評価の実施に関する 規程は、別に定める」としている。 関連規程 長崎国際大学における点検及び評価に関する規程、長 崎国際大学自己点検・評価委員会規程	
第 113 条	0	教育研究活動の公表は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定められた 9 項目に基づき、大学ホームページに「情報公開ページ」において教育活動研究状況を公表している。また、学則第 2 条の規程により、教育研究活動等の点検・評価結果の状況を公表している。 https://www1.niu.ac.jp/about/disclosure/	3-2
第 114 条	0	事務職員については、学則第7条に「本学に、事務局を置く、第2項に事務局に関する事項は、別に定める」と定めている。第8条では、「本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く」と定めている。また、事務組織規程を定め、事務職員は事務をつかさどり、技術職員は技術に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	0	編入学できるものについては、学則第21条に「次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者には、第4条に基づき第3年次に編入学を許可する。(1)大学若しくは短期大学又は高等専門学校を卒業した者」と定め、募集要項にも記載している。	2-1
第 132 条	0	編入学できるものについては、学則第21条「次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者には、第4条に基づき第3年次に編入学を許可する」と定め、さらに、「(8)専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者」と定め、募集要項にも記載している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	\bigcirc	学則記載事項については、第 1 号修業年限、学年、学期及び授業	3-1
37 = 7)	を行わない日については、学則第 11 条~第 14 条、第 2 号部科及	3-2

び課題の組織に関する事項は、第 3 条・4 条の 2、第 3 号の管理根 及び授業日時数に関する事項は、第 22 条・23 条、第 4 号学習の評価及び課務修丁の部定に関する事項は、第 22 条・23 条、第 4 号学習の評価及び課務修丁の部定に関する事項は、第 28 ※ 36 条に規定されている。第 5 号収容定員は第 4 条、職員組織は第 8 条に規定されている。第 6 号の入学は、第 16~20 条、退史、転学、休学、卒業に関する事項は、第 50 条、第 8 号質罰に関する事項は、第 51 条、第 46 条、第 9 号音宿舎に関する事項は、第 61 条に規定している。 指導要録は、学籍簿として学習及び健康の状況を記録し、教務システムで管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判定資料を管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業制の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の		1		1
評価及び課題修了の認定に関する事項は、28・36条に規定されている。 第 5 号収容定員は第 4 条、職員組織は第 8 条に規定されている。 第 6 号の小学は、第 16~20 条、退学、転卒、休学、卒業に関する 事項は、第 29~36 条に規定されている。第 7 号の侵業料、入学料、 その他の費用機収に関する事項は、第 52 条、第 8 号 資割に関する 事項は、第 55 条、第 46 条、第 9 号寄信舎に関する事項は、第 61 条に規定している。 指導要縁は、学籍簿として学習及び健康の状況を記録し、教務システムで選担している。また、出席薄、成績報告確認表、卒業制 定資料を管理している。また、出席薄、成績報告確認表、卒業制 企資料を管理している。また、出席薄、成績報告確認表、卒業制 企資料を管理している。また、出席薄、成績報告確認表、卒業制 のなお、学生が必要な証明書、卒業見込み証明書、成績証明書)は学長名で発行している。 学生の應率年続との策定については、学則第 46条に「学生が本学 の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったと 含は、全学教授会の鑑を経て、学長が態成する」第 2 項で「態成 は、退学、停学又は訓告とする」第 3 項で「前項の退学は、次の 各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熱査 を欠き成業の見込みがない者。(2)性行不良で改善の見込みがない 者、(3)本学の使用を乱すなど、学生としての本分に反した者、第 4 項で「学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学又は訓告の処分の手続を参別に定める」と規定している。 関連規程 質期規程 学校において備えなければならない表薄については、1 学校に関係 のある法令については、事務別に信えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学請規程として総務課のシステムを利用し管理している。3 2 学期、対職数されている。学校医供務記録解に、保健室で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は数務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は数務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は数務課で管理している。6 資産原簿、			び課程の組織に関する事項は、第3条・4条の2、第3号教育課程	
いる。 第 5 号収容定員は第 4 条、職員組織は第 8 条に規定されている。 第 6 号の入学は、第 16~20 条、退学、転学、休学、卒業に関する 事項は、第 29~30 条に規定されている。第 7 号の授業料、入学料、 その他の費用徴収に関する事項は、第 52 条、第 8 号質割に関する 事項は、第 45 条、第 46 条、第 9 号審額會に関する事項は、第 61 条に規定している。			及び授業日時数に関する事項は、第22条・23条、第4号学習の	
第 5 号収容定員は第 4 条、職員組織は第 8 条に規定されている。第 6 号の入学は、第 16~20 条、選学、転学、休学、卒業に関する事項は、第 29~36 条に規定されている。第 7 号の授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項は、第 52 条、第 8 号質期に関する事項は、第 45 条、第 46 条、第 9 号寄宿舎に関する事項は、第 61 条に規定している。 在 2 年度以上でいる。また、出席簿、成績報告確認表、不棄判定資料を管理している。よた、出席簿、成績報告確認表、不棄判定資料を管理している。 なお、学生が必要な証明書(卒業証明書、卒業見込み証明書、成績証明書)は学長名で発行している。			評価及び課程修了の認定に関する事項は、28・36条に規定されて	
第6号の入学は、第16~20条、退学、転学、体学、卒業に関する事項は、第29~36条に規定されている。第7号の授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項は、第52条、第8号質罰に関する事項は、第61条に規定している。 第45年度にしている。 指導要数は、学籍権として学習及び健康の状況を記録し、数務システムで管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判 定資料を管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判 定資料を管理している。 対は要素を管理している。 学生が必要な証明書(卒業証明書、卒業見込み証明書、成績証明書)は学長名で発行している。 学生の懲戒手続きの策定については、学則第46条に「学生が本学の規則に造反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第2項で「懲戒は、退学、停学又は訓告とする」第3項で「前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熱意を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程、賞別規程 学校において備えなければならない表簿については、1学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov (電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・で管理している。3 職員の名簿、展歴書、出勤歯は総務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。6 資度原源、			いる。	
 事項は、第 29~36条に規定されている。第 7 号の授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項は、第 52条、第 8 号質割に関する事項は、第 61条に規定している。 指導契縁は、第 46条、第 9 号寄宿舎に関する事項は、第 61条に規定している。 指導契縁は、学籍障として学習及び健康の状況を記録し、教務システムで管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判定管理といる。なお、学生が必要な証明書(卒業証明書、卒業見込み証明書、成績証明書)は学長名で発行している。 学生の慶戒手続きの策定については、学則第 46条に「学生が本学の規則に遠反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第 2 項で「懲戒は、退学、停学又は訓告とする」第 3 項で「前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熟意を欠き産成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第 4 項で「学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 「開業規程」質別規程を制定・運用している。 「関連規程」質別規程を制定・運用している。 「関連規程」質別規程を制定・運用している。 「関連規程」質別規程を制定・運用している。 「関連、共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。4 学報簿の出席に関する記録は教務課でシステムを利用し管理している。教料用図書配当表はシラパスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教書な及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、 			第5号収容定員は第4条、職員組織は第8条に規定されている。	
マの他の費用徴収に関する事項は、第 52 条、第 8 号質罰に関する事項は、第 45 条、第 46 条、第 9 号寄宿舎に関する事項は、第 61 条に規定している。 指導要線は、学籍簿として学習及び健康の状況を記録し、教務システムで管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判定資料を管理している。なお、学生が必要な証明書、卒業見込み証明書、成績証明書)は学長名で発行している。 学生の懲戒手続きの策定については、学則第 46 条に「学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の織を経て、学長が懲戒する」第 2 項で「懲戒は、退学、停学又は訓告とする」第 3 項で「前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熟意を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第 4 項で「学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、質罰規程を制定・運用している。 関連規程 質別規程 学校において備えなければならない表標については、1 学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。6 教科用図書配当表はシラバスに、教務課で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出動簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 人学者選抜及び試験に関する表徴はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、			第6号の入学は、第16~20条、退学、転学、休学、卒業に関する	
第94条 第46条、第9号帯宿舎に関する事項は、第61条に規定している。 指導要録は、学籍簿として学習及び健康の状況を記録し、教務システムで管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判定資料を管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判定資料を管理している。なお、学生が必要な証明書(卒業証明書、卒業見込み証明書、成績証明書)は学長名で発行している。 学生の懲戒手続きの策定については、学則第46条に「学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、金学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第2項で「懲戒は、迅学、停学又は訓告とする」第3項で「前項の迅学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熟意を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 質罰規程 質罰規程 質罰規程を制定・運用している。 関連規程 質罰規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。1 日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。9 学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、			事項は、第29~36条に規定されている。第7号の授業料、入学料、	
第24条 ※			その他の費用徴収に関する事項は、第52条、第8号賞罰に関する	
第24条 (本学年)			事項は、第45条、第46条、第9号寄宿舎に関する事項は、第61	
第 24 条			条に規定している。	
第24条 応養料を管理している。 なお、学生が必要な証明書(卒業証明書、卒業見込み証明書、成績証明書)は学長名で発行している。 学生の懲戒手続きの策定については、学則第46条に「学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第2項で「懲戒は、退学、停学又は訓告とする」第3項で「前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熱意を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・非有している。4課表は実時間割において提示し、教務課で管理している。3職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、			指導要録は、学籍簿として学習及び健康の状況を記録し、教務シ	
本お、学生が必要な証明書(卒業証明書、卒業見込み証明書、成績証明書)は学長名で発行している。 学生の態成手続きの策定については、学則第 46 条に「学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第 2 項で「懲戒は、退学、停学又は訓告とする」第 3 項で「前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熱意を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第 4 項で「学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞別規程 学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。4 野が掲載されている。4 野科が掲載されている。4 学校に教務記録簿は、保健室で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原等、			 ステムで管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判	
# 議証明書)は学長名で発行している。 学生の懲戒手続きの策定については、学則第46条に「学生が本学 の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったと きは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第2項で「懲戒 は、退学、停学又は訓告とする」第3項で「前項の退学は、次の 各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熟意 を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない 者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第 4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、質罰規程を制定・運用している。 関連規程 質罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1学校に関係 のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。1日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。3 報員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学 籍簿や出席に関する記録は教務課で教務ンステム、出席管理システムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿は それぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、	第 24 条	0	 定資料を管理している。	3-2
# 議証明書)は学長名で発行している。 学生の懲戒手続きの策定については、学則第46条に「学生が本学 の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったと きは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第2項で「懲戒 は、退学、停学又は訓告とする」第3項で「前項の退学は、次の 各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熟意 を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない 者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第 4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、質罰規程を制定・運用している。 関連規程 質罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1学校に関係 のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。1日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。3 報員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学 籍簿や出席に関する記録は教務課で教務ンステム、出席管理システムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿は それぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、			 なお、学生が必要な証明書(卒業証明書、卒業見込み証明書、成	
学生の懲戒手続きの策定については、学則第46条に「学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第2項で「懲戒は、退学、停学又は訓告とする」第3項で「前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熟意を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。4学報表はシラバスに、教務書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、				
第26条 第5項 の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する」第2項で「懲戒は、退学、停学又は訓告とする」第3項で「前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熱意を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。も対視載されている。母談表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。3職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。6資産原簿、				
第 26 条 第 26 条 第 2 項で「営政 は、退学、停学又は訓告とする」第 3 項で「前項の退学は、次の 各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熱意 を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第 4 項で「学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係 のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。6 資本に対している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。6 資本原簿、それぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資本原簿、				
第26条 第5項 は、退学、停学又は訓告とする」第3項で「前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。(1)学業に対する熱意を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教利用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、			.,	
第 26 条 第 5 項				
第 26 条 第 5 項 を欠き成業の見込みがない者、(2)性行不良で改善の見込みがない者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第 4 項で「学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、目課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。6 資理している。4 学料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。6 資産原簿、			<u>-</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第5項 者、(3)本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者」第4項で「学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、	学 9.6 冬			
4 項で「学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める」と規定している。 同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、		\circ		4-1
第28条 「同条の規定に則り、賞罰規程を制定・運用している。 関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係 のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。6 費理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、	弗 Đ 垻 			
開連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係 のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、				
関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係 のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、			分の手続さを別に足める」と規定している。 	
関連規程 賞罰規程 学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係 のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、			日々の担心に関い、後四担伯を制力 7年日1 マンフ	
学校において備えなければならない表簿については、1 学校に関係 のある法令については、事務局に備えるとともに、e・Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、				
第28条 のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov(電子政府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、				
府の総合窓口)のリンクを共有している。2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、				
第 28 条 ○ で管理している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、				
理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、				
第 28 条 ○ で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6 資産原簿、				
第28条 料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。4学 る。3職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学 籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理シス テムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿は それぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、				
料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。3職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、	第 28 条	\bigcirc	で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資	3-2
籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、			料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理してい	
テムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿は それぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、			る。3職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。4学	
それぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、			籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理シス	
			テムを利用し管理している。5入学者選抜及び試験に関する表簿は	
出納簿及び経費の予算、決算についての帳簿は、会計課並びに法			それぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。6資産原簿、	
			出納簿及び経費の予算、決算についての帳簿は、会計課並びに法	

	1		1
		人本部にて管理している。図書機械器具等の蔵書目録は、「蔵書目	
		録データベース」で図書館において管理している。7表簿の保管に	
		ついては、文書取扱い規程に基づき管理している。	
		代議員会、専門委員会については、教授会規程第12条により委員	
		会等の設置について「議長が審議事項について必要と認めるとき	
第 143 条	\circ	は、委員会を設けることができる」第2項「前項に規定する委員	4-1
		会には、構成員以外の職員を加えることができる」と規定し、運	
		用している。	
		修業年限及びその特例に関する細目の科目等履修生については、	
第 146 条	\circ	その単位を学則第 27 条により既修得単位を認定すると規定して	3-1
		いる。	
第 147 条	_	該当なし(早期卒業制度の定めはない)	3-1
第 148 条	_	該当なし(薬学部は6年制であるが、該当しない)	3-1
第 149 条	_	該当なし(早期卒業制度の定めはない)	3-1
		入学資格については、学則第17条に定め募集要項にも記載し、遵	
		守している。	
		学則第 17 条では、「本学に入学することができる者は、次の各号	
		のいずれかに該当する者とする。(1)高等学校若しくは中等教育学	
		校を卒業した者、(2)通常の課程による 12 年の学校教育を修了し	
		た者、(3)外国において学校教育における 12 年の課程を修了した	
		者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、(4) 文部科	
		学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定し	
		た在外教育施設の当該課程を修了した者、(5)専修学校の高等課程	
第 150 条	\circ	(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める	2-1
		基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを	
		文部科学大臣が定める日以後に修了した者、(6) 文部科学大臣の指	
		定した者、(7)高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科	
		学省令第1号)による高等学校卒業	
		程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止	
		前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による	
		大学入学資格検定に合格した者を含む。)、(8)本学において、個別	
		の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力	
		があると認められた者で、18歳に達したもの」と定めている。	
第 151 条	_	該当なし(飛び入学なし)	2-1
第 152 条	_	該当なし(飛び入学なし)	2-1
第 153 条	_	該当なし(飛び入学なし)	2-1
第 154 条	_	該当なし(飛び入学なし)	2-1
第 1.01 夕		編入学については、学則第21条に規定し、募集要項にも記載して	0-1
第 161 条	0	おり、本条を遵守している。	2-1
			l l

		外国からの編入学については、学則第21条に規定し、募集要項に	
第 162 条	\circ	も記載しており、本条を遵守している。	2-1
		学年の始期及び終期は、学則第11・12条に定めている。入学の時	
		期については、学則第16条に定めている。	
		学則11条「学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。」	
		第12条「学年を分けて、次の2期とする。前期4月1日から9	
第 163 条	0	月 30 日まで、後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」第 2 項「前	3-2
		項の規定にかかわらず、本学の事情により、学長が変更すること	
		がある」と定めている。	
		学則第 16 条「入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の	
		途中においても、学期の区分に従い入学させることができる」と	
		定めている。	
		履修証明書の交付に関することについては、学則第47条の3に規	
		定している。さらに、履修証明プログラムに関する規程及び履修	
		証明プログラム取扱いに関する内規を定めている。	
		学則第47条の3「学校教育法に基づき本学が設置する履修証明を	
第 164 条	\circ	行うプログラム(以下、「履修証明プログラム」という。) に履修	3-1
		を志願する者があるときは、選考のうえ、履修証明 プログラム履	
		修生として学長が入学を許可する」と定めている。	
		関連規程 履修証明プログラムに関する規程、履修証明プログラ	
		ム取扱いに関する内規	
		大学では、大学及び課程毎に卒業の認定に関する方針、教育課程	
		の編成及び実施に関する方針、入学者受け入れに関する方針を定	
		め公表している。	
		大学の三つのポリシー	
		【ディプロマ・ポリシー (本学の学位授与の方針)】	
		長崎国際大学(以下本学という)は、「人間尊重」を基本理念に、	
		「ホスピタリティの獲得」をその具体像としています。必須単位	
		 数等を定めた学士課程カリキュラムを履修することによって、身	1-2
		 に付けた深い専門的知識と高い技能及び社会の課題に対する思考	2-1
第 165 条の 2	0	 力、判断力、表現力を活用し、主体的に問題解決を行って、地域	3-1
		社会及び国際社会に貢献することができる人物の育成が目的で	3-2
		 す。また、この基盤には高い人間性が存在します。伝統文化や書	6-3
		物からの学びによって、静かに考え、一歩先を読む態度を育成す	
		ることが、変化の激しい社会の中にあって、人間性をより豊かに	
		すると考えています。	
		^ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	
		成する次の諸能力を身に付け活用することができる人物に学位を	
		授与します。	
		1, 1, 0, 0, 1, 0	

①専門力

学士課程カリキュラムに沿って専門的知識・技能を修得し、それらを様々な課題に適用して解決を図ることができる。

②情報収集、分析力

社会に存在する情報を収集し、それを分析して自己の成長や課 題解決等に役立てることができる。

③コミュニケーション力

他の人の意見を傾聴するとともに自分の考えを明確にした上で、静かに意見を交換し、相互理解を図ることができる。

④協働・課題解決力

課題を的確に把握し、他の人と協力して課題解決に向けた方策 を立案し、着実に実行できる。

⑤多様性理解力

自国の文化を深く理解するとともに他国の文化や障がいを持った人たちを広く受け入れ、共生に向けた行動がとれる。

【カリキュラム・ポリシー(ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程編成方針)】

本学は、卒業認定及び学位授与の方針に掲げた知識・技能を始めとした諸能力の獲得を可能にするために、初年次教育、教養教育及び専門教育の授業科目の順次性を考慮して体系的に配置するとともに、講義や実習等を効果的に組み合わせたカリキュラムを編成します。さらに、その構造を理解しやすくするために、各授業科目が学士課程カリキュラムでどのような位置を占めるかを示し(カリキュラムマップという)、さらに、学修段階や履修順序を示す番号を各授業科目に割り振ります(ナンバリングという)。

A. 教育内容

• 初年次教育

4年間あるいは6年間の学修の基盤となる資質(大学理念の理解、アクティブ・ラーニングの理解、大学での学修習慣の形成、省察の意味やポートフォリオ活用の理解等)の修得を行う場であり、「茶道文化」「ホスピタリティ概論」及び「教養セミナー」という授業科目が核になります。

- 教養教育
- ①ここでは、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力・態度の基礎を 培う授業科目が展開されます。特に、主体的に考え、判断し、 表現する能力・態度の修得に必要な内容や方法が組み込まれて います。
- ②語学教育の英語科目では、習熟度に基づくクラス編成での授業

を行い、英語運用能力の着実な伸張を図ります。

- ③IT に関する科目においては、時代とともに進化する状況を踏ま えて、最新のハード及びソフトの理解や活用を可能にします。
- 専門教育
- ①学科及びコースごとに専門分野の体系と最新の知見を踏まえた 適切な内容を講義や実習等に組み込んでいます。ディプロマ・ ポリシーで掲げる専門力向上の主な場となります。
- ②大学内で獲得した能力・態度を統合して活用するとともに、将来のキャリアと結びつけての省察を可能にする体験実習 (ハイ・インパクト・プラクティス) を行います。

B. 教育方法

アクティブ・ラーニングを全授業科目で展開するとともに、その成果を生かす実習を組み込み、毎日の授業をディプロマ・ポリシーで掲げた能力・態度の形成につなげます。

また、学生一人ひとりに対して担任となる教員を決め、ポートフォリオを活用した面談を行うことによって、それぞれの長所を伸ばし、短所を修正するための適切な学修支援を行います。ポートフォリオは、大学での学びやその成果、担任教員との面談記録及びディプロマ・ポリシーで述べた書物(目指せ 100 冊)からの学びを記録したものであり、各学生の成長の記録と位置付けています。

【アドミッション・ポリシー (本学が受け入れ、教育したいと考えている入学者像)】

本学は理念に掲げる人物を育成するために、本学の教育方針を 理解し、それを素直に受け入れて主体的に学修を進めることがで きる次のような入学者を求めています。

- ①高等学校の履修内容を幅広く獲得している人。ただし、学科によっては特に深い習得を求められる分野が加わります。
- ②高等学校までの知識・技能を活用して、学校内外の課題解決活動に取組んだ経験がある人。
- ③ボランティア活動等を通して、社会的な課題に取組んだ経験が ある人。
- ④日本文化や書物から多くの学びを得た人、あるいはその学びを 身に付けたいと考えている人。
- ⑤学びたい学部・学科があり、そこで獲得した能力・態度を社会で生かしたいと考えている人。
- ⑥大学での履修を円滑に進めるために、自己の不足する能力の向上に入学前から取組むことができる人。

		参考資料 【資料 F-13】長崎国際大学のポリシー	
第 166 条	0	自己点検・評価を行うに当たっては、学則第2条を定め、点検及び評価に関する規程、自己点検・評価委員会規程を定め、必要な体制(自己点検・評価委員会)を整えている。 学則第2条「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」第2項で「前項の自己点検・評価の実施に関する規程は、別に定める」と規定している。 関連規程 点検及び評価に関する規程、自己点検・評価委員会規程	6-2
第 172 条の 2		教育研究活動等の情報の公表は、本条で定められている9項目を 踏まえ、長崎国際大学ホームページで公表している。 https://www1.niu.ac.jp/about/disclosure/ 大学の教育研究上の目的 HOME>大学総合>情報公開>学則 3ポリシー HOME>大学総合>目的と3つのポリシー 二 教育研究上の基本組織に関すること HOME>大学総合>情報公開>学則 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位 HOME>大学総合>情報公開>教育情報の公表>2 修学上の情報 等>1.教員組織、各教員が有する学位及び業績(業績は別掲)業績 HOME>大学総合>教員・研究者>各教員のページ 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了 した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の 状況に関すること HOME>大学総合>情報公開>教育情報の公表>2 修学上の情報等>2.入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者 数、卒業(修了)者数、進学者数、就職者数 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること HOME>大学総合>情報公開>教育情報の公表>3 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての 基準に関すること	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1

		HOME>大学総合>情報公開>教育情報の公表>2 修学上の情報	
		等>4.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たって	
		の基準	
		七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に	
		関すること	
		 HOME>大学総合>情報公開>教育情報の公表>1 教育研究上の	
		 基礎的な情報>3.校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環	
		 境	
		 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	
		 HOME>大学総合>情報公開>教育情報の公表>1 教育研究上の	
		 基礎的な情報>4.授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用	
		 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支	
		援に関すること	
		HOME>大学総合>情報公開>教育情報の公表>2 修学上の情報	
		等>5.学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	
		2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学	
		生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表してい	
		る。	
		HOME>大学総合>情報公開>教育情報の公表>2 修学上の情報	
		等>6.教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関す	
		る情報 (一部シラバスに別掲)	
		3上記のとおり、第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を	
		整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く	
		周知を図ることができる方法によって行っている。	
		卒業証書の授与については、学校教育法第 104 条の項目で記述し	
第 173 条	\circ	たとおり学則第36条第2項に規定し、学位の授与を学長が行い、	3-1
		学位の授与の際に学位記(卒業証書)を授与している。	
		高等専門学校を卒業したものの編入学については、学則第21条で	
第 178 条	\circ	定め、学長が入学を許可している。募集要項にも記載しており、	2-1
		本条を遵守している。	
		専修学校の専門課程修了者に対する入学許可については、学則第	
第 186 条	\circ	21条で定め、学長が入学を許可している。募集要項にも記載して	2-1
		おり、本条を遵守している。	

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条		本学は、教育基本法、学校教育法、学校教育施行規則、大学設置	6-2
另 1 末 		基準の規定に基づき、大学設置基準を必要最低基準と確認し、そ	6-3

	1		
		の水準の向上に努めている。	
		教育研究水準の向上については、学則第2条(自己評価等)で「本	
		学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使	
		命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、	
		自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定している。	
		内部質保証のために、内部質保証方針を定め、学長のリーダーシ	
		ップのもと三つの方針を起点とし PDCA サイクルに基づいた教育	
		の質保証を推進している。	
		参考資料 【資料 6-1-1】長崎国際大学 内部質保証の基本方針	
		教育研究上の目的については、学則第3条の2、第3条の3に以	
		下のように定めている。	
		(学部の目的)第3条の2 学部は、学部に設ける学科の専攻分	
		野に関する専門的知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備	
		え、地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育	
		研究上の目的とする。	
		(学科の目的) 第3条の3 第3条に掲げる各学科の教育研究上	
		の目的は、次のとおりとする。	
		(1)国際観光学科は、観光及び関連する領域の専門的知識・技能を	
第2条	0	修得し、観光産業・事業、国際交流、まちづくりの各分野で実践	1-1
		 的に活動できる人材を育成する。	1-2
		 (2)社会福祉学科は、社会福祉及び関連する領域の専門的知識・技	
		 能を修得し、福祉行政・計画、福祉臨床、福祉経営の各分野で実	
		 践的に活動できる人材を育成する。	
		 (3)健康栄養学科は、健康と栄養に関する領域の専門的知識・技能	
		を修得し、健康と栄養の維持・管理の分野で実践的に活動できる	
		栄養士・管理栄養士を育成する。	
		(4)薬学科は、薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学	
		の分野で実践的に活動できる薬剤師を育成する。	
		入学者選抜については、学則第19条に定め、入学者選抜規程、入	
		 試・募集委員会規程を定め、入学試験種別毎に体制を整えて、実	
第2条の2		 施要領を作成し、公正に実施しており、遵守している。	2-1
		関連規程 入学者選抜規程、入試・募集委員会規程	
		教員と事務職員との連携及び協働については、教員と事務職員が	
		 各種の委員会、センター等において、教員と事務職員の協働によ	
第2条の3		 り学修成果向上、学生支援向上を図っている。	2-2
		関連規程 各種委員会規程、事務組織規程	
		学部には学則第3条に下記のように定めている。	
第3条	\circ	第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。	1-2
		 人間社会学部 国際観光学科、社会福祉学科	
	<u> </u>		

		健康管理学部 健康栄養学科	
		薬学部 薬学科	
		同条に即して学部・学科を組織し、教育組織は、大学設置基準に	
		定める各学科の教員数、教授数および大学全体の収容定員に応じ	
		求める最低専任教員数と同じまたは上回る数の人数により組織さ	
		れている。	
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
		学部には学則第3条に下記のように定めている。	
		第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。	
		人間社会学部 国際観光学科、社会福祉学科	
		健康管理学部 健康栄養学科	
		薬学部 薬学科	
第 4 条	0		1-2
		同条に即して学部・学科を組織し、教育組織は、大学設置基準に	
		定める各学科の教員数、教授数および大学全体の収容定員に応じ	
		求める最低専任教員数と同じまたは上回る数の人数により組織さ	
		れている。	
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
		課程については、資格取得に関する課程として、学則第38条、39	
第5条	\circ	条に基づき、教職課程、博物館学芸員課程を設置している。	1-2
77 J		関連規程 教職課程委員会規程、教育職員免許状取得に関する規	1 4
		程、履修規程	
		学部以外の基本組織としては、学則第6条の2に「本学に、教育・	
		研究に関する事項を推進する組織として、センターを置くことが	
		できる」第2項で「センターに関する事項は、別に定める」と規	
		定している。	1-2
第6条	0	同条の規定に則り、以下の各センターに関する規程を制定・運用	3-2
		している。	4-2
		関連規程 国際交流・留学生支援センター規程、キャンパスライ	
		フ・ヘルスサポートセンター規程、教育基盤センター規程、地域	
		連携センター規程、IR センター規程	
		教員組織については、学則第8条に「本学に、学長、学部長、教	
		授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置	
		く」第2項「前項のほか、副学長を置くことができる」第3項「学	3-2
第7条	0	長は、公務をつかさどり、所属職員を統督する」第4項「副学長	4-2
		は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」第5項「学部長	- -
		は、学部に関する校務をつかさどる」と定めている。	
		第 10 条では「本学に、学校教育法に基づき、次の教授会を置く。	

(1)全学に関する事項を審議する全業程会、(2)学部に関する事項を審議する学部教授会」第 2 項「前項各号の教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める」と定めている。 関連規権教授委権額、学校法人州文化学園 組織規則参考資料 【共通基礎】様式 1、【表 4-2】参照技業科目の担当については、学明第 22 条及び専任教員規程を定めている。 参 第 2 学部学科の開設技業科目における事業比率はデータ編【表 4-1】に示すとおりである。参考資料 【共通基礎】様式 1 参照			(a) A What the state of the A white A characteristics and a second state of the second	!
等に関し必要な事項は、別に定める」と定めている。 関連規程 教授会規程、学校法人九州文化学園 組織規則 参考資料 【共通基礎】 様式1、【表 4-2】参照 授業科目の担当については、学則第 22 条及び専任教員規程を定め ている。 学部学科の開設授業科目における専兼比率はデータ編 [表 4-1]に 示すとおりである。 参考資料 【共通基礎】様式1 参照 第 11 条 - 該当なし (授業を担当しない教員はいない) 第 12 条 明在教員については、専任教員規程を定めるとともに、第 3 条で 「教員は本学の学風を重んじ、本学の行政事務に従事する場合の ほか研究と教育に事念しなければならない」と定めている。 関連規程 専任教員規程 第 13 条 呼任教員規程 第 14 条 学長の資格については、美長選考規則の第 2 条「学長候補者は、 学校法人九州文化学園の建学の精神並でに民時国際大学の建学の 理念及び教育の目標を理解し、人格が高端で、学績に優れ、かつ、 大学確営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。 教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる 者とする。(1)博士の学位(外国において技与されたこれに相当する等を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる 者とする。(1)博士の学位(外国において技与されたに相当する教員 としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特 殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野については、特 係な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特 に優れた知識び経験を有すると認められる者」と定めている。 関連規程 教員資格審査委員会規程 参考資料 【共通基礎】様式1 参照 推教授の資格については、教員選考規度第 4 条 「准教授となることのできる者は、次の条りのいずれかに該当し、かつ、大学にお ける教育を担当するにふるからい、教育上の能力を有すると認められる者」と定めている。 第 15 条 かお育を担当するにふるかわい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かつ、大学にお ける教育を担当するにふるからい、教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かつ、大学にお ける教育を担当するにふるわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かつ、大学にお ける教育を担当するにいるのお言なによっては、教員選考規模第 4 条 「准教授となることのできる者は、次の条りのいずれかに該当し、かつ、大学にお ける教育を担当するに、おの名と記述される。(2)大学にお				
### 第10条 数接会規程、学校法人人相文化学園 組織規則 参考資料 【共通基礎】様式1、【表 42】参照 技業科目の担当については、学則第22条及び寄任教員規程を定めている。 学部学科の開設技業科目における専兼比率はデータ編【表 4-1】に示すとおりである。 参考資料 【共通基礎】様式1、参照 3-2 4-2 中任教員については、専任教員規程を定めるとともに、第3条で「教員は本学の学風を重んじ、本学の行政事務に従事する場合のほか研究と教育に事念しなければならない」と定めている。 別連規程 専任教員規規 本任教員規程を消沈 大学設置基準の規定を消沈す教員数を有している。 3-2 4-2 学長の資格については、学長選考規則の第2条「学長候補者は、学校法人人相文化学園の建学の精神並びに長婦国際大学の建合しては、対定選出し豊かな識見を有する者とする」と定めている。 教授の資格については、教員選考規配第3条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に考でていると認められる者、(3)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に考でていると認められる者、(6)未完上の来 鏡が前号の者に準すると認められる者、(6)未完上の来 鏡が前号の者に準すると認められる者、(6)未完上の来 鏡が記号の者に発する者、(2)研究上の東 鏡が記号の者に準すると認められる者、(5)未完上ので、 特 に優れた知識及び経験を有すると認められる者、(5)未完については、教員選号規模 条 資料 【共通基礎】株式1 参照 推教後の資格については、教員選号規模第4条 「推教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学におけて表述を記録されば、第2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4				
# 多考資料 【共通基礎】様式 1、【表 4-2】参照 授業科目の担当については、学刊第 22 条及び専任教員規稳を定めている。 学部学科の開設授業科目における専兼比率はデータ編【表 4-1】に示すとおりである。 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照 第 11 条				
第10条 「				
第10条 でお学科の開設授業科目における専兼比率はデータ編【表 4·1】に				
 第10条 学部学科の開設授業科目における専兼比率はデータ編【表 4·1】に示すとおりである。参考資料 【共通基礎】様式 1 参照 第11条 「放当なし (授業を担当しない教員はいない) 事任教員については、専任教員規程を定めるとともに、第 3 条で「教員は本学の学限を重んじ、本学の行政事務に従事する場合のほか研究と教育に専念しなければならない」と定めている。問連規程 専任教員裁程 専任教員裁程 専任教員裁議 様式 1 参照 第13条 「事任教員裁は、大学設置基準の規定を満たす教員数を有している。参考資料 【共通基礎】様式 1 参照 学長の資格については、学長選考規則の第 2 条「学長候補者は、学校法人 九州文化学園の建学の精神並びに長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。教授の資格については、教員選考規程第 3 条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績が前号の者に進すると認められる者、(3)大学において教授、推教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する学位を含む。)のある者、40芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者。(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審查委員会規程参考資料 【共通基礎】様式 1 参照 推教授の資格については、教員選考規程第 4 条「推教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当も表に対する者、(2)大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわしい教育となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわいでは対する。(2)大学における教育を担当するにふされていずないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがな				
第10条			ている。	3-2
第 11 条 - 該当なし (授業を担当しない教員はいない) 3・2 4・2	第 10 条	0	学部学科の開設授業科目における専兼比率はデータ編【表 4-1】に	
第11条 - 該当なし (授業を担当しない教員はいない) 3・2 4・2			示すとおりである。	
第11条 - 該当なし (授業を担当しない教員はいない) 4・2 専任教員については、専任教員規程を定めるとともに、第3条で「教員は本学の学風を重んじ、本学の行政事務に従事する場合のほか研究と教育に専念しなければならない」と定めている。 3・2 4・2 専任教員規程 専任教員規程 専任教員規程 専任教員規程 専任教員規程 等任教員規程 等任教員規程 等任教員規定を満たす教員教を有している。 参考資料 【共通基礎】様式1参照 学長の資格については、学長選考規則の第2条「学長候補者は、学校法人九州文化学園の建学の精神並びに長齢国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。 教授の資格については、教員選考規程第3条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。 関連規程 教員資格審査委員会規程参考資料 【共通基礎】様式1参照 推教授の資格については、教員選考規程第4条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわい教育上の能力を持定する。(2)大学における教育を対しませないませないないます。			参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
第12条	第 11 条	_	 該当なし(授業を担当しない数員はいない)	3-2
第12条	214 11 214			4-2
第12条			専任教員については、専任教員規程を定めるとともに、第3条で	
第13条	笠 19 冬		「教員は本学の学風を重んじ、本学の行政事務に従事する場合の	3-2
第13条 専任教員数は、大学設置基準の規定を満たす教員数を有している。参考資料 【共通基礎】様式1 参照 学長の資格については、学長選考規則の第 2 条「学長候補者は、学校法人九州文化学園の建学の精神並びに長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。教授の資格については、教員選考規程第 3 条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審查委員会規程参考資料 【共通基礎】様式1 参照 唯教授の資格については、教員選考規程第 4 条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお	3) 12 X		ほか研究と教育に専念しなければならない」と定めている。	4-2
第13条 参考資料 【共通基礎】様式1 参照 学長の資格については、学長選考規則の第 2 条「学長候補者は、学校法人九州文化学園の建学の精神並びに長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。 教授の資格については、教員選考規程第 3 条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、推教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料 【共通基礎】様式1参照 推教授の資格については、教員選考規程第 4 条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かつ、大学におおる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当しる者、(2)大学にお			関連規程 専任教員規程	
第13条の2 学長の資格については、学長選考規則の第2条「学長候補者は、学校法人九州文化学園の建学の精神並びに長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。教授の資格については、教員選考規程第3条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料【共通基礎】様式1参照 准教授の資格については、教員選考規程第4条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学におよる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かつ、大学におおる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かっ、大学におよる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かっ、大学におよる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かっ、大学におよりは多額である。(2)大学におまる者と認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当し、かっ、大学におよりはおいる。	笠 19 冬		専任教員数は、大学設置基準の規定を満たす教員数を有している。	3-2
第 13 条の 2 学校法人九州文化学園の建学の精神並びに長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。 教授の資格については、教員選考規程第 3 条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、推教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料 【共通基礎】様式1参照 推教授の資格については、教員選考規程第 4 条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者と認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお	分 13 未		参考資料 【共通基礎】様式1 参照	4-2
 第13条の2 理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。 教授の資格については、教員選考規程第3条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料 【共通基礎】様式1参照 准教授の資格については、教員選考規程第4条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学におおるまとまる。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学におまままままままままままままままままままままままままままままままままままま			学長の資格については、学長選考規則の第2条「学長候補者は、	
理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。 教授の資格については、教員選考規程第3条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料【共通基礎】様式1参照 「推教授の資格については、教員選考規程第4条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお	第19 タの 9	0	学校法人九州文化学園の建学の精神並びに長崎国際大学の建学の	4 1
教授の資格については、教員選考規程第3条「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料 【共通基礎】様式1参照 (本教授の資格については、教員選考規程第4条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお	第13条の2		理念及び教育の目標を理解し、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、	4-1
第 14 条			大学運営に関し豊かな識見を有する者とする」と定めている。	
第 14 条 ② 教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料 【共通基礎】様式 1参照 ※ 推教授の資格については、教員選考規程第 4条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお			教授の資格については、教員選考規程第3条「教授となることの	
第 14 条			できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における	
第 14条			教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる	
第 14 条			者とする。(1)博士の学位(外国において授与されたこれに相当す	
 第 14条 教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料【共通基礎】様式 1 参照 (本教授の資格については、教員選考規程第 4 条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお 			る学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、(2)研究上の業	
教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。関連規程教員資格審査委員会規程参考資料 【共通基礎】様式1参照 (本教授の資格については、教員選考規程第4条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお	tota a de Po		績が前号の者に準ずると認められる者、(3)大学において教授、准	3-2
 殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。 関連規程 教員資格審査委員会規程 参考資料 【共通基礎】様式1 参照 (本教授の資格については、教員選考規程第 4 条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお 	第 14 条 		教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員	4-2
に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。 関連規程 教員資格審査委員会規程 参考資料 【共通基礎】様式1 参照			としての経歴を含む。)のある者、(4)芸術、体育等については、特	
関連規程 教員資格審査委員会規程 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照			殊な技能に秀でていると認められる者、(5)専攻分野について、特	
参考資料 【共通基礎】様式 1 参照			に優れた知識及び経験を有すると認められる者」と定めている。	
准教授の資格については、教員選考規程第 4 条「准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお			関連規程 教員資格審査委員会規程	
とのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお			参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
第 15 条			准教授の資格については、教員選考規程第4条「准教授となるこ	
第 15 条 ○ ける教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認めら 4-2 れる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお			とのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学にお	
れる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお	第 15 条	0	ける教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認めら	
いて助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれ			れる者とする。(1)前条各号のいずれかに該当する者、(2)大学にお	4-2
			いて助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれ	

		らに相当する職員としての経歴を含む。)のある者、(3)修士の学位	
		 (外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する	
		者、(4)研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有す	
		 る者、(5)専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認め	
		られる者」と定めている。	
		関連規程 教員資格審査委員会規程	
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
		講師の資格については、教員選考規程第5条「講師となることの	
		できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。(1)第3条	
		又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者、(2)そ	
第 16 条	0	の他特定の専攻分野について、大学における教育を担当するにふ	
		さわしい教育上の能力を有すると認められる者」と定めている。	4-2
		関連規程 教員資格審査委員会規程	
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
		助教の資格については、教員選考規程第 5 条の 2 「助教となるこ	
		とのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学にお	
		ける教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認めら	
		れる者とする。(1)第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当す	3-2 4-2 3-2 4-2 3-2
		る者、(2)修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、	
tota tr		薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを	3-2
第 16 条の 2	0	主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者に	4-2
		ついては、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門	3-2 4-2
		職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)	
		を有する者」と定めている。	
		関連規程 教員資格審査委員会規程	
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
		助手の資格については、教員選考規程第6条「助手となることの	
		できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。(1)学士の	
		学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有	
第 17 条	\circ	する者、(2)前号の者に準ずる能力を有すると認められる者」と定	
		めている。	4·2 3·2
		関連規程 教員資格審査委員会規程	
		参考資料 【共通基礎】様式1 参照	
		収容定員については、学則第 4 条に収容定員を定め募集要項にも	
第 18 条	\circ	記載しており、本条を遵守している。	2-1
		参考資料 【共通基礎】様式2 参照	
		教育課程の編成方針については、教育目標及びディプロマ・ポリ	
第 19 条	0	シーを達成するためにカリキュラム・ポリシーを学科ごとに定め、	3-2
		教育課程を編成している。	

第 20 条	0	教育課程の編成方法は、学則第 22 条に「授業科目を分けて、全学 共通科目、学部共通科目、学科専門科目及び教職に関する科目と する」第 2 項「卒業に要する授業科目の履修方法及び単位数は、 別表第 1 のとおりとする」と定めている。 授業の方法については、第 22 条の 2「授業は、講義、演習、実験、 実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う ものとする」と定めている。 参考資料 学則別表	3-2
第 21 条	0	単位については、学則第 23 条に「1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた 1 単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。(1)講義については 15 時間、(2)演習については 30 時間、(3)実験、実習及び実技については 45 時間」第 2 項「前項各号の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、講義及び演習については 15 時間から 30 時間の範囲で、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の範囲で、定めることができる」第 3 項「前 2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる」と定めている。	3-1
第 22 条	0	1年間の授業期間については、学則第 11条に「学年は、4月1日に始まり、翌年 3月 31日に終る」と定めている。学則第 12条で「学年を分けて、次の 2 期とする。前期 4 月 1日から 9 月 30 日まで、後期 10 月 1日から翌年 3 月 31日まで」第 2 項「前項の規定にかかわらず、本学の事情により、学長が変更することがある」と定めている。第 13条で「休業日は、次のとおりとする。日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第 178号)に規定する休日、春季休業日 3 月 21日から 4 月 5日まで、夏季休業日 8 月 1日から 9 月 30日まで、冬季休業日 12月 24日から翌年 1 月 10日まで」第 2 項「前項の規定にかかわらず、本学の事情により、学長が変更することがある」第 3 項「臨時休業日は、その都度学長が定める」と定めている。学年暦を作成し、35 週にわたる授業期間を確保している。前期:授業 15 週、試験 3 週、後期:授業 15 週、試験 3 週	3-2
第 23 条	0	各授業科目の授業期間は、上記で述べたとおりで、授業科目の授業は学年暦を作成し、各学期 15 週で行っている。	3-2
第 24 条	0	授業を行う学生数については、適切なクラスサイズで授業を実施 している。	2-5

		▶ 1年次の「教養セ	マミナーA・B は、5 人~12 人で実施し	
		ている。		
		授業のクラスサイズは次		
		講義人数	開講科目数に対する開講人数の割合	
		50 人以内	71.2%	
		51 人~100 人	12.7%	
		101 人~150 人	13.0%	
		151 人~200 人	1.7%	
		201 人以上	1.4%	
		※上記は、「卒業研究」を	と除いた数値	
		授業の方法は、学則第 22	2条の2に「授業は、講義、演習、実験、	
		実習もしくは実技のいず	れかにより又はこれらの併用により行う	2-2
第 25 条	\circ	ものとする」と定めてい	వ .	3-2
		また、e-learning 等の多	様なメディアの活用、教室外学修も取り	5 2
		入れている。		
		成績評価基準等の明示等	については、学則第28条に「授業科目の	
		履修成績は、S (100 点~	~90 点)、A (89 点~80 点)、B (79 点	
		~70 点)、C (69 点~6	0 点)、D (59 点以下)、F (出席不良・	
第 25 条の 2	\circ	受験放棄)の6種類の評	語をもって表示し、S、A、B、Cを合格、	3-1
		D、F を不合格とする」と	定め、試験に関する規程第7条にも規定	
		し、各授業内容及び成績	評価については、シラバスにて学生にも	
		明示している。		
		授業内容等の改善のため	の組織的な研修については、学則第 2 条	
		に「本学は、その教育研	究水準の向上を図り、本学の目的及び社	
			、本学における教育研究活動等の状況に	
		ついて、自ら点検及び評	価を行い、その結果を公表する」第2項	
		「前項の自己点検・評価	の実施に関する規程は、別に定める」と	
		し、自己点検・評価委員	会規程第2条「委員会は、次の各号に掲	
		げる事項について審議し	及び掌理する。(5)本学における学部及び	
		大学院の教育内容等の改	善のための組織的な研修及び研究(以下	3-2
第 25 条の 3	0	「教育向上」という。)(の実施に関する事項」と定めている。IR	3-3
		センター規程第2条では	(「センターは, 次に掲げる事項について	4-2
		掌理する。(3)教員の教育	力向上の支援及び推進に関する事項」と	
		定めている。教育基盤セ	ンター規程第3条では「センターは、次	
		に掲げる業務を行う。(4)	教育改善のための FD 及び職員の資質向	
		上のための SD 等の企画	運営並びに授業評価の実施」と定めて	
		おり、授業の内容及び方法	法を改善するための組織的な研修として、	
		FD を実施している。		
		参考資料 【資料 4-2-3】	平成 30 年度 FD 一覧、【資料 4-3-1】平	

		成 30 年度 SD 一覧	
第 26 条	_	該当なし(昼夜開講制ではない)	3-2
		単位の授与については、学則第24条に「学生が一つの授業科目を	3-1
第97条		履修した場合には、試験を行い合格と認定された者には、単位を	
第 27 条	0	与える。試験の方法は、別に定める」と規定し、単位を授与して	
		いる。	
		履修登録上限単位については、履修規程の第 11 条、第 16 条、第	3-2
第 27 条の 2	0	21 条、第 27 条に履修上限単位数を定めている。履修の手引等で	
		周知している。	
		他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については、学	3-1
		則第25条「学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修するこ	
		とが、教育上有益と本学において認めるときは、あらかじめ他の	
		大学又は短期大学と協議のうえ、当該他の大学又は短期大学の授	
# 00 A		業科目の履修を認めることができる」第2項「前項の規定により	
第 28 条	0	履修した授業科目について修得した単位は、当該学生が在籍する	
		学部長が学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修に	
		より修得したものとみなし、60単位を限度として卒業要件単位と	
		して認めることができる」第3項「前項の規定は、学生が第32条	
		の規定により留学する場合に準用する」と規定している。	
		大学以外の教育施設等における学修は、学則第26条に「学生が行	3-1
		う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科	
		学大臣が別に定める学修について、教育上有益と本学において認	
第 29 条		めるときは、学部長が当該学生が在籍する学部教授会の議を経て、	
第 29 录		本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができ	
		る」第2項「前条の規定により修得したものとみなし、又は前項	
		の規定により与えることのできる単位数は、合わせて 60 単位を超	
		えないものとする」と規定している。	
		入学前の既修得単位等の認定については、学則第27条に「学生が	3-1
		次の各号のいずれかに該当する単位を有する場合において、教育	
		上有益と本学において認めるときは、当該学生が在籍する学部教	
		授会の議を経て、その単位を本学における授業科目の履修により	
		修得したものとみなすことができる。(1)大学又は短期大学(外国	
第 30 条		の大学又は短期大学を含む。)を卒業又は退学した者が、その大学	3-1
		又は短期大学において修得した単位、(2)大学設置基準(昭和 31	
		年文部省令第28号) 第31条に規定する科目等履修生として修得	
		した単位」第2項「学生が本学に入学する前に行った第26条第1	
		項に規定する学修について、教育上有益と本学において認めると	
		きは、本学における授業科目の履修とみなし、学長が単位を認め	
		ることができる」第3項「前2項により修得したとみなし、又は	

		与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、	
		本学において修得した単位以外のものについては、第25条及び前	
		条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合	
		わせて 60 単位を超えないものとする」と規定している。	
第 30 条の 2	_	 該当なし(長期にわたる教育課程の履修制度はなし)	3-2
		科目等履修生等については、学則第47条に「本学が開設する授業	3-1
		科目のうち一又は複数の授業科目について履修を志願する者があ	3-2
第 31 条	\circ	るときは、選考のうえ、科目等履修生として学長が入学を許可す	
		る」と定めている。	
		「関連規程 科目等履修生規程、科目等履修生内規	
		卒業の要件については、学則第 36 条に「第 14 条に規定する期間	3-1
		(第 21 条第 1 項、第 2 項の規定により入学した者については、同	
		条第4項の在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目につい	
		て別表第 1 に定める単位を修得した者については、当該学生が在	3-1
第 32 条	0	 籍する学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」第2項「学	
		長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する」と定め	
		ている。	
		・・・・・ 卒業要件単位は学則別表第1に定めている。	
第 33 条	_	該当なし(授業時間制をとる場合の特例)	3-1
		 校地については、【共通基礎】様式1に示すとおり、校地は、設置	2-5
		 基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、学生	3-1 2-5
第 34 条	0	 の学修と交流に利用できる設備を整えている。	
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
		運動場については、【共通基礎】様式1に示すとおり、大学の隣接	2-5
trite o = Az		地に屋外運動場がある。体育館横、グランド、野球場、空手練習	
第 35 条		場にそれぞれ AED(自動体外式除細動器)を設置している。	
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
		校地と施設については、【共通基礎】様式1に示すとおり、校地は、	2-5
夢 90 冬		設置基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、	
第 36 条	0	学生の学修と交流に利用できる設備を整えている。	
		参考資料 【共通基礎】様式1 参照	
		校地の面積については、【共通基礎】様式1に示すとおり、校地は、	2-5
第 37 条		設置基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、	
	0	学生の学修と交流に利用できる設備を整えている。	
		参考資料 【共通基礎】様式1 参照	
		校舎の面積については、【共通基礎】様式1に示すとおり、校地は、	2-5
第 37 冬の 9		設置基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、	
第 37 条の 2		学生の学修と交流に利用できる設備を整えている。	
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	

第 38 条	0	図書館等の資料及び図書館については、【共通基礎】様式1に示すとおり、校地は、設置基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、学生の学修と交流に利用できる設備を整えている。参考資料 【共通基礎】様式1参照 図書館の資料については、学部の種類、規模に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に備えている。図書館は資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めている。図書館では機能を十分に発揮させるための専門的職員を配置している。図書館には教育研究を十分に促進できる閲覧室、レフアレンスカウンター、整理室、書庫等を備えている。図書館には教育研究を十分に促進できる閲覧室、レフアレンスカウンター、整理室、書庫等を備えている。図書館には教育研究を十分に促進できる閲覧室、レフアレンスカウンター、整理室、書庫等を備えている。図書館には教育研究を十分に促進できる閲覧室、レフアレンスカウンター、整理室、書庫等を備えている。図書館には教育研究を十分に促進できる閲覧室、レフアレンスカウンター、整理室、書庫等を備えている。	2-5
第 39 条	0		2-5
第 39 条の 2	0	薬学実務実習に必要な施設として、薬学部は実務実習に必要な施設(模擬病室)等を有するとともに、薬学実務実習に必要な施設を確保している。	2-5
第 40 条	0	機械・器具等については、教員数及び学生数に応じた、必要な備品・器具を整備している。 健康管理学部健康栄養学科は管理栄養士養成施設であり、管理栄養士学校指定規則第2条8項9項に定められている機械・器具等を揃えている。	2-5
第 40 条の 2	_	該当なし(教育研究を行う校地は一か所のため)	2-5
第 40 条の 3	0	教育研究環境の整備については、必要な経費の確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。 平成 30 年度 事業計画に施設設備等について以下のような方針を定めている。 教育・研究・学生支援活動の安定的な実施のために必要な既存設備の更新・修繕を速やかに行う。 学生・教職員等のキャンパスの安全・衛生管理に関して必要な更新・修繕を速やかに行う。 新規投資案件に関しては、大学の将来、投資対効果、財務状況を勘案の上、優先順位を付けて実施する。 減価償却・耐用年数を踏まえ、中長期の施設・設備整備計画を検討し、財務上平準化した予算執行に努める。	2-5 4-4

		教員研究費については、教員研究費取扱い規程を定め、専任教員	
		の教育研究を助成するために支出する研究費を定めている。	
		関連規程 教員研究費取扱い規程	
		大学等の名称については、学則第1条、第3条、第5条に定め、	
第 40 条の 4	0	 【共通基礎】様式1に示すとおりである。	1-1
		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
		事務組織については、学則第7条「本学に、事務局を置く」第2	
	_	 項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に	4-1
第 41 条	0	 おいて事務組織の配置、事務分掌等、必要事項を定めている。	4-3
		関連規程 事務組織規程	
		厚生補導の組織については、事務組織規程第15条に事務分掌を定	
		 めている。学生の厚生補導に関することは、学生課が所掌し、6	
		 人の専任職員と2人のパートタイマーを配置している。	
		 さらに、キャリアセンター、キャンパスライフ・ヘルスサポート	
		 センター保健室、国際交流・留学生支援室を設置し、専任職員を	
		 配置し厚生補導の適切な体制を整備している。また、厚生補導の	2-4 4-1
第 42 条	0	 ための委員会として、教授会のもとに学生委員会、就職委員会、	2-4
		 国際交流委員会、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター、	4-1
		 国際交流・留学生支援センター等が設置されている。	
		 各学部・学科では担任制を実施している。	
		 関連規程 学生委員会規程、就職委員会規程、職業紹介業務規程、	2-4 4-1
		 国際交流委員会規程、国際交流・留学生支援センター規程、キャ	
		ンパスライフ・ヘルスサポートセンター規程	
		社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制	
## 10 M D 0		として、事務組織規程第 16 条にキャリアセンターを規定してい	
第 42 条の 2	O	る。また、就職委員会を設置している。	2-3
		関連規程 就職委員会規程	2-4 4-1
		研修の機会等については、自己点検・評価委員会規程第2条(6)「本	
		学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に	
		必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上	
		させるための研修(以下「職能開発」という。) 及びその他必要な	
		取組みの実施に関する事項」と定めている。教育基盤センター規	4-1 4-3 2-4 4-1
第 42 条の 3		程第3条(4)「教育改善のための FD 及び職員の資質向上のための	4.0
	0	SD 等の企画・運営並びに授業評価の実施」と定めている。自己	4-3
		点検・評価委員会では「内部質保証の基本方針」を定め FD・SD	
		の実施計画を定めている。	
		関連規程 自己点検・評価委員会規程、教育基盤センター規程	
		参考資料 【資料 6-1-1】「長崎国際大学 内部質保証の基本方針」、	
		【資料 4-2-3】「FD/SD の目的、目標及び平成 31(2019)年度実	

		施計画について」	
第 43 条	_	該当なし (共同教育課程の編成はない)	3-2
第 44 条	_	該当なし (共同教育課程の編成はない)	3-1
第 45 条	_	該当なし (共同教育課程を編成する学科はない)	3-1
第 46 条	_	該当なし(共同教育課程を編成する学科はない)	3-2
新40 木		以当なし (六向教育体性と順成する子句はない)	4-2
第 47 条	_	該当なし (共同教育課程を編成する学科はない)	2-5
第 48 条	_	該当なし (共同教育課程を編成する学科はない)	2-5
第 49 条	_	該当なし (共同教育課程を編成する学科はない)	2-5
第 49 条の 2	_	該当なし(工学に関する学部の教育課程はない)	3-2
第49条の3	_	該当なし (工学に関する学部の教育課程はない)	4-2
第49条の4	_	該当なし (工学に関する学部の教育課程はない)	4-2
第 57 条	_	該当なし(外国に設ける組織はない)	1-2
第 58 条	_	該当なし(大学院大学の設置なし)	2-5
第 60 条	_	該当なし(新たな大学の設置、または薬学を設置する課程の修業 年限の変更に伴う段階的整備なし)	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守	該当 基準項	-	
第 2 条	状況	たとおり、学則第 37 条、学位 位授与について規定し、教授会 学則第 37 条 学長は、前条の て、次の区分に従い、学士の学 学部・学科 人間社会学部 国際観光学科 社会福祉学科 健康管理学部 健康栄養学科 薬学部 薬学科 学位規程 第 12 条 学長は、本学学則第	には、学校教育法第 104 条で記録程第 3 条に学士、修士、博士の意見を聞き、学長が授与してい規定により卒業を認定した者に対位を授与する。 学位の種類 学士(観光学) 学士(社会福祉学) 学士(栄養学) 学士(薬学) 36 条第 1 項の規定により卒業と修了した者に対し、学位記により卒業と修了した者に対し、学位記により	述しの学いる。対し 3-1	

		2 学長は、前条の	決定により、学位	を授与できない者に対し、そ	
		の旨を通知するも	のとする。		
第 10 条	0	授与するに当って する」と定めてい	は、別表により専攻	程第13条に「学長は、学位を 収分野の名称を付記するものと 枚分野の名称 学位及び専攻分野の名称 学士 (観光学) 学士 (社会福祉学) 学士 (栄養学) 学士 (薬学)	3-1
第 13 条	0	学位規程については、学則第37条に学位の授与を定めるとともに、 学位規程を定めている。学則変更を行った際には文部科学省に報告 している。 関連規程 学位規程			3-1

私立学校法

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	遠寸仏沈の説明	基準項目
		役員については、寄附行為第 5 条に「この法人に、次の役員を置	
		く。(1)理事6人以上9人以内、(2)監事2人以上3人以内」第2項	
		「理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により	
竺 9₹ 冬		選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする」第3項「理	5-2
第 35 条	0	事(理事長を除く。) のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の	5-3
		過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同	
		様とする」と定めている。	
		参考資料 【資料 F-10】参照	
		理事会については、寄附行為第16条に「この法人に理事をもって	
		組織する理事会を置く」第 2 項「理事会は、この法人の業務を決	
		し、理事の職務の執行を監督する」第 3 項「理事会は、理事長が	
		招集する」第4項「理事長は、理事総数の3分の2以上の理事か	
hts o.a. A		ら会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合	~ 0
第 36 条	\bigcirc	には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなけれ	5-2
		ばならない」第 5 項「理事会を招集するには、各理事に対して、	
		会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面によ	
		り通知しなければならない」第6項「前項の通知は、会議の7日	
		前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、こ	

		の限りでない」第7項「理事会に議長を置き、理事長をもって充	
		てる」第8項「理事長が第4項の規定による招集をしない場合に	
		は、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができ	
		 る。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定	
		める」第9項「理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合	
		 を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開	
		 き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除	
		 斥のため過半数に達しないときは、この限りでない」第10項「前	
		 項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、	
		│ │ あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす」第 11 項「理事	
		 会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除く	
		 ほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決	
		 するところによる」第12項「理事会の決議について、直接の利害	
		 関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない」と	
		定めている。	
		参考資料 【資料 F-10】参照	
		役員の職務については、寄附行為第 11 条、12 条、13 条、14 条、	
		15条に定めている。	
		寄附行為第 11 条	
		「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」	
		第 12 条	
		「常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」	
		第 13 条	
		「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表	
		しない」	
		第 14 条	
		「理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじ	
第 37 条	0	め理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又	5-2
		はその職務を行う」	5-3
		第15条	
		「監事は、次の各号に掲げる職務を行う。(1)この法人の業務を監	
		査すること。(2)この法人の財産の状況を監査すること。(3)この法	
		人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成	
		し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出する	
		こと。(4)第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業	
		務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反す	
		る重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に	
		報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。(5)前号の報告	
		をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を	

		請求すること。(6)この法人の業務又は財産の状況について、理事	
		会に出席して意見を述べること	
		参考資料 【資料F-10】参照	
第 38 条	0	役員の選任については、寄附行為第6条、第7条に明記している。 第6条 「理事は、次の各号に掲げる者とする。(1)長崎国際大学学長、(2) 長崎短期大学学長、(3)評議員のうちから評議員会において選任した者2人以上3人以内、(4)学識経験者で、前各号に規定する理事の過半数の議決により選任された者2人以上4人以内」第2項「前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする」第7条 「監事は、この法人の理事、職員(学長(校長、園長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」	5-2
第 39 条	0	参考資料 【資料F-10】参照 役員の兼職禁止については、寄附行為第7条に明記している。 第7条 「監事は、この法人の理事、職員(学長(校長、園長)、教員その 他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会 において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事 長が選任する」 参考資料 【資料 F-10】参照	5-2
第 40 条	0	役員の補充については、寄附行為第9条、14条に明記している 第9条 「理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠け たときは、1月以内に補充しなければならない」 第14条 「理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじ め理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又 はその職務を行う」 基準日5月1日において理事及び監事の欠員はない。 参考資料 【資料 F-10】参照	5-2
第 41 条	0	評議員会については、寄附行為第 19 条に明記している。 第 19 条 「この法人に、評議員会を置く」第2項「評議員会は、13人以上19 人以内の評議員をもって組織する」第3項「評議員会は、理事長が 招集する」第4項「理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員か	5-3

		ら会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場	
		合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなけ	
		ればならない」第5項「評議員会を招集するには、各評議員に対し	
		て、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面	
		により通知しなければならない」第6項「前項の通知は、会議の7	
		日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、	
		この限りでない」第7項「評議員会に議長を置き、議長は、評議員	
		のうちから評議員会において選任する」第8項「評議員会は、評議	
		員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をするこ	
		とができない」第9項「前項の場合において、評議員会に付議され	
		 る事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席	
		 者とみなす」第10項「評議員会の議事は、出席した評議員の過半	
		 数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」第11	
		 項「議長は、評議員として議決に加わることができない」	
		参考資料 【資料 F-10】参照	
		評議員会の諮問事項については、寄附行為第21条に明記し、理事	
		 長は第21条の各号に揚げる事項についてあらかじめ評議員会の意	
		見を聞いている。	
		 第 21 条	
		│ │ 「次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ	
		 評議員会の意見を聞かなければならない。(1)予算、借入金(当該	
第 42 条	0	 会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) 及び基	5-3
		 本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2)事	
		 業計画、(3)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(4)寄附行	
		 為の変更、(5)合併、(6)目的たる事業の成功の不能による解散、(7)	
		 寄附金品の募集に関する事項、(8)その他この法人の業務に関する	
		 重要事項で理事会において必要と認めるもの」	
		参考資料 【資料F-10】参照	
		評議員会の意見具申等については、寄附行為第22条に明記してい	
		న _ం	
		第 22 条	
第 43 条	\circ	 「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務	5-3
		 執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問	
		に答え、又は役員から報告を徴することができる」	
		参考資料 【資料 F-10】参照	
		評議員の選任については、寄附行為第23条に明記している。	
		第23条	
第 44 条	0	^^	5-3
		事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任し	
	L		

		hat will be the form to the form to the first transfer transfer to the first transfer t	
		た者 5 人以上 7 人以内、(2)この法人の設置する学校を卒業した者	
		で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者4	
		人以上 6 人以内、(3)学識経験者のうちから、理事会において選任	
		した者 4 人以上 6 人以内」第 2 項「前項第 1 号に規定する評議員	
		は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものと	
		する」	
		評議員の選任状況は第1号で7人、第2号で6人、第3号で6人	
		の計 19 人である。	
		参考資料 【資料 F-10】参照	
		寄附行為変更の認可等については、寄附行為第41条に明記してい	
		る。	
		第 41 条	
		「この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席し	
第 45 条	\circ	た理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受け	5-1
		なければならない」第 2 項「私立学校法施行規則に定める届出事	
		項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した	
		理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なけれ	
		ばならない」	
		評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第34条に明	
		記している。	
		第 34 条	
tota i a ta		「この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の	F -9
第 46 条	0	意見を求めるものとする」第2項「理事長は、毎会計年度終了後2	5-3
		月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求	
		めなければならない」	5-3
		参考資料 【資料 F-10】【資料 F-11】参照	
		財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第35条に明記	
		している。	
		第 35 条	
		「この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、	
		収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない」第2項「こ	
第 47 条	0	の法人は、前項の書類及び第15条第3号の監査報告書を各事務所に	5-1
		備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害	
		関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除い	
		て、これを閲覧に供しなければならない」	
		関連規程 学校法人九州文化学園財務書類等開示規定	
		参考資料 【資料 F-11】参照	
	_	会計年度については、寄附行為第37条、経理規則第4条に明記し	
第 48 条	0	ている。	5-1
	j	<u> </u>	

寄附行為第 37 条
「この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終
るものとする」
経理規則第4条
「会計年度は、寄附行為第37条の規定による」
参考資料 【資料 F-11】参照

学校教育法 (大学院関係)

	遵守	海佐北辺の翌田	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
		大学院の目的については、大学院 学則第2条に「大学院は、学術	
竺00冬		の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専	1 1
第 99 条		門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を	1-1
		培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。	
		大学院の研究科及び専攻については、大学院 学則第5条「大学院	
第 100 条	\circ	に、次の研究科を置く」「人間社会学研究科、健康管理学研究科、	1-2
		薬学研究科」と定めている。	
		大学院に入学することのできる資格については、大学院 学則第13	
第 102 条	0	条、第13条の2、第13条の3に定め、募集要項にも記載してい	2-1
		る。	

学校教育法施行規則 (大学院関係)

	遵守	** 中华江 A = 2 · · ·	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
		大学院に入学することのできる資格については、大学院 学則第13	
第 155 条	\circ	条、第13条の2、第13条の3に定め、募集要項にも記載してい	2-1
		る。	
		大学院に入学することのできる資格については、大学院 学則第13	
第 156 条	\circ	条、第13条の2、第13条の3に定め、募集要項にも記載してい	2-1
		ప 。	
		大学院に入学することのできる資格については、大学院 学則第13	
第 157 条	\circ	条、第13条の2、第13条の3に定め、募集要項にも記載してい	2-1
		る。	
		大学院 学則に必要事項を定め、点検及び評価に関する規程、自己	
		点検・評価委員会規程に基づき、自己点検評価し、その結果をホ	
第 158 条	\circ	ームページで公開している。	2-1
		関連規程 大学院 学則、点検及び評価に関する規程、自己点検・	
		評価委員会規程	
第 159 条	0	大学院に入学することのできる資格については、大学院 学則第13	2-1

		条、第13条の2、第13条の3に定め、募集要項にも記載してい	
		ర 。	
		大学院に入学することのできる資格については、大学院 学則第13	
第 160 条	0	条、第13条の2、第13条の3に定め、募集要項にも記載してい	2-1
		る。	

大学院設置基準

入于阮故恒奉	遵守		該当
	状況	遵守状況の説明 	基準項目
第1条	0	本学は教育基本法、学校教育法、学校教育施行規則、大学院設置 基準を必要最低基準と確認し、その水準の向上に努めている。教育水準の向上については、大学院 学則第3条で「大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている。	6-2 6-3
第1条の2		教育研究上の目的については、大学院 学則第2条、大学院 人間社会学研究科規程第2条、大学院 建学研究科規程第2条、大学院 健康管理学研究科規程第2条、大学院 薬学研究科規程第2条にそれぞれ定めている。大学院 学則第2条 「研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする」大学院 人間社会学研究科規程第2条 人間社会学研究科は、地域に根ざした教育研究を基本とし、社会が求める高度専門職業人及び研究者の養成を行うとともに、観光、福祉及びそれらを基礎とした地域マネジメント領域における研究を行うことを目的とする。 2 観光学専攻は、観光と観光産業に関する高度な研究及び専門知識の教授によって、広く観光関連分野で社会に貢献しうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。 3 社会福祉学専攻は、社会福祉の理論と実践に関する高度な研究及び専門知識の教授によって、広く社会福祉関連分野で社会に貢献しうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。 4 地域マネジメント専攻は、人間尊重の精神に支えられた新たな概念の地域マネジメントに関する高度な研究及び専門知識の教授によって、特に観光学と社会福祉学を基礎としたまちづくりに関し広く地域社会に貢献し、指導者となりうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。	1-1 1-2

		大学院 健康管理学研究科規程第2条	
		本研究科は健康管理において指導的立場を担う高度専門職業人の	
		育成を目的とする。	
		2 健康栄養学専攻は健康と栄養を中心とした健康管理において	
		中核を担う高度専門職業人の育成を目的とする。	
		大学院 薬学研究科規程第2条	
		本研究科は、薬学の全ての分野において最高水準の教育・研究活	
		動を行い、高度医療を担う医療系薬学研究者、生命科学の発展に	
		寄与する研究者及び医療行政に貢献する人材を養成することを目	
		的とする。	
		2 医療薬学専攻は医療薬学、社会薬学、育薬学を機軸に最高水準	
		の教育・研究活動を行い、「医療社会薬学」「薬物治療設計学」「予	
		防薬学」及び「医療基盤薬学」などの分野で実践的な研究能力を	
		有する優れた先導的医療系薬学研究者(在宅医療研究者、がん・	
		疼痛緩和研究者、処方設計研究者、予防薬学研究者、育薬研究者、	
		医療行政研究者等)を養成することを目的とする。	
		入学者の選抜については、大学院 学則第12条(入学の時期)、第	
		13条(修士課程の入学資格)、第13条の2(博士後期課程の入学	
第1条の3		資格)、第 13 条の 3(薬学の博士課程の入学資格)、第 14 条(入	0.1
第1条93	0	学の出願)、第 15 条(入学者の選抜)、第 16 条(合格者の決定)、	2-1
		第 17 条(入学手続き及び入学許可)を定め、入学試験体制を整え	
		て、実施要領を作成し、公正に実施している。	
		教員と事務職員等の連携及び協働については、教員と事務職員が	
第1条の4		各種の委員会、センター等において教員と事務職員の協働により	2-2
第1米94	大学院が運営されている。	大学院が運営されている。	2-2
		関連規程 人間社会学研究科学務委員会規程	
		大学院の課程については、大学院 学則第4条、第5条にそれぞれ	
		規定している。	
		第4条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。	
		2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野に	
		おける研究能力とともに高度の専門性が求められる職業を担うた	
第2条	\bigcirc	めの卓越した能力を培うことを目的とする。	1-2
		3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活	
		動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な	
		高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的	
		とする。	

		(研究科及び専攻)	
		第5条 大学院に、次の研究科を置く。	
		人間社会学研究科	
		健康管理学研究科	
		薬学研究科	
		2 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。	
		研究科 専攻 課程	
		 人間社会学研究科 観光学専攻 修士課程	
		 社会福祉学専攻 修士課程	
		地域マネジメント専攻 博士課程	
		 健康管理学研究科 健康栄養学専攻 修士課程	
		薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程	
		 3 人間社会学研究科の博士課程「地域マネジメント専攻」は、後	
		期3年の課程 (以下「博士後期課程」という。)とする。	
		4 薬学研究科の博士課程「医療薬学専攻」は、4年課程とする。	
第2条の2	_	該当なし	1-2
tete a M		修士課程については、大学院 学則第4条、第5条、第6条、第	1-2
第3条	0	10条、第11条に規定している。	
hits: A PZ		博士課程については、大学院 学則第4条、第5条、第6条、第	1-2
第4条	0	10条、第11条に規定している。	
		研究科については、大学院 学則第5条に規定され、人間社会学研	1-2
第5条	\circ	究科規定、健康管理学研究科規程、薬学研究科規程を規定してい	
		る。	
第6条		専攻については、大学院 学則第5条に規定され、人間社会学研究	1-2
另 0 未	O	科規定、健康管理学研究科規程、薬学研究科規程を規定している。	
		研究科と学部等の関係については、本学に学則第3条で定めた学	1-2
		部、学科をおき、大学院 学則第5条で定めた研究科及び専攻をお	
		き、適切に連携している。	
		<大学及び学部学科の設置認可申請書 設置の趣旨に以下を記載	
		>	
第7条	\circ	《人間社会学研究科観光学専攻・社会福祉学専攻と人間社会学部	
37 7 %		国際観光学科・社会福祉学科との関係》	
		設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由	
		第1 設置の趣旨及び必要性	
		2.長崎国際大学大学院設置の趣旨と構想	
		(中略)	
		長崎国際大学大学院には「人間社会学研究科」と、これを構成す	
		る「観光学専攻」と「社会福祉学専攻」を設置して、母体である	

人間社会学部、国際観光学科、社会福祉学科と同様、観光と社会福祉という 21 世紀社会が必要とする新しい人間活動を推進する教育・研究を行う。

《健康管理学研究科健康栄養学専攻と健康管理学部健康栄養学科との関係》

設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由

- 1 設置の趣旨及び必要性
- (3)健康管理学研究科設置の理念と目的

(中略)

今回新たに「健康管理学研究科」と、これを構成する「健康栄養 学専攻」を設置して、直接母体である健康管理学部健康栄養学科 と同様に、これからの社会が、そしてそこに生きる人間が必要と する総合的な健康管理の確立・充実に貢献する教育・研究を行う。

《人間社会学研究科地域マネジメント専攻と人間社会学部国際観光学科・社会福祉学科との関係》

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した 書類

- 1 設置の趣旨及び必要性
- (1)これまでの歩み
- ① 学校法人九州文化学園と長崎国際大学の設置経過と概要 (中略)

平成 16 年には、人間社会学部を母体とする、大学院「人間社会学研究科(修士課程)」とこれを構成する「観光学専攻」と「社会福祉学専攻」を開設し

現在に至っている。

- (2)人間社会学研究科 (博士後期課程) 地域マネジメント専攻 設置の趣旨と構想
- ① 設置の趣旨及び必要性

(中略)

従来の経済学・経営学の視点からの地域マネジメントの教育研究とは異なる、観光学と社会福祉学を柱とする新しい地域マネジメントの教育研究を行うことを計画し、修士課程の「観光学専攻」「社会福祉学専攻」にそれぞれ博士後期課程を設置するのではなく、この2 専攻を基礎とした博士後期課程として「地域マネジメント専攻」の設置を申請するものである。

		《薬学研究科医療薬学専攻と薬学部薬学科との関係》	
		長崎国際大学大学院薬学研究科医療薬学専攻の設置の趣旨	
		及び特に設置を必要とする理由	
		1 設置の趣旨及び必要性	
		1.学校法人九州文化学園と長崎国際大学の概要	
		(中略)	
		平成 26 年 4 月に薬学部薬学科 (6 年制) を基礎として、大学院「薬	
		学研究科医療薬学専攻 博士課程(4年制)を開設する計画である。	
		子明九杆区原来子等久] 侍工麻性 (4 中間) を開放する計画 (め) る。	1-2
第7条の2		該当なし(他大学との共同による共同教育課程をとっていない)	
第 1 米の 2		該当なし(他人子との共同による共同教育味性をとう(* **ない)	3-2
			4-2
毎月冬 の 9		まいわし (所究到以外の甘土如徳)でのいては、乳墨していない)	1-2
第7条の3		該当なし(研究科以外の基本組織については、設置していない)	3-2
			4-2
		教員組織については、大学院 学則第7条に定めている。	3-2
		Att = At NATED TENNES TO STATE A STATE	4-2
		第7条 大学院に、研究科及び専攻の種類に応じ、大学院の授業	
		を担当する教員及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究」	
		指導」という。)を担当する教員その他教育研究上必要な教員を置	
tates on the			
第8条	0	2 授業科目の授業は、大学院授業担当資格を有する教授、准教授、	
		講師又は助教が担当する。	
		3 研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要が	
		あるときは、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9	
		条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当する	
		ことができる。	
		参考資料 【共通基礎】様式 1、【表 2-2】参照	
		教員については、大学院 学則第7条に規定している。さらに、教	3-2
第9条	\circ	員資格審査委員会規程に従い、設置基準の規定する業績を備えた	4-2
		教員を配置している。	
		参考資料 【共通基礎】様式 1、【表 2-2】参照	
		収容定員については、大学院 学則第6条に明示し、募集要項にも	2-1
第 10 条	0	記載している。	
		参考資料 【共通基礎】様式2 参照	
		教育課程の編成方針については、大学院 学則第 23 条を定め、編	3-2
	_	成方針については、研究科のディプロマ・ポリシーやカリキュラ	
第 11 条	\circ	ム・ポリシーに従い、教育課程を編成し、履修要項にも記載して	
		いる。	
		参考資料 各研究科履修要項	

		授業及び研究指導については、大学院 学則第23条及び23条の2	2-2
第 12 条	\circ	に規定し、各研究科履修要項に明記している。	3-2
		参考資料 各研究科履修要項	
		研究指導については、大学院設置基準第9条の規定を満たす教員	2-2
第 19 冬		により、大学院 学則第23の2条、各研究科履修要項に明記して	3-2
第 13 条	0	いる。	
		参考資料 各研究科履修要項	
竺 1 4 夕		教育方法の特例については、大学院 学則第 29 条で定め、学生の	3-2
第 14 条	0	都合に合わせて一部 18 時以降も授業を開講している。	
		成績評価基準等の明示については、大学院 学則 28 条に規定して	3-1
竺14冬の9		いる。履修要項に明示し、オリエンテーションにおいても、授業	
第 14 条の 2	0	及び研究指導の方法及び内容とともに周知している。	
		参考資料 各研究科履修要項	
		教育内容の改善のための組織的な研修等については、点検及び評	3-3
		価に関する規程、自己点検・評価委員会規程で定めている。	4-2
		自己点検・評価委員会規程	
		第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し及び掌	
第 14 条の 3		理する。	
第 14 未の 3		(5)本学における学部及び大学院の教育内容等の改善のための組織	
		的な研修及び研究(以下「教育向上」という。)の実施に関する事	
		項	
		関連規程 IR センター規程、教育基盤センター規程	
		大学設置基準の準用について、大学院の各授業科目の単位、授業	2-2
		日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、	2-5
第 15 条	0	他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の	3-1
		認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等につい	3-2
		ては、大学院 学則に定め、履修要項に明記している。	
		修士課程の修了要件については、大学院 学則第 32 条で規定し、	3-1
第 16 条	0	履修要項に明示している。	
		参考資料 各研究科履修要項	
		博士課程の修了要件については、大学院 学則第32条の2及び第	3-1
第 17 条	0	32条の3で規定し、履修要項に明示している。	
		参考資料 各研究科履修要項	
第 19 条	\bigcirc	講義室等については、必要な講義室等を設置している。	2-5
21. 2.214		参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	
第 20 条	0	機械・器具等については、必要な機械・器具を整備している。	2-5
第 21 条	\bigcirc	図書等の資料については、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、	2-5
214		学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に	

		整理して備えている。	
		参考資料 【共通基礎】様式1 参照	
第 22 条	0	学部等の施設及び設備の共用については、支障がない範囲で学部	2-5
<i>я 22</i> ж		等の施設・設備を共用している。	
第 22 条の 2		該当なし(2以上の校地において教育研究を行う場合における施設	2-5
第 22 来の 2 		及び設備はない)	
		教育研究環境の整備については、必要な経費を確保し教育研究に	2-5
		ふさわしい環境の整備に努めている。平成 30 年度事業計画に施	4-4
		設・設備等について以下のような方針を定めている。	
		教育・研究・学生支援活動の安定的な実施のために必要な既存設備の更新・修繕を速やかに行う。学生・教職員等のキャンパスの安全・衛生管理に関して必要	
		を更新・修繕を速やかに行う。	
第 22 条の 3	0		
		▶ 新規投資案件に関しては、大学の将来、投資対効果、財務状況を勘案の上、優先順位を付けて実施する。	
		▶ 減価償却・耐用年数を踏まえ、中長期の施設・設備整備計画	
		を検討し、財務上平準化した予算執行に努める。	
		の教育研究を助成するために支出する研究費を定めている。	
		関連規程 教員研究費取扱い規程	
		研究科等の名称については、大学院 学則第5条に定め、【共通基	
		礎】様式1に示すとおりである。	
		大学院 学則第5条	
		大学院に、次の研究科を置く。	
第 22 条の 4	\circ	人間社会学研究科	1-1
		健康管理学研究科	
		薬学研究科	
		参考資料 【共通基礎】様式1 参照	
第 99 冬		まかり (X中午十分についけらい)	1-1
第 23 条		該当なし(独立大学院ではない)	1-2
第 24 条	_	該当なし (独立大学院ではない)	2-5
第 25 条	1	該当なし(通信教育を行う課程はない)	3-2
	_	Mark Control (Mark Control of Con	
第 26 条	_	該当なし (通信教育を行う課程はない)	3-2
		該当なし(通信教育を行う課程はない)	3-2 3-2
第 26 条			_

第 29条 - 該当なし(通信教育を行う課程はない) 2-5 第 30条 - 該当なし(通信教育を行う課程はない) 3-2 第 31条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-2 第 32条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-1 第 33条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-1 第 34条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-1 第 34条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-2 第 34条の2 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 3-2 第 34条の3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 4-2 第 34条の3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 4-2 第 34条の3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 4-2	
第 29 条 - 該当なし(通信教育を行う課程はない) 2-5 第 30 条 - 該当なし(通信教育を行う課程はない) 3-2 第 31 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-2 第 32 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-1 第 33 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-1 第 34 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 2-5 第 34 条の2 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 3-2 第 34 条の3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 4-2 事務組織については、学則第 7 条で「本学に、事務局を置く」第 2 項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に 4-1	
第 30 条 - 該当なし(通信教育を行う課程はない) 2-2 3-2 第 31 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-2 第 32 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-1 第 33 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3-1 第 34 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 2-5 第 34 条の 2 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 3-2 第 34 条の 3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 4-2 事務組織については、学則第 7 条で「本学に、事務局を置く」第 2 項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に 4-1	
 第 30条 一 該当なし(通信教育を行う課程はない) 第 31条 一 該当なし(共同教育課程は編成していない) 第 32条 一 該当なし(共同教育課程は編成していない) 第 33条 一 該当なし(共同教育課程は編成していない) 第 34条 一 該当なし(共同教育課程は編成していない) 第 34条の2 一 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 第 34条の3 一 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 第 34条の3 一 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 第 34条の3 日 該当なし(工学を専攻するの3を対象の3を対象の3を対象の3を対象の3を対象の3を対象の3を対象の3を対象	
第 31 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3・2 第 32 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3・1 第 33 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 3・1 第 34 条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 2・5 第 34 条の 2 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 3・2 第 34 条の 3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 4・2 事務組織については、学則第 7 条で「本学に、事務局を置く」第 2 項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に 4・1	
 第32条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 第33条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 第34条 - 該当なし(共同教育課程は編成していない) 第34条の2 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 第34条の3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 第34条の3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 第42条 □ 事務組織については、学則第7条で「本学に、事務局を置く」第2 項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に 	
 第 33 条	
 第 34 条	
 第34条の2 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 3-2 第34条の3 - 該当なし(工学を専攻する研究科はない) 4-2 事務組織については、学則第7条で「本学に、事務局を置く」第2 項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に 4-1 	
第 34 条の 3 - 該当なし (工学を専攻する研究科はない) 4-2 事務組織については、学則第 7 条で「本学に、事務局を置く」第 2 項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に 4-1	
事務組織については、学則第7条で「本学に、事務局を置く」第2 項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に 4-1	
項「事務局に関する事項は、別に定める」とし、事務組織規程に 4-1 第 42 条	
第 42 条	
おいて事務組織、事務分掌等、必要事項を定めている。 4-3	
関連規定 事務組織規程	
研修の機会等については、自己点検・評価委員会規程第2条(6)「本	
学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に	
必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上	
させるための研修(以下「職能開発」という。)及びその他必要な	
取組みの実施に関する事項」と定めている。教育基盤センター規	
程第 3 条(4)「教育改善のための FD 及び職員の資質向上のため	
第 43 条 の SD 等の企画・運営並びに授業評価の実施」と定めている。自 4-3	
己点検・評価委員会では「内部質保証の基本方針」を定め、FD・	
SD の実施計画を定めている。	
関連規定 自己点検・評価委員会規程、教育基盤センター規程	
参考資料 【資料 6-1-1】「長崎国際大学 内部質保証の基本方針」、	
【資料 4-2-3】「FD/SD の目的、目標及び平成 31(2019)年度の実施	
計画について」	
第45条 - 該当なし(外国に設ける組織はない) 1-2	
第 46 条 - 該当なし(段階的整備は該当しない) 2-5	
第 46 宋 — 該当なし(政権的登開は該当しない) 4-2	

学位規則 (大学院関係)

		• • • • •		
	遵守	導守状況の説明	該当	
	状況	受寸 仏仏の説明	基準項目	
		修士の学位授与の要件については、大学院 学則第32条、第33条、		l
第3条	授与している。	第34条に規定し、学位規程を定め、教授会の意見を聞き、学長が	3-1	
		授与している。		
		学位規程第3条の2「修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了		l

		した者に授与する」	
		関連規定 大学院 学則、学位規程	
	0	博士の学位授与の要件については、大学院 学則第 32 条の 2、第	
竺 4 久		32条の3、第33条、第34条に規定し、学位規程を定め、教授会	3-1
第4条		の意見を聞き、学長が授与している。	
		関連規定 大学院 学則、学位規程	
空 E 久	0	学位の授与に係る審査への協力については、学位規程第 6 条に定	3-1
第5条		めている。	
	0	学位授与の報告については、学位規程第15条に規定し、学位授与	
第 12 条		報告書を文部科学大臣に提出するとともに、論文の要旨及び論文審	3-1
		査の結果の要旨をインターネットにより公表している。	

^{※「}遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「〇」「×」で記載し、該当しない場合は「一」で記載すること。

^{※「}遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去5年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去3年間)	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移(過去3年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去3年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要 (図書館除く)	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表 (前年度実績)	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの) (過去5年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	
7-7	該当する資料名及び該当ページ	備考
【次业1 [1]	寄附行為	
【資料 F-1】	学校法人 九州文化学園 寄附行為	
	大学案内	
【資料 F-2】	HOSPITALITY CAMPUS GRAFFITI 2020	
	HOSPITALITY GUIDE BOOK 2020	
	大学学則、大学院学則	
【資料 F-3】	長崎国際大学 学則	
L L ATT I O J	別表	
	長崎国際大学大学院 学則	

	学生募集要項、入学者選抜要綱
	2019 (平成 31) 年度入学試験 INFORMATION
	2019(平成 31)年度学生募集要項
	2019 年度長崎国際大学 春季入学学生募集要項 中華人民共
	和国(People's Republic of China)版 2019 年度長崎国際大学 薬学部 海外版学生募集要項—外国
	2019 年度我뼥国际人子 桑子部
	2019 年度(平成 31 年度)編入学試験学生募集要項
【資料 F-4】	2019 年度(平成 31 年度)編八子試験子生券集委項 2019 年度(平成 31 年度)薬学部編入学試験学生募集要項
KATI IZ	2019 年度(平成 31 年度)長崎国際大学大学院人間社会学研究
	科-春季入学-学生募集要項
	2018 年度(平成 30 年度)長崎国際大学大学院人間社会学研究
	科-秋季入学-学生募集要項
	2019 年度(平成 31 年度)長崎国際大学大学院健康管理学研究
	科学生募集要項
	2019 年度(平成 31 年度)長崎国際大学大学院薬学研究科学生
	募集要項
E March 1	学生便覧
【資料 F-5】	2019 年度 学生便覧
	事業計画書
【資料 F-6】	九州文化学園 平成 31 年度 事業計画書
	事業報告書
【資料 F-7】	
	九州文化学園 平成 30 年度 事業報告書
Frenk F of	アクセスマップ、キャンパスマップなど
【資料 F-8】	アクセスマップ
	キャンパスマップ
	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)
【資料 F-9】	学校法人九州文化学園規則集目次
	長崎国際大学諸規程一覧(平成 31 年 3 月度)
	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開
E Marilla E 4 A E	催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料
【資料 F-10】	学校法人九州文化学園役員一覧(令和元年6月1日現在)
	理事会・評議員会出席状況表(平成 30 年度)
	理事会·評議員会出席状況表(平成 29 年度)
	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)
	平成30年度計算書類及び監事監査報告書
【資料 F-11】	平成 29 年度計算書類及び監事監査報告書
	平成 28 年度計算書類及び監事監査報告書
	平成 27 年度計算書類及び監事監査報告書 平成 26 年度計算書類及び監事監査報告書
	履修要項、シラバス(電子データ)
	履修の手引 2019(平成 31)年度 人間社会学部・健康管理学 2019(2019)(2019
【資料 F-12】	部・薬学部・2 年生〜6 年生用 2019 (平成 31) 年度講義概要(シラバス) 全学共通科目・
↓ 具介↑ I ⁻ I ∠ 』	2019(平成 31)年度講義慨要(シラハス) - 全字共通科目・ 国際観光学科・社会福祉学科・健康栄養学科・薬学科・教職
	国際観兀子科・社芸福祉子科・健康未養子科・菓子科・教職
	機管要項 2019 年度(平成 31 年度) 八間社云子研究科・健
	京自座子切九杆・架子切九杆 三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)
	長崎国際大学ポリシー
【資料 F-13】	技術国際人子ホッシー 国際観光学科ポリシー
	社会福祉学科ポリシー
	住
	薬学科ポリシー
 【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)
1 1 1 1 1 1 1 1 1	RV E FI E//K I WVu 寸 WL E//II//

		該当なし
▼ 次 小小 □ 1 □ 1	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
【資料 F-15】		該当なし

基準 1. 使命·目的等

坐午 1. 医帕·自时等		
基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命·目的及	なび教育目的の設定	
【資料 1-1-1】	大学ホームページ:理念と目標	
【資料 1-1-2】	長崎国際大学大学院 人間社会学研究科規程 長崎国際大学大学院 健康管理学研究科規程 長崎国際大学大学院 薬学研究科規程	
【資料 1-1-3】	大学ホームページ:理念と目標、目的と3つのポリシー	
【資料 1-1-4】	大学ホームページ:理念と目標	
【資料 1-1-5】	長崎国際大学 運営会議規則	
【資料 1-1-6】	平成 22 年度第 5 回定例全学教授会議事録 平成 27 年度第 5 回定例全学教授会議事録 平成 28 年度第 10 回定例全学教授会議事録	
1-2. 使命•目的及	なび教育目的の反映	
【資料 1-2-1】	各学部等の認可申請資料	
【資料 1-2-2】	平成 28 年度第 7 回定例全学教授会議事録 平成 28 年度第 10 回定例全学教授会議事録 平成 28 年 12 月開催の各研究科教授会議事録	
【資料 1-2-3】	年度事業計画 策定作業マニュアル(平成 31 年度版)	
【資料 1-2-4】	大学ホームページ:理念と目標、目的と3つのポリシー オリエンテーションスケジュール 新任教職員用 FD・SD 資料	
【資料 1-2-5】	学校法人九州文化学園 中期計画 平成 28 年度~32 年度(5 ヵ年)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ	ı	
【資料 2-1-1】	2018 (平成 30) 年度学生募集要項 平成 28 年度 5 月運営会議 5 号議案 2018 (平成 30) 年度入学試験 INFORMATION	
【資料 2-1-2】	2018 (平成 30) 年度学生募集要項 アドミッション・ポリシーと入試区分 平成 30 年度 第 1 回 入試・募集委員会議事録 平成 30 年度 第 1 回 入試・募集委員会資料	【資料 2-1-1】参照
【資料 2-1-3】	平成 30 年度 第 1 回 作問委員会議事録 平成 30 年度 第 1 回 作問委員会資料	
【資料 2-1-4】	2017(平成 29)年度学生募集要項 平成 28 年度 第 2 回 入試・募集委員会議事録	
【資料 2-1-5】	2017 (平成 29) 年度入学試験 面接評価票 2018 (平成 30) 年度入学試験 面接評価票 2017 年度アドミッション・ポリシー 2018 (平成 30) 年度学生募集要項 平成 29 年度 第 2 回入試・募集委員会議事録 長崎国際大学 入試・募集委員会規程 長崎国際大学 アドミッション・オフィサーの設置に関する内規	【資料 2-1-4】参照 【資料 2-1-1】参照

『 次 小	2018(平成 30)年度学生募集要項	【資料 2-1-1】参照
【資料 2-1-6】	平成 30 年度 第 2 回 入試・募集委員会議事録	
2-2. 学修支援	,	
	長崎国際大学 全学教育会議規程	
F:27/01 0 0 1 3	長崎国際大学 全学共通教育委員会規程	
【資料 2-2-1】	長崎国際大学 教務委員会規程 長崎国際大学 教育基盤センター規程	
	長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程	
First o o o o	平成30年度全学教育会議議事録	
【資料 2-2-2】	外部評価員一覧	
【資料 2-2-3】	平成 28 年度 第 1~3 回 全学共通教育委員会議事録	
【貝什 2 2 0】	平成 30 年度 第 1 回 全学共通教育委員会議事録	
【資料 2-2-4】	平成 30 年度 第 1・2・3・7 回教育基盤センター運営委員会議	
	事録 長崎国際大学教育基盤センター紀要 第 1 巻 p.15∼27、p.55	
	大崎国际人子教育基盤ピンター社会 第 1 巻 p.15~27、p.35 ~80	
【資料 2-2-5】	平成 30 年度 前期・後期茶道文化時間割	
	平成 31 年度 前期茶道文化時間割	
【資料 2-2-6】	2019 (平成 31) 年度オリエンテーション日程	
【資料 2-2-7】	教務関係システム学生マニュアル 2019 年版	
【資料 2-2-8】	平成 29 年度 第 7 回 全学教授会資料 13	
【資料 2-2-9】	平成 30 年度 第 9 回 国際観光学科会議議事録	
【貝什 2 2 3】	平成30年度 第9回 国際観光学科会議資料8	
F 25 10 0 0 10 1	長崎国際大学博物館学芸員課程リーフレット	
【資料 2-2-10】	平成 30 年度 第 12 回 国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 12 回 国際観光学科会議資料	
	平成 30 年度 第 12 回 国際観光学科会議議事録	
【資料 2-2-11】	平成 30 年度 第 12 回 国際観光学科会議資料 27	
【資料 2-2-12】	平成 30 年度 第 12 回 国際観光学科会議議事録	
【貝科 2-2-12】	平成 30 年度 第 12 回 国際観光学科会議資料 28	
	平成 29 年度 第 12 回 国際観光学科会議議事録	
【資料 2-2-13】	平成 29 年度 第 12 回 国際観光学科会議資料 24	
	平成 30 年度 第 12 回 国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 12 回 国際観光学科会議資料 25	
	平成 30 年度 牙12 四 国际航光学行去職員行 25 平成 30 年度 TOEIC 対策講座開講のお知らせ	
【資料 2-2-14】	2018TOEIC 講座受講者リスト	
	2017 年度 第 11 回 定例社会福祉学科会議議事録	
【資料 2-2-15】	2017年度 第 11 回 定例社会福祉学科会議資料	
1 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	2018年度 第 11 回 定例社会福祉学科会議議事録	
	2018 年度 第 11 回 定例社会福祉学科会議資料 2017 年度 第 2 回 定例社会福祉学科会議議事録	
	2017 年度 第 2 回 定例社会福祉学科会議資料	
【資料 2-2-16】	2018年度 第 2 回 定例社会福祉学科会議議事録	
	2018年度 第2回 定例社会福祉学科会議資料	
【資料 2-2-17】	2019 年度 健康管理学部オリエンテーション日程	
	2018 入学生「栄養の生物学」「栄養の化学」プレイスメントテ	
【資料 2-2-18】	スト問題	
↓只介↑ Z ⁻ Z ⁻ 10】	平成30年度 化学プレイスメントテスト結果及び栄養の化学演	
	習クラス分け	
【資料 2-2-19】	平成 30 年度実施した確認試験問題と解答用紙	
【資料 2-2-20】	平成 31 年度健康管理学部健康栄養学科生上級年次配当科目の	
	履修(案)	
【資料 2-2-21】	平成 31 年度担任名入り各学年名簿	
【資料 2-2-22】	長崎国際大学薬学部薬学教育支援センター内規	

	山麻燃油丰	
	出席管理表	
	個人カルテ 保護者会案内	
	平成 30 年度 第 2 回定例薬学部教授会議事録	
	平成 30 年度 第 2 回定例薬学部教授会資料 16	
	平成 30 年度 総合演習・総合基礎学習 試験予定表	
【資料 2-2-23】	平成 30 年度 夏休み CAI 課題通知	
	平成30年度第1回定例人間社会学研究科教授会議事録	
	平成 30 年度 第 1 回定例人間社会学研究科教授会資料 4	
	平成 30 年度 第 5 回定例人間社会学研究科教授会議事録	
	平成 30 年度 第 5 回定例人間社会学研究科教授会資料 8	
【資料 2-2-24】	平成 30 年度 第 2 回臨時人間社会学研究科教授会議事録	
	平成 30 年度 第 2 回臨時人間社会学研究科教授会資料 4	
	平成 30 年度 第 11 回定例人間社会学研究科教授会議事録	
	平成 30 年度 第 11 回定例人間社会学研究科教授会資料 3	
F:27/01 0 0 0 0 T	平成 30 年度 第 11 回定例人間社会学研究科教授会議事録	
【資料 2-2-25】	平成 30 年度 第 11 回定例人間社会学研究科教授会資料 3	
【資料 2-2-26】	平成 30 年度 第 12 回 健康栄養研究報告会	
【資料 2-2-27】	平成 31 年度 第 1 回薬学研究科教授会資料	
	長崎国際大学ティーチング・アシスタント規程	
	平成 29 年度 第 3 回全学教授会資料	
【資料 2-2-28】	平成 29 年度 第 7 回全学教授会資料	
15011 = 102	平成 30 年度 第 3 回全学教授会資料	
	平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料	
Franki o o oo	H30 年度 SA 被支援学生 (SA 支援を受けた人) へのアンケー	
【資料 2-2-29】	ト集計結果(薬学部支援センター)	
	長崎国際大学 補助員に関する内規	
	平成 29 年度第 2 回全学教授会資料	
I	$- + \mathcal{M} = 0$	
『次小小 0 0 00】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-30】		【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-30】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料	
【資料 2-2-30】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-30】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-30】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 来成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお 知らせ	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお 知らせ 2019 年度オフィスアワー	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお 知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお 知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお 知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 履修規程	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 履修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 履修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 来成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 履修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 履修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会資料 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度 第 7 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 7 回全学教授会議事録	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 履修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 優修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 履修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会資料 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 7 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 3 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 薩修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会資料 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 29 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 履修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会資料 平成 30 年度 第 2 回全学教授会資料 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料 長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進 に関する教職員対応要領 平成 30 年度 第 8 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 来成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 複修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料 長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 平成 30 年度 第 8 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 来成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 履修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料 長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進 に関する教職員対応要領 平成 30 年度 第 8 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照
【資料 2-2-31】 【資料 2-2-32】 【資料 2-2-33】	平成 29 年度第 3 回全学教授会資料 平成 29 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 平成 30 年度第 7 回全学教授会資料 来成 30 年度第 7 回全学教授会資料 教務関係システム学生マニュアル 2019 年版 出席管理システム導入による出席状況等の照会についてのお知らせ 2019 年度オフィスアワー 平成 29 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回教務委員会資料 長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則 長崎国際大学 複修規程 平成 29 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 2 回全学教授会議事録 平成 30 年度 第 7 回全学教授会資料 長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 平成 30 年度 第 8 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録	【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照 【資料 2-2-28】参照

	令和元年度 第2回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
	一運営委員会議事録	
	学生サポートブック〜教職員ができるサポート〜第1号【授業	
	編】	
	学生サポートブック〜教職員ができるサポート〜第2号【入学	
	前・入学期編】	
	学生サポートブック〜教職員ができるサポート〜第 3 号【卒	
	業・就職活動期編】	
	長崎国際大学 バリアフリーマップ	
	平成 30 年度 第 10 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセン	
▼次小 0 0 0 0 0 T	ター運営委員会議事録	
【資料 2-2-36】	平成 30 年度 第 10 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセン	
	ター運営委員会資料 2	
	修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼 内規	
【資料 2-2-37】	日本学生支援機構「平成 30 年度障害学生修学支援実態調査・	
	分析合同ヒアリング」事前質問票	
2-3. キャリア支持	- 	
【資料 2-3-1】	長崎国際大学 就職委員会規程	
		『次小』0 0 1】 会 1177
【資料 2-3-2】	長崎国際大学 就職委員会規程	【資料 2-3-1】参照
【資料 2-3-3】	令和元(2019)年度 第2回定例就職委員会議事録	
	令和元(2019)年度 第2回定例就職委員会資料	
	キャリアセンター取扱(単位なし)インターンシップ参加者一	
【資料 2-3-4】	覧	
Local I = 0 12	平成 29 年度就職ガイダンス一覧	
	平成 30 年度就職ガイダンス一覧	
【資料 2-3-5】	2018年度長崎国際大学保護者懇談会 資料	
【資料 2-3-6】	平成 30 年度 第 2 回国際観光学科会議議事録	
▲貝介サ イ ̄シ ̄0 』	平成 30 年度 第 2 回国際観光学科会議資料 8	
	平成 30 年度社会福祉学科 1 年オリエンテーション(2 回目)	<u> </u>
「恣业」のので	資料 p.1-9	
【資料 2-3-7】	平成 30 年度社会福祉学科 2 年オリエンテーション資料 p.3	
	平成 30 年度社会福祉学科 3 年オリエンテーション資料 p.7	
	H29年 夏期インターンシップ学生	
	平成 30 年度 大学生インターシップエントリー学生一覧	
	多職種連携早期体験学習	
【資料 2-3-8】	2016 年度 在宅がん医療・緩和ケア合同実習参加者学生	
	平成 29 年度「在宅医療・福祉早期体験学習」	
	2017・2018 年度 在宅医療・福祉コンソーシアム長崎参加者	
	一覧	
【資料 2-3-9】	医療人育成のためのポートフォリオ	
2-4. 学生サービス		
, _ / _/	長崎国際大学 学生委員会規程	
	長崎国際大学 国際交流委員会規程	
	長崎国際大学 国際交流・留学生支援センター規程	
【資料 2-4-1】	2019年度 第1回定例学生委員会議事録	
	長崎国際大学 ボランティアセンター運営委員会規程	
	長崎国際大学 ハラスメント対策委員会規程	
	長崎国際大学 女子寮のご案内	
【資料 2-4-2】	長崎国際大学指定寮 BLOEMENDAAL MANSION	
	円風崎 MG レッケンス	
【資料 2-4-3】	「STOP harassment ハラスメントのない大学にするために」	
	_	
	STOP harassment カード 亚忠 20 年度 第 4 同党 例学 仕 委員 会議事員	
【資料 2-4-4】	平成30年度第4回定例学生委員会議事録	
i contract of the contract of	平成 30 年度 第 4 回定例学生委員会資料	

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
【資料 2-4-5】	大学ホームページ 学生生活トピックス 平成 30 年度 第 3 回学生委員会議事録	
【資料 2-4-6】	平成 30 年度 第 7 回学生委員会議事録 平成 30 年度 第 2 回定例学生委員会議事録 平成 30 年度 第 3 回定例学生委員会議事録	【資料 2-4-5】参照
	平成 30 年度 第 7 回定例学生委員会議事録 平成 30 年度 第 8 回定例学生委員会議事録	【資料 2-4-5】参照
【資料 2-4-7】	大学ホームページ 社会連携トピックス	
【資料 2-4-8】	長崎国際大学 特待生に関する規程 長崎国際大学 授業料等免除規程 長崎国際大学 系列校からの内部進学者に対する授業料減免規程 平成 30 年度 第 11 回定例学生委員会議事録 平成 30 年度 第 5 回臨時学生委員会議事録	
【資料 2-4-9】	長崎国際大学 私費外国人留学生の授業料減免規程	
【資料 2-4-10】	2019(平成 31)年度入学試験 INFOMATION	【資料 F-4】参照
【資料 2-4-11】	大学ホームページ クラブ・サークル案内	
【資料 2-4-12】	表彰に関する内規 大学ホームページ 大学総合トピックス	
【資料 2-4-13】	長崎国際大学 ハラスメントの防止及び対応に関する規程 長崎国際大学 ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 2-4-14】	長崎国際大学 キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター規程 オリエンテーション配付資料「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターについて」	
【資料 2-4-15】	平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会資料 8 大学ホームページ 2018.06.11 学生生活トピックス「熱中症対策講習会を開催しました」 大学ホームページ 2018.07.05 学生生活トピックス「AED 講習会を開催しました」 平成 30 年度 第 6 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 12 回定例全学教授会議事録 平成 30 年度 第 12 回定例全学教授会資料 C 平成 30 年度 第 6 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 8 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 8 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 9 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 12 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 12 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターだより第 1~4 号 2019 年度キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターだより 第 1~4 号 2019 年度キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターだより 第 1~2 号	
【資料 2-4-16】	大学ホームページ 学生生活 平成 25 年度 第 8 回教務委員会議事録	
【資料 2-4-17】	平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度 第 11 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセン	

	ター運営委員会資料 2	
	研修会資料「教職員のための基本的な相談対応のポイント」	
	研修会資料「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター学生	
	生活サポート室 室員研修」	
2-5. 学修環境の整	&備	
【資料 2-5-1】	平成 31 年度 学校基本調査 (学校施設調査票)	
	平成 30・31 年度事業計画書	
Frank o F of	「長崎国際大学の設置について(通知)(平成 11 年 12 月 22	
【資料 2-5-2】	日付) 」	
	「建築確認済証」	
【資料 2-5-3】	「長崎国際大学 自己点検・評価報告書 データ編」表 2-12	【表 2-12】参照
【資料 2-5-4】	2304 教室の写真	
【資料 2-5-5】	3301・3302 教室の写真	
【資料 2-5-6】	長崎国際大学 ラーニング・コモンズ利用申し合わせ	
	大学ホームページ(図書館)	
	平成 30 年度 第 1 回図書館委員会議事録	
【資料 2-5-7】	平成30年度第1回図書館委員会資料6(図書館統計資料)	
	平成30年度第1回図書館委員会資料7(所蔵統計資料)	
	長崎国際大学 図書館利用に関する細則	
	平成 30 年度 第 1 回図書館委員会議事録	【資料 2-5-7】参照
【資料 2-5-8】	平成30年度第1回図書館委員会資料7(所蔵統計資料)	【資料 2-5-7】参照
	平成 30 年度 第 2 回図書館委員会議事録	
	平成30年度第2回図書館委員会資料5	
【資料 2-5-9】	「長崎国際大学 自己点検・評価報告書 データ編」表 2-11	
12412 0 01	長崎国際大学 図書館利用に関する細則	
	平成30年度第1回図書館委員会議事録	【資料 2-5-7】参照
F 257 Jul 0 F 40 T	平成30年度第1回図書館委員会資料7	【資料 2-5-7】参照
【資料 2-5-10】	大学ホームページ(図書館)	
	長崎国際大学 図書館資料の学外図書館貸出に関する内規 長崎国際大学 図書館文献複写内規	
	大学ホームページ (図書館)	
	長崎国際大学 学術機関リポジトリ運用指針	
【資料 2-5-11】	長崎国際大学 学術機関リポジトリ規程	
	長崎国際大学 研究センター委員会規程	
	図書館初級オリエンテーション(初級)資料	
	ライブラリーオリエンテーション(上級)資料	
【資料 2-5-12】	平成 30 年度第 1 回図書館委員会議事録	【資料 2-5-7】参照
	平成30年度第1回図書館委員会資料6(図書館統計資料)	【資料 2-5-7】参照
	長崎国際大学 学外利用者の利用と貸出に関する内規	
	平成 29 年度 博物館学芸員養成課程委員会報告	
【資料 2-5-13】	平成 30 年度 博物館学芸員養成課程委員会報告	
	長崎国際大学博物館学芸員課程リーフレット	【資料 2-2-10】参照
【資料 2-5-14】	社会福祉学科国家試験合格支援委員会	
【資料 2-5-15】	PC の写真	
	新規大量調理機器の写真	
【資料 2-5-16】	実習室備品一覧(固定資産管理台帳)	
【資料 2-5-17】	「長崎県福祉のまちづくり条例」適合証	
	平成31年度第1回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
【資料 2-5-18】	一運営委員会議事録	
	平成31年度 第1回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
	一運営委員会資料 6	
【資料 2-5-19】	平成 30 年度 第 11 回教務委員会資料(教養セミナー担当者)	
2_6 学生の辛見	令和元年度 前期開講科目数の割合	
2-6. 学生の意見・	女主・ツ州心	

【資料 2-6-1】	リフレクション・カード	
【貝科 2-0-1】	教務関係システム学生マニュアル 2019 年版	【資料 2-2-7】参照
	平成 30 年度 第 6 回自己点検・評価委員会資料	
【資料 2-6-2】	平成 30 年度 第7回自己点検・評価委員会資料	
	平成 30 年度 第 10 回自己点検・評価委員会資料	
	平成30年度第8回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
	一運営委員会議事録	
	平成 30 年度 第8回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
▼次小 0 C 0 T	一運営委員会資料 2	
【資料 2-6-3】	平成 31 年度 第 1 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
	一運営委員会議事録	
	平成 31 年度 第 1 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
	一運営委員会資料 7	
	オリエンテーション配付資料「キャンパスライフ・ヘルスサポ	
【資料 2-6-4】	ートセンターについて」	
	大学ホームページ「修学上の配慮に関する申請手続き」	
	平成30年度第9回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
	一運営委員会議事録	
	平成 30 年度 第 9 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンタ	
【資料 2-6-5】	一運営委員会資料 5	
【貝科 2-0-0】	平成 30 年度 第 12 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセン	
	ター運営委員会議事録	
	平成 30 年度 第 12 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセン	
	ター運営委員会資料 14	
【資料 2-6-6】	平成30年第11回学長カフェについて(報告)	
【貝科 2-0-0】	大学ホームページ 学生生活トピックス	
【資料 2-6-7】	卒業生アンケート調査結果 (満足度経年の比較)	

基準 3. 教育課程

本年 0. 秋月 林性		
基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、4	产業認定、修了認定	
【資料 3-1-1】	平成 28 年度第 79 回教育向上研究会資料	
【資料 3-1-2】	平成 28 年度第 1 回全学教育会議議事録 平成 28 年度第 2 回全学教育会議議事録 平成 28 年度第 3 回全学教育会議議事録 平成 28 年度第 3 回教務委員会議事録 平成 28 年度第 4 回教務委員会議事録 平成 28 年度第 1 回臨時教務委員会議事録 平成 28 年度第 7 回全学教授会議事録 平成 28 年度第 10 回全学教授会議事録	
【資料 3-1-3】	長崎国際大学のポリシー	
【資料 3-1-4】	2019 (平成31) 年度各学科オリエンテーション日程表大学ホームページ (大学総合) ポートフォリオ	
【資料 3-1-5】	大学ホームページ	
【資料 3-1-6】	長崎国際大学 履修規程第23条、第30条	
【資料 3-1-7】	長崎国際大学 履修規程 第 5 条、第 11 条、第 16 条、第 21 条、 第 27 条	
【資料 3-1-8】	長崎国際大学 試験に関する規程	
【資料 3-1-9】	長崎国際大学 GPA 制度運用に関する内規	
【資料 3-1-10】	長崎国際大学 試験に関する規程	【資料 3-1-8】参照
【資料 3-1-11】	平成 30 年度第 1 回定例健康管理学部教授会議事録 平成 30 年度第 1 回定例健康管理学部教授会資料 1 平成 30 年度第 2 回定例全学教授会議事録	

Т	亚式 20 年度第 9 同定例会学数域会次约 10	
『 2欠 小小 0 4 4 0 3	平成30年度第2回定例全学教授会資料18	
【資料 3-1-12】	平成 30 年度第 3 回定例全学教授会資料 3	Familia de la Comp
【資料 3-1-13】	平成30年度第3回定例全学教授会資料3	【資料 3-1-12】参照
【資料 3-1-14】	平成30年度第3回定例全学教授会資料3	【資料 3-1-12】参照
【資料 3-1-15】	長崎国際大学 履修規程第23条、第30条	
	平成 30 年度 第 11 回教務委員会議事録	
【資料 3-1-16】	平成 30 年度 第 2 回臨時健康管理学部教授会議事録	
F. 27 My O 4 47 T	平成 30 年度 第 12 回薬学部教授会議事録	7. 27.40 ○ 1 1 . 17 → 177
【資料 3-1-17】	長崎国際大学 履修規程第 23 条	【資料 3-1-15】参照
【資料 3-1-18】	長崎国際大学 履修規程第 30 条	【資料 3-1-15】参照
	平成 30 年度第 10 回教務委員会議事録 平成 30 年度第 6 回臨時薬学部教授会議事録	
【資料 3-1-19】	平成 30 年度第 6 回屬时架子前教授云巌事録 平成 30 年度第 2 回臨時教務委員会議事録	
【具行 0 1 19】	平成 30 年度第 10 回人間社会学部教授会議事録	
	平成 30 年度第 11 回健康管理学部教授会議事録	
【資料 3-1-20】	長崎国際大学 学位規程	
3-2. 教育課程及び		
【資料 3-2-1】	長崎国際大学カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	大学ホームページ 大学総合	
【資料 3-2-3】	カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-4】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-2-5】	長崎国際大学 シラバスチェック要項	
	長崎国際大学 履修規程	
【資料 3-2-6】	長崎国際大学 GPA 制度運用に関する内規	
F2欠小0 0 0 7 3	長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 カリキュラム・ポリ	
【資料 3-2-7】	シー	
【資料 3-2-8】	2018年度 社会福祉学科卒業研究中間発表会要旨集	
【資料 3-2-9】	全学共通科目カリキュラム	
【資料 3-2-10】	「教養セミナーA」冊子	
【資料 3-2-11】	長崎国際大学第85回教育向上研究会	
【貝科 0-2-11】	長崎国際大学平成 28 年度第 13 回 SD 研修会	
【資料 3-2-12】	長崎国際大学 教育基盤センター規程	
	TA・SA への研修会資料 TA · SA への研修会資料	
【資料 3-2-13】	平成 30 年度 第 2 回教育基盤センター運営委員会議事録	
【資料 3-2-14】	平成30年度第7回自己点検・評価委員会資料	
	<各学科授業アンケート結果に基づく面談の記録> 平成 30 年度 自己点検・評価委員会資料	
【資料 3-2-15】	マ 成 30 年度 日 に 点 使 ・ 計画 安 貝 云 貢 科 マ 正 成 30 年 度 授 業 公 開 実 施 状 況 >	
Franki o o dož	社会福祉学科 2018 年度授業公開実施状況	
【資料 3-2-16】	授業公開意見交換会資料	
【資料 3-2-17】	平成 30 年度 自己点検・評価委員会資料	
L 只介↑ U ⁻ L ⁻ 1/】	<平成30年度授業公開実施状況>	
【資料 3-2-18】	平成30年度第1回授業改善協議会(仮称)報告書	Frankl o o 445 /
	授業アンケート結果に基づく面談の記録(薬学部)	【資料 3-2-14】参照
【資料 3-2-19】	平成 30 年度 第 11 回定例人間社会学研究科教授会議事録	
『 次小小 0 00】	平成30年度 第1回定例人間社会学研究科地域マネジメント専	
【資料 3-2-20】	攻会議議事録 平成 20 年度 第 2 回字例 / 問社会学研究科教授会議事録	
【資料 3-2-21】	平成 30 年度 第 3 回定例人間社会学研究科教授会議事録 平成 30 年度 第 12 回 健康栄養研究報告会	
【資料 3-2-22】	平成 30 年度「研究進捗状況報告会」要旨 平成 29 年度 臨時第 1 回薬学研究科教授会議事録	
【資料 3-2-23】	平成 29 年度 臨時第 1 回聚字研究科教授会議事録 平成 29 年度 定例第 9 回薬学研究科教授会議事録	

【資料 3-3-1】	平成 30 年度 第 5 回全学教授会 資料 27 <平成 29(2017)年度卒業生アンケートの課題と改善策> 平成 30 年度第 5 回全学教授会資料 28	
	<平成 29(2017)年 IR コンソーシアム 1 年生・上級生調査 (学修時間) に見る学科の課題と解決方策>	
【資料 3-3-2】	ポートフォリオ	
【資料 3-3-3】	H31 年度 平成 30 年度の GPA による履修指導について	
【資料 3-3-4】	教務関係システム学生マニュアル 2019 年版	【資料 2-2-7】参照
【資料 3-3-5】	平成 30 年度 全学教授会資料 就職委員会	
【資料 3-3-6】	平成 27 年度〜平成 29 年度在学生調査 「大学 IR コンソーシアム会員校共通『一年生調査』・『上級 生調査』集計結果集 平成 27(2015)年度〜平成 29(2017)年度 の比較」CD 版	
【資料 3-3-7】	平成 30 年度 第 3 回国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 3 回国際観光学科会議資料 1	
【資料 3-3-8】	平成 30 年度 第 8 回国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 8 回国際観光学科会議資料 2	
【資料 3-3-9】	平成 29 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録 平成 29 年度 第 12 回国際観光学科会議資料 平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議資料	
【資料 3-3-10】	平成 29 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録 平成 29 年度 第 12 回国際観光学科会議資料 平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議資料	
【資料 3-3-11】	平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議資料	
【資料 3-3-12】	平成 29 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録 平成 29 年度 第 12 回国際観光学科会議資料 平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議資料	
【資料 3-3-13】	平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議議事録 平成 30 年度 第 12 回国際観光学科会議資料	
【資料 3-3-14】	夏季集中講座のお知らせ 模擬試験・レベルチェックテスト結果一覧表 個別面談リスト	
【資料 3-3-15】	平成 30 年度 第 1・5 回社会福祉学科学生支援委員会議事録	
【資料 3-3-16】	2018 年度前期 SA 制度運営のスケジュールおよびフローチャート	
【資料 3-3-17】	2018 年度「栄養の生物学」「栄養の化学」プレイスメントテスト問題 平成 30 年度化学プレイスメント結果及び栄養の化学演習クラス分け	
【資料 3-3-18】	平成 30 年度 単位取得状況表	
【資料 3-3-19】	平成 30 年度管理栄養士国家試験模擬試験成績及び試験結果分析表(抜粋)	
【資料 3-3-20】	全学生の成績一覧 模擬試験成績	
【資料 3-3-21】	サイボウズシステム (試験結果管理システム操作説明書) 平成 30 年度 第 5 回定例薬学部教授会議事録 (前期定期試験後 の面談スケジュール)	
【資料 3-3-22】	平成 30 年度 第 1 回定例薬学部教授会議事録 (薬学部各種委員会構成員一覧表) 平成 30 年度 夏休み CAI 課題通知	
【資料 3-3-23】	ポートフォリオ (薬学部教授会)	

【資料 3-3-24】	2018年度総合演習計画	
	H30 年度 総合演習時間割	
【資料 3-3-25】	平成 30 年度 第 5 回定例薬学部教授会議事録(夏期勉強合宿) 平成 30 年度薬学部 6 年次生保護者懇談会開催通知	
	「平成 30(2018)年度 学生による授業アンケート集計結果 自	
【資料 3-3-26】	己点検・評価報告書」CD版	
	「平成 30(2018)年度 学生による授業アンケートに対する 自	
	己点検・評価報告書」CD 版	
【資料 3-3-27】	平成 30 年度学生による授業アンケートに対する自己点検・評	【資料 3-3-26】参照
【貝杯 0 0 2/】	価報告書	【貝科 5-5-20】 参照
『 恣心』2 2 2 2 3	平成 30 年度 第 6 回自己点検・評価委員会資料	【資料 2-6-2】参照
【資料 3-3-28】	平成 30 年度 第 6 回目己点検・評価委員会資料 平成 30 年度 第 10 回自己点検・評価委員会資料	【資料 2-6-2】参照 【資料 2-6-2】参照
【資料 3-3-28】	平成 30 年度 第 10 回自己点検・評価委員会資料	
	平成30年度第10回自己点検・評価委員会資料 「平成30(2018)年度 教員個人による諸活動について自己点	
	平成 30 年度 第 10 回自己点検・評価委員会資料 「平成 30(2018)年度 教員個人による諸活動について 自己点 検・評価報告書」CD 版	【資料 2-6-2】参照
【資料 3-3-29】	平成30年度第10回自己点検・評価委員会資料 「平成30(2018)年度教員個人による諸活動について自己点検・評価報告書」CD版 平成27年度~平成29年度在学生調査	【資料 2-6-2】参照
	平成 30 年度 第 10 回自己点検・評価委員会資料 「平成 30(2018)年度 教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」CD 版 平成 27 年度~平成 29 年度在学生調査 「大学 IR コンソーシアム会員校共通『一年生調査』・『上級生調査』集計結果集 平成 27(2015)年度~平成 29(2017)年度	【資料 2-6-2】参照
【資料 3-3-29】	平成30年度第10回自己点検・評価委員会資料 「平成30(2018)年度教員個人による諸活動について自己点検・評価報告書」CD版 平成27年度~平成29年度在学生調査 「大学IRコンソーシアム会員校共通『一年生調査』・『上級生調査』集計結果集 平成27(2015)年度~平成29(2017)年度の比較」CD版	【資料 2-6-2】参照
【資料 3-3-29】	平成 30 年度 第 10 回自己点検・評価委員会資料 「平成 30(2018)年度 教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」CD 版 平成 27 年度~平成 29 年度在学生調査 「大学 IR コンソーシアム会員校共通『一年生調査』・『上級生調査』集計結果集 平成 27(2015)年度~平成 29(2017)年度	【資料 2-6-2】参照

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメ	ントの機能性	
【資料 4-1-1】	長崎国際大学 副学長の設置及び選考に関する規則 辞令簿	
【資料 4-1-2】	長崎国際大学 運営会議規則 平成 30 年度運営会議議事録(当日配置)	
【資料 4-1-3】	長崎国際大学 事務組織規程 辞令簿	
【資料 4-1-4】	平成 30 年度全学教授会議事録(当日配置) 平成 30 年度学部教授会議事録(当日配置)	
【資料 4-1-5】	平成 30 年度卒業生アンケート 在学生調査 平成 30 年度学長カフェ資料	
【資料 4-1-6】	長崎国際大学 教授会規程	
【資料 4-1-7】	長崎国際大学 教授会規程 平成 30 年度全学教授会議事録(当日配置)	
【資料 4-1-8】	平成 30 年度各学部教授会議事録(当日配置)	
【資料 4-1-9】	長崎国際大学大学院 研究科教授会規程	
【資料 4-1-10】	長崎国際大学 学科会議規程	
【資料 4-1-11】	各委員会規程一覧(規程は規程集として当日配置)	
【資料 4-1-12】	長崎国際大学 全学教育会議規程 長崎国際大学 グローバル推進協議会規程	
【資料 4-1-13】	全学教授会学長挨拶資料「平成 30(2018)年度 長崎国際大学 理 事長・学長による FD」	
【資料 4-1-14】	長崎国際大学 学務協議会規程	
【資料 4-1-15】	学校法人九州文化学園 組織規則	
【資料 4-1-16】	学校法人九州文化学園 組織規則	【資料 4-1-15】参照
【資料 4-1-17】	学校法人九州文化学園 組織規則 長崎国際大学 事務組織規程	【資料 4-1-15】参照 【資料 4-1-3】参照
【資料 4-1-18】	長崎国際大学 賞罰規程	
【資料 4-1-19】	学校法人九州文化学園 組織規則 長崎国際大学 教授会規程	【資料 4-1-15】参照 【資料 4-1-6】参照

	各委員会規程(規程集として当日配置)	
【資料 4-1-20】	長崎国際大学 学長選考規則	
【資料 4-1-21】	長崎国際大学 事務組織規程 平成 31 年度事務組織表	【資料 4-1-3】参照
4-2. 教員の配置・	職能開発等	
【資料 4-2-1】	平成 31 年度教育職員一覧 (第1回全学教授会資料)	
【資料 4-2-2】	長崎国際大学 教員選考規程 長崎国際大学教員の昇任審査に関する運用内規 昇任人事の審査基準 長崎国際大学 人事委員会規程 長崎国際大学 教員資格審査委員会規程 平成 30 年度教員資格審査委員会議事録(当日配置)	
【資料 4-2-3】	長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程 FDの目的、目標及び実施計画 平成 30 年度 FD 一覧	
【資料 4-2-4】	授業研修会資料 「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」CD 版 (報告書は当日配置)	エビデンスデータ CD
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程 FDの目的、目標及び実施計画 平成30年度SD一覧	【資料 4-2-3】参照 【資料 4-2-3】参照
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	平成 31 年度研究室配置図	
【資料 4-4-2】	平成 31 年度薬学部薬学科研究分野別教員配置	
【資料 4-4-3】	図書選定調査資料 卒業生アンケート 選書ツアー開催資料	
【資料 4-4-4】	長崎国際大学 知的財産ポリシー等関係規程一式 長崎国際大学 知的財産ポリシー 長崎国際大学 技術移転に伴う知的財産権取扱規程 長崎国際大学 発明等規程 長崎国際大学 発明等規程取扱細則	
【資料 4-4-5】	長崎国際大学 研究倫理指針等関係規程一式長崎国際大学 研究倫理委員会規程長崎国際大学 研究倫理委員会規程長崎国際大学 研究者等の行動規範に関する規程 長崎国際大学 利益相反に関する規程等関係規程一式長崎国際大学 利益相反に関する規程長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針長崎国際大学における納品検収の取扱内規長崎国際大学における納品検収の取扱専項科研費等の事務処理に係る各段階の分掌の概観図公益通報者の保護に係る通報のフロー図長崎国際大学における科研費等の事務処理に係る分掌要項科研費物品調達フロー長崎国際大学公的研究費等に関する不正防止計画長崎国際大学公的研究費等に関する不正防止計画長崎国際大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程長崎国際大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程長崎国際大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程長崎国際大学公的研究費に関する間接経費取扱内規長崎国際大学物品発注内規	

	長崎国際大学における共用設備購入に関する取扱内規 長崎国際大学 公的研究費に関する内部監査内規 長崎国際大学 研究データの取扱い等に関する内規 長崎国際大学 研究費不正使用防止委員会規程 研究活動の不正防止や研究費の不正使用防止に関する諸規程	
	平成 30 年度 e-ラーニングコース受講資料 研究倫理に関するリーフレット 平成 30 年度コンプライアンス研修	
【資料 4-4-6】	長崎国際大学 動物実験に関する規程	
【資料 4-4-7】	長崎国際大学 安全保障輸出管理規程	
【資料 4-4-8】	長崎国際大学 教員研究費取扱規程 平成 31 年度予算書	
【資料 4-4-9】	長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画 長崎国際大学 共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程	
【資料 4-4-10】	平成 30 年度科研費説明会資料 平成 30 年度科研費申請書作成テクニック講習会資料 平成 30 年度学長裁量経費資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
5-1. 経営の規律と	5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人九州文化学園 理事会規則 学校法人九州文化学園 就業規則 学校法人九州文化学園 行動規範		
【資料 5-1-2】	長崎国際大学 就業規則 学校法人九州文化学園 理事会規則		
【資料 5-1-3】	長崎国際大学 教授会規程 長崎国際大学 研究科教授会規程 平成 30 年度各学部教授会議事録(当日配置)	【具件 0 1 1】 少流	
【資料 5-1-4】	長崎国際大学 運営会議規則 平成 30 年度運営会議議事録(当日配置)		
【資料 5-1-5】	デマンドコントローラー画面 長崎国際大学 廃棄物管理及び処理規程 全学教授会開催案内メール(マナバアップロードの通知)		
【資料 5-1-6】	ハラスメントの防止及び対応に関する規程等関係資料一式 長崎国際大学 ハラスメントの防止及び対応に関する規程 長崎国際大学 ハラスメント対策委員会規程 長崎国際大学 ハラスメント防止ガイドライン 長崎国際大学 ハラスメント外部諮問員内規 「STOP harassment ハラスメントのない大学にするために」		
【資料 5-1-7】	学校法人九州文化学園 個人情報の保護に関する規則 長崎国際大学 個人情報保護規程		
【資料 5-1-8】	学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則 長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組 みに関する方針 内部通報に関する要領(公益通報者の保護に係る通報のフロー 図) 平成 30 年度長崎国際大学公的研究費コンプライアンス研修資 料		
【資料 5-1-9】	長崎国際大学 男女共同参画推進委員会規程 「男女共同参画推進セミナー〜先端企業の取組から学ぶ〜」セ ミナー資料		
【資料 5-1-10】	長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進		

	に関する教職員対応要領等関係資料一式	
	長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進	
	に関する教職員対応要領	
	長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進	
	に関する教職員対応要領における留意事項	
	長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進 に関する教職員対応概要図	
	苦情申立てに対する体制及び手順	
	学生サポートブック(当日配置)	
	修学上の配慮が必要な学生に関する情報提供シート	
【資料 5-1-11】	平成 30 年度第 2 回学生委員会資料	
E Araba E 4 403	建築確認済証	
【資料 5-1-12】	平成 30 年度熱中症対策講習資料 平成 30 年度交通安全教室資料	
	+成 50 +及父迪女主教主真科 長崎国際大学 就業規則等関係資料一式	
	長崎国際大学 就業規則	
	長崎国際大学 安全衛生管理規程	
	長崎国際大学 安全衛生委員会規程	
	長崎国際大学 防火・防災管理規程	
₹	長崎国際大学 危機管理規程	
【資料 5-1-13】	長崎国際大学 危機管理委員会規程 長崎国際大学 毒劇物管理規程	
	長崎国際大学 放射線障害予防規程	
	長崎国際大学 放射線障害予防委員会規程	
	長崎国際大学 安全保障輸出管理規程	
	平成 30 年度各委員会議事録(当日配置)	
【資料 5-1-14】	消防計画等関係資料	
5 0 TU = 0 0 W/4	防災避難訓練実施関係資料	
5-2. 理事会の機能		Exercise 4 4 November 1
	学校法人九州文化学園 理事会規則	【資料 5-1-1】参照
【資料 5-2-1】	平成 29 年度理事会議事録(当日配置) 平成 29 年度評議員会議事録(当日配置)	
【貝介 0-2-1】	平成 30 年度理事会議事録(当日配置)	
	平成 30 年度評議員会議事録(当日配置)	
5-3. 管理運営の円		
【資料 5-3-1】	長崎国際大学 運営会議規則	【資料 5-1-4】参照
【資料 5-3-2】	学校法人九州文化学園 就業規則	【資料 5-1-1】参照
【具介↑ J ¯ J ¯ Z 】	長崎国際大学 就業規則	【資料 5-1-1】参照
【資料 5-3-3】	各学部学科・課等による平成 31 年度申請書及び事業計画書の	
	作成について 学校法人九州文化学園 理事会規則	
【資料 5-3-4】	平成 29 年度理事会議事録(当日配置)	【貝科 5-1-1】 参照
19440012	平成 30 年度理事会議事録(当日配置)	
	長崎国際大学 運営会議規則	【資料 5-1-4】参照
【資料 5-3-5】	平成 29 年度運営会議議事録(当日配置)	
	平成30年度運営会議議事録(当日配置)	
【資料 5-3-6】	各委員会規程(当日配置)	【次业 [1 0] 分四
	長崎国際大学 教授会規程 亚成 20 年度駐車の理事会・証業員会出度出現資料	【資料 5-1-3】参照
	平成 29 年度監事の理事会・評議員会出席状況資料 平成 30 年度監事の理事会・評議員会出席状況資料	
【資料 5-3-7】	平成 29 年度監査計画表	
	平成 29 年度理事会資料及び監査資料(当日配置)	

1	平成 30 年度監査計画表	
	平成 30 年度温重計画級 平成 30 年度理事会資料及び監査資料 (当日配置)	
	平成 30 年度評議員会資料及び監査資料 (当日配置)	
	平成 29 年度評議員会議事録 (出欠状況のわかる資料) (当日配	
	TM 23 平反 FT 成 只 云 成 手 塚 (山 八 小 () 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	
【資料 5-3-8】	単/ 平成 30 年度評議員会議事録(出欠状況のわかる資料)(当日配	
	十成 30 年度計議員云磯争録(山入仏/(パッパッパの真材)(ヨロ配置)	
 5-4. 財務基盤と↓	, —·	
0 4. 别仍坐血亡1	平成 29 年度理事会議事録(当日配置)	
	平成 29 年度評議員会議事録(当日配置)	
	学校法人九州文化学園中期計画(平成28年度~平成32年度5	
	か年)	
	平成 29 年度事業計画書	
	平成 29 年度事業報告書	
	平成 29 年度予算書・計算書類・財産目録	
	平成 29 年度監査法人監査報告書	
【資料 5-4-1】	平成 29 年度監事監査報告書	
	平成 30 年度理事会議事録(当日配置)	
	平成 30 年度建華会藏華縣(当日配置)	
	平成 30 年度計職員会職爭隊(当日配置)	
	平成 30 年度事業報告書	
	平成 30 年度事業報告書	
	平成 30 年度 了 异音· 訂 异音 损 • 阅 座 日 琢 平成 30 年度 監査 法人監査報告書	
	平成 30 年度監重監査報告書	
「恣业に10】	学校法人九州文化学園 事務局長会規定	
【資料 5-4-2】	平成 29 年度事務局長会議事録(当日配置)	
	平成 30 年度事務局長会議事録(当日配置) 平成 29 年度予算書	
	平成 29 年度 了算青平成 29 年度計算書類	【貝科 0-4-1】 参照
	平成 29 年度 事業計画書	
【資料 5-4-3】	平成 29 年度事業報告書 平成 30 年度予算書	
	平成 30 年度 了算青平成 30 年度計算書類	
	平成30年度事業計画書	
	平成30年度事業報告書	
	学校法人九州文化学園 資金運用規則・資金運用管理基準	
【資料 5-4-4】	金融資産の運用状況	
	平成 29 年度第 1 回理事会議事録	
	平成30年度第1回理事会議事録	Figure F A 11 - A 17
	平成 29 年度事業報告書	【資料 5-4-1】参照
【資料 5-4-5】	平成30年度事業報告書	
	平成 29 年度補助金交付決定通知書	
F F A = 1	平成 30 年度補助金交付決定通知書	
5-5. 会計	T = 6	
	平成29年度第7回理事会議事録	
	平成 29 年度第 7 回評議員会議事録	
【資料 5-5-1】	平成30年度第6回理事会議事録	
	平成30年度第4回評議員会議事録	
	学校法人九州文化学園 予算編成要領 平成 31 年度~	Fredh E
	学校法人九州文化学園中期計画(平成 28 年度~平成 32 年度 5	【資料 5-4-1】参照
	か年)	
	平成 29 年度事業計画書	
【資料 5-5-2】	平成 29 年度事業報告書	
	平成 29 年度予算書	
	平成 30 年度事業計画書	
	平成 30 年度事業報告書	

	平成 30 年度予算書	
	学校法人会計基準(当日配置)	
	学校法人九州文化学園 経理規則	
	学校法人九州文化学園 予算規定	
「次小」「「「つ」	学校法人九州文化学園 予算執行事務取扱要領	
【資料 5-5-3】	長崎国際大学 出張命令の委任に関する規程	
	長崎国際大学 予算執行の委任に関する規程	
	勘定科目基準書(第9版)	
	Web 管理システムの手順書	
	学校法人九州文化学園会計担当者会議内規	
【資料 5-5-4】	平成 29 年度会計担当者会議議事録 (当日配置)	
	平成30年度会計担当者会議議事録(当日配置)	
	平成 29 年度第 1 回理事会議事録	
	平成 29 年度第 1 回評議員会議事録	
【資料 5-5-5】	平成 29 年度監査報告書	
【貝科 0-0-0】	平成 30 年度第 1 回理事会議事録	
	平成 30 年度第 1 回評議員会議事録	
	平成 30 年度監査報告書	
	平成 29 年度理事会議事録(当日配置)	
	平成 29 年度評議員会議事録(当日配置)	
	平成 29 年度監査報告書	
	学校法人九州文化学園 理事会規則	【資料 5-1-1】参照
	平成 29 年度監査計画表	
【資料 5-5-6】	平成 29 年度監事活動報告書	
	平成 30 年度理事会議事録(当日配置)	
	平成 30 年度評議員会議事録(当日配置)	
	平成 30 年度監査報告書	
	平成 30 年度監査計画表	
	平成 30 年度監事活動報告書	
【資料 5-5-7】	平成 29 年度監事監査報告書	【資料 5-5-6】参照
▲只作T ∪ ∪ / 】	平成 30 年度監事監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の) D組織体制	
【資料 6-1-1】	長崎国際大学 内部質保証の基本方針 平成 30 年度第 9 回自己点検・評価委員会議事録 平成 30 年度第 10 回自己点検・評価委員会議事録 長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	長崎国際大学における点検及び評価に関する規程 長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程 大学ホームページ:情報公開「2017-2018自己点検・評価報告 書」(報告書は当日配置)	【資料 6-1-1】参照 エビデンスデータ CD
【資料 6-1-3】	長崎国際大学 IR センター規程 「大学 IR コンソーシアム会員校共通『一年生調査』・『上級 生調査』集計結果集」CD 版(報告書は当日配置)及び各学科 における課題と解決方策 「学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価報告書」	エビデンスデータ CD エビデンスデータ CD
	CD 版(報告書は当日配置) 平成 30 年度卒業生アンケート集計結果 平成 30 年度保護者懇談会アンケート 第 12 回学長カフェについて(報告)	
【資料 6-1-4】	長崎国際大学 事務組織規程	
【資料 6-1-5】	平成 30 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録 平成 30 年度第 2 回自己点検・評価委員会資料	

	平成 30 年度第 4 回自己点検・評価委員会議事録	
	平成 30 年度第 4 回自己点検・評価委員会資料	
	平成 30 年度第 5 回自己点検・評価委員会議事録	
	平成 30 年度第 5 回自己点検・評価委員会資料	
	平成 30 年度自己点検・評価委員会議事録(当日配置)	
	平成 30 年度 IR センター会議議事録(当日配置)	
6-2. 内部質保証 <i>0</i>	つための自己点検・評価	
	長崎国際大学における点検及び評価に関する規程	【資料 6-1-2】参照
【資料 6-2-1】	大学ホームページ:情報公開「2017-2018 自己点検・評価報告	【資料 6-1-2】参照
120110 = 12	書」(報告書は当日配置)	エビデンスデータ CD
	長崎国際大学 運営会議規則	- / () / (2
【資料 6-2-2】	平成 30 年度運営会議議事録(当日配置)	
	平成 30 年度第 5 回 IR センター会議議事録	
	平成 30 年度第 5 回 IR センター会議資料	
	ハイブリッド授業評価詳細マニュアル (システムは当日確認)	
	ハイブリッド授業評価システム経年比較・科目集計・学科集	
	計・学年集計	
	『「デース』 「学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価報告書」	エビデンスデータ CD
	CD版(報告書は当日配置)	
	アンケート用紙、テキストマイニング集計	
	「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」	エビデンスデータ CD
【資料 6-2-3】	CD版(報告書は当日配置)	
	アクションプランシート	
	ア成 30 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録	
	平成 30 年度第 2 回自己点検・評価委員会資料	
	平成 30 年度第 6 回自己点検・評価委員会議事録	
	平成 30 年度第6回自己点検・評価委員会資料	
	ルーブリック評価学生マニュアル	
	面談システムの画面	
	平成 30 年度第 7 回自己点検・評価委員会議事録	
	平成 30 年度第 7 回自己点検・評価委員会資料	
F	平成 30(2018)年度「教員個人による諸活動について 自己点	エビデンスデータ CD
【資料 6-2-4】	検・評価報告書」CD版(報告書は当日配置)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	「学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価報告書」	エビデンスデータ CD
	CD版(報告書は当日配置)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	「大学 IR コンソーシアム会員校共通『一年生調査』・『上級	エビデンスデータ CD
【資料 6-2-5】	生調査』集計結果集」CD版(報告書は当日配置)	
	大学 IR コンソーシアム IRiS システムの画面	
	平成30年度卒業生アンケート集計結果	【資料 6-1-3】参照
	平成 29 年度卒業生調査集計結果	
	平成 30 年度第 2 回 IR センター会議議事録	
【資料 6-2-6】	平成 30 年度第 2 回 IR センター会議資料	
	平成 30 年度第 5 回 IR センター会議議事録及び資料	【資料 6-2-3】参照
6-3. 内部質保証の	D機能性	
【資料 6-3-1】	平成 30 年度第 8 回自己点検・評価委員会議事録	
【貝科 0−3−1】	平成 30 年度第8回自己点検・評価委員会資料	
	平成 30 年度第7回自己点検・評価委員会議事録	
	平成 30 年度第7回自己点検・評価委員会資料	
【洛业 6_9 0】	「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」	エビデンスデータ CD
【資料 6-3-2】	CD 版(報告書は当日配置)	
	平成 30 年度第 3 回 IR センター会議議事録	
	平成 30 年度第 3 回 IR センター会議資料	
	全学教育会議規程	
【恣业」6 0 0】	平成 30 年度第 3 回全学教育会議議事録	
【資料 6-3-3】	平成 31 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録	
	自己点検・評価委員会総括	

基準 A. 建学の理念であるホスピタリティを核とした初年次教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 初年次教育 8	・ ・ ・効果的に実施するための科目の設定と教育支援組織の構築	
【資料 A-1-1】	長崎国際大学のポリシー シラバス:「教養セミナーA」 シラバス:「ホスピタリティ概論」 シラバス:「茶道文化 I A」 茶道文化学外活動資料 ホスピタリティ概論の班別担当者一覧 (2019 年度) 平成 31 年度「ホスピタリティ概論」授業運営概要 長崎国際大学 教育基盤センター規程	
【資料 A-1-2】	長崎国際大学 教育基盤センター運営委員会規程 教育基盤センター紀要第2巻(抜粋) ホスピタリティ概論担当者SD資料	
A-2. ホスピタリラ	ティに基づいたキャンパスにおける共生社会の構築	,
【資料 A-2-1】	平成31年度第1回キャンパスライフ・ヘルスサポーセンター 運営委員会議事録 平成31年度第1回キャンパスライフ・ヘルスサポーセンター 運営委員会資料1 オリエンテーション配付資料「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターについて」 令和元年度第2回キャンパスライフ・ヘルスサポーセンター運営委員会議事録 令和元年度第2回キャンパスライフ・ヘルスサポーセンター運営委員会資料3 令和元年度第1回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター 運営委員会議事録 令和元年度第1回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター 運営委員会資料4-1	H31-1 資料 1「2019 キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター組織図」R1-2 資料 3「ピア・サポーター登録状況資料 4-1「2019 修学上の配慮が必要な学生に関する FD・SD 資料」
【資料 A-2-2】	平成 30 年度第 1 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会議事録 平成 30 年度第 1 回キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会資料 5-1 長崎国際大学 NIU ピア・サポート学生組織細則 2018 年度学長裁量経費-実績報告書及び添付資料	H30-1 資料 5-1「NIU ピア・サポート学生組織 (NPS) の立ち上げに ついて」

[※]必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。